

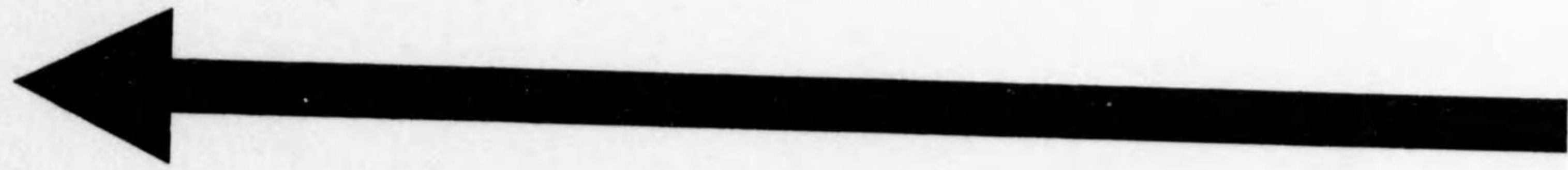
14. 4-816



1200501208776



始





14.4-816



1203501208776

# 日本紡織年鑑

昭和六年

日本紡織通信社

發行



資本金 五千七百五十萬圓 (拂込濟)  
 法定準備金 五千七百五十萬圓  
 別途準備金 七百參拾五萬圓

東京市麴町區丸ノ内一丁目



株式會社 第一銀行

支店	所在地
東京	東京、橫濱、豐橋、名古屋、四日市、京都
伏見	大阪、神戸、廣島、下關、門司
小倉	福岡、久留米、熊本、函館、小樽
札幌	札幌、室蘭、宇都宮、足利、栃木、佐野
桐生	館林、京城、釜山

519



株式會社	株式會社	株式會社	株式會社	株式會社
丸紅商店東京支店	丸紅商店京都支店	丸紅商店京都支店	丸紅商店毛織部	丸紅商店
東京日本橋區元濱町	京都室町四條	京都室町四條	大阪本町	大阪本町



資本金 壹 億 圓  
 諸積立金 四千貳百七拾萬圓

東京市麴町區丸ノ内貳丁目五番地



株式會社 三菱銀行

支店  
 永代橋(東京) 丸之内(東京) 丸之内第二(東京) 日本橋(東京)  
 四谷(東京) 駒込(東京) 日本橋通町(東京) 神田(東京)  
 品川(東京) 大森(東京) 大 阪 中之島(大阪)  
 船場(大阪) 西長堀(大阪) 神 戶 三宮(神戶)  
 京都 名古屋 小樽 上海 倫敦 紐育



日本紡織年鑑

昭和六年





創刊以來十餘年日本邦紡織界に於ける  
最も信用ある専門紙

内地諸織物、生糸、綿糸、棉花、羊毛、毛糸、麻糸、人造絹糸、養蠶製糸、絹紡糸、羅紗、綿布、絹物、莫大小等の生産、輸出入貿易、取引販賣、消化状態、金融關係、相場成行等の實況は悉く本紙に在あり

(刊日)

# 日本紡織通信

紡織關係の會社、銀行、商店の營業狀況及び成績は本紙の専門的調査報道が最も的確敏捷

織物原料糸各生地類等の相場に對する權威ある觀測は本紙の獨壇場

紡織經濟に關する諸統計は絶大の參考資料

購讀料 一ヶ年前金拾五圓 半ヶ年前金八圓 申込所 東京市日本橋區長谷川町廿三番地 日本紡織通信社

各地  
大阪(二) 横濱 名古屋 京都(三) 神戸(三)  
岡山 尾道 新居濱 吳 廣島(三)  
柳井 下關 門司 小倉 若松  
博多 久留米 熊本  
海外  
倫敦 紐育 桑港  
シアトル ロスアンゼルス  
サクラメント 布哇  
上海 漢口 孟買

本店 大阪市東區北濱五丁目



株式會社 住友銀行

人形町支店 東京市日本橋區大傳馬町二丁目

東京 新橋 深川 淺草 丸ノ内  
東本所 麴町 神田 赤坂 青山  
京 牛込 白山 大塚 四谷 下谷



時 代 の 新 味 と

|| 實 質 市 位 と ||

伊勢崎めいせん

|| 價 格 低 廉 の ||

三 拍 子 揃 っ た

伊勢崎織物同業組合



株式會社 川崎第一百銀行

東京市日本橋區通壹丁目拾壹番地

富 澤 町 支 店

日本橋區富澤町

通 旅 籠 町 支 店

日本橋區通旅籠町



織物問屋

  
稻西合名會社

大阪本町

八王子市八日町二十七番地



八王子織物業同組合

電話

事務用 三九番  
試驗用 九番  
検査用 一二六番



輸出向

羽二重、縮緬、紋絨、紋縞、朱子、紡績織、薄琥珀、タフタ  
紋タフタ、甲斐絹、御召縮緬、絲織、博多九寸、高配甲斐絹  
タンタンピース、廣緞子、瓦斯縮、シフォン、洋服袖裏地、  
洋傘地



有らゆる織物網羅  
製品百餘種

内地向

御召縮緬、糸織、綾糸織、節糸織、袴地、縞縞、壁、紅梅織  
琥珀、朱子、縞珍、御召九寸、男帶、緞子胴裏地、廣緞子、觀光朱  
子、絹綿縞珍、絹綿琥珀、觀光縮緬、瓦斯綾地、洋傘地、縮緬綾  
縮緬、小巾縞、廣巾縞、紗、羽二重、洋服袖裏地、綿々朱子

桐生織物同業組合

輸出向

琥珀、海氣、風通、看光友仙、緞子、紅梅、縞縮緬、白縮  
縞縮、色縮、楊柳縮、友仙縮、洋傘地、兵兒帶、縞縞、小  
浪織、上布、紋織、海氣雜物

輸出向  
織物各種

内地向

御召、風通、節糸、紗織、男帶、兵兒帶、座蒲團地、風織  
琥珀、袴地、結城、秩父、紅梅、黒緋、綾糸、壁織、明石  
古渡、セル、前掛地、頭巾地、飾房下、ネーム、縮緬各種  
白緋、抜中形、京棧、双子、洋傘地、解織、モスリン

足利織物同業組合









# 大森喜右衛門

本場 秩父銘仙 買繼商 埼玉縣秩父町 本店

銘仙 生村山 買繼商 埼玉縣飯能町 飯能店

生絹 買繼商 埼玉縣越生町 越生店

關東吳服 染吳服 問屋 東京日本橋區 東京店

生染絹 問屋 京都蛸藥師通 京都店

營業  
絹紡糸  
人造絹糸  
燃糸各種

品目  
富士絹  
輸出絹布  
人絹織物



株式會社 丸紅商店絹糸部

京都室町四條南



西陣帶地  
京染吳服  
問屋

布  
株式會社  
渡邊郁二商店

本店 京都市東洞院六角南  
支店 京都市日本橋區富澤町

品質本位  
助六裏地

製造發賣元

東京

株式會社  
樋口商店







モスリン洋及物問屋

株式会社  
杉村商店

東京市日本橋區新材木町

モスリン洋及物問屋  
株式会社  
近與商店

東京市日本橋區富澤町廿番地  
電話浪花(67) 長 六一八〇番  
三三五二番



本場秩父織物買繼商



柿原萬藏本店

埼玉縣秩父町

本場秩父織物問屋



柿原萬藏支店

東京日本橋長谷川町

群馬縣桐生市

株式會社 書上商店

電話 四一〇番  
二五八番

株式會社 書上商店輸出部

栃木縣足利市  
株式會社 書上商店出張所  
電話 一二五番  
五四二番  
八五五番

群馬縣伊勢崎町

株式會社 伊勢崎書上商店

電話 五八番  
五一〇番

同館 林町

株式會社 伊勢崎書上商店出張所

電話 一五番

栃木縣佐野町

株式會社 伊勢崎書上商店出張所

電話 四四七番



目品業營

京 八 王 吳  
桐 生 子 織 服  
小 町 印 御 召 物  
地 産 麻 布  
越 後 十 日 町 製 品



合 資  
會 社

田源商店

東京長谷川町



着尺の青木

兩面モスリン御召縞

青木五兵衛商店

東京市日本橋區田所町九番地  
電話浪花 九四九番  
四三九〇番  
振替口座東京一三七二八番



織物問屋

大

株式會社

大橋彌一郎商店

京都市室町五條

吳服木綿問屋

小

株式會社

塚本商店

東京伊勢町

京都支店  
小樽支店



京吳服・洋反物・綿織物  
關東織物・服地雜貨



株式會社

市田商店

東京店

日本橋區田所町  
京都店 東洞院三條上ル  
大阪店 東區南本町三丁目

はしがき

御大典紀念事業として發行した日本紡織年鑑は幸に各方面で好評を博した。年鑑類は毎年改訂して發行せなければ其の機能を著しく減殺するが、單に新しい統計を加ふるのみでなき紡織年鑑の改訂は新刊同様の手数を要し容易の業でない。本社は多大の犠牲を拂つて全然面目を一新して提供する事にした。前版に比して種々改善を施し、日常の顧問としての便宜を期したこと、目次索引に新機軸を出した點は特筆するに足ると信ずる。産業の合理化は財界建直しの根本問題である。然し之は云ふに易くして行ふに難い。中小工業を樞軸とする紡織界に於ては一層困難であらう。本版には此の合理化に對し實際的の立場から種々調査、研究せるものを登載し、且種々の資料を提供した。不景氣打開の途は速かに合理化の對策を講ずると共に經濟界の動きを見極めて、其れに對應して善處せなければならぬ。生きた統計は不景氣打開の道を暗示するものであつて、紡織界、經濟界の統計を整備して一目斯界の推移を瞭然ならしめる本年鑑は不景氣打開の好き伴侶であらう。しかし纏めてみるとまだ随分遺憾の點がある。次回に重ねて補正のつもりであるが、御氣附の處はどうか御注意を賜りたい。

昭和五年十二月一日校了へて

144-816



## 凡例

- 一、本年版は昭和五年六月までの統計を網羅することにしたが、織物産地の統計は種々な事情で聚集が困難な爲に昭和四年中の統計を集めることにした。
- 一、人事等に關しては校正中に於ても出來得る限り變更せるもの、訂正に務めたが、時には六月現在で報告を受けて、其の後の異動に對し通知を受けないもの等は其儘となつてゐるかも知れない。其の邊は惡しからず御諒察を乞ふ。
- 一、本年版は前年版を發行せる經驗に鑑みて、出來る限り利用範圍を擴大する爲に大體左の如き補訂を行つた。
  - イ、六大原糸の相場を種々苦心して大正元年から掲載する事にした。相場が戦前に歸つては大正五年の好轉期からのものでは參考價值に乏しいからである。但しどうしても調査の及ばぬものは已むを得ず逸するの外はなかつた。
  - ロ、産地の情勢を詳細ならしむる爲に、生産統計のみでなく種々の資料を網羅した。主要産地は出荷表・相場表・買繼・機業家一覽等に亘り産地要覽たる事を期した。
  - ハ、會社要覽を兼ねべく主要會社に就いては沿革・工場別生産設備・役員一覽を添へ各社の生産高まで明にした。

- ニ、問屋及小賣商の名簿に一層の改善を加へ、収益税・取引關係・商號を明にし、其の選擇も一定の標準に依る事にした。
- ホ、生糸、棉花、羊毛、等の年度は區々で統計は自ら年度始めの月から作成されてゐるが、此れは甚だ見惡い、昭和六年度版に於ては總て曆年度による事とし、別に年度に依る計數をも併記することにした。
- ヘ、紡織界の問題、紡織界の商勢は前年版との連絡を考慮して昭和三年六月からのものを網羅した。これによつて本年鑑は完全なる昭和紡織年史の一部をなす事になる。
- ト、配列の順序に考慮を加へ、目錄に新機軸を出し縦横に索出の迅速を期することにした、一般の年鑑要覽に共通の不便な點、即ち目的の事項なり統計なりを索出するに手數を要すると云ふ事が自然省かれる様にした。
- 一、新機軸の目錄と云ふのは、目錄に就いて見られる如く綿業の所へは綿業の項に掲載されたものを普通の如く記載して、その後へ參照事項として綿業に關係あり他の項に掲載されたものを記載したことである。是に依つて索出は大そう便利になる事と信ずる。
- 一、發行が豫定よりは晚れたのは一層よりよきものを提供せんとし活字にせるものも改版したりする手數を掛けた關係であるが、一般の御期待に反し、非常に遅れた事を陳謝する。

日本紡織通信社編輯局しるす



日本紡織年鑑

目錄

日本紡織通信社略史... 東京信用交換所略史... 本邦產業界に於ける紡織業の位置と紡織立國主義... 貿易上に於ける紡織品の位置... 紡織界諸問題... 政府の諸施設... 銀行界... 内地織物界... 綿糸界... 蠶糸界... 羊毛工業界... 絹糸界... 人絹界... 輸出絹物界... 輸出綿物界... 莫大小界... 金銀界...

物價... 爲替... 貿易... 内地織物... 棉花... 輸出綿布... 内地向綿布... 生糸... 絹糸... 羊毛... 羅紗... 編糸... モスリン... 人絹... 麻糸(亞麻大麻)... 麻糸(ラミー)... 莫大小... 染料... 染織流行界の大勢... 流行に關する諸會... 紡織經濟日誌... 法令... 織物消費税法...

織物消費税法施行細則... 工場法... 工業労働者最低年齢法... 蠶糸業法... 染料醫藥品製造獎勵法... 輸出絹織物取締法... 紡織關係品關稅定率... 糸類... 綿糸... 麻糸... 羊毛・毛糸... 生糸... 絹糸... 人造絹糸... 布帛及布帛製品... 綿織物... 麻織物... 毛織物... 絹織物... 莫大小... 雜布帛... 衣類及同附屬品... 金屬製品... 機械類... 世界の紡織諸團體... 萬國紡織聯合會... 英吉利紡織聯合會...

英國紡織同業會... 李浦棉花取引所... 英吉利綿糸同盟會... 英國商務省... 紐育棉花取引所... ニューオルレアンス棉花取引所... シカゴ棉花取引所... 米國農務省... 米國商務省國勢調査局... 東印度棉花組合... 印度政府... 亞歷山棉花取引所... 亞歷山一般取引所... 埃及政府... プレリメン棉花取引所... 上海紗布交易所... 華商紗廠聯合會... 大日本紡織聯合會... 棉花同業會... 商工省... 蠶糸關係... 米國生糸取引所... 米國蠶糸協會... 里昂蠶糸商組合... 國際蠶業聯合會... 伊國蠶業國民調査機關... 支那の蠶糸團體... 商工省... 羊毛工業關係...

濠洲羊毛競賣市場... リバール羊毛競賣市場... 各國貿易統計... 米國々勢院... 日本羊毛工業會... 絹紡工業會... 人絹關係... 歐洲人絹カルテル... 米國人絹協會... 佛國のシンヂケイト... 獨逸のトラスト... 日本人絹聯合會... 綿業... 大日本紡織聯合會... 在華紡織聯合會... 日本綿糸商組合聯合會... 大阪綿糸商同盟會... 日本棉花同業會... 大阪綿布商同盟會... 東京綿糸商組合... 東京綿布商同盟會... 京都綿布商同盟會... 名古屋綿糸商組合... 名古屋綿布商同盟會... 關東棉花商一覽... 阪神棉花商一覽... 東京の棉花商... 大阪綿糸問屋... 東京綿糸問屋...

京都綿糸問屋... 名古屋綿糸商... 濱松綿糸商... 兩毛綿糸商... 大阪綿布商一覽... 東京綿布商... 京都綿布問屋... 紡績會社一覽... 本邦紡績業發達の趨勢... 全國綿糸紡績會社資本金及錘數一覽表... 全國紡績會社營業成績表... 紡績會社操業狀況... 全國紡績會社營業實況一覽表... 紡績會社製糸番手相數一覽表... 全國紡績會社織布種類別出來高... 世界紡績統計... 世界紡績棉花消費高表... 本邦綿糸需給一覽表... 全國紡績會社棉花消費高... 綿織物月別生産高... 綿糸輸出國別表... 綿布種類別輸出高年別表... 綿布輸出國別表... 加工綿布輸出統計... 棉花累年輸入高... 綿糸銷柄一覽...

輸出綿布調査明細... 綿業關係綜合高低相場... 三品綿糸先限高低表... 大阪三品綿糸相場高低表... 東京杉之森綿糸相場高低表... 名古屋綿糸相場高低表... 棉花現物高低表... 倫敦銀塊及上海爲替相場表... 棉花再輸出高表... 世界棉花收穫高累年表... 米棉統計反別作柄收穫豫想及實收一覽... 米棉統計高統計... 米棉統計月表... 米棉國別輸出高... 埃及棉國別輸出高... 印度棉國別輸出高... 印度綿布需給年表... 印度綿糸布輸入高... 朝鮮棉收穫高... 英國綿製品輸出表... 英國綿布輸出表... 參照... 鐘ヶ淵紡績株式會社... 富士瓦斯紡績株式會社... 旭紡績株式會社...

足利紡績株式會社... 相模紡績株式會社... 三光紡績株式會社... 東洋紡績株式會社... 大阪合同紡績株式會社... 内外綿株式會社... 福島紡績株式會社... 天滿紡績株式會社... 天滿織物株式會社... 大阪紡績株式會社... 和泉紡績株式會社... 岸和田紡績株式會社... 貝塚紡績株式會社... 吉見紡績株式會社... 日出紡績株式會社... 内海紡績株式會社... 日高紡績株式會社... 和歌山紡績株式會社... 辻紡績株式會社... 近江帆布株式會社... 錦華紡績株式會社... 名古屋紡績株式會社... 内外紡績株式會社... 倉敷紡績株式會社... 長崎紡績株式會社... 宇部紡績株式會社... 出雲製織株式會社... 朝鮮紡績株式會社... 日華紡績株式會社... 上海製造絹糸株式會社...

目錄

五







大正元年以降毛織物輸入高……………三四〇

大正元年以降愛知縣毛織物生産高……………三四二

最近十ヶ年間濠洲羊毛及トップ本邦買付高……………三四三

大正元年以降トップ及羊毛輸入高……………三四四

大正元年以降毛糸輸出高……………三四五

大正元年以降毛織物輸出高……………三四六

大正元年以降モスリン内地消費高觀測表……………三四七

大正元年以降毛織物輸入高觀測表……………三四八

毛糸柄柄表……………三四九

モスリン柄柄……………三五十

羅紗柄柄……………三五一

羊毛工業關係品相場表……………三五二

毛糸月別高低相場……………三五三

毛斯綸果年月別高低……………三五七

本邦羊毛生産高……………三五八

毛糸換算日本總需要高……………三五九

毛斯綸月別平均相場……………三六〇

參照

日本毛織株式會社……………三八三

新興毛織株式會社……………八四四

合同毛織株式會社……………八四五

東京モスリン紡織株式會社……………八四六

東洋モスリン株式會社……………八四七

昭和毛糸紡織株式會社……………八四八

宮川モスリン株式會社……………八四九

山保毛織株式會社……………八五〇

中央毛糸紡織株式會社……………八五一

大阪毛織株式會社……………八五二

共立モスリン株式會社……………八五三

沼津毛織株式會社……………八五四

滿蒙毛織株式會社……………八五五

關稅定率……………八五五

羊毛・毛糸……………二七〇

毛織物……………二七一

關係諸團體……………二七二

業界に起れる諸問題……………二七三

商勢……………二七四

羅紗……………二七五

絹糸……………二七六

モスリン……………二七七

紡織經濟統計……………二七八

投下資本……………二七九

毛織物工場敷・機臺敷……………二八〇

職工數……………二八一

府縣別毛糸生産高……………二八二

府縣別毛織物生産高……………二八三

毛織物果年生産高……………二八四

人造絹糸業

毛織物輸出高……………四三六

羊毛輸入高……………四三七

毛糸輸入高……………四三八

毛織物輸入高……………四三九

六大原糸高低相場表……………四四〇

倉庫殘高表……………四四一

大日本人絹聯合會……………四四二

東京レヨン商組合……………四四三

大阪人絹商會……………四四四

京都人絹商會……………四四五

中央人絹商會……………四四六

兩毛人絹商組合……………四四七

福井レヨン商組合……………四四八

福井人絹會……………四四九

東京人絹會……………四五〇

大阪人絹會……………四五〇

京都人絹會……………四五〇

福井人絹會……………四五〇

名古屋人絹會……………四五〇

兩毛人絹會……………四五〇

人造絹糸會社……………四五〇

人絹會社業續一覽……………四五〇

人造絹糸輸入國別果年表……………四五〇

二十ヶ年間本邦人絹輸入數量及價格……………四五〇

本邦人絹織物生産高……………四五〇

本邦地方別人絹消費高……………四五〇

參照

帝國人造絹糸株式會社……………八三三

旭絹織株式會社……………八三三

日本レヨン株式會社……………八三四

東洋レヨン株式會社……………八三四

昭和レヨン株式會社……………八三五

倉敷絹織株式會社……………八三五

三重人絹株式會社……………八三六

東京人造絹糸株式會社……………八三七

關稅定率……………二八

關係諸團體……………二九

業界に起れる諸問題……………三〇

商勢……………三一

紡織經濟統計……………三二

六大原糸高低相場表……………三三

麻工業……………三三

全國の主なる麻糸取扱業者……………三三

製麻會社一覽……………三三

麻糸製産高……………三三

麻類並麻製品果年輸入高……………三三

麻類並麻製品果年輸出高……………三三

大原産額……………三三

亞麻産額……………三三

苧麻産額……………三三

黃麻産額……………三三

亞麻一等三十番相場表……………三三

亞麻二等二十五番相場表……………三三

大原二十五番相場表……………三三

ラミー八十番手相場表……………三三

參照

帝國製麻株式會社……………八三七

大正製麻株式會社……………八三六

東京麻糸紡織株式會社……………八三五

東洋麻糸紡織株式會社……………八四〇

第一ラミー紡織株式會社……………八四〇

大阪製麻株式會社……………八四一

關稅定率……………二八

麻糸……………二七

麻織物……………二八

商勢……………二九

紡織經濟統計……………三〇

投下資本……………三一

麻織物工場敷・機臺敷……………三一

職工數……………三二

府縣別麻糸生産高……………三二

府縣別麻織物生産高……………三三

麻織物果年生産高……………三三

麻類輸入高……………三三

六大原糸高低相場表……………三三

倉庫殘高表……………三三

莫大小業……………三三

日本輸出莫大小工業組合……………三三

聯合會……………三三

大阪輸出莫大小工業組合……………三三

大阪莫大小・タオル同業組合……………三三

東京莫大小同業組合……………三三

愛知縣莫大小同業組合……………三三

兵庫縣輸出莫大小工業組合……………三三

橫濱莫大小同業組合……………三三

紡織經濟統計

和歌山莫大小同業組合……………三九四

郡山莫大小同業組合……………三九四

名古屋輸出莫大小工業組合……………三九四

全國有力莫大小業者一覽……………三九四

名古屋の莫大小問屋……………三九四

名古屋の主なる莫大小製造業者……………三九四

東京の莫大小業者……………三九四

京都莫大小・タオル・靴下問屋一覽……………三九四

莫大小相場一覽……………三九四

參照……………三九四

大阪莫大小紡織株式會社……………八四三

日本メリヤス株式會社……………八四三

關稅定率……………二八

業界に起れる諸問題……………三〇

商勢……………三一

紡織經濟統計……………三二

投下資本……………三三

府縣別莫大小生産高……………三三

莫大小輸出高……………三三

東京染料業同業組合……………四〇一

大阪繪具染料同業組合……………四〇一

名古屋染料同業組合……………四〇一

京都染料同業組合……………四〇一

知多郡同業同業組合……………四〇一

染料・染色業

東京染料業同業組合……………四〇一

大阪繪具染料同業組合……………四〇一

名古屋染料同業組合……………四〇一

京都染料同業組合……………四〇一

知多郡同業同業組合……………四〇一

參照

日本染料製造會社……………八七二

橫井染工會社……………八七三

第一工業製藥會社……………八七三

紡織經濟統計……………三二

投下資本……………三三

府縣別晒賃染賃……………三三

染物果年生産高……………三三







宇和島織物同業組合... 八三  
八幡濱織物同業組合... 八三  
高知縣織物同業組合... 八三  
博多織物同業組合... 八三  
久留米織物同業組合... 八三  
島原織物同業組合... 八三  
鹿兒島縣大島同業組合... 八三  
鹿兒島縣織物同業組合... 八三  
琉球織物同業組合... 八三  
濱崎織物同業組合... 八三  
香川縣織物同業組合... 八三

會社要覽

鐘ヶ淵紡績株式會社... 七五  
富士瓦斯紡績株式會社... 七五  
旭紡績株式會社... 七五  
足利紡績株式會社... 七五  
相模紡績株式會社... 七五  
三光紡績株式會社... 七五  
東洋紡績株式會社... 七五  
大阪合同紡績株式會社... 七五  
内外紡績株式會社... 七五  
福島紡績株式會社... 七五  
天滿紡績株式會社... 七五  
天滿紡績株式會社... 七五  
大阪紡績株式會社... 七五  
和泉紡績株式會社... 七五  
岸和田紡績株式會社... 七五  
貝塚紡績株式會社... 七五

紡績會社

三井物産株式會社... 八五  
東洋棉花株式會社... 八五  
三菱商事株式會社... 八五  
日本棉花株式會社... 八五  
江商株式會社... 八五  
高島屋飯田株式會社... 八五  
伊藤忠商事株式會社... 八五  
株式會社兼松商店... 八五  
大倉商事株式會社... 八五  
旭シルク株式會社... 八五  
日米生糸株式會社... 八五  
日本生糸株式會社... 八五  
神戸生糸株式會社... 八五  
株式會社岩井商店... 八五  
日瑞貿易株式會社... 八五

織物、染色會社

帝國捲糸織物株式會社... 八六  
京都織物株式會社... 八六  
大阪織物株式會社... 八六  
株式會社富山縣織物橫範... 八六  
工場... 八六  
共立機業株式會社... 八六  
兩毛製織株式會社... 八六  
上毛捲糸株式會社... 八六  
株式會社伊勢丹... 八六  
福助足袋株式會社... 八六  
戸田物産株式會社... 八六  
正織株式會社... 八六  
和泉織物株式會社... 八六  
日本レース株式會社... 八六

吉見紡績株式會社... 八四  
日出紡績株式會社... 八四  
内海紡績株式會社... 八四  
日高紡績株式會社... 八四  
和歌山紡績株式會社... 八四  
辻紡績株式會社... 八四  
近江帆布株式會社... 八四  
錦華紡績株式會社... 八四  
名古屋紡績株式會社... 八四  
内外紡績株式會社... 八四  
倉敷紡績株式會社... 八四  
長崎紡績株式會社... 八四  
宇部紡績株式會社... 八四  
出雲製織株式會社... 八四  
朝鮮製織株式會社... 八四  
日華製織株式會社... 八四  
上海製織株式會社... 八四  
上海製織株式會社... 八四  
上海製織株式會社... 八四  
同興紡績株式會社... 八四  
東華紡績株式會社... 八四  
泰安紡績株式會社... 八四  
滿州紡績株式會社... 八四

製糸會社

片倉製糸紡績株式會社... 八三  
那是製糸株式會社... 八三  
關西製糸株式會社... 八三  
株式會社三龍社... 八三  
株式會社純水館... 八三  
豐中製糸株式會社... 八三  
矢島製糸株式會社... 八三

絹紡會社

日本絹紡株式會社... 八三  
日本絹紡株式會社... 八三  
日本絹紡株式會社... 八三  
關東絹紡株式會社... 八三  
近江絹紡株式會社... 八三  
昭和絹紡株式會社... 八三  
日本絹紡株式會社... 八三  
上州絹紡株式會社... 八三

人絹會社

株式會社義濟堂... 八〇  
熊本製糸株式會社... 八〇  
丸萬製糸株式會社... 八〇  
金山製糸株式會社... 八〇  
西川製糸株式會社... 八〇  
新明製糸株式會社... 八〇  
日本毛織株式會社... 八〇  
新興毛織株式會社... 八〇  
合同毛織株式會社... 八〇  
東京モスリン紡績株式會社... 八〇  
東洋モスリン紡績株式會社... 八〇  
昭和美系紡績株式會社... 八〇  
宮川モスリン株式會社... 八〇  
山保毛織株式會社... 八〇  
中央毛系紡績株式會社... 八〇  
大阪毛織株式會社... 八〇  
共立モスリン株式會社... 八〇  
沼津毛織株式會社... 八〇  
滿蒙毛織株式會社... 八〇

製麻會社

帝國製麻株式會社... 八三  
大正製麻株式會社... 八三  
東京麻糸紡績株式會社... 八三  
東洋麻糸紡績株式會社... 八三  
第一ラミー紡績株式會社... 八三  
大阪製麻株式會社... 八三

取引所

株式會社東京株式取引所... 八四  
株式會社大阪株式取引所... 八四  
名古屋株式取引所... 八四  
株式會社京都取引所... 八四  
株式會社橫濱取引所... 八四  
株式會社神戶取引所... 八四  
株式會社東京米穀商品取引所... 八四  
株式會社大阪三品取引所... 八四  
名古屋株式取引所... 八四

商會會社

荒居庄三郎商店... 八五  
合名會社齊藤嘉商店... 八五  
株式會社近與商店... 八五  
株式會社白石甚兵衛商店... 八五  
株式會社日比谷商店... 八五  
株式會社日比谷商店... 八五  
株式會社樋口商店... 八五  
株式會社神戶商店... 八五  
株式會社東京米穀商品取引所... 八五

織物問屋要覽

株式會社二國商店... 八四  
株式會社市田商店... 八六  
稻村源助商店... 八六  
岩崎合名會社... 八六  
株式會社長谷川商店... 八六  
西彦商事株式會社... 八六  
堀越合名會社... 八六  
株式會社土井商店... 八六  
株式會社丁吟商店... 八六  
岡正合資會社... 八六  
柿原合名會社... 八六  
株式會社龜忠商店... 八六  
株式會社神野商店... 八六  
株式會社柏吉石川商店... 八六  
株式會社吉野藤商店... 八六  
株式會社田端商店... 八六  
合資會社瀧宮商店... 八六  
合名會社瀧宮商店... 八六  
株式會社塚本商店... 八六  
中村合名會社... 八六  
合資會社王一中杉商店... 八六  
合資會社宇野文商店... 八六  
株式會社久保田商店... 八六  
株式會社前川商店... 八六  
合資會社升定商店... 八六  
株式會社九丁子商店... 八六  
小泉合名會社東京支店... 八六

東京の部

株式會社三越... 八三  
株式會社白木屋... 八三  
株式會社松屋吳服店... 八三  
株式會社高島屋... 八三  
株式會社大丸... 八三  
株式會社京都大丸... 八三  
株式會社十一屋... 八三  
株式會社ほてい屋吳服店... 八三  
株式會社伊勢丹... 八三  
株式會社十合吳服店... 八三  
株式會社今井吳服店... 八三

大阪の部

株式會社伊藤萬商店... 八五  
西健商店... 八五  
外定商店... 八五  
河田合名會社... 八五  
株式會社和井田商店... 八五  
株式會社田附商店... 八五  
株式會社田村商店... 八五  
合名會社野呂克商店... 八五  
株式會社山口商店... 八五  
株式會社丸紅商店... 八五  
丸爲合資會社... 八五  
合名會社寺庄商店... 八五  
松田宗商店... 八五

京都の部

株式會社伊吹商店... 八九  
株式會社西村貿易店... 八九  
株式會社細田商店... 八九  
株式會社富彌商店... 八九  
株式會社大橋彌一郎商店... 八九



株式會社大塚商店.....九〇〇  
 株式會社岡仙商店.....九〇〇  
 株式會社渡邊郁二商店.....九〇〇  
 株式會社樺澤商店.....九〇〇  
 株式會社加藤直南商店.....九〇〇  
 株式會社加藤伍商店.....九〇〇  
 株式會社片山桂商店.....九〇〇  
 株式會社吉村商店.....九〇〇  
 株式會社吉田忠商店.....九〇〇  
 株式會社竹上商店.....九〇〇  
 株式會社上田勘商店.....九〇〇  
 株式會社信江商店.....九〇〇  
 株式會社安原商店.....九〇〇  
 株式會社松居織工場.....九〇〇  
 株式會社丸居商店.....九〇〇  
 株式會社丸太柴田商店.....九〇〇  
 古莊株式會社東京店.....九〇〇  
 株式會社藤瀨商店.....九〇〇  
 株式會社安藤商店.....九〇〇  
 株式會社小泉新商店.....九〇〇  
 株式會社美濃利商店.....九〇〇  
 下村株式會社大阪支店.....九〇〇  
 下村株式會社.....九〇〇  
 株式會社平松商店.....九〇〇  
 株式會社市喜商店.....九〇〇  
 株式會社石野商店.....九〇〇  
 合資會社羽田商店.....九〇〇  
 西堀合資會社.....九〇〇  
 合資會社星久商店.....九〇〇  
 合資會社本城商店.....九〇〇

合資會社千治商店.....九〇三  
 合資會社織商商店.....九〇三  
 合資會社塚惣商店.....九〇三  
 合資會社內藤商店.....九〇三  
 合資會社村田商店.....九〇三  
 合資會社野橋商店.....九〇三  
 合資會社山中商店.....九〇三  
 合資會社升定商店.....九〇三  
 合資會社藤川商店.....九〇三  
 合資會社寺村牡丹堂.....九〇三  
 合資會社旭商會.....九〇三  
 合資會社宮本商店.....九〇三  
 合資會社糸六商店.....九〇三  
 合資會社岩井兄弟商會.....九〇三  
 京都支店.....九〇三  
 合名會社林豐商店.....九〇三  
 外村合名會社.....九〇三  
 合名會社渡邊長商店.....九〇三  
 河合合名會社.....九〇三  
 合名會社大嘉商店.....九〇三  
 野橋合名會社.....九〇三  
 合名會社野村商店.....九〇三  
 合名會社岡仙商店.....九〇三  
 合名會社熊谷次商店.....九〇三  
 升定合名會社.....九〇三  
 合名會社藤井商店.....九〇三  
 合名會社近藤與商店.....九〇三  
 小泉合名會社.....九〇三  
 合名會社普昌之助商店.....九〇三

稻垣商店.....九〇六  
 西川勘商店.....九〇六  
 細辻伊兵衛商店.....九〇六  
 外村與左衛門商店.....九〇六  
 外市京店.....九〇六  
 大森京都支店.....九〇六  
 吉居佐助商店.....九〇六  
 瀧川忠三郎商店.....九〇六  
 塚喜商店.....九〇六  
 野口安左衛門商店.....九〇六  
 山口源兵衛商店.....九〇六  
 矢代仁商店.....九〇六  
 荒川益次郎商店.....九〇六  
 島瀬商店.....九〇六  
 平井仁兵衛商店.....九〇六  
 名古屋・東海  
 株式會社系重商店.....九〇七  
 株式會社川喜田商店.....九〇七  
 株式會社春日井商店.....九〇七  
 株式會社片山商店.....九〇七  
 株式會社吉田羅紗店.....九〇七  
 瀧定合名會社.....九〇七  
 株式會社瀧兵商店.....九〇七  
 株式會社谷健商店.....九〇七  
 株式會社山茂杉本商店.....九〇七  
 株式會社三棉商店.....九〇七  
 株式會社森林商店.....九〇七  
 日本銀行.....九〇九

三井銀行.....九〇九  
 三菱銀行.....九〇九  
 第一銀行.....九〇九  
 安田銀行.....九〇九  
 川崎第百銀行.....九〇九  
 昭和銀行.....九〇九  
 住友銀行.....九〇九  
 三十四銀行.....九〇九  
 山口銀行.....九〇九  
 愛知銀行.....九〇九  
 名古屋銀行.....九〇九  
 明治銀行.....九〇九  
 火曜會.....九〇九  
 日本商工業會議所.....九〇九  
 東京實業組合聯合會.....九〇九  
 全國商工會議所一覽.....九〇九  
 海外の日本人商業會議所.....九〇九  
 全國工業組合一覽.....九〇九  
 織物消費稅.....九〇九  
 官廳學校職員一覽.....九〇九  
 商工省・農林省・大藏省・  
 關稅・稅務監督局長・織物  
 關係地方の稅務署長一覽  
 千住製絨所・瀧川種羊場・  
 月寒種羊場

檢査所と試驗場.....九〇九

生糸檢査所・絹業試驗所・  
蠶業試驗場・輸出絹織物  
檢査所・東京商工獎勵館

工業試驗所並に研  
究所.....九〇九

紡織科擔任教授一覽.....九〇九

東京帝大・京都帝大・九州  
帝大・東京工業大學・京都  
高等工藝・米澤高等工業・  
桐生高等工業・福井高等  
工業・名古屋高等工業・京  
都高等蠶業・上田蠶業專  
同・東京高等蠶業

府縣立工業學校一覽  
並製作販賣商一覽.....九〇九

紡織機及附屬品の  
輸入商.....九〇九

紡織界の合理化.....九〇九

織物不景氣打開策.....九〇九

日本紡織年鑑目錄(完)

廣告目次

株式會社第一銀行.....表紙裏  
 株式會社三菱銀行.....同  
 株式會社住友銀行.....前付一  
 伊勢崎織物同業組合.....同二  
 株式會社川崎第百銀行.....同三  
 稻西合名會社.....同四  
 八王子織物同業組合.....同五  
 桐生織物同業組合.....同六  
 足利織物同業組合.....同七  
 株式會社山口銀行.....同八  
 株式會社久保田商店.....同九  
 大森喜右衛門商店.....同〇  
 株式會社丸紅商店絹糸部.....同二  
 株式會社渡邊郁二商店.....同三  
 株式會社樋口商店.....同四  
 株式會社垣內商店.....同五  
 株式會社佐藤太三郎商店.....同六  
 株式會社近與商店.....同七  
 柿原萬藏商店.....同八  
 株式會社書上商店.....同九

田源商店.....同三  
 青木五兵衛商店.....同三  
 株式會社大橋彌一郎商店.....同三  
 株式會社塚本商店.....同三  
 株式會社市田商店.....同三  
 澤井藤助商店.....同三  
 原町紡織株式會社.....同三  
 山直毛織工場.....同三  
 尾州織物同業組合.....同三  
 關東紡績株式會社.....同三  
 山保毛織株式會社.....同三  
 株式會社芝川商店.....同三  
 セキネ羅紗店.....同三  
 株式會社土井商店.....同三  
 小杉合名會社.....同三  
 株式會社龜忠商店.....同三  
 中川平七商店.....同三  
 株式會社中島商店.....同三  
 川村千代吉商店.....同三  
 株式會社吉田商店.....同三  
 青山合名會社.....同三  
 栗原紡績合名會社.....同三

稻村源助商店.....後付一  
 森五商店.....同二  
 株式會社杉浦商店.....同三  
 株式會社土屋留商店.....同四  
 株式會社森林商店.....同五  
 瀧定合名會社.....同六  
 尾西織物同業組合.....同七  
 合名會社宇野文商店.....同八  
 桐生織物同業組合第一部.....同九  
 佐野織物同業組合.....同〇  
 株式會社三十四銀行.....同二  
 株式會社足利銀行.....同三  
 東洋モスリン株式會社.....同四  
 新興毛織株式會社.....同五  
 株式會社高島屋.....同六  
 富士瓦斯紡績株式會社.....同七  
 株式會社松坂屋.....同八  
 株式會社松屋吳服店.....同九  
 東京モスリン紡績株式會社.....同〇  
 日本紡績株式會社.....同二  
 東洋レヨン株式會社.....同三  
 秩父絹織物同業組合.....裏表紙裏  
 株式會社三越.....同  
 日本毛織株式會社.....同  
 物産館、三中西榮治商店.....目次裏





消費合理化の

先驅たらんと

努めて居ります

皆様の百貨店

物産館

◇前驛都京◇

丸物子アシ

◇陣西都京◇

丸物百貨店

◇瀬ヶ柳阜岐◇

各種風呂敷問屋



三中西榮治商店

京都市室町通六角南入  
電話本局 二二四六番

# 日本

## 紡織年鑑

日本紡織通信社編纂

### 日本紡織通信社略史

事業—紡織經濟に關する諸問題を調査通信し、兼て斯界の共榮共存に貢獻するを目的として創業する。

創刊—大正八年七月一日を以て日刊「日本紡織通信」第一號を發行し爾來日曜大祭祝日（翌日休刊）を除き紡織界の専門日刊紙として今日に至る。

組織—大正八年創立より現在まで社長西川浩世の個人事業として其の獨力經營するところである。

所在—創立以來東京市日本橋區長谷川町二十三番地に本社並に印刷工場を置き左の四地に支部、支局及び出張所を設く。

關西支部 大阪市東區淡路町三丁目四番地

京都支局 京都市烏丸通高辻上ル大政所町

名古屋支局 名古屋市東區大津町三丁目九番地

兩毛出張所 桐生市本町五丁目

日本紡織通信社略史

地方通信員 八王子、尾西、越後、遠州、米澤、福井其他主要の織物生産地に常置通信員を設く。

紙面—臨時増頁は別として毎號四頁を發行す。

唯一の日刊紙—今日では格別珍らしくもないが大正八年當時は我國に未だ紡織専門の日刊紙なく「日本紡織通信」は實に斯界唯一の日刊紙として出現したものである紙面の内容に收むところは、内地諸織物、生糸、綿糸、棉花、羊毛、毛糸、麻糸、人造絹糸、養蠶製糸、絹紡糸、羅紗、綿布、絹物、莫大小等の生産、輸出入貿易、取引販賣、消化状態、金融關係、相場成行の實況報道を始め、紡織關係會社銀行商店の營業狀況及び成績の調査通信、生糸、綿糸、絹紡、人絹毛糸等の原糸相場に對する専門的觀測紡織經濟に關する豊富な統計等を以てし内外紡織界の

形狀趨勢は本紙に依つて的確敏捷に知悉することが出来る。

精神界への努力—本紙は紡織經濟の調査通信を主眼とすれども一面に於て經濟萬般の繁榮は必竟之に與かる各個人の精神如何に重大の關係ありとし實に所謂勞資協調の問題のみならず社風風教、國家精神の喚起、政治家實業家の眞摯にして實實なる努力等眼局を健全なる精神活動の方面に注ぎ微力乍ら自ら其監視者たる覺悟を以て立ち世界に比類なき國體を奉じて紡織産業を中心とする經濟興國の機運を作振せん事を理想として進んでゐる。

震災と復興—大正十二年九月一日の大震災災に依つて本社並に印刷工場の全部を焼失したが直ちに赤坂區水川町二番地に假事務所を設け滿都灰燼の間に大活動を開始して震災後の東京を中心とする紡織界諸般の事情を間斷なく調査報道した、災厄の結果本社並に印刷工場を悉皆燒盡し一時日刊を止めて一週二回の發

行を以てするの餘儀なきに至つたけれども本社事業に對する各方面の熱誠なる同情に依り幾干もなく舊位置（日本橋區長谷川町）に社屋並に工場を復興し日刊に還つて益々通信機關たるの使命に努力しつゝある。

本社を中心の團體機關—本社は紡織界の發達に貢獻するため各方面の連絡協調を圖り或は相互の親睦を奨め或は當業研究の機會を供し或は共同利益の増進を圖る等の目的から諸種の團體機關の設立を幹旋したが其の主要なるものを摘記すれば次の如くである。

デバスト會 織物界の流行研究を主眼として本社の提唱に依り三越、白木屋、高島屋、松坂屋松屋の五大デパート並に本社を會員として大正十一年の春デバスト會を組織す爾來毎月一回例会を開催し或は春夏物に對し或は秋冬物に對し需要界に直面せる消化機關としての立場から各生産業者に諸種の希望指導を與







貿易上に於ける紡織品の位置 (大蔵省統計に據る)

Table showing trade statistics for textile products from 1934 to 1935. Columns include Year, Output Total, Foodstuffs, Industrial Goods, Textiles, Total for Total Textiles, Imports Total, Foodstuffs, Industrial Goods, Textiles, Total for Total Textiles. Includes a '備考' (Notes) section on the left.

紡織界の諸問題

政府の諸施設

四年上期

チーズ代用認可

東米、大阪三品、名古屋綿糸三取引所から商工省に内何中であつた綿糸受渡にチーズ巻代用の件は昭和四年四月八日附を以て内認可の旨前記取引所に通達した、然してチーズ巻の保存上の缺點及び格付等については更に前記三取引所で協議する筈であるが、認可決定の理由としてはチーズ巻は綿糸に比較して数量も非常に多いと、もに今後益々増加する見込があるの、これを代用することは當然であるとして居る。

糸價安定委員會設置

紡織界の諸問題

四年下期

農林省は昭和四年八月十二日糸價安定委員會官制を發表したが左の如し。
第一條 糸價委員會は農林大臣の監督に屬し糸價安定融資補償法第一條第二項第二號、同條第三項および第五條第二項の規定によりその権限に關せしめたる事項を調査審議す
糸價委員會は前項の外農林大臣の諮問に應じ糸價安定融資補償法による生糸の價格安定に關する重要事項を調査審議す
第二條 糸價委員會は會長一人および委員十人以上以内をもつてこれを組織す
第三條 會長は農林大臣をもつてこれを充つ
委員は左に掲ぐる者の中より農

林大臣の奏請により内閣においてこれを命す
一、關係各廳高等官
二、日本銀行副總裁
三、横濱正金銀行頭取
四、産業組合中央金庫理事長
五、蠶糸業同業組合中央會々長
六、社團法人大日本蠶糸會々頭
第四條 會長は會務を統理す
會長事故ある時は農林大臣の指名したる委員その職務を代理す
第五條 糸價委員會は農林大臣を經て蠶糸業者その他蠶糸に關し知識經驗ある者より意見書を徴し又はこの出席を求めて意見を聴くことを得
第六條 糸價委員會に幹事を置く農林大臣の奏請により内閣においてこれを命す幹事は會長の指揮を承け庶務を整理す
第七條 糸價委員會に書記を置く農林大臣これを命す書記は會長および幹事の指揮を承け庶務に従事す

商工審議會の小賣制度改善

附則 本令は糸價安定融資補償法施行の日よりこれを施行す
商工省審議會第三特別委員會では諮問案たる小賣制度改善案につき審議の結果佐野善作、田中實の兩委員に答申案起草を一任したが昭和四年末左の如き成案を得、幹事の手にて案文修正を終つたのでこれを商工當局より公にすることなつた。
◇中小小賣商をしてまづ左の如き方法により自らその經營を合理化せしむることが肝要である。
一、營業上の無駄を省き營業費の低減を計りかつ家計と營業費の混同を避くる事。
二、商品の安價仕入を計る爲左の方法によること。
三、左の如き方法により販賣の合理化を計る。
1 建物、陳列法、サービス、廣



紡織界の諸問題

告、販賣員の養成等に注意し顧客吸収策を講じ賣上高の増加を計ること。
2 回轉率本位に商品を取扱ひ餘剩手持品を少くすること。
3 懸値懸引等をなさないこと。
4 配達の有無現金買と掛賣とにより價格に差別を設ける事。
5 成るべく現金賣の勵行に努め貸倒れなき様嚴重に警戒して損失を防ぐ事。
6 正味、數量を正確にする事。
7 現時の中小小賣商の金融難を緩和する爲左記方法によりこれを改善する事。
1 中小小賣商はその信用能力を高め大企業と同様に銀行を利用し得る様にせねばならぬ。然して其がためには組合、聯合合同等これ等結合の力によることが最も有効な方策であると信ずる。
2 中小小賣商の爲特に金融機關を整備する事。
一、市街地信用組合の改善。
二、銀行金融の改善。
(イ)銀行をして中小小賣商人に對して小額面手形の割引をなましむる事、確實な保證人を持つてする無擔保貸付につ

き便宜を計らしむる事、又中小、小賣商金融を主とする金融機關を設立する如きことも一方策たるを失はないであらう。
(ロ)銀行合併の際には被合併銀行の取引先との取引を繼續することに努めしめること。
(ハ)中小小賣商が多くの銀行と取引するの弊を矯むること
3 金融を便ならしむる方法の一策として左の事項を研究することが望ましい。
(イ)營業全體を一個の財團としその上に抵當權を設定することを得るの途を開くこと。
(ロ)動産抵當法を制定し商品擔保として融通するの途を開き商品の資金化に通ずること。
◆中小小賣商はその資力と能力とを融合提携して大規模經營と同一の利益を収めしむるため方策を行ふべきである。
一、現物出資を中心に百貨店を設け大規模經營に入る事。
二、問屋製造家を中心とするの外中小小賣商店相集りて連鎖店を組織する事。
三、一町内の中小小賣商提携し

て商店街を形成し連絡的經營をなす事。
四、多數の卸商小賣商が一團となり購販組合を組織し仕入販賣を共同にする事。
五、連帶保證の方法によりて金融を講ずる事。
更に現在の中小小賣商を收容する小賣市場を普及せしめ安全にしてかつ合理的な營業をなましむる爲大體左の方策を必要とする。
(一)小賣市場は公共團體、公益法人又は當該地域内の當業者を以て、組織する團體をしてこれを開設せしめかつ營利を目的として開設せしめない事を原則とする事。
(二)小賣市場の經營は公正なる小賣價決定の經濟機關として活動するを以てその目的とする事。
(三)市場の位置は消費者の買出に便利なる地を選び都市の狀況により一概にいひ難いが大體徒歩往復三十分程度の範圍内に設ける事。
(四)小賣市場に關する法制を整備し市場の建物設備並に經營に關する指導をなすと共に

六
商品の價格品質および計量につき嚴重なる監督をなす事。
尙中小小賣商が共同企業をなし又は小賣市場を開設する場合には政府において一定の條件を付して低利資金を融通しその他各種の便宜を與へてこれが促進に努めらるゝ事が望ましい。
五年上期
生糸糸價補償法發動
横濱、神戸兩市場における強制共保は三月廿二日をもつて豫定の五萬圓に達しなほ銀行對帝蠶及び帝蠶對問屋、製糸家間の契約その他補償法に要する一切の準備手續を完了したので政府は愈々昭和五年三月廿四日糸價補償法を發動することに決定した、之に先立ち農林省は補償法施行規則の規定に基づき左の如き告示を二十日附官報をもつて補償條件と融通條件を公表した。
一、資金の融通をなすべき營所
横濱正金銀行
横濱正金銀行神戸支店
産業組合中央金庫
産業組合中央金庫大阪支所

産業組合中央金庫横濱事務取扱所
産業組合中央金庫神戸事務取扱所
一、損失補償の件
(一)損失補償金は五分利付國債證券をもつてこれを交付すること。
(二)政府が銀行(産業組合中央金庫を含む以下同じ)に對し補償すべき額の内額面二十五圓の國債證券の交付價格に満たざる分は後に補償すべき金額にこれを加算し最終の補償の時において額面二十五圓の國債證券の交付價格に満たざる金額あるときは政府はこれに對し補償をなさず。
(三)銀行擔保生糸に付債權の辨濟を受け尙餘剩ある場合において同一債務者の提供したる他の擔保生糸に付き生じたる損失にしていまだ補償を請求せざるものあるときはこれをもつてその填補に充つること。
前項の場合において銀行が補償を受けざる損失あるときは前項の損失の填補は補償を受け得る額とこれを受け得ざる額との割合に應じこれをなすこと。

(四)前號の場合においていまだ補償を請求せざる損失なきとき又は前號により損失の填補をなしたる後補償あるときはこれをもつて同一債務者に對する債權にして政府より補償を受けたるもの、取立金に充つること。
前號の場合に於て銀行が補償を受けざる損失ある時は前項の取立金中政府に納付すべき額は補償を受けたる額と之を受けざる額との割合に應じ之を定むること。
(五)損失補償の請求は遲滞なく之をなすべきこと。
(六)銀行が故意又は過失によつて受けたる損失について政府はその全部又は一部に付補償の責に任ぜざること。
(七)補償金額の決定ありたる時は政府は銀行に對し速に損失補償金の交付をなすこと。
(八)農林大臣必要ありと認むるときは何時たりとも銀行に對し損失補償の契約による資金融通の停止、融通資金の回收又は融銀行融通資金に付前項の融通期限に先ち辨濟を求め又はこれを延長せんとするときは農林大臣

の承認を受くべきこと。
(九)農林大臣必要ありと認むるときは何時たりとも銀行に對し擔保生糸の保存又は處分に付命令することあるべきこと。
(十)銀行は資金融通の契約案に付豫め農林大臣の承認を受くべきこと、これを變更せんとするときは又同じ。
一、銀行のなす資金融通の條件
(一)債權の擔保としては擔保生糸の外これを徵せざること。
市價の變動又は品質の低下に因り擔保生糸の價格が減少したるときといへども増擔保又は代擔保を徵せざること。
(二)債務者が債務の辨濟を遲滞したるときは銀行はその定むる時期及び方法により擔保生糸を處分し債權の辨濟に充當し得るものとすること。
前項により銀行が辨濟を受け尙不足ある場合に於ては債務者はその不足分につき辨濟の責に任ずべきものとすること。
(三)銀行が生糸の問屋その他債務者のために生糸の販賣を爲す者をしてその取扱に係る生糸の販賣代金中より債權の取立を爲さしむる場合においてはその債

權の取立に付いては債務者の承諾を要せざるものとする事。
(四)銀行債權の取立を爲したる場合に於て農林大臣の認許を受けて支拂ひたる手数料その他の費用は債務者の負擔とする事。
(五)銀行は農林大臣の承認を受け又はその指示に従ひ資金融通の條件の變更をなすことあるべきものとすること。
因に融資利率に付ては三月十二日正金東京支店に三井、三菱、安田、第一、住友、川百、臺灣、十五、横濱興信、中央金庫、正金の十一行代表者にて協議の結果關西の三十四、山口、鴻池、野村、岡崎の五行を加へ、シンジケート團を組織し融資する事に決定、差當り補償契約は便宜上から十五萬圓(融資總額一億百萬圓)を各行當分に割當て將來必要があればその都度割當額を増加する事にして割引率は政府並に製糸家の希望をいれ日歩一錢六厘(九十日手形)と決定將來金融の狀況に應じて金利は變更する事とし萬事正金銀行が幹旋の勞をとる事になつた、但し臺灣銀及十五兩行はその後都合により右融資團より脱退した。
◆補償條件
七

紡織界の諸問題



一、損失補償条件は左の如くすること。  
 (一)損失補償は昭和五年六月十日までに融通したる資金につきなすこと。  
 (二)補償金額は生糸一荷口(千斤)につき一千九百圓を限度とする。  
 (三)銀行(産業組合中央金庫をふくむ以下同じ)のなす資金融通条件は左の如く定む。  
 (一)擔保生糸一口(千斤)につき融通する資金は一萬二千五百圓とすること。  
 (二)資金の融通には生糸の製造又は加工をなすもの、振出したる一覽拂約束手形を用ふること。  
 (三)擔保たる生糸は資金の融通を受ける者が昭和四年産繭をもつて製造したる輸出向器械生糸にして最優格等以上倉入目一千三百斤以上の品質量目をもつるもの一荷口たること。  
 (四)擔保生糸は農林大臣の承認を受けたる方法による検査に合格し農林大臣の指定する倉庫に保管するものとしこれに對しその倉庫の發行したる倉庫證券を用ひて質権を設定せ

しむべきこと  
 三、損失保證契約の相手方たることを得るものは横濱正金銀行産業組合中央金庫その他横濱又は神戸に於いて現に生糸を擔保として資金融通をなす銀行にして農林大臣の指定するものたること。  
 四、以上の外糸價安定融資補償法運用において適宜にこれを定むること。  
**中小商工資金融通**  
 第廿九回預金部委員会は昭和五年三月廿五日午後蔵相官邸に開會井上會長初め各委員出席し中小商工業資金二千萬圓融通の件を次の如く決定した。  
 信用組合經由、中小商工業業者に對する資金融通の件、中小商工業業者等の所要資金として左の通り預金部資金を融通すること。  
 一、融通總額 二千萬圓以内  
 二、融通の形式  
 (イ)預金部は産業債券、勸業債券、農工債券又は北海道拓殖債券の引受をなす。  
 (ロ)産業組合中央金庫、日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖

銀行は債券の發行に依り得たる資金を直接又は府縣信用組合聯合會を經由し信用組合に貸付く(ハ)信用組合は右に依り得たる資金を別記条件の下に中小商工業業者等に貸付く。  
 三、融通利率  
 (イ)預金部の債券引受利率は年五分。  
 (ロ)産業組合中央金庫、日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行の信用組合に對する貸付利率は年五分五厘以内(但信用組合聯合會の利率は年三厘以内とし従て信用組合に對する貸付利率は年五分八厘以内)。  
 (ハ)信用組合の中小商工業業者に對する貸付利率は年九分以内信用組合は資金貸付額に對する利鞘中年一分に該當する金額を控除したる残額は年々滞貨準備金として積立これを資金經由機關なる中央金庫または銀行に預入すること、右預金は借入金を完済する迄はこれを引出し、又これを引出しまたはこれを組合員の持分に算入することを得ず  
 四、償還期限五ヶ年以内  
 (別記)信用組合の組合員たる中小商工業業者等に對する貸付條

件。  
 一、借受人の資格  
 借受人は二ヶ月以上組合の事業區域に居住し現に商工業業者等と營み今後も引續き營業繼續の見込あるものたることを要す。  
 二、資金の用途  
 A、工場、店舗、農舎の新築増築改築並に機械器具設備資金  
 B、原料(肥料、種子を含む)商品及家畜買入資金。  
 C、其他の運轉資金。  
 D、前記各號の爲めに起したる舊債の償還資金。  
 三、一人に對する貸付限度。  
 二千圓以内但し市街地信用組合の場合は五千圓以内。  
 四、貸付保證  
 A、無擔保貸付の場合 確實なる保證人二名以上を要す。  
 B、有擔保貸付の場合、確實なる保證人一名以上を要す、擔保物件としては工場財團、土地、建物、機械器具、船舶、有價證券、原料、商品、農産物、家具什器、預金、債權、電話加入權等を以つてこれに充つ。  
 五、償還方法  
 五ヶ年以内の年賦若しくは月賦償還

または期限及び元金に相當する月積立若しくは日積立貯金の方法に依ること。

輸出綿布運賃引下

逓信省では貿易振興の見地から輸出綿製品運賃引下につき日本郵船大阪商船兩社に對してこれを勸説してゐるが、兩社も國家的立場からこれに應じ輸出綿糸布同業組合代表者と協議の結果輸出先に於ける關稅の引上げ又は銀價暴落等のため我が輸出を妨害されてゐる地方即ちインド各地及び大連、上海向け綿糸布運賃を引下げること決定し昭和五年五月一日より左の如く引下を實行した。  
 一、インド各地向、箱入一噸十四圓五十錢を十三圓五十錢とし更に従來通り一割の割戻しをなす  
 一、上海向、同一噸八圓を七圓とし一割の拂戻は従來通りとす。  
 一、大連向、同一噸七圓三十錢を六圓三十錢とすること。

綿糸關稅輕減

綿糸關稅の撤廢は久しい間織物業者、莫大小業者の要望する所であつたが第五十八議會に於いて次の如く關稅改正が可決された、こ

れによれば約三割五分の引下げとなるのであるが新稅率を示せば次の如くである。

(毎百斤につき)  
 イ、英式番手二十四番を超えざるもの 三圓七十五錢(二圓五錢引下げ)  
 ロ、英式番手四十二番を超えざるもの 四圓十五錢(二圓二十五錢引下げ)  
 ハ、英式番手六十番を超えざるもの 六圓十五錢(三圓三十五錢引下げ)  
 ニ、英式番手八十番を超えざるもの 七圓十五錢(三圓八十五錢引下げ)  
 ホ、其他 七圓三十五錢(三圓九十五錢引下げ)  
 又次の特殊綿糸の稅率は従來每百斤五圓八十錢乃至十一圓三十錢であつたものを今回は全然無稅とした。  
 イ、變り撚糸(ワイルヤーン、英式番手四十二番を超えたるクレーパーヤーンを含む)  
 ロ、ミュールコップ糸(單撚)  
 ハ、英式番手百番を超えたるもの

産業審議會の中小工業統制と金融

昭和五年五月二十二日産業審議會總會に於いて商工大臣諮問に係る第一號、第三號の企業統制並に産業金融改善に關する一部答申及び諮問第二號の能率増進に關する答申を可決した、中小企業は以來本答申を基調として統制を圖るべき機運に向ひつゝあるが右答申案の内容は次の如くである。  
 ◆諮問第一號及第三號の一部答申  
 企業の統制並に産業金融の改善に關し左に掲ぐる事項は差當り急務を要するものと認む。  
 中小工業の統制に關する事項  
 一、企業統制は重要輸出品に限らず一般重要工業品に及ぼすを適當とす。  
 現行制度によれば重要輸出品に限り工業組合制度を認めこれが統制を圖ると雖も内地向工業品中にも之が統制を圖るの要大なるものあるを以て、輸出品たると内地向工業品たるとを問はず一般重要工業品に對し企業の統制を圖るを必要と認む。  
 二、企業統制の機關は工業者の組合團體にあるを可とす。  
 難然たる中小工業の統制の徹底

を期するが爲には國家權力の直接の規律に俟つ事も考へられざるに非ずと雖も寧ろ利害關係を同する同業者の組合制度を認め自治的に統制を圖らしむる事を適當とす  
 三、工業組合の組織の大綱は左の如くするを適當とす。  
 (イ)工業組合は任意加入の組織とし企業統制の必要ある場合には其統制に必要な事項に限り組合員外にも取締制限を及ぼし得る事とすること。  
 (ロ)工業組合制度の適用を認むべき重要工業品の範圍は主務大臣之を指定すること。  
 (ハ)工業關係同業組合を今直ちに整理解散する事は困難なるを以て工業組合員は同業組合に加入せず又之より脱退する事を得しめ漸次同業組合の整理をなすこと、中小工業者に關しては現に重要物産同業組合法重要輸出品工業組合法等あるは複雑にして時勢の進運に副はざる憾あるを以て可成適當に之を整理するの要あるべし。  
 (ニ)全國的統制機關は工業組合聯合會をして之に當らしむる事、而て同聯合會は原則として同種の工業組合を以て組織するも特別の事由ある時は工業組合に非ざる工



業者も之に加入し得るの途を拓くこと。

四、企業統制を徹底せしめる方法  
(イ)工業組合の区域内に於て生産に拘る重要工業品は國營検査品(道府縣營検査品を含む)を除き當該工業組合又は工業組合聯合會の検査を受けるに非れば之を輸出する事を得ざらしむること。

(ロ)同業者の不正不當なる競争を防止し企業統制を圖る爲組合法中取締規定を設け法規、定款違反者に對し有效にして且適當なる制裁を加ふること。

(ハ)新製品の保護の爲例へば組合に於て意匠登録を爲すが如き或は組合員の製品に對する責任を確立する爲製造者又は組合の商標を使用する事業は企業統制を確保する上に於て望ましき事なるも差當り組合の自治的施設に委するを以て可とす。

中小工業の金融改善

一、工業組合の事業の範圍を製品検査取締及び事業經營上の制限共同設備、共同購入、共同販賣等の外組合員の貯金の取扱、産業資金の貸付、組合員の資金借入に對する保證業務、倉庫事業等にも及ぼすこと。

二、工業組合の擔保力を増す爲左の方法を講ずること。  
(イ)共同設備を一層獎勵すること。

(ロ)組合の責任を擴張し組合員をして出資額の外一定の保證責任を負はしむる組合組織を認むること。

三、政府に於いても更に金融上左の施設に付考慮を拂ふこと。  
(イ)工業組合中央金庫を設けること。

(ロ)特殊銀行をして特に中小工業の金融を便ならしむる事を目的とする特別の機關を設けしむること。

諮問第二號答申案

一、製品の規格統一。  
政府は有力なる民間業者團體又は學會等と協力し規格案を作成すると共に其普及を徹底せしむる爲製造業者、消費者其他民間團體等を以て規格普及を目的とする協會を組織せしむる等適切なる方法を講ずること。

二、單純化  
單純化に關しては製造業者、販賣業者、消費者其他利害關係者を以て特別なる調査機關を組織し商

品容器類の品種、帳簿、證券類の様式、各種取引單位等に付急を要するものより順次之が單純化を決定すること。

官廳購買の統制

官廳は國家最大の需要者たるの事實に鑑み其用品の規格の統一及び品種の單純化を圖るは一般に製品の規格統一及び單純化の普及を促進する上に於て極めて必要なりと認む。

四、從業者教育の改善

我國の現狀に鑑み從業者をして能く産業の眞精神を理解し勞資共榮の實を擧げしむると共に實際的技能を會得せしむるの要あり。

五、科學的管理法の徹底

科學的管理法に關する具體的細目は頗る多種に亘ると雖も現下我國産業の實情に徴し最も適切なる方法を採用することを主眼として各種資源を科學的經濟的に利用すると共に從來の傳統的方法に拘束せらるゝ事なく技術經營の方法並に組織に亘り合理的に材料勞務の最高能率を發揮する事を期するは最も緊要なり。

六、需給の調節並に配給及び消費經濟の改善。  
科學的方法により豫測せらるゝ

需要に應じて各種の生産設備等を適當に整理し以て生産と消費との均衡を圖る事は實に産業合理化の根本眼目を爲すものなり、然して配給に就ては其経路を整備すると共に一般の消費經濟に關しては各種の無駄を排除し生活を合理的、計畫的に規律するの餘地あるべし以上は能率増進の方策の二三を掲ぐるに止まり、其具體的細目に就ては更に考究するの要ありと認む。

商工省貿易局新設

對外貿易の發展は愈々急を要するものありこの點に鑑みて從來商工省商務局に抱合された貿易課はこれを廢止し、新たに貿易局を新設することは年來の懸案であつたが右に伴ふ官制改正案が福府精査委員會に於いて原案承認となつたので昭和五年五月より愈々新設され事務を開始した。然して貿易局長には八幡製鐵所販賣部長石信郎氏が就任したが新局は貿易課と通報課の二課を置き左の如く分掌してゐる。

△貿易課 (一)貿易行政上諸般の調査に關する事項 (二)輸出組合其他貿易上に關する事項 (三)輸

出品の検査取締に關する事項

(四)絹織物検査所並に花菱検査所に關する事項  
△通報課 (一)貿易通報に關する事項 (二)貿易品及び貿易事情の調査に關する事項 (三)貿易品の紹介並に見本蒐集展示に關する事項 (四)海外見本市に關する事項 (五)輸出品包装に關する事項。

輸出重要貨物の鐵道運賃割戻し

鐵道省では産業振興、輸出獎勵のため輸出貨物の内生糸外十四品に限り運賃二割の割戻しは鐵道、大藏兩省協議の上で、昭和五年五月十日より實行するに至つた、但し割戻を受けるものは噸及び貨切扱のものに限定されてゐる。

割戻し方法

一般荷主は着驛にて輸出貨物運賃割戻金請求書用紙を請求して品名其他の必要事項を記入し同驛長より撤出年月日の證明を受け更に同貨物を保税地域に搬入したる上これらも税關に提出し撤入済の日付印の押捺を受け同證書と輸出済の免狀とを發驛に提出し資金の割戻を受けるものである、更に滿州支

那方面の貨物は南滿鐵道と連帶運輸の關係上發驛にて直接外國貨物として取扱をなし、鐵道にて通關手續を代辦する關係より發送後大連安東兩驛關より國外搬出の證明書が到着と同時に荷主に割戻すことになつた。

品目及び發着驛

- △生糸(貸切扱)
  - 發着驛 豐橋、尾張一ノ宮、日下部、上諏訪、下諏訪、岡谷、中津川、辰野、松本、綾部、和田山、鳥取、米子、古河、下館、熊谷、本庄、新町、高崎、磯部、前橋、小諸、鳥栖
- △着驛 東横濱、横濱港、小野濱、神戸港、
- △絹織物(貸切扱)
  - 發着驛 山科、鯖江、福井、大聖寺、鶴岡、足利、桐生、
  - 發着驛 湊川、東横濱、小野濱
  - △着驛(貸切扱)
    - 發着驛 駿河、王子、
    - 發着驛 梅田、東横濱、
  - △綿織物
    - 發着驛 駿河、三島、蒲郡、岡崎、刈谷、尾張一ノ宮、大垣、梅小路、梅田、半田、岡山、阿漕、山田、高田長町、佐野

臨時産業合理局設立

商工省議會の産業合理化に關する答申案に基き金解禁後の對策として産業合理化の緊要を認め、商工省では臨時産業合理局の設立を急いでみたが昭和五年六月二日付官報を以て左の如く官制を公布し同日より開局した。

第一條 臨時産業合理局は商工大臣の管理に屬し其の所管に係る産業の合理化に關する事務を掌る。

第二條 臨時産業合理局に長官を置く長官は商工大臣を以て此れに充つ。

第三條 臨時産業合理局に左の職員を置く。  
事務官專任三人 奏任内一人を勅任となすことを得△技師專任三人 奏任△屬專任四人 判任△技師專任三人 判任(中略)

第九條 臨時産業合理局に局務を輔けしむる爲め顧問を置く。顧問は商工大臣の奏請により學

海外市場調査

商工省の旅商派遣は昭和四年度を以て打切りとなつたが海外市場調査は益々必要を加へて來たので商工省では輸出業者と合同協議を開いた結果各業より約二十五名を選んて昭和五年六月より順次派遣することになつた、第一回の派遣は次の如くである。

- 氏名 調査品目 派遣地方
  - 横瀨 國治 莫大小 亞弗利加
  - 八坂傳三郎 綿織物 同
  - 羽柴 隆治 同 同
  - 渡邊吉之助 同 同
  - 鬼頭 俊造 同 同
  - 小野慶太郎 同 埃及バル
  - 小野 信吉 同 亞弗利加
  - 小島 志良 同 歐 洲
- (以下の他品種は省略)



國産愛用運動と施設

債商相は經濟國難打開は國産品の愛用に俟つ所甚大なりとの意味より官民一致して國産愛用運動を起すを緊急として大いに此旨を鼓吹してゐたが、これが實行方法として先づ臨時産業管理局に國産品選定委員會を設置し昭和五年六月三十日左の如く委員の顔觸れを決定した。

- 商工省工務局長吉野信次▲東京工業試験所長小寺房次郎▲大阪工業試験所長市太郎▲紡織工業關係者藤俊吉▲機械工業關係者村勘吉▲澁澤三治▲横河民輔▲化學工業關係者田中芳雄▲雜工業關係者坂口武之助▲鐵道購買第一課長岡田祐章▲東京博物館長秋保安治▲貴族院議員土岐章右委員會は次の五部門約百品の優良國産品を指定することになつた
一、紡織品 毛織物(羅紗及びサージ)、編毛糸、麻糸、麻織物、毛メリヤス、アルパカ、カーベツト類、
二、金屬製品
三、機械器具
四、化學製品
五、飲食品

六、雜製品

然して協議の結果代表的百品目を選定し外國品との對比展覽會を催し一般國民の國産愛用心を喚起することになつた、これより先臨時産業管理局が調査した所によれば國産品を以て舶來品に代用し得べきものは昭和四年度に於いて總額六億六千八百八十一萬二千圓にして同年度輸入總額の三割一分を占めてゐる、其内紡織品は四千六百一十一萬五千圓であるが其内譯は次の通りである。(單位千圓)

Table with 2 columns: Product Name and Amount. Includes items like 薄地及び無地毛織物 (883), カーパーツト(地氈) (941), ホース、ベルチング (98), 浴巾 (3), 綿フランクセル起毛布 (65), リボン、レース類 (196), 綿織物 (144), ブランケット、旋氈 (311), 生金巾、生シーチング (187), 晒金巾、晒シーチング (543), 麻織物 (985), 生帆布 (653), 綿イタリアン織子 (63).

輸出補償法實施

輸出補償法は去る第五十八議會に於いて議會の協賛を経て、昭和五年五月十六日附を以て公布せられたが次の施行細則によつて同年八月一日より實施せられた。

- 第一章 荷爲替手形に關する補償契約
第一節 總則
第一條 輸出補償法第一條の契約は甲種補償契約及び乙種補償契約の二種とす。
第二條 政府と補償契約を爲すことを得る銀行は内地に本店を有するもの又は朝鮮、臺灣若は樺太に本店を有し且内地に支店を有するものとす。
第三條 政府と補償契約を爲さんとす銀行は毎年商工大臣の指定する期日までに左の事項を記載したる申請書を商工大臣に提出すべし。
一、引受または引受拒絶ありたるときはその事實及年月日。
二、満期日前に全部または一部の支拂ありたるときはその事實金額及年月日。
三、支拂人の信用状態著しく變化し支拂に支障を生ずる虞ありと認めらるるときはその事實。
四、補償手形を買取られたる銀行はその手形を讓渡することを得ず。
五、満期日以後の利息に付特別の約款あるときはその約款。
六、手形の振出人の氏名または商號及住所または營業所。
七、支拂手形または營業所。
八、附屬荷物の生産、製造または加工せられたる地域。
九、附屬荷物以外の擔保あるときはその種類及種類別に依る金額。
十、満期日以後の利息に付特別の約款あるときはその約款。
十一、補償手形を買取られたる銀行は補償料を歳入徴收官の指定する期日までにその指定する日本銀行の本店支店または代理店に納付すべし。
十二、銀行は補償手形が引受ありたるとき附屬荷物を引渡すべきことを條件とする手形(以下引受渡條件の手形と稱す)の場合に於ては引受前に、支拂ありたるとき附屬荷物を引渡すべきことを條件とする手形(以下支拂渡條件の手形と稱す)の場合に於ては支拂前に附屬荷物を引渡すことを得ず。
十三、補償手形を買取られたる銀行はその手形に付左の事項をその都度遅滞なく商工大臣に届出づべし。

一、補償契約の種類
二、補償契約の各種類に付ての損失補償金額の限度
三、補償を受けることを得べき荷爲替手形(以下補償手形と稱す)を買取るべき營業所の名稱及び位置。
第四條 政府が銀行と補償契約を爲したるときは商工大臣はその銀行が補償手形を買取るべき營業所の名稱及び位置並に補償契約の種類を告示す告示したる事項に變更ありたるとき亦同じ。
第五條 銀行が補償手形を買取るときを得る期間は補償契約を爲したる日の屬する會計年度内とす。
第六條 銀行は商工大臣の承認を受け補償契約の種類、損失補償金額の限度または補償手形を買取るべき營業所の變更を爲すことを得ず。
第七條 銀行は左の荷爲替手形を補償手形として買取ることを得ず。
一、一覽後定期拂の手形に在りては満期日が一覽後四月を超ゆるもの。
二、一覽拂及び一覽後定期拂の手形以外の手形に在りては満期日が振出の日より六月を超ゆるもの。
三、額面金額が附屬荷物の發送

は銀行に對しその地域に商品を出する爲振出されたる補償手形の買取を一定の期間停止すべきことを命ずることあるべし。
商工大臣前項に依り停止を命じたるときはその旨告示す。
第十八條 補償契約を爲したる銀行が第九條の手續を爲したる後補償手形に關し本則に依り申請、請求その他の手續を爲すときはその書類に左の事項を記載すべし。
一、補償契約の種類。
二、手形の番號。
三、振出人の氏名又は商號。
四、支拂人の氏名又は商號。
第十九條 甲種補償契約とは損失補償の割合が百分の七十なるものを謂ふ。
第二十條 甲種補償契約に依る補償料の金額は、補償手形の額面金額(利附手形に在りては満期日まで)の利息を加算したるものとす。
銀行がその手形を買取られたる日より満期日までの期間に付左の率に依り算出するものとす。
一、引受渡條件の手形に在りては年二分。
二、支拂渡條件の手形に在りては年五厘。

の地及時に於けるその價額に到達地までの運賃、保險料その他の費用を加算したる金額又は附屬荷物の契約價額を越ゆるもの。
四、附屬荷物の保險價額の全部を保險に付せざるもの但し荷受人においてその金額を保險に付すべき旨の契約ある場合は此の限に在らず。
第八條 銀行は補償手形を買取らんとする場合において振出人の住所若は營業所又は附屬荷物の生産製造若は加工せられたる地域に付輸出補償法第一條に該當せざる疑あるときはその手形を買取を求むる者をして之に關する證明書を提出せしむべし。
第九條 銀行が補償契約に基き補償手形を買取るときは左の事項を記載したる届書にその手形、之に附隨せる船荷證券(小包郵便に依る場合にはその受領證)及送狀の各寫、補償料に關する計算書並に前條の證明書を添附し七日以内(休日不算入せず以下同じ)に之を商工大臣に提出すべし。
一、補償契約の種類。
二、手形の番號。
三、銀行が手形を買取られたる年月日及營業所の名稱。

紡織界の諸問題

四、手形の額面金額。
五、手形の振出人の氏名または商號及住所または營業所。
六、手形の支拂人の氏名または商號及住所または營業所。
七、附屬荷物の生産、製造または加工せられたる地域。
八、附屬荷物以外の擔保あるときはその種類及種類別に依る金額。
九、満期日以後の利息に付特別の約款あるときはその約款。
第十條 補償手形を買取られたる銀行は補償料を歳入徴收官の指定する期日までにその指定する日本銀行の本店支店または代理店に納付すべし。
第十一條 銀行は補償手形が引受ありたるとき附屬荷物を引渡すべきことを條件とする手形(以下引受渡條件の手形と稱す)の場合に於ては引受前に、支拂ありたるとき附屬荷物を引渡すべきことを條件とする手形(以下支拂渡條件の手形と稱す)の場合に於ては支拂前に附屬荷物を引渡すことを得ず。
第十二條 補償手形を買取られたる銀行はその手形に付左の事項をその都度遅滞なく商工大臣に届出づべし。

一、引受または引受拒絶ありたるときはその事實及年月日。
二、満期日前に全部または一部の支拂ありたるときはその事實金額及年月日。
三、支拂人の信用状態著しく變化し支拂に支障を生ずる虞ありと認めらるるときはその事實。
四、補償手形を買取られたる銀行はその手形を讓渡することを得ず。
第五條 政府の銀行に對する損失の補償は補償契約に定むる損失補償金額の限度内において之を爲すものとす。
第六條 政府は補償手形の満期日に支拂を受くること能はざるに至りたる事由が銀行の故意又は重大なる過失に因りて生じたる場合においては補償の責に任ぜず。
第十七條 輸出補償法第一條に依り指定する地域の中戦亂、恐慌等の爲取引上の危険特に大なりと認めらるるときは商工大臣



第廿一條 前條の期間は一覽拂又は一覽後定期拂の手形に在りては銀行が商工大臣の承認を受けて定むる日数又はその日数に一覽後の期間を加算したるものとす。

期間に付第廿一條第一號の率により算出したる金額と同條第二號の率により算出したる金額との差額を補償料として政府に追納すべし。

場により之を日本の通貨に換算するものとす。第廿二條第二項の規定は前項に依る換算に付之を準用す。

けたるときはその金額より左の各號に掲ぐる金額を控除したる残額の百分の七十を政府に納付すべし。

第三十五條 乙種補償契約とは損失補償の割合が百分の六十にして輸出補償法第五條第一號及第三號に該當する定あるものを謂ふ。

第廿七條 甲種補償契約に依り銀行が政府に對し損失補償の請求を爲さんとすときは補償を受けんとする金額及満期日に支拂を受くること能はざりし事由を記載したる請求書に損失に關する計算書及支拂拒絕證書の謄本其の他の支拂を受けること能はざりしことを證する書面を添附して商工大臣に之を提出すべし。

因りて生じたる場合において銀行が政府より補償を受けたるときは銀行は損失補償に相當する金額及之に對する補償日以後の利息に付連滞なく償還請求權を行使すべし。

を填補し尙殘額あるときは之を償還をなしたる者に返還するものとす。第十條の規定は前項の金額の納付に付之を準用す。



を算入せず以下同じに之を商工大臣に提出すべし。
一、補償契約の種類
二、手形の番號
三、銀行が手形を買取ったる年月日及其の營業所の名稱、
四、手形の額面金額
五、手形の受取人の氏名又は商號及住所又は營業所
六、商品の生産、製造又は加工せられたる地域
七、手形に付擔保あるときはその種類及種類別に依る價額
八、満期日以後の利息に付特別の約款ある時はその約款、前項の船荷證券及送狀の各寫はその商品に「ソヴイェト」聯邦に輸出したることを證する書面を以てこれに代ふることを得。
前項の書面にはその商品の名稱數量、輸出港、仕向先及輸出の年月日の記載あることを要す。
第四十七條 銀行が約束手形に關する補償契約に基きて買取りたる補償手形の書換ありたる場合において新し形の満期日が最初の手形の振出の日より六月を超えざるときは其の新し形を補償手形と爲すことを得、前項の場合に於て新し形の満期日が最初の手形の振出の日より六月を超ゆるときは商工大臣の承認を受けたるときに限り其の新し形を補償手形と爲すことを得。
第四十八條 銀行が前條に依り新し形を補償手形と爲したるときは左の事項を記載したる届書を書換の日より七日以内に商工大臣に提出すべし。
一、新し形の番號
二、書換の年月日
三、新し形の満期日
四、新し形の額面金額
第四十九條 約束手形に關する補償契約に依る補償料の金額は補償手形の額面金額及銀行が其の手形を買取りたる日より満期日までの期間に付左の率に依り算出するものとす。
一、甲種補償契約に於ては年一分二厘五毛
二、乙種補償契約に於ては最初の一月に付月二分とし其の後の期間に付月二厘五毛を之に加算したる率
第五十條 銀行が第四十七條に依り新し形を補償手形と爲したるときは其の額面金額及書換の日より満期日までの期間に付左の率により算出したる金額を補償料として

日より六月を超ゆるときは商工大臣の承認を受けたるときに限り其の新し形を補償手形と爲すことを得。
第四十八條 銀行が前條に依り新し形を補償手形と爲したるときは左の事項を記載したる届書を書換の日より七日以内に商工大臣に提出すべし。
一、新し形の番號
二、書換の年月日
三、新し形の満期日
四、新し形の額面金額
第四十九條 約束手形に關する補償契約に依る補償料の金額は補償手形の額面金額及銀行が其の手形を買取りたる日より満期日までの期間に付左の率に依り算出するものとす。
一、甲種補償契約に於ては年一分二厘五毛
二、乙種補償契約に於ては最初の一月に付月二分とし其の後の期間に付月二厘五毛を之に加算したる率
第五十條 銀行が第四十七條に依り新し形を補償手形と爲したるときは其の額面金額及書換の日より満期日までの期間に付左の率により算出したる金額を補償料として

政府に納付すべし。
一、甲種補償契約に於ては年一分二厘五毛
二、乙種補償契約に於ては月二厘五毛
第五十一條 約束手形に關する甲種補償契約に依る損失補償の請求は其の手形に付擔保あるときは之を處分したる後において之を爲すべきものとす。
第五十二條 第一條乃至第六條、第七條第二號、第八條、第十條、第十二條乃至第十九條、第二十五條、第二十七條、第二十九條乃至第三十二條、第三十四條、第三十五條、第四十一條及第四十二條並に第四十三條の規定に依り準用する第二十五條、第二十七條、第二十九條乃至第三十一條及第三十四條の規定は約束手形に關する補償契約に關し之を準用す。
附則
本則は輸出補償法施行の日より之を施行す。
地域指定
商工省告示第三十八號
輸出補償法第一條の規定に依る地域を左の通り指定す。
五年七月三十一日
一、メキシコ、グアテマラ、サル

ヴァドル、ホンデユラス、英領ホンデユラス、ニカラガア、コスタリカ、パナマ、キューバハイチ、ジャマイカ、その他中部アメリカまたは西印度諸島に屬する地域。
二、コロンビア、エクアドル、ペルー、チリ、ボリヴィア、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ、ブラジル、佛領ギアナ、葡領ギアナ、英領ギアナ、ヴェネズエラその他南部アメリカに屬する地域。
三、エジプト、スーダン、エシオピア、英領ソマリランド、伊領ソマリランド、ケンヤ、ウガンダ、タンガニカ、南ローデシア、北ローデシア、葡領東アフリカ、マダガスカル、南アフリカ聯邦、アンゴラ、白領コンゴ、佛領赤道アフリカ、ニジェリア、ギニア、シエラレオン、佛領ギニア、葡領ギニア、セネガル、リオデオロ、モロッコ、アルジェリア、チュニス、リビアその他アフリカに屬する地域。
四、ルーマニア、ブルガリア、ギリジャ、ユーロツパトルコ、アルバニア、ユーゴスラヴィア

銀行界

三年下期—四年上期

銀行の合同

昭和二年の恐慌後銀行界に起つた最も注目すべき現象の一は、合併及び合同の盛行であつた。昭和二年より同四年に至る三ヶ年間の合同参加銀行数は、七百四十五行の多き上り、大正十一年から同十五年までの五年間の合計十百一十一行よりも更に多かつた。又消滅銀行数は四百六十六行で、大正十一年から十五年までの六ヶ年合計四百八十六行に略々等しい。合同による差引減少数、昭和二年が百二十行、三年百九十七行、四年九十行の合計四百四十四行に達した。これも大正十年より十五年に至る合計四百四十五行に匹敵してゐる

施行期日
商工省告示第廿九號
輸出補償法施行規則第三條の規定に依る期日は昭和五年八月一日より昭和五年八月十四日までとす。
五年七月三十一日 (完)

以上の数字からみると、大體においてこの三ヶ年の銀行合同は、直前の可なり合同の多かつた年に比較しても、なほ且二倍の數を示したのである。ことに昭和三年の合同参加數、消滅銀行數の如きは過去の何れの年に比較しても多かつた。
次に之を普通銀行と貯蓄銀行とに區別すると普通銀行の合同數は貯蓄のそれよりも大きかつた。即ち昭和二年から四年までの間に於ける合同参加銀行數七百三十五行のうち、普通銀行の七百一十一行に對して貯蓄銀行は僅かに二十四行にすぎず、消滅銀行數では普通四百五十行、貯蓄十六行であつた。その結、合同による減少銀行數四百四十四行のうち、普通銀行は三百九十九行に上り、貯蓄銀行は十五

行であつた。又合同數を地方別に見ると左の如くである。
地方別銀行合同數
計 消滅 新立 差引
北海道 四一 〇 三 三
東北 九三 六 六 八
關東 四六 七 七 三
北陸 四三 六 七 三
東海 四三 六 七 三
近畿 七九 三 六 三
中國 二五 一 二 四
四國 一六 一 二 四
九州 六六 一 二 四
計 四六六 五二 四一四
即ち東京を中心とする關東地方が最も多く消滅數は九十三行、新立數六行、差引減少數八十七行であつたが、これは十二年の大震災に銀行の業績が悪化し、昭和二年の金融恐慌に際して破綻したものが多いためである。つぎは大阪を中心とする近畿地方で、消滅數七十九行新立數九行、差引き七十行の消滅をみたが、これは兵庫縣下に於ける弱小銀行の合同によるものであつた。第三位は關西をその中心とする九州地方で、消滅が六十六行、新立が十二行、差引減少數は五十四行である。以下名古屋、

北陸道、東山道、東北、中國、四國、北海道の順序であつたが、かくの如き合同、合併の盛行にしたがつて資本金の變化も亦當然に著るしかつた。
例へば普通銀行の合同による消滅銀行の總資本は四億二千六百九十萬圓に達し、昭和元年末の普通銀行總資本額二十三億八千四百萬圓の約一分に相當した。この一事によつても最近三ヶ年間の銀行合同がいかに烈しかつたかを知るのである。而してこの傾向は勿論銀行自體の自覺によつて生じた關係もあるが、主として大藏省が銀行の業務に缺陷を有して整理の必要を認め、或は銀行數の過多なためにその淘汰を必要として、極力銀行合同を奨励した爲めに外ならない。
銀行の土曜半休認可
銀行の土曜半休問題について全國銀行より大藏省に認可の申請が提出されてゐたが、大藏省は昭和三年七月二日の官報を以て銀行法施行細則改正を發表し、銀行側の申請を認可した。しかし商工業者の反對理由も無視することができぬので、土曜半休を認可する代り



銀行の平日営業時間午後三時を三十分延長して午後三時三十分と改訂し、之を八月十日より実施することとなつた。尚ほ改正條文は左のごとし。

第十三條 銀行の営業時間は午前九時より午後三時三十分までとす但し土曜日に限り正午十二時まで短縮することを得前項の営業時間は営業の都合により伸長することを妨げず

紐育準備銀行の準備金

紐育準備銀行は三年七月十二日その公定割引歩合を従来の四分五厘から五分に引上げた。

中小商工融資方法の改善

預金部では兼ねて中小商工業者の資金難を緩和するため預金部資金千萬元を期限一ケ年の短期貸付けを行つたが、その貸付状況が極めて不良で貸付開始後半ケ年を經過して尙ほ八百餘萬圓の貸付額を示すに過ぎぬ。その原因は一、償還期が一ケ年の短期なること。二、仲介銀行の手續料は動銀、農銀、興銀ともに僅か五厘な

ので自然各行とも氣乗薄なること。一、その貸出手續が甚だ煩雜なること。等によるので、大蔵省當局は商工省と協議の上その期限を三ケ年に延長し、仲介銀行の手續料五厘を一分に引上げ、さらに興銀を通じて普通銀行に融通することを決意し八月二十日の預金部委員会に之れが條件變更に關する件を付議決定した。

日銀制度改善の協議

大蔵省では三年八月三日金融制度調査準備委員会を開催して、日銀制度改善に關する第一回調査方針を打合せたが、その方針は大體從來の大蔵省の調査を基礎とし、日本銀行が一般金融市場の調節を計るために必要なる割引政策の改善。一、内地産業の振興、金融の潤滑を計る點において同行の機能を更に改善すること。二、日銀現在の事務總理及び監督機關等の組織における缺點の改善。一、日銀の兌換銀行券發行制度の改善。

銀行家の解禁即行決議

東京手形交換所では三年九月十六日經濟調査會を開き、各委員出席して從來しばしば論議した金解禁の即行決議文を起草し、異議なく原案通り一同意承認するに至つたが、越えて同二十二日、東西交換所組合銀行總會の席上においてその決議を懸たる上、右決議文を政府當局に提出した。

關西銀行大會

第二十七回關西銀行大會は、三年十一月十三日大阪中之島中央公會堂において開かれ、加島銀行中の一府二十四縣二百八十九行の代表者出席、八代委員長議長席につき左の建議案を満場一致で可決した。

決議

政府は財政を緊縮し公債の増發を避け、さらに進んでこれが償却のために一層適切なる方策を立てらるべし。次で三土藏相及土方日銀總裁の演

説があつたが、藏相は金解禁問題に關して單に之れが解決には國民全體が非常の決心を以て障害の除去に勉むべきを力説し、故ら政府としての決定的意見の發表を避けた。

朝鮮に銀行制令施行さる

三年十二月二十一日の閣議において付議決定をみた朝鮮に對する銀行制令並びに貯蓄銀行制令は、昭和四年一月一日より實施された右兩法律は内地における銀行法並びに貯蓄銀行法に相當するものでその内容も又略々同様であるが、唯左の如き多少の相違點をもつてゐる。

銀行制令

一、最低資本金は原則として二百萬圓とし例外的に百萬圓を認むること(内地にあつては原則として百萬圓、例外的に五十萬圓とす)。二、法定支拂準備金一割(現金又は確實なる有價證券)を留保すべき旨を規定すること。三、資本金増加の猶豫期間を五ケ年とする。貯蓄銀行制令

特融回収四千萬圓

日銀發表によれば昭和三年中における日銀の特融回収額は四千四百萬圓にして、特融額六億八千七百九十三萬圓(法律第五十五號の分)の六分四厘弱にあたり、被特融銀行数は八十八行から十九行を減じて六十九行と成た。右の回収額は特融の擔保となつてゐる有價證券、および土地建物等不動産の處分による回収が大部分であつて、不良銀行の整理合併によつてなされた返金は割合少額であつた。

東西銀行の預金利下

東京預金利子協定加盟銀行では昭和四年一月三十日丸の内銀行クラブにおいて總會を開き、定期預金以下の利率引下を付議決定し、二月一日より之を實施した。預金利子協定に關する大阪市内加盟銀行は三十日中之島集會所に總會を開き、協定利率變更案を付議決定した。尙ほ横濱市加盟銀行でも東西銀行團の決議に倣つて預金利下を實行した。改正預金利

子は左の如し。

- 一、定期預金 甲種 年四分五厘以下 乙種 年五分以下
- 一、當座預金及内國爲替貯金 甲種 日歩三厘以下 乙種 日歩四厘以下
- 一、特別又は小口當座預金 甲種 日歩八厘以下 乙種 日歩一錢以下
- 一、通知預金 甲種 日歩九厘以下 乙種 日歩一錢以下
- 一、別段預金其他の預金及地方銀行コールマネー 甲種 日歩九厘以下 乙種 日歩一錢以下
- 一、貯蓄預金 甲種 年利四歩八厘以下 乙種 年利四歩九厘以下
- 一、据置貯金 甲種 年利四分五厘以下 乙種 年利四分以下

貯蓄銀行も預金利下げ

東京貯蓄銀行預金協約銀行では普通銀行の利下と目と同じくして東京貯蓄の樓上に本庄(東京貯蓄)川崎(川崎貯蓄)佐々木(安田貯蓄)中村(東京貯蓄)の四氏會合して協議の上、普通貯金の年利四分八厘は据置としその他を左の如く引下決定、四年二月一日から實施した。

改定率

- 一、普通貯金 日歩九厘 一厘下げ
- 一、据置貯金 年利四分五厘 五厘下げ
- 尙ほ大阪側貯蓄銀行では普通貯金の日歩一錢及年利四分八厘はそのまゝに据置き、据置貯金及定期預金を共に五厘下げの四歩五厘(年利)と決定した。

名古屋本店銀行利下げせ

名古屋組合銀行中、大阪東京の各支店銀行が預金利子を東西と同率に引下げたため名古屋本店銀行側に協定について考慮を求めたに對し四年四月一日愛知、明治、名古屋、村瀬、伊藤、愛知農商、日本貯蓄各本店および百五銀行支店の代表者は協議の結果、利子引下げを行はぬことに一致し、各支店代表者を招んでその旨を明示したが、東西の支店銀行が各本店の命令通りの預金利下を行ふことに對しては前に異存なき旨を告げたので、交渉は全く決裂し預金協定は事實上全く破壊された。なほ在名古屋の東西支店銀行は同月四日から利下げを實行した。

加島銀行の整理成る

三年春第一回整理を發記した加島銀行はその後も整理を續行して居たが四年四月二日に至り整理案が決定しその旨日銀大阪支店より發表された。越えて同四月廿七日加島銀行は大阪大同ビルに臨時株主總會を招集し、株主の諒解を得て五月十一日から山口、鴻池、野村の三行に對し本支店の業務を分譲した。なほ三月十二日現在の預金額は約七千萬圓、貸出は七千九百餘萬圓で、拂込資本金、諸積立金、前期繰越金を併せて一千五百餘萬圓、損失は九十三萬三千圓であつた。前記三銀行の引受内容は左の如し。

安田銀行の減配

打續く財界不況と資金運用難の折柄、かつ金解禁の切迫につれて他日に備ふる意味において一般銀行界には減配の必要が感じられてゐたが、安田銀行は四年上期の決



算において株主配當を前期の割から一歩下げの九歩と発表、この率先的減配の断行は機宜に適したものと見て一般に好感を以て迎へられた。

### 四年下期

#### 紐育準銀利上げ

ニューヨーク聯邦準備銀行は四年八月八日、公定割引歩合を五分より六分に引上げた。これは一九二一年六月十五日の六歩以來八年ぶりの高金利である。

#### 淡路銀行整理

四年九月三十日、整理のため二週間の休業を発表した淡路銀行(資本金一千萬圓、拂込三百八十九萬圓、預金二千七百萬圓)は、翌月十日さらに十月末日迄休業繼續を表示し同時に半額減資による整理案を発表した。

#### 英蘭銀行利下げ

四年九月廿六日公定割引歩合を一歩上げの六歩五厘とした英蘭銀行は、越えて十月廿一日再び六歩に引下げた。

#### 紐育準銀も利下

四年十月廿一日英蘭銀行と呼應して紐育準銀は公定割引歩合を六分より五分に引下げた。

#### 更に第二次利下

紐育株式市場の惨落は同國の一般財界を脅威するに至つたのでその救済策として米國準備銀行は四年十一月十日割引公定率を五分より四歩半に引下げた。

#### 金解禁期の豫告發表

政府は金解禁について四年十一月二十一日、首相官邸に臨時閣議を開き、まづ井上蔵相より金解禁實施期に關する大藏省案に對し土方日銀總裁、兒玉正金頭取等が何れも賛成したる旨を述べ、かつニューヨークにおける正金のクレヂツト内容およびその後の状況を報告してその承認を求めた所、全閣僚之れに賛して茲に金解禁の實施期は決定された。よつて同日夕刻井上蔵相の名において短期限付の金輸出解禁に必要な大藏省令を發布した。その全文左の如し。政府は金銀の輸出取締を撤廢するため二月二十一日付を以て左の大

藏省令を公布することとせり。即ち之に依り昭和五年一月十一日以後金銀の輸出は全然自由となり、金解禁問題はこゝに解決を告ぐるに至れり。大藏省令第二十七號左の大藏省令は之を廢止す。昭和四年十一月廿一日 大藏大臣 井上準之助 大正六年大藏省令第二十六號 大正六年大藏省令第二十八號 大正七年大藏省令第三十八號 附則 本令は昭和五年一月十一日より之を施行す。

#### 英蘭銀行利下げ

四年十一月廿二日英蘭銀行は公定割引歩合を六分より五分五厘に引下げた。

#### 五年上期

#### 金解禁當日の兌換

金解禁第一日の五年一月十一日日本銀行は兌換者の洪水で取付騒ぎのような珍光景をみせたが、朝八時四十五分から午後三時まで約六時間内に一千百口、十三萬九千六百餘圓の金貨が流れ出た。之れ

同日午後四時までに日銀へ到着した全國の各日銀支店の報告を合計すると僅か一日の中に約二十萬圓の金貨兌換が行はれたわけである。尙ほ解禁第二日の十三日中には日銀本支店を通じて大體三十五、六萬圓の金貨兌換が行はれた。

#### 勸業債券の發行

日本興業銀行では、第百廿二回興業債券を左記條件の下に發行することに五年二月末決定した。總額一千萬圓、利率年六分、發行價格百圓につき百圓、償還方法二年間据置其後三年間臨時償還、利拂四月一日、十月一日、申込期日五年三月十四日より十七日迄、募入方法適宜之を定む、尙ほ勸業銀行でも次記の條件で勸業債券五百萬圓を發行した。總額五百萬圓、利率年六分、價格百圓、償還昭和十年三月末迄、据置以後毎年二回抽籤十五年以内償還、申込三月十一日より十三日まで、拂込昭和五年四月十五日

#### 卅四銀行の四十三銀行買収

のみで進むを不利なりとし、産地百年の大計を樹つる目的から輸出織物を創始すべく昭和三年秋、輸出織物工業會を組織し先づ會員は三十名に限定、第一部會員十五名は同四年三月に一名二臺宛ジャガイロ式廣幅織機を取付け、桐生より優秀技術員を招聘、原料を一定し統一した製品を試織の結果、頗る好評で三井物産、桐生問屋筋等の先約注文多く、支那、朝鮮向の人絹織物等、製織に多忙を呈し山形縣米澤市當局も是が助成の必要を認め、補助金を同會員に交付し同年末までに尙ほ六十臺の廣幅織機を新設する事となつた。

三十四銀行は日銀當局の斡旋の下に四十三銀行(本店和歌山市)を買収する方針を決定し、今後同行の業務經營一切を引受けることとし五年四月廿一日、兩行當事者間の調印を見た、なほ四十三銀行の昭和四年下期末預金貸出残高は左の如くである。(單位圓) 公稱資本金 一〇、〇〇〇、〇〇〇 内 拂込 八、〇〇〇、〇〇〇 積立金 四、九七〇、〇〇〇 預金残高 四〇、四八八、五一七 貸出金残高 三七、二七七、一五八

#### 英蘭銀行及び紐育準銀利下げ

昭和五年上半期中における英蘭銀行及び紐育聯邦準備銀行の公定割引歩合變化は左の如くであつた

▲英蘭銀行(利下)

二月六日	五歩より四歩半に
三月六日	四歩半より四歩に
三月二十日	四歩より三歩半に
五月一日	三歩半より三歩に

▲紐育準銀銀行(利下)

二月六日	四歩半より四歩に
三月十三日	四歩より三歩半に
五月一日	三歩半より三歩に

#### 財界安定に銀行家の申合

井上蔵相並に土方日銀總裁と有力銀行家との、財界安定に關する懇談會は五年六月二十八日、日銀において開催、産業合理化の達成に對して協力を希望し、事業會社に對する現在の債權なるを將來の新貸出なるとを問はず、産業合理化の専門家調査なきしめ、その結果によつて金融業者は積極的援助を與へ、又銀行家としては進んで事業等の整理並に合理化に對して誘導し、その目的を達成せしめることを懇談的に合議し、左の申合せを行つた。

#### 内地織物界

##### 三年下期—四年上期

##### 大禮記念關東織物共進會

昭和三年九月廿二日から廿六日まで五日間、金子子爵を總裁に戴き大禮記念關東織物共進會を東朝

社講堂内に開催した、出品は一府七縣各組合の優秀品一千七百十二點で審査長大山商工省技師以下の嚴重なる審査に依り二百九十九點を選抜賞賞盛観を呈した。

##### 米澤の輸出織物計畫

米澤織物同業組合では内地織物

##### 東京織物廠の市大會

東京織物問屋の有力者六十店を以て東京織物廠の市會を組織し昭和三年十一月廿五、廿六の兩日を期し丸の内、東京府立商工獎勵館を第一會場、加東各店を第二會場として關東北を中心とする小賣商二千名を招待し、第一回歳の市大會を開催した。尙ほ第二回歳の市會は同四年十一月廿二、廿三の兩日を以て前回と同様の形式に依り開催し好結果を得た。



四年下期

村山織物同業組合設立

村山織物同業組合は八王子織物同業組合管内より獨立、創設するに決し諸般の準備を整へ東京府に認可申請中であつたが、昭和四年七月廿七日、府より認可の指令があり直ちに事務を開始した。

産地組合冬物競技會

昭和四年の各主要産地組合に於ける秋冬物競技品評會は大體左の期日を以て開催された。

- ▲佐野、所澤 八月五日 ▲足利 同六日 ▲伊勢崎 同七日 ▲八王子 同八日 ▲秩父 同十三日 ▲米澤、山形、長井 同十四日 ▲村山 九月三日 ▲遠江 同十一、十二兩日 ▲埼玉 同廿四日 ▲尚ほ十日町組合では八月十九日に大阪、同廿一日に東京へ出張、各地有力問屋、前賣屋を招待し冬物競技品評會を開いた。

東京セル聯盟會創設

東京市内のセル取扱問屋左記十二店は、セルの健全なる發達を計

合事務所内に第一回の合理化調査會を開き、先づ一、生産並に販賣に關する委員會

二、法規改正並に金融に關する委員會

を設置するに決し産地組合、東西問屋代表者中から兩部委員を任命し各委員は直ちに別室で小委員會を開き、(一)の委員會では銘仙を單位とする聯盟會を組織し、今後順次細目を議定、銘仙以外の織物も此の方法に據り引續き対策を講ずる事となつた。(二)の委員會では從來に於ける同業、工業、輸出の三種組合の長を採り經濟機能を加味した組合法の制定を當局に陳情して急速に其の實現を期すべく議決し、各調査會の承認を得た。第二回調査會は同三月六日、京橋の貿易協會内に於て開會、第一の生産販賣に關する委員會では關係産地組合を以て全國銘仙聯盟會創設に就き同會規約を制定し、第二の法規改正と金融に關する委員會では法制改正と金融に就ての希望條項を議定、更に總會で可決した。斯くて日本織物中央會内の全國銘仙聯盟會創立總會は、同四月一日を期し京橋の貿易協會内に開會さ

五年上期

産地組合春夏物競技會

關東主要生産地の昭和五年春夏物競技會は左の如き日順に依り開催された。

- ▲伊勢崎 三月五、六日 ▲秩父 同十一日 ▲足利 同十二日 ▲所澤 同十五日 ▲八王子 同十七日 ▲米澤 同十九日

日本織物中央會で全國銘仙聯盟會の創設

日本織物中央會は昭和五年一月廿五日に開會した評議員會及び總會の席上、金融禁後於ける時局の重大性に鑑み、内外織物の生産販賣、金融及び各組合の合理化に關する重要事項を調査審議する目的に依り産業合理化調査會の設置を議決したが、同目的に依り二月十二日を以て東京織物問屋同業組

る目的に依り意匠の向上、品質の改善、製品の統一を期するを急務とし且つ機業家、問屋、前賣店の協調を以て粗製品の防止及び取引の圓滑を圖るべく昭和四年八月を以て東京セル聯盟會を組織し大いに活躍する事となつた。

東京問屋の足利振興會

東京市場に於て從來足利織物を取扱ふ問屋が親睦會、盛進會の兩團體に分立し不便多かつた状態に對し東京織物問屋同業組合の西澤組長、齋藤理事、足利組合の川島組長等幹旋の結果、兩會を合併して足利織物振興會を組織するに決し昭和四年九月十三日、各關係者は兩國矢の倉の福井樓に會合懇親宴會を催した。

四年度秋季東京見本市

東京織物問屋市場の第八回秋季新製品見本市大會は昭和四年九月廿日から廿二日まで三日間、府立

東京商工獎勵館を第一會場として開催されたが出品問屋は第一類呉服、半襟、綿織物三十九名、第二類東京裏地、其他捺染類廿一名、第三類廣幅綿布及び其の製品、綿ネル、子供服地、風呂敷、シャツ小倉其他六名、第四類セル、モスリ、洋反物類十二名、合計七十七店を算し、招待人員は全國の有力前賣店二百人に對し、會期三日間の來市者は正員一千五百四十七名、隨員一千廿五名、合計二千七百七十二名を告げ、取引高も七百萬圓以上を唱へられ近來にない順調の経過を見せた。

東京問屋組合事務所竣工

東京織物問屋同業組合事務所は日本橋區新築物町の舊宿跡へ工學士岡田信一郎氏設計監督の下に昭和三年十二月八日起工、同四年九月三十日を以て竣工した。近世復興式、鐵筋コンクリート造りの地下二階、地上三階建、延面積三百八十二坪餘で地階は食堂、一階事務室、二階と三階は大廣間、談話室、會議室等となつてゐる。暖房、電飾、換氣、消火其他に新施設を應用し内容、外觀共に完備してゐる。

れ産地側から伊勢崎、秩父、八王子、桐生、足利、佐野、飯能、村山、青梅の各組合代表者、東京織物問屋側其他出席、先づ役員選舉の結果、委員長に小林八王子、副委員長は下城伊勢崎、坂本秩父の各組長が當選した。尚ほ東京、横濱、名古屋、京都、大阪、神戸各都市の有力問屋、百貨店、前賣店等八十數店を顧問に推薦し、經費豫算及び其の徵收方法を議決後に銘仙の規格統一、宣傳方法、取引改善、生産數量定期報告、其他の諸事項を附議した。

現格統一に就ては聯盟各組合の制定せる規格に基き、當分の内模様、緋銘仙は絹紡糸一三五番手を標準として十八算以上たるべき事。但し變り原糸は此の限り非ず、縞銘仙は次回まで保留する事。に決した。以上は昭和五年冬季物期から實施する、銘仙聯盟委員會は毎月一回開催し重要案件を議決する。生産統計は五月一日から各組合より毎週報告する事等を決定散會したが其後を實行し着々其の効果を擧げてゐる。

伊勢崎の人絹應用否決

人絹應用新製品が最近各産地に製織され、着尺として銘仙の範圍にまで侵蝕せんとするに對し、伊勢崎の一部當業者間には結果、伊勢崎の一部當業者間には組合の定款を改正し時代的人絹應用製品を製織し得られるやうにしたとの希望者が出て、問題となつて來たため、伊勢崎織物同業組合では昭和五年五月九日、組合事務所内に臨時織物研究委員會を開催し、組合役員、買辦商、有力機業家三十餘名出席の上、人絹糸の使用を許可すべきや奈何の問題を附議したが、結局、一人絹が天絹と同一の價値を需要者から認められるまでに進歩

染織會館の建設計畫

大日本織物協會では昭和五年五月廿四日に上野精養軒内で定期總會を開いたが、其際會員中より染織界は益々多事を示し同會の活動を必要とする時期に向つたので此際大規模の染織會館を建設し國內及び海外の染織に關する各種情勢並に諸統計等を精密敏速に知り得る調査機關の設置は勿論、其の品質、技術、流行等一切の研究試験機關等を完備し、有機的活動に依り業界の發展を促すべく、一部會員から提案され、同會總裁金子堅太郎子爵の援助を得て染織會館を建設するに決し十五名の調査委員を設置したが六月三日、同協會事務所内に第一回委員會を開き資金調達、其他實行方法等に就き打合せを行つたが、其後引續き是が準備を進めてゐる。

染織技術官協會の創立

全國府縣染織主任技師並に工業試験場長を會員とする染織技術官



協会の創立總會は、昭和五年六月十二日より三日間、商工省會議室内に於て各府縣染織技術官五十七名及び商工省紡織關係技術官十三名出席の上開催された、先づ本邦染織工業の改良發達を圖るため必要なる調査研究を爲し且つ會員相互の業務上に於ける聯絡を圖るの目的とし、事務を處理するたため理事三名、小委員九名の選任を行つた後、更に

- 一、吉野工務局長よりの諮問案「染織工業の合理化を圖るために最も適切な方法奈何」に對する答申。
- 二、染織に關する各種試験並に檢定方法の規程設定に關する件。
- 三、各會員提出の諸案。
- 四、第十回地方工業主任技術官會議の決議により本年度に於て施行すべき連絡試験研究實施上の打合。

等の各協議事項に就き夫々委員を設け研究を重ねた、更に各委員總會で各案を決議し尙ほ同月十七日理事會を開き決議事項の實行手續きを附議したが、今後も引續き各種の活動を期する方針である。

### 丹後縮緬關東求評會

丹後縮緬同業組合主催、東京及び京都問屋後援の第一回丹後縮緬關東求評會は昭和五年六月廿、廿一の兩日を期し東京市内矢の倉の福井樓に開催、京濱間の百貨店及び有力前賣店を審査員に囑託し商工省の各技術官、其他列席の上出品に對し品質、組織、紋柄、織風其他に就き嚴密なる審査を行ひ各適切な講評あり、丹後縮緬の今後に指導的效果を收めた。

### 全國優良染緬求評會

東京の染緬卸問屋丸掛市田、稻源、龍五、大森、大橋、柿原、吉野藤、高田合名、塚本、中島の十店を以て組織する東京染緬聯盟會主催の第一回全國優良染緬求評會は大日本絹織物協會後援、飯能、大里、越生、群馬、群馬生絹太織、武州本場絹、福馬縣節絹各同業組合及び全國生絹染色業者の賛同を以て八月廿一、廿二の兩日間、東京織物問屋同業組合事務所を會場とし開催、金子堅太郎子爵を會長に推戴、審査長菱山工業大學教授以下各方面の權威者を審査員に囑託し品質、匂付、風合、其他に就き

詳細の審査講評あり、生絹の將來に光明を與へた。

### 各地組合の操短

輸出の不振、内地織物の各物轉換期に於る財界過調等を受け昭和五年六月に入り各方面に操短及び同盟休機の決議されるものが續出したが其の主要組合名及び期間は左の通りである。

- ▲泉南織物 六月十日より五割操短
- ▲泉南綿織布工業組合 七月一日より五割操短

月一日より五割操短 ▲桐生組合 輸出部 六月十三日より一箇月間休業 ▲知多組合 同月十五日より當分全休 ▲遠江組合 同月廿日より二箇月全休 ▲尾州織物組合 同月廿日より一箇月全休 ▲幡豆、碧海、三河、三河中央の各組合 同月廿日より一箇月全休 ▲美濃織 同月廿五日より一箇月全休 ▲足利内地物 同月廿六日から一箇月全休 ▲尾州絹織物、名古屋織物 七月一日より一箇月全休。

## 綿 業 界

### 四年下期

### チーズ代用細目決定

綿糸清算市場のチーズ代用受渡しに關して東京、大阪、名古屋の三取引所代表者は八日午前十時から日本橋俱樂部で協議會を開き、次の通りその決定を見た。

- 一、格差決定期日 カネ糸同様に現行規定通り。
- 一、受渡場所 現行規定通り。但し本建築倉庫に限り承認す。

- 一、檢査請求 現行規定通り。
- 一、倉庫證券 チーズ巻は同銘柄十捆毎に證券一通たる事を要す。
- 一、倉庫に於ける制限 チーズ専用の倉庫を指定し、高さを五俵積(五段以下)とす。
- 一、檢査有効期間 現行通り。
- 一、檢査手数料 現行通り。
- 一、荷造りに關する事項 建の下に木紙を入れること、外繩は四ヶ所掛けとしチーズの各

### 紡績深夜業撤廢

紡績界を中心として多年の懸案であつた深夜業撤廢は、左記工場法第四條に基き愈々七月一日から全國的に實行された、蓋し保護職工が大部分を占めて居る紡績業に取つては劃期的な改革を爲したもので、増進、機械能率の改良、生産額の増加、労働者能率の増進等その諸対策が略完了した揚句として當の紡績會社自體は殊更ら一般綿業市場に何等の動搖を起さしめなかつた一事は、全く成功と稱せなければならぬ。

### 工場法第四條

工場主は十六歳未満の者及女子をして午後十時より午前五時に至る間に於て就業せしむることを得ず、但し行政官廳の許可を受くる時は午後十一時まで就業せしむることを得。(四年七月)

### 杉の森市場ガラバ開始

東京米穀商品取引所第二部杉の森綿糸市場では、従来の競賣買の外新たにガラバ立會(相對賣買：歩み相場)を加へ七月一日から開始した、該ガラバは競賣買毎節立

會終了後節立會迄の時間を利用して間斷なく取引せらるゝものである。(四年七月)

### 深夜業總撤廢後の第一回紡績生産高

深夜業總撤廢を斷行した七月の紡績生産高に就ては、是れまで増減區々な豫想があり一般に可なり興味を繋いで居たが、今回紡績聯合會より合計廿二萬四千七百七十七相と發表した。(四年八月)

### ランカシヤ紡績爭議

曩に英國紡績聯合會及び紡績同業會が職工の實收賃銀を一割二分五厘引下げの事を發表したのに端を発したランカシヤ紡績爭議は、勞資交渉の決裂から終に七月末總工場は二千七百、罷業員は五十萬人と稱され大規模のものである。(四年八月)

### 國民政府在支紡績に 出廠税一割を賦課す

國民政府では膨脹する政費の財源捻出に就て種々苦心を重ねて居るが、今回支那に在る紡績全部に對して統一税の名目で綿糸の出廠

税を賦課する事に決し四日財政部當局から正式に各紡績に向けて従價一割の課税を實行する旨通知した。(四年九月)

### わが在支紡績難關に直面

最近支那の紡績界は國權回復熱に伴ふ一般的思想の悪化、労働組合の發達、國民黨の赤的工人政策等の爲め罷業、怠業、ロツク、アウト等の不祥事件が續出して非常な打撃を受けてゐるが、わが在支紡績もその渦中に捲き込まれ殊に排外觀念の普及と共に、國民政府の國內産業保護政策や統一税その他不當課税の重課となつて、特に甚大なる損害を蒙り愈々その根本方針樹立の急務を叫ぶるゝに至つた。(四年九月)

### 綿糸關稅の輕減案可決

關稅審議會特別委員會は廿三日首相官邸に於て開催、井上特別委員長外各特別委員、河田幹事長外各幹事出席、問題の綿糸關稅につき協議した結果、現行稅率に比し約三割五分輕減但しミユールその他の綿織糸にして日本内地にて製造出來ない

もの、又は製造出來ても需要に比して供給過少なるものは關稅を撤廢する事。といふ武内案を可決した。(四年十月)

### 五年上期

### 鐘紡社長武藤山治氏引退

明治廿六年鐘紡兵庫工場支配人として入社して以來四十年間一人一業主義を嚴守して同社を盛り立て、來た鐘紡社長武藤山治氏は廿日東京日本橋俱樂部で開催された第八十六回株主總會の席上で正式に引退を聲明した。(五年一月)

### 紡績操短決定

紡績聯合會では廿三日大阪で委員會を開催、操短率及實行方法に就て種々協議の結果左記決議を行つた。

操業短縮決議案 聯合會各社は綿業界の現狀に鑑み其の安定を期する爲め來る二月十五日以降八月十五日迄六ヶ月間左の方法により操業短縮をなす。



- 一、各社は一ヶ月二晝夜休業、一晝夜十七時間操業を基準とし更に二晝夜休業及び一割の休鐘をなすこと。
- 二、自家用織布原糸紡鐘に對しては前項一割の休鐘を半減する事
- 三、第一項の二晝夜休業は休鐘を以て之に代ふる事を得、此場合に於て一晝夜休業を三分六厘の休鐘として計算すること。
- 四、休鐘は工場別となすを要せず、片番操業の工場は本決議より除外す。
- 六、一會社の總鐘數二萬鐘以下のもの並に製糸の全部を自家用織布原糸に充當する會社に對しては、第九項の常任委員に於て事情を調査し妥當と認むる場合に限り本決議による實行條件を緩和する事を得。
- 七、七萬鐘以下の會社は其の内の一萬鐘に對し第一項による一割休鐘の義務を免すること。
- 八、本決議實行中新たに据附たる紡鐘は運轉開始後三ヶ月間第一項による一割休鐘を倍加す。
- 九、本決議實行の爲め常任委員若干名を置く、其人員及指名を委員長に一任すること。
- 十、本決議實行に必要な細則の

東海紡績創立

昨年来設立準備中であつた東海紡績株式會社(資本金三百萬圓)の創立總會は二月二日名古屋商工會議所で開催、定款を附議決定した。後ち重役の選舉を行ひ左の諸氏當選就任する事となつた。

東洋棉花新會長決定

東洋棉花株式會社取締役會長兒玉一造氏逝去後の後任に就ては同社で入選中の所十五日同社の常務取締役山崎一保氏を昇進就任せしむる事に決定した。(五年二月)

印度綿糸關稅は存續

昭和二年九月から實施されて居る印度の綿糸輸入關稅は、當時

- 一、一封度の價額三十アンナ以下の綿糸に對しては一アンナ半の從量税を課す。
  - 一、一封度の價額三十アンナ以上の綿糸には從價五分を課す。
  - 一、右實施期間は日本の婦人夜業禁止後たる千九百三十年三月末日までとす。
- と聲明されてあつたが、その期間満了に當り今後更に三ヶ年間延長案を十三日議會に上程可決、愈々存續に決定した。(五年三月)

印度綿布關稅引上げ

業界一般の注目を一身に集めてゐた印度の綿布保護關稅問題は、幾多討論の結果、採決延期を重ねつゝあつたが、三月三十一日下院の最終討議に於て遂にチネチー修正案の通過を見、超へて四月三日上院をも通過して愈々四月から實施された、今次の引上げは日本品に對して左の通り實質的に二重の差別待遇を課して居るものである

- 一、英國品に對する稅率が一割五分であるに對し日本その他各國品に對しては二割である。
- 二、日本から印度への輸出の大宗である生地綿布に對しては最低一封度につき三アンナ半を課す

印度の外國綿布不買決議

印度政局の不安に鑑み孟買色捺染綿布商組合は二日總會を開き今後三ヶ月間如何なる種類の外國綿布の賣買注文をもなきことを逸早く決議實施したが、引續き英國晒及手織綿布商組合も同様の外國綿布の不買決議を行ひ、また英國晒及上等生地ドーティ組合も向後三ヶ月間全然英國綿布をボイコットすることに決定した。(五年四月)

鐘紡減給を發表

鐘紡前社長の武藤山治氏に「退職慰勞金三百萬圓也」と同社の半期利益金の約半分を出して世間に異常なセンセーションを引起した記憶が昨今の不景氣風に弱つてゐる世人の頭から未だ去りやらぬうちに、鐘紡本社は七日突如全鐘

紡従業員三萬數千人の勞銀二割三分強の引下げを發表してまた、大きな渦を巻き起し、遂に未曾有の勞働爭議をも誘發するに至つたその減給の理由は大體次の事情に因るものである。

- 一、従来の給與が他に比して少し高過ぎた、不況に際しては同一レベルに下げねば採算で競争が出来ぬ。
- 二、減給を斷行するに最も好機會なる事。
- 三、印度の關稅引上げ支那の銀安等に對應するには生産費を安くして積極的に進出する外ない。
- 四、斯くてマンチエスターと大競争をやる。(五年四月)

紡績聯合會總會

大日に紡績聯合會第四十三回定時總會は廿五日大阪ホテルに開催、決算報告、豫算案などを可決し委員の改選は十一名重任補缺一名は寺田甚與茂氏當選し結局、堀文平、大原孫三郎、長尾良吉、八代祐太郎、小室利吉、阿部房次郎、秋山廣太、菊池恭三、南楠太郎、宮島清次郎、持田巽、寺田甚與茂、委員長阿部房次郎氏再選。

輸出綿製品運賃引下

貿易振興策として通信省が大いに力を入れたる輸出綿製品の運賃引下げ問題に就ては、今般日本郵船、大阪商船の兩社代表者と輸出綿糸布同業組合代表者と協議の結果、最近輸出先に於ける關稅の引上げ、又は銀價暴落等のため我が綿糸布の輸出を妨害されてゐる地方即ち印度各地及び大連並に上海向け綿糸布運賃を引下げることと決定し愈々五月一日から一齊

中小紡績聯合會加盟

従來紡績聯合會では未加盟會社の加入を極力懇諭してゐたが、偶々綿糸直接取引中止問題に對する聯合會と綿糸布業六團體の妥協成立を動機として、未加盟會社も終にその立場上産儀なく加入せなければならぬ事となり三光紡、富山紡及び足利紡の三社が新たに加盟した。(五年四月)

英國紡績工場閉鎖

今回ランカシアの多數紡績會社は工場を閉鎖し數千人の職工を解雇する事に決した、これは印度に於ける英國綿布不買運動が着々効を奏しその結果英國綿製品が大暴落を演じ到底採算がとれぬからで

綿糸關稅改正案 議會を通過

綿糸輸入關稅改正に對する織物業者の運動が或る程度に於て功を奏し今回關稅審議會案通り特別議會貴衆兩院とも通過した、その改訂稅率と現行稅率を示せば次の通りである。(單位圓百斤當)

二四手まで	現行率	改訂率
四二手まで	五・八〇	三・七五
六〇手まで	六・四〇	四・一五
八〇手まで	九・五〇	六・一五
一〇〇手まで	一一・〇〇	七・一五
その他	一一・三〇	七・三五

(五年五月)

綿織物輸出プール組織

紡績聯合會と輸出綿糸布同業會とは廿六日輸出振興に關する共同協議會を開き左の如き輸出プールの組織することに決定した。

- 一、名稱 日本綿織物輸出組合と稱す。
- 二、組合員 紡績聯合會々員並に輸出綿糸布同業會々員の有志を以て組織す。
- 三、目的 ロシア及び西南部アフリカの綿布市場を調査し豫て組



合員の製出する綿布を同市場に紹介するを以て目的とす。

四、出資紡績 聯合會輸出綿糸布同業會兩組合員に於て半額づゝ負擔す出資額は尙未定。

五、右組合に於て調査員販賣員を派遣するが之に仍て市場の開拓準備を了へ正式に取引を開始する場合には別に新たに組合を組織しその組合には現在の組合員が加入する権利を保有す。(五年五月)

### 漢口綿糸厘金稅撤廢

湖北財政當局は上海よりの輸入綿糸の課稅を廿九日より撤廢せる旨正式に發表したが、我が官邊よりの嚴重なる抗議が奏效したものと見へる。(五年五月)

### 紡績操短一割擴張

紡績聯合會では三十日大阪ホテルで委員會を開き左記操短擴張の委員會案を決定した。

一、來る六月十六日をもつて現行操短決議を更改し同日以降來る十二月末日まで現行操短率及びその方法の上に更に一割の休鍾をなす事、但し追加の一割の休鍾に限り一切の除外例を認めざること。

二、該操短實施期間中に於ける綿糸輸出の状況に仍つて委員會の決議に仍る一ヶ月間の豫告を以て新に追加したる一割休鍾に限り或る程度の操短歩合を緩和する事を得。

以上の決議は來る六月七日聯合協議會を開き付議すること。(五年五月)

### 鐘紡の大爭議解決

紡績業者全労働階級は勿論社會各方面の注視を浴びてゐた鐘紡淀川、京都兩工場の大爭議は、双方評定の結果その解決案を認めるに至り、事件勃發以來五十五日振りで遂に三日午後八時半手打を行つた。(五年六月)

### 綿産地に休機限産續出

各綿織物産地では深刻なる環境の不良と購買力の減退に阻まれて製品の賣行が頓に梗塞し、搗て加へて製品市價が原糸の低落に先走つて軟化し採算難と資金難の經營苦が加重して行くので、現状のままでは到底立行かぬ事となり種々不況対策を考究した結果矢張り早に操短擴張或は全休を決議斷行し

### 杉の森市場の四〇 手上場不認可

綿糸取引改善協議會から東京杉の森綿糸市場振興策として商工省へ認可申請中であつた四〇手の追加上場は、生産數量が僅少である爲め買占めの如き行爲が容易に行はれるとの理由で十一日不認可と決定部下した。(五年六月)

### 綿布輸出組合成立

紡績聯合會及び輸出綿糸布同業會に仍り議に決定した綿布輸出組合は廿五日次の如く正式に成立した。

一、名稱 日本織物輸出振興組合

### 蠶糸界

#### 三年下期

#### 生絲検査規則改正

農林省は今回生絲検査所検査及鑑定規則を左の要旨の如く改正し七月一日より實施した。

之は蠶糸中央會が過般日米協議

二、組合員 東洋紡、鐘紡、大日本紡、福島紡、内外棉、合同紡、日本綿花、東洋棉花、江商、又一商店、丸永、伊藤忠

三、視察員派遣 尙ほ組合理事には大日本紡、東洋紡、東棉、伊藤忠各社が就任し事務長には輸出綿糸布同業會の入江氏がなつた。

#### 鐘紡社長更迭

鐘紡社長長尾良吉氏は今回一病氣その職に堪へずとの理由で同社取締役會に辭表を提出したので同社では東京本社で重役會議を開き後任社長を互選の結果、副社長津田信吾氏が昇進就任する事に決定した。(五年六月)

法を加へたこと、而して新方法を甲検査方法といひ、從來の方法を乙検査方法と稱すること。

二、從來の品位検査項たる(イ)再操検査(ロ)平均織度検査(ハ)絲條検査(ニ)類節検査(ホ)強力及び伸度検査の外に(ヘ)織度偏差検査(ト)標準方針による絲條検査(チ)抱合検査の三項を加へたこと及び右に伴ふ品位検査證を追加したこと。

### 紐育生絲清算取引開始

ニウヨーク生絲取引所は九月四日から愈々取引を開始したが同市場に於ける生絲上場の方法、受渡し生絲検査方法並に格付方法の大要は左の通りである。

- △上場絲 全部日本生絲で品種は白十四中および白、黄廿一中たること。
- △取引單位 賣買單位は五俵とす(内廿總を検査絲として抽出すること)
- △格數 白十四中は六格、白黄廿一中は各二格。
- △検査方法
- イ、本廠
- (一)絲條斑エー検査(標準寫眞検査)

- (二)絲條斑ビー検査(ハンド・セリター)
- (三)大類検査
- (四)小類検査(各格毎に米國案による最低許容點を規定す)
- ロ、補助検査
- 一、織度偏差検査
- 二、強力伸度検査
- 三、再操検査(十四中エー・ビー・シーの三階段、廿一中はエー・ビーの二階段に分ち、各格毎に最低許容點を規定す)

#### 格付方法

イ、格付に際しては品質検査の各項目に規定する點以上の成績を有さなければならぬ。

ロ、補助検査の成績は本検査の成績に比し一格低き時はその儘許容す。

ハ、補助検査の成績が本検査の成績より二格低位の場合は本格を一格下げること。

- △不合格の場合
- 一、検査成績が十四中では第六格以下、廿一中ではビー格以下に出た場合。
- 二、水分含量率が正量より卅%以上の開きを見た場合。
- 三、總荷拜見の結果頗る劣等と認めたる場合。

△受渡数量目 受渡数量目は正量目によること。

### 神戸蠶絲清算取引開始

神戸蠶絲清算取引所は十一月一日から開始したが業務規定は左の如くである。

#### 業務規定大要

- 一、標準絲 日本産生絲白十四中
- 一、品位検査 評定點制を採る。
- 一、基準検査 (イ)絲條斑検査、(ロ)絲條斑劣等區検査、(ハ)大少類點検査、(ニ)少類點検査、(ホ)平均織度偏差點検査。
- 一、格差決定 毎年七月以降三ヶ月毎に標準は白十四中B格に對する最上級格最低級格との格差範圍を取引所で決定發表する。
- 一、補助検査
- イ、平均織度検査
- ロ、再操検査
- ハ、強力検査
- ニ、伸度検査
- 一、検査料絲 生絲一荷口一千斤に就き五十總各依若くは各相より均等に拔取る。
- 一、呼値、賣買、受渡の各單位
- イ、呼値百斤
- ロ、賣買百斤
- ハ、受渡一千斤
- 一、手数料
- イ、百圓以上百二十四未滿三錢

#### 四年上期

#### 製糸資金貸出警戒

昭和四年の製糸資金貸出日歩は別項の如く協定されたが貸出實行に對する銀行業者の態度は金解禁問題と關聯して幾分警戒氣味となつてゐるので貸出額の如き恐らく昨年の融通額以上に出る様なことはないであらうと見られてゐる。

現に横濱銀行團の如きも五月廿日會合生糸資金利率を東京側同様前年より一厘方引下げ七月一日より實施することに決定の上次の申し合せをした。

#### 生糸資金利率引下

- 第一、三井、三菱、正金、安田



紡織界の諸問題

及び川崎第百の外新たに住友、山口を加へた八銀行の代表者は五月廿日東京銀行集會所に會合し本年の生糸資金貸出日歩につき協議の結果左の如く協定した、昨春の協定率に比し一厘下げとなつた譯である。

- 一、製糸家振出、問屋引受、銀行裏書の手形、日歩一錢七厘。
二、製糸家振出、問屋又は銀行裏書の手形、日歩一錢八厘。
三、製糸家、問屋又は銀行振出融通手形、日歩二錢。

新南高値仕入警告

横濱生糸貿易商同業組合は六月四日全國製糸家の新南高値引入れに對し大要左の如き警告を發した。
紐育市場では増産懸念など先安見越から千二百五十圓の安値で新糸の先約定をなされた向がある。と云はれ、且つ金解禁實行も豫測し難く近き將來には實行を見ずとも、實行の準備として對外爲替相場は今後昂騰を豫想されて居る、然るに目下の南相場は現在糸價探算を無視せるばかりでなく、市況の前途を一向に顧慮せず意外の高値を買進んでゐる、かくては將來に大なる

禍根をのこすことは明白で憂慮にたへない、此の際四圍の事情に鑑み新南仕入れに關しては十分なる深慮を煩したい。

四年下期

操短と共同保管

晩秋漸減收豫想と群小製糸家の手持不足から糸價低落をよそに繭價は依然強調を持續してゐるので金解禁の時期切迫と共に生糸界は益々先行を不安視されるに至り愛媛縣製糸組合の如きは全國同業組合に魁て明春早々一ヶ月間の操短を決議したが最近長野縣製糸組合聯合會でもその對策問題が持上り十一月廿日聯合會委員を開催協議の結果左の申合をなした。
一、十二月廿五日から行ふ例年の冬期休業を十五日繰上げ同月十日から實施すること。
二、春挽開始も例年二月初旬から中旬にかけて行はれるのだが明春は三月一日まで延期する。
一方生糸の共同保管問題は十一月八日に決定したので、帝國蠶絲倉庫株式會社では十一月十一日絲價維持總務部會を先に決定した保管生糸數三萬圓中差し當り一萬圓保

管の具體化を協議し一萬圓を一捆七百圓替、即ち百斤千二百五拾圓を以て共同保管を爲すことを決定した。之に基き横濱蠶絲貿易商同業組合は十四日蠶絲クラブに役員會を開き、新糸以降の入荷並に十一月十日現在々荷の按分率によりて第一回保管數量(横濱四百二十八口七千七百二十圓)の各店割當額を決定し十八日より擔保貸出を開始した。右共保資金は正金銀行始め横濱組合銀行から日歩一錢六厘にて融通せられ、その共保貸付の形式は倉庫證券を擔保とする手形貸付によるもので其の細目左の如し。
一、一荷口(一千斤)の貸付額は一萬二千五百圓で一荷口毎に手形一通を振だし手形振出地は横濱又は神戸又支拂場所は横濱正金銀行本店又は神戸支店とす。
二、支拂期日は一覽拂とし支拂期日を記入せず、九十日毎に割引料前拂ひとす。
三、手形は製糸家振出し問屋裏書のものに限りその他の細目は大體前回の共保と同様である。
尙神戸の共保は二千二百八十圓で十八日より横濱、神戸兩市場とも一齊に受付けることに決定した。

斯くの如く各地の操短共同保管も一向に効果が見られぬので、蠶絲中央會第三部會(生糸部)の絲價維持對策實行委員會は十一月十九日午後續開、左の事項を決定し二十日の蠶絲中央會に報告、直にこれを實現することとなつた。之等に關しては提案者の長野、愛知、神戸各代表と反對者たる關西及熊本代表との間に十八日以来種々紛糾があつたが結局左の如く妥協を見たのである。
一、共同保管は帝國に於て三萬圓と決定したが更に二萬圓を増して五萬圓の共同保管を斷行すること。
二、操業短縮は(イ)昭和四年十二月十五日から年末まで一齊に操業を休止すること、但し舊曆によつてゐる地方は實行委員會の承認を経たる上舊曆によることを得、(ロ)昭和五年二月一日から五月三十一日まで運轉釜數二割を封印すること。
三、實行細則は新に志村會長から實行委員を指名して之に一任し費用も前例により實行委員に一任すること。
四、絲價騰貴補償法の運用を政府に要望し之には岡本氏外十七名

の委員があたること。

五年上期

生糸種別調査成る

我輸出生糸總體の黄白及びデニール(織度)種別調査は内地蠶絲業者は勿論需要地の米國絹業關係者からも多年要望されてをたが今回ばかりも農林省横濱生糸検査所及び神戸生糸検査所において昭和四年中に取扱つた輸出生糸即ち正量検査品につき右調査を實施した結果存外容易に完成され、こゝに第一次發表を見ることとなつた。その重なる點を擧ぐれば次の如くである。(單位俵)

Table with columns: 種別, 検査總數, 百分比. Rows include 白繭絲, 黄繭絲, 合計, 神戸検査所, 白繭絲, 黄繭絲, 合計, デニール別, 白繭絲, 黄繭絲, 合計.

紡織界の諸問題

製糸工女賃銀不拂

生糸の暴落から製糸工女の賃銀不拂問題が惹起された。蠶絲界の不拂の深刻さを暴露した。長野野馬の如き密集地帯の中小製糸は如何とも仕難く此舉に出たのであるが、地方農村は是が爲に一層疲弊を加えた。二月中旬の新聞紙の報道を左に掲ぐる。

即ち全國卅五萬人の製糸工女は殆んど全部農村子女であるがその一日の賃銀は最高一圓二三十錢、最低五十錢普通六七十錢見當である。この賃銀は慣行上盆暮の二期拂であるから新南以降即ち七月より十二月末までの六ヶ月分は年末に工女に支拂はれるわけであつてその金額は各地の事情により異なるとはいへ、大體平均して一人百十圓乃至二十圓見當のことである。この賃銀の中から毎月小遣ひその他の費用として三分の一程度を費つたとしても、工女から農村へ歸る場合は七、八十圓の金を持つて歸る勘定となつて居るが今度の製糸業不況に伴ふ工場主の賃銀

不拂又は一部不拂のため工女は賃銀を持つて歸ることが出来ぬわけである。農村に製糸業中心の地方農村は主要農家収入の一として居る工女賃銀がいらぬために更に一層の疲弊を加へてゐる。しかも製糸家は二月一日から五月末日までに二割の操短を行ふ結果全國製糸工女の卅五萬人の二割即ち七萬人は失業するか或は失業せざる場合は賃銀低下になつて現れるので、農家は二重の苦境に置かれる次第で製糸業不況により製糸工場は苦境に置かれて居ると稱するも、中には工女の再招致策として殊更賃銀不拂をなし或は絲價補償法の發動を促す意圖の下に計畫的に賃銀不拂又は延期をなす向もあるから製糸業不況により眞にありてゐるのは製糸工場より寧ろ農村である。

尙長野縣下では製糸工場中女工賃銀不拂問題を引き起し五十餘工場が關係女工約一萬五千人その總額二十萬圓に達してゐる、從來しばしば問題を引き起してゐる岡谷某大製糸所の如きはつい最近(一月廿日)まで約一萬圓の賃銀支拂を引ずつた然して不拂の割合は年額の四割以上のもので二工場でその他の大部分

は十二月の一月分である、かくの如く多數の工場が不拂問題を起した一因は、横濱神戸に店を有する某大商館に對し金業業者の警戒がありその問屋筋より營業資金を仰いでゐた諸工場が資金を得ることが出来なかつたためであるといはれてゐる。製糸の賃銀不拂が表面的になつたことは從來かつてなく蠶絲界不況はついにいかに不祥事を起さしめたのである。

糸價補償法の發布

政府は三月四日閣議を開會、町田農相から、生糸相場の下落は對外的には銀現相場の下落と紐育における生糸業者の賣崩しの二原因に歸著する、わが生糸業者は之が對策として五萬圓の共同保管を協定したが當局としては右共同保管を促進せしめると共に絲價補償法實施の必要を認め、これを運用を開始することとなつたがこれについて五日絲價委員會を開催することとなつたと報告し閣議の承認を求め閣僚一同は之を承認した。越えて五日午後二時半より農相



紡織界の諸問題

官邸に於て第一回補償委員会は開催せられ、

會長町田農相をはじめ高田、松村、農林次官、小川、河田、雨大藏次官、深井日銀副總裁、兒玉正金、八條中央金庫理事長、牧野大日本蠶絲會々長、志村蠶絲中央會々長の各委員及大藏、農林兩省關係幹部出席、町田會長より補償法發布の止むなき事情を説明し、

政府の補償法發動はやむを得ざるものと認むる、事に意見の一致を見、越えて八日の第二回委員会にて決定された。此の補償法は政府の失敗に終つたが、ともかく其の適用による補償貸出しは行はれ、六月十日午後四時を以て締切つたがその結果次の如くである。

正金	二、四〇〇	三、〇〇〇
中央金庫	二、〇〇〇	一、〇〇〇
合計	四、四〇〇	四、〇〇〇
△神戶	一、〇〇〇	一、〇〇〇
△横濱	一、〇〇〇	一、〇〇〇
合計	二、〇〇〇	二、〇〇〇
横、神總合計	八、三〇〇	六、〇〇〇

△總貸出金額 一億四百九十二萬五千圓

蠶糸業救済案

政府は蠶糸業未曾有の受難期に直面して、唯一の對策たる補償法の適用を断行したが、その後依然として補償は落潮を辿り、昨今の補償額の情勢はもはや政府の傍觀を許さなくなつたので、先日來正金の兒玉頭取蠶絲中央會の志村會頭、帝蠶會社の今井社長等を招き協議を重ねた結果政府は次の如く補償法適用に對する融通期間六ヶ月延長、及び補償限度の擴張と製絲業認可制度採用のため法規の改正断行といふ二大方向の實行を決定し、六月十九日當業者に對し、町田農相から政府の内意を示して官民一致の協力を要する事となつた。これが實現すればわが國蠶糸業の革命的大改革であるといはれ、その成行を重視されてゐる。

約は融通期間六ヶ月となつてゐる八月には期限の切れるものありつき應急策として更に六ヶ月を延長せしめ、來年二月頃の品薄期に處分せしめることとし、この間の金利倉敷料一俵につき四十二圓は、政府の補償限度百九十圓を擴張して、二百廿二圓としこれを充當することゝす。これは補償法運用の變更につき近く補償委員會を再開し、附議する筈。

工場法施行規則改正案

生絲製造業の就業時間延長特別規定の廢止に關しては兼て蠶絲中央委員會の決議により、内務農林兩省協議の結果この決議通り工場法施行規則を改正することに決定してゐたが、社會局でも左の原案通り可決し、七月一日より實施された。

羊毛工業界

四年下期

日毛の合毛工場經營とモス界統制

合同毛織は經營維持困難に陥つて十二月に入り戸の内工場は前紡操業停止のやむなきに至り他二工場も運轉休止の状態に陥つた。よつて日本毛織は十二月より翌年二月末迄戸の内、中津、今津の三モスリン工場を委任經營することになつた、東洋モスリンは整理して三割方の操業能力減退し残るは東京モスリンと宮川モスリンの二社のみとなつた、従つてモス界は殆んど日毛の統制する所となつた、即ち日毛は共立、日本兩モスを經營し今又合同毛織工場を經營することになつたので、會社モスリン月産總額七千俵の内半數は日毛が生産する所となつた。

合同毛織の破綻

合同毛織は東洋モス整理と共に從來の無理なる經營が暴露して死

紡織界の諸問題

活の岐路に立つに至つたが、これが切抜策として八代住友銀行事務を介して日本毛織へ合併交渉を持込んだがバランスの保證を要求されて交渉成らず、昭和四年末には全工場閉鎖の餘儀なきに至つたので十二月より翌年二月迄日本毛織に委任經營され、二月後は一時日本毛織が委任經營したが、三月二十六日同社の整理會社たる新興毛織成立と同時に(新興毛織の項参照)工場はこれによつて引續き運轉されるに至つた、同社の負債は社債一千八百萬圓、無擔保債務約七百萬圓合計二千五百萬圓であるが、これが利息は年額約百六十萬圓に上る一方、新興毛織よりの交附金は百九十八萬圓であるから假にこれだけ所得しても全部は利拂に充てねばならぬから元金の決済は到底覺束なく思はれてゐる、従つて同社の前途は更生至難を豫想されてゐる。

日毛と合毛合併談

合同毛織は經營上の缺陷により

漸次苦境に陥つて來たがこれが切抜策として日本毛織へ合併を申込んだ、これについては合同毛織重役門野重九郎、大橋新太郎氏等が頻りに運動を行ひ八代住友銀行事務を動かして専ら交渉の成立を圖つた。然るに日本毛織はバランスシートの提供を要求し、更にこれに對して重役全部の連帶保證を求めた所これに署名せるものは一二の重役に過ぎなかつた、よつて日本毛織はバランスを信じ難しとなしこれを理由として合併交渉を拒絶し、合併談は頓挫した、合同毛織はこれより愈々窮境を深めた。

羊毛工業會のモス査定價格引下陳情

モスリン現行消費税は大正十三年の高値時に改正賦課されたものであるから、現在市價低落の折柄著しく均衡を失するのみならず生産會社の負擔が過大に過ぎるとして羊毛工業會では十月四日東京大阪、名古屋の各稅務監督局長に次の通り査定價格引下の陳情を行つた。

品名	現行査定價格	希望價格
一號	三八〇	二七一、二五

原毛の値下りて各社大打撃

一九二八—二九年度の濠洲羊毛は季初に於いて日本向モスリン用中堅タイプ六四—七〇番手が四十五片であつたが、作柄順調なと、世界的不況の影響を受けて漸落歩調を辿り一九二九年二月以降は落潮殊に顯著で三十八片から五月末の競市終了時には三十片弱みに慘落した。割合にして實に三割五分方の暴落で去る一九二五年度に於ける原毛値下りの徹を踏んだ譯である、これが爲に我が毛織會社は何れも巨額の損失を蒙つた、即ち東洋モスと合同毛織の整理は従前より經營上に無理があつたためであるが、原毛値下りが直接動



機をなしたものである、東洋モスは...

濠洲羊毛出荷制限

羊毛低落対策として濠洲各市場...

に對し二割五分の出荷制限を決議...

モス三社共販

モス三社共販は市場対策として...

モスリン振興會の宣傳

生産會社が組織するモスリン振興會...

迄モスリンデールを開催し、相當の成績を挙げた。

尾州に於ける羅紗輸出工業組合計畫

内地産羅紗も既に供給過剰を告げ...

五年上期擔保徵收による輸入商の羊毛取引改善實行

我國の羊毛輸入商は三菱商事、三井物産...

モス暴落対策と宣傳策

五月頃一等生地五十四五錢堀みのモスリン...

羅紗見本市

恒例春秋の羅紗見本市は例年の通り...

尾州羅紗品質改善協議會開かる

尾州羅紗の規格制定協議會は三月二十日...

愛知縣羅紗取締令

愛知縣當局は縣下の羅紗粗製を縣命によつて取締るべく豫てより...

既製品卸商組合成立

京濱羅紗同盟會の内にあつて第四部會を組織して...





た産地側よりは渡邊尾西組合長外役員幹部三十餘人、關西羅紗商協

一、尾州に於ける製絨業の著しき發達と生産の激増に伴ひ一部に粗悪品の現出を免れず、これは尾州品は粗悪品なりと云ふ觀念と悪名とを一般に生ぜしむる原因にして、將來其弊害を除去するため製品を検査を嚴重にすること。

なつた。

日本銀行に羊毛の見返り擔保を懇請

日本毛織社長川西清兵衛氏は昨年未目録に出頭して日銀の見返擔保品中に羊毛を追加し、もつて毛織手形の再割引による融資を懇請したが日本毛織の主唱によつて羊毛工業會社全部(京モス、栗原紡織を除く)及び原毛輸入商は連名で一月左の意味の請願書を日銀總裁に提出した。

これを中心として兩者種々協議の結果右案を實行することとなし、更に細目實行案を作成すること、

東洋モス整理の經過

東洋モスリン會社の整理問題は昭和四年八月より一ヶ年餘に亘つて續いた、同社は當初表面上根津嘉一郎氏が引受ける豫定とされたが大倉組の希望によつて昭和四年六月若尾系の持株三萬株を肩替りして大倉組が其經營者となり、社長に門野重九郎、専務に梅浦謙吉の二氏が夫々就任した、然るに其後數ヶ月を出でずして七百七十五萬六千圓の巨額に達する缺陷が發見された、即ち製品原料業に過高評價がある位なマヤさしいこと

に於いて新經營者は俄かに逃げ腰となり肩替り株は大部分有利に賣抜けてあるを好機として大倉組は同社より手を引かんとするに至つた、然るにこれに對して三百三十萬圓の無擔保債権者たる原料商が其不徳を鳴らして他迄大倉組を引止めて債權回收の舉に出で兩者の抗争紛糾はこれより激烈を加ふるに至つた、斯くて數ヶ月を經過したが大倉組に何等誠意なしとして債權者は遂に破産申請したが、これに對して會社は和議の申請を行ひ、更に和議條件の承諾なし得ずとして債權者は保全處分の舉に出で殘存財産の減失を防止するに至つた、然るにこの間整理案は進捗せず大倉組は引くに引かれぬ立場となつて門野社長は東電會長郷誠之助男に整理案の樹立を懇請し郷男はこれによつて若干の整理案を立てたが、中心骨子が何れも債權の切捨と優先株振替にあるため債權者側の承認する所とならず、斯くて郷男の整理案も行儀みとなつたので、郷男は更に整理案樹立を中島久吉男に移譲するに至つた、債權者側と種々接衝を重ねた結果漸く整理案を立て、承諾を得るに至つた(五月上旬)。案の骨子

は次の通りである。

- 一、資本金四百萬圓の新會社を設立すること。
二、新會社設立後は當社優先株に振替へ合併すること。
三、七百四十萬圓の無擔保債務は半額切捨半額は當社優先株に振替へること。
四、新會社優先株及び債務振替株の配當は共に年八分とす。
尙新會社株の割當は若尾、大倉が各二萬五千株、安田と日本毛織が各一萬五千株計八萬株である。然して會社は七月の總會で十分の一減資を決定したが、同時に和議も成立したので八月八百萬圓の増資(四百萬圓は第二洋モス引受、残り四百萬圓は無擔保債權振替)總會を開く段取となつた、これで同社も愈々更生の目鼻がついた譯である、尙第二東洋モスは第一回四分の百萬圓の拂込を終へたが第二回百萬圓拂込は昭和六年五月拂込の豫定である。

千住製絨所の羊毛工業改善

千住製絨所では本邦羊毛工業の實情に鑑みて斯界の圓滿なる發達を助長せんがために、三菱商事羊

産業合理局の羊毛工業合理化

臨時産業合理局では昭和五年春以來問題となつてゐる羊毛工業の改善を圖るため羊毛工業改善委員會を設けた、會長委員左の如し。
△會長 中島久吉
△委員 岩井勝次郎(中央毛糸)、河崎助太郎(新興毛織)、川西清兵衛(日本毛織)、門野重九郎(東洋モス)、谷江長(伊丹製絨)、鶴見左吉雄(東京モス)、長廣謙次郎(千住製絨所)

△幹事 商工書記官田中直通、商工技師大山清一郎

- 一、羊毛及び毛糸の規格統一。
二、毛織工業關係の苦情仲裁々々判所設立。
三、羊毛及び毛糸水分檢定所の設立。
四、各社の販賣數量の割當を決定すること。
五、不當競争を防止すること。
六、輸入を防止し輸出を促進すること。
更に二十四日商相官邸で引續き協議したが川西委員より生産分野及び販路の協定に關し、共同販賣會社設立案を提出したので次回迄に具體案を決定することとし。
一、官公署の如き大量の消費者に對しては製絨會社との間に組合を設けて販賣の統制を圖ること
二、官公署に於て使用する無地羅紗の規格を統一すること。

東京モスの再改造問題

東京モスは昭和二年整理後の經過は順調に推移して配當復活近きを思はしめたが、四年下期に於て羊毛暴落の打撃で三百萬圓の損失計上の餘儀なきに至り、前期繰越損と合算して三百六十萬圓の損失を見た、然るに一方當初の整理案による一千百萬圓の手形債務に對する半期五十萬圓の利拂は四年上期末より支拂開始に迫られて來たので、現在の狀態ではこれは不可能であり債權者方面へ諒解を求めて半期間延期するを得た、然し斯かる不慮の打撃を蒙つては却々其填補容易でないで重役間には再度整理が議せられ、他社と同様新會社を設けて賃借の上漸次缺損補填を行つては如何との意見もあつたが、株主方面の狀態を見ればこれも不可能な有様であるのみならず債權者方面にも反對があつてこれは沙汰止みとなつた、然し今後更生を圖らんとすれば此債權任を許さないので重役は引續き再改造を協議しつゝあり、遠からず第二



次整理案も決定するものと見られるに至つた。

### 名古屋地方の紡毛工場計畫

尾州毛織界では従来梳毛糸織物を主として發達して來たので、梳毛糸の供給には先づ遺憾の點がないが紡毛糸は紡毛織物が最近盛頭しただけに、更に又内地毛糸會社にしても其品質に遺憾の點あり、これらの關係より優秀なるものは餘り供給せられなかつた、一方紡毛糸織物も著しく擡頭の機運となつて來たので、これに刺戟されて紡毛糸紡績計畫が徐々勃興の形勢を示して來た、即ち大阪羅紗界の齋藤廣三郎、小菅久徳氏等によつて資本金三十萬圓程度の紡毛糸會社が計畫されつゝあり、又元岩井商店専務安藤謙氏も個人にてこれを計畫し昭和毛糸も彌富工場完成と共に豫て一宮に買収せる敷地に紡毛糸工場を新設するものといはれる等、最近俄かに紡毛工場の計畫が擡頭を見て來たことは注目される。

### 羊毛工業會の改造

日本羊毛工業會は有力會員會社

合同毛織は昭和四年末遂に工場運轉休止の已むなきに至つたので翌年二月末迄日本毛織の委任經營する所となつたが、其間に整理案を立て、採業を繼續すべく舊重役河崎助太郎、門野重九郎、大橋新太郎、田村駒治郎の諸氏は極力奔走したが株式割當に困難を來して却々進捗せず其内に日毛との契約期間も切れたので其後は日本毛糸が暫く委任經營を行つた、斯くて創立委員は八方奔走した結果主として舊重役系統と最大債權銀行を大株主として資本金五百萬圓(内第一回二十五萬圓拂込)の會社設立案が具體化し、株式の振當も曲りなりにも決定したので、昭和五年三月二十六日大阪商工會議所に總會を開き、新興毛織株式會社として設立を見るに至つた、重役は次の如くである。

代表取締役河崎助太郎、取締役田村駒治郎、門野重九郎、伊藤竹之助、高橋幸三、岡田彦治郎、監査役大橋新太郎、石井鐵太郎、加集益藏、廣澤耕作、松田辰次郎、相談役小笠原譽志雄、田村政治郎、都志兵太、藤井松四郎

たる合同毛織破綻し東洋モスリン整理し更に日本毛織が脱會届を提出したので全く動搖するに至つた今後の方針を如何にするべきかに就いては日本毛織は豫てより會員の範圍を生産會社、羊毛輸入商、問屋業社、船會社等關係業者全部を網羅して一大組織を形成し現在以上範圍を擴大すべしとの意見を有してゐる、これに對して他社は羊毛工業會が常に無統制を繰返すのは利害相反する業者を網羅するためであるから、正會員は生産會社のみで固め他は番外會員たらしむべしとの意見を有し、就中東京モスは最もこれを高調してゐる。この間日本毛織は退會を通告したので續いて各方面に退會續出するに至つた、會としてはこれを認めず日本毛織に對しては京モス其他の折柄、羊毛工業會は七月十二日大阪ホテルに於て理事會を開き豫て懸案となつてゐた同會の改造問題を主として協議した結果、改正規約案が大體承認され豫てより退會届を提出してゐた日本毛織も一應退會届を認め、規約改正の上で改めて入會することとなつて大體の決定を見た、よつて會として

の交附金で債務償還を行ひ、これが完済を俟つて合併する段取となつてゐる、然して同社の事業豫算は一ヶ年二百七十三萬二千圓の利益を計上する豫想のもとに一割配當に要する資金二十五萬圓を控除し、殘額の内百分の八十(百九十九萬六千圓)を合付し残り四十九萬七千圓を同社が所得することに於て、果してこの目論見通りに行か否かは勿論多大の疑問がある、然して同社はモスリン年産一千七百萬碼百俵、毛糸三十三萬封度細紗百五十萬碼の生産豫定であるが何れにしても同社の前途

は他の退會届に對しても同様一應これを承認し改めて入會を勧誘することになつた、改正された規約の主なる點は、従來會員の範圍は漠然たるものであつたが、今回は生産會社を正會員とし關係業者を准會員と定め、正會員よりは年額五百圓、准會員よりは六十圓の會費を徴収するといふことになつたのである。

### 昭和毛糸操業開始

愛知縣海部郡彌富町の昭和毛糸紡績株式會社は昭和三年三月資本金三千萬圓(内拂込五百萬圓)を以て日本毛織の子會社として創立された毛糸紡績の専門會社である。事業の進捗に伴ひ昭和四年末更に三百萬圓の拂込を徴收した、工場敷地は千二百坪機械はハートマンで前紡六列、精紡機とツイスター合計四萬九千錘であるが、製品は主としてセルモス糸、等の梳毛糸物である、生産高は月産二十六萬封度を標準としてゐる、同社の操業開始は非常注目されてゐたが愈よ本年一月から運轉を始め七月には全運轉を開始する豫定となつてゐる。

### 新興毛織創立案

は全く未知數である、尙同社創立總會より三ヶ月後に第二回一株十二圓五十錢を拂込むことになつてゐる。

### 東京洋反物同盟會のモスリン聯合陳列會

東京洋反物同盟會員十一店は三月十八、十九の兩日各店舗で復興祭記念の意味を含めて恒例春夏物聯合陳列會を開いた、生地も稍々高値に安定した上に従來解禁懸念で極端に買控へられた關係から案外に來客あり着尺の時期とて季節品は相當の好成績を收めた。

## 絹紡糸界

### 四年下期

### 生産高公表

絹紡工業會では昭和四年七月から生産高を發表することにした。始めは總數のみであつたが昭和五年五月から自家用原糸と市場供給高を分つ様になつた、各月の生産高は別項絹紡糸業の諸統計の内に詳記されてゐるから参照されたい

生産高の公表に就いては機會ある毎に本社に於ても要望し、或は種々の資料から其の推算を行つて生産統計を當業者に知らせる事が斯業を健全に推移せしめる旨を力説し、糸屋の要望と相俟つて絹紡工業會の公表を見るに至つたものである。

### 昭和絹糸創立

### 後藤毛織競賣問題

後藤毛織は資本金五百萬圓全拂の會社であるが資本金を消滅せしめ、百五十萬圓の社債を負つて遂に金融難から破産するに至つた。社債は工場財團を擔保として神田銀行引受で起したものであるが、同行が破産したので河崎助太郎氏が種々奔走し、資本金百萬圓を以て整理會社たる共同毛織を創立し昭和二年下期より委任經營を行つてゐるが、昨年下期迄一割配當を無理に行つてゐるものゝ近來著しく成績低下し、内部も相當亂雜に失してゐる状態であり債權者中には乘取り運動も起つて來たので、興業銀行も競賣を決定し最低價格百九十三萬五千圓を以て五月十日岐阜地方裁判所内に於て競賣を行つた然るに買手側出場者は小松恒太郎氏一人であり全然買手つかさるため競賣は無期延期となつた、然して共同毛織の貸借契約は本年七月末を以て満期となるが、其後は更に契約繼續となるか或は合併されるか、又は經營が他に移るか注目される。

日本絹綿の整理會社として目論まれた昭和絹糸株式會社は昭和四年六月二十八日創立されて同日から太田商事から事務を引繼事業を開始した、資本金一百萬圓拂込済で目論見書に依ると一ヶ年四百四十七萬一千圓の収入を擧げ、三百八十八萬八千圓の支出を拂つて差引五十八萬二千圓の利益を計上し内十五萬圓を純益金として、四十三萬二千圓を整理資金として日本絹綿に交附する事になつてゐるが第一期決算には六千二百九十圓の利益を計上せるに過ぎなかつた。目論見書は昭和三年上期から四年上期の實績を基礎とせるものであるから、四年下期から悪化させる斯業には如何ともなし難く、各社並に業績不振を招いたのは止むを得ない事である。

### 絹紡糸商組合聯合會

絹紡糸商組合の特約店たることを加盟條件とする關東絹紡糸商組合は昭和四年四月十八日成立したが關西側でも之れと相呼應して取引の改善を計る爲に古い歴史を有する關西絹紡糸商組合を九月廿日限り解散し、九月九日關西絹紡糸商組合を設立、兩組合の聯合會



が十一月九日伊勢崎で發會式を舉げた、組合員左の如し。

△關西絹紡糸商組合

稻垣商店、早川糸店、阪東久市郎商店、加藤政商店、金子糸店、吉村商店、中辻支店、野口商店支店、丸紅商店絹糸部、藤井商店、丸吉絹糸、旭商會、佐久間商店、幹事 丸紅商店絹糸部、藤井商店、吉村商店、中辻支店、藤井商店、佐久間商店

△關東絹紡糸商組合

板垣商店、伊藤忠商事支店、中辻商店出張所、中村興市商店、中澤商店、野口商店、藤井商店、(東京店絹紡廢止配退)寺岡糸店、三信商會、日比谷商店、關重兵衛商店、幹事 中辻出張所、板垣商店、日比谷商店

△聯合會幹事

幹事長 丸紅商店絹糸部、幹事 藤井商店、佐久間商店、中辻商店足利出張所、板垣商店、日比谷商店

絹紡の操業短縮

絹紡工業會では十二月五日大阪ビルに總會を開催、左記の如き條件に依つて昭和四年十二月十六日

- 一、以降六ヶ月間の操短を決定した。
- 二、一ヶ月二晝夜休業とし休養率を据付鐘数の一割二分とする
- 三、また自家用織布原糸を紡出する紡錘に限り操短率を四分とする
- 四、但し各社五千鐘までを除外し且つ輸出絹糸を紡出することに要したる鐘数を除外す。
- 五、休日をも以て休養に振替へる場合は一晝夜四分に計算す。
- 六、晝業のみの工場にあつては一日晝業を以て一晝夜と見做す。
- 七、封緘は各工場別とし一晝未滿は切捨とす。
- 八、本決議實施期間中に於て運轉を開始する鐘數に對しては運轉開始以後三ヶ月間一割八分の休養をなしたる本決議實施期間中に計畫したる運轉鐘數に對しては運轉開始後三ヶ月二割四分の休養をなすこと。
- 九、本決議實行に要する費用は据付鐘数の割合によつて之を負擔す、但晝業のみの工場における鐘數は二鐘を以て一鐘に計算す
- 十、本決議實行に要する細目並に詳細に關する規定は本會委員に一任すること。
- 十一、本決議に關し疑義を生じたる

場合委員會の裁定による。本決議は十一月二十二日の委員會に於て決定、更に總會の決議を見てものであるが、遑えて昭和五年二月八日の委員會で擴張案が決定せられ、廿日の總會に依つて左の如く決定した。

現在の操短に加ふるに更に二晝夜の休業をなすこと。

据付鐘數一萬三千鐘以下の會社は一晝夜休業となす事。

一晝夜を以て休業に替ふるものは一晝夜を休養に換算する事

而して五千鐘以下の會社に對する除外例を缺くも十二月決議第一項の各社五千鐘までを除外すると云ふことを準用し休業を免れることになつた。

(附記) 七月十日に至り更に八月一日以降六ヶ月の擴張が委員會で決議され二十一日の總會で承認された、決議案左の如し。

現行操業短縮決議の外更に來る八月一日以降向ふ六ヶ月間左の通り實行す。

一、各社は据付總鐘數に對して一割五分を休養すること。

二、但し自家用織布原糸紡錘に限り休養率を七分とすること。

三、休業は任意の工場においてなすことを得。

五年上期 操業短縮の擴張

一、生糸の慘落から絹紡糸も大正元年以降の記録を破つた安値に奔落したので別項の如く二度操短を擴張し七月十日の決議に依る操短率は左の如くになつた。

原則……平常の操業を一ヶ月に付二晝夜の休業とす。

据付鐘數の一割二歩を休養す……一晝夜を四分に換算して休日を休養に振替え得……第一回。

但各社五千鐘を天引し、各工場別封緘一臺以下を除外し、輸出絹糸は免除、織布原糸は四歩。更に二晝夜の休業をなす……第二回一萬三千鐘以下は一晝夜とす。更に据付鐘數の一割五歩を休養すること……第三回。

織布原糸は七分、任意の工場で行ひ得る、休日振替の場合四分以下の鐘數も一日に繰上ぐ。

右の三回に亘る操短を綜合すると二晝夜休業を原則とし、各社五千鐘を天引し、且つ輸出絹糸の分を免除して二割七歩の封緘をなし且つ二晝夜の休業をなす。但織布原糸は封緘を一割一歩とし、一萬三千鐘以下の休業は一晝夜とす。

封緘を休養に振替るものは四歩又は四歩以下の鐘數を一晝夜に換算し、各工場に於ける一臺以下の休養鐘數は切捨つ。

と云ふ事になつて實効率は二割二歩一厘となるのである。

商工省絹物統計

商工省では各種織物の生産統計を作製して居るが、毎年の分を集計するのみでは當業者に寄與する所尠しとなり、綿織物の概數を毎

紡織界の諸問題

人絹界

四年下期

東洋レヨン細番高級糸を完成

東洋レヨンは人絹の急速なる普及發達に鑑み從來マルチ・フイラメントの高級糸の研究を續けて來たが、昨年末漸くその製出に成功し本年早々から市場に賣出し

絹紡工業會總會

四月十四日開催された絹紡工業會總會に於ては委員會社の互選と共に廣幅兌換運動、生産高を自家用市場供給原糸に分つて發表する事原料及絹紡の需給を調査するこ

絹紡商と會社懇談

關西絹糸紡績商組合主催で五月十日京都に於て特約店と會社の懇談會が行はれ、越えて六月十二日關東絹糸紡績商組合の主催で關東の特約店と各社の懇談會が催された。會社と特約店が一堂に會して儀式張らずに懇談を交したことは兩者の意志を融和する點に於て相當の効果があつた筈である。

(附記) 會社の業績、其他に就いては商勢の項を参照されたい

米國ベンベルグ會社超細番相場を發表す

本春、米國ベンベルグ人絹會社が世界生産の約七パーセントを占むる銅アンモニア法にて一五デニールと云ふ驚異的な細番の生産に成功したが、其後半歳に亘り香とむなきに至つたのではあるまいかと見做されて居た矢先き、突如同



社副社長テニー氏は同品の賣行に對し相當の期待を繋げるものがあり、又機業家の探算關係も好調を示して居る。...

人絹會社結束して 安値喰止に努む

人絹會社は過般の暴落に際し市價維持の協同策を執りその爲め一時小康を呈したが、...

人絹生産高初めて 公表

我國の人絹生産高に就ては、從來會社側がその發表を避けた爲め兎角之を過多に推測する傾向があり、...

出したる委員會に於て之を定む (四年十一月)

五年上期

帝人が高級人絹製 出に成功

帝國人絹岩國工場では幾多の輕驗と絶えざる研究により曩に細物五〇デニール品を完成したが、...

英國ハーベンス社 の新糸

英國のハーベンス會社では最近ヴィスコース式で約一・三デニールと言ふ極細糸の生産に成功した...

スニア社々々長更迭

二月廿八日開催されたスニア社の定時株主總會の席上でグアリアノ氏は社長の椅子を國民銀行の副社長ボルレット氏に譲つた由報道されて居る。(五年二月)

と危惧の念を抱く向が散在するに鑑み、其の誤想を緩和さすべく人絹聯合會では曩に協議の結果愈々九月分より毎月産合計を公表する事に決定した。...

人絹織物の基礎統計完成

從來商工省には人絹に關する統計はなく人絹織物産額の如きも單に交織物若しくは雜織物として取扱はれて来たが、...

桐生の人絹御名

桐生では最近着尺物に人絹應用の技術が頓に進歩し新興織物として經銷紡織人絹の巧妙なる御名が現はれた。...

米澤の瑞穂クレープ

特許みずほ絹の産地として有名な米澤では、同地の販賣購買信用組合に屬する輸出組合員が率先して研究の結果、...

關稅撤廢並消費稅撤廢 兩期成同盟會創立總會

四月八日京都に於ける本會組長の決議に基き十七日續濱市日本輸出絹同業聯合會事務所に於て、人造絹糸輸入關稅と廣幅織物(絹織物、人絹織物及其交織物)消費稅との撤廢期成同盟會設立の爲め、...

額に上つて居る。(四年十月)

人絹の漂白處理法發明

京都市の木島鶴八郎氏は今回注目すべき人絹の漂白處理法を發見した。...

人絹織物の検査福 井縣で實施

福井縣では懸案の人絹織物染色取締規則を公布し十月十五日から實施した。...

人絹仕入價格記入 撤廢の陳情

嘗て全國人絹輸入業者間に物議を醸してゐた輸入免狀に仕入價格を記入する問題に就て、...

松井會長、上甲副會長、彦部(桐生)、櫻井(足利)、油井(神戸)、細井(西陣)、武部(石川)、土田(上田)...

人絹織物廢稅運動 氣勢を揚げる

國內産業の振興を目標として内外人絹織物の加速度的發展を更に助長せしめる爲めには、...

米國の人絹輸入稅決定

米國上下兩院協議會は十四日開催の結果人絹輸入關稅案を左の如く可決した。...

印度關稅二割課稅

大日本紡績聯合會では印度綿布關稅の適用範圍に就て孟買出張所宛に照會を發した所、...

生産會社の協定操短

金解禁聲明を動機として我が財界を襲ふた恐慌は、引ひて人絹界にも非常なる不安の衝動を齎らし市價は連日落潮渦々として熄まず...

決議

- 一、各社は来る十二月十五日より六ヶ月間その實際据置つむ數五分の休鍾をなすこと。
一、各社は同期間毎月その生産高の五分に相當する製品を輸出販売すること。
一、休鍾は委員會に於て各社紡織の封緘によつて之を行ふ。
一、輸出すべき製品はその負擔量を委員に提供して委員の手に於て之を行ふ。
一、前各項の實行方法は各社の選

果愈々全國的に氣勢を揚げる事となつた。(五年四月)

福井縣工業試驗場が 人絹變り織に成功

福井縣工業試驗場では最近ドイツのビストラ糸(人絹々紡糸)六〇番双糸を以て製織した人絹織と稱する人絹變り織物の試織に成功した。(五年四月)

米國の人絹輸入稅決定

- 米國上下兩院協議會は十四日開催の結果人絹輸入關稅案を左の如く可決した。
一、人造絹糸 一封度當り四五仙
一、人絹使用ケバ付織物及び編物 一封度當り四五仙
一、人絹衣服類、從價六割五分。
一、一時のより數二十を越ゆるものに對しては増徴四割五分。五年四月

印度關稅二割課稅

大日本紡績聯合會では印度綿布關稅の適用範圍に就て孟買出張所宛に照會を發した所、折返し左の通り返電に接した。
人絹交織物は今後全部綿布と見做し二割を適用、但し中央政府



より別段の訓令到着の上は訂正される筈。(五年四月)

### 英國人絹値下げ

英國コールドウェル社は、今回絹製問題の安定労働品質を単純化し生産費の節約に對し自信を得た爲めか、其の製品細番の賣値をデニール並に品質により三片から一志六片方引下げた。(五年四月)

### 桐生に人絹明石生る

桐生では今回盛夏向として經天絹及び絹紡、偉人絹襪糸を應用した人絹明石で完全なる新製品が生れ直ちに組合で許可された。(五年四月)

### 人絹操短解除決定

日本人絹聯合會では廿四日協議會を開催し目下實行中の義務輸出及び休鐘を期限到來次第全部打切することに決定しその前後事情に關する聲明を爲した。(五年四月)

### 米國人絹値下げ

米國ワイスコス會社では、今回生産費選減事情及び世界的需給關係の推移に鑑み自社製品細番に對し一等品は一封度に付き五仙乃至五〇仙、二等品に對しては五仙乃至二五仙の値下げを發表した。(五年五月)

### 東京人絹格付改正

東京人絹では獨自の太香地盤を更に進展さす目的で此際氣分の更新を計ることとなり、從來使用して来た白、赤、黒の格付を廢止しA、B、Cと改稱して五月物から一齊に用ひる事となつた。(五年五月)

### 印度の積止要求問題

印度の時局はガンヂー氏逮捕問題に絡むで思ひの外紛亂の波紋を擧げ、孟買織物市場もその影響を享けて不安人氣が彌蔓し市況に著しく動搖を來して居る先き、孟買絹織物組合から印度向織物の積出を八月一日まで見合せられたとの急電が横濱印度商組合に到着した爲め、果然關係賣込み商並に各産地機業筋では市況不味の折柄この成行に對し極度の不安を醸し恐惶的狼狽を呈した。

乍併、今次の全印度非買同盟運動の目標は反英主義から出發した英國品の排斥にあるもので、本邦品も謂はゞ其の捲添へを喰つた形である、で例へ一時の影響を蒙る

### 木綿力織機で人絹織物の製織に成功

人絹は原料の性質上物理的に應用して木綿力織機で製織するのが合理的であるとの見地から、茲三年來苦心研究を續けてゐた三重縣工業試験場では、最近その木綿力織機で人絹織物の製織可能と云ふ實驗に成功した。(五年五月)

### 大聖寺人絹會生る

取引の圓滑發展並に營業保護の

目的から豫て團體組織の計畫中であつた大聖寺町の當業者は、今回同町料亭清仁樓で創立總會を開催し各規約を制定して愈々「大聖寺人絹會」を成立した、同會員は會長清水直次郎氏外八名である。(五年五月)

### 伊勢崎は人絹應用を不許可

伊勢崎では頃來織物界の深刻なる不況に牽制されて更生的轉換を行ふ目的から此際定款を變更してその製織標準に一革新を試みようとする氣運が昂つて來たが、人絹糸の應用を許可すべきに就て賛否兩論に岐れ容易に意見が一致しなかつた、其處で九月午後一時から組合で臨時織物組織研究委員會を開き組合役員買辦商有力機業家三十餘名出席して此の問題に就て最後の協議を行つた結果、人絹が需要者に天絹と同一の價値ありと認められるまでは從來通り伊勢崎固有の特徴を維持する爲に之を應用せざる事に決定した(五年五月)

### 獨逸ベムベルグ社は最近業績悪化し既にバルメン工場を一週五日

獨逸ベムベルグ社は最近業績悪化し既にバルメン工場を一週五日

### 會社六月物受渡し延期

人絹市價の暴落から東京レイン商組合では曩に會社に對し先物の賣約を見送られた事を陳情したが、人絹會社でも協議の結果商人、東洋、旭、日本、昭和、倉敷の六社は問屋側の希望に應じ六月物の契約を八月と九月に分け受渡しを延期する事に決定してその旨問屋側に通告した。(五年六月)

### 旭絹織單糸デニール一・五に成功

各社の競争で我國の人絹業は急速に高級化し曩に東洋、商人兩社が天絹近似の單織維のものに成功

## 輸出絹物界

### 三年下期

### 不良富士絹取締に關する稟請

紡織界の諸問題

日本輸出絹組合聯合會では昭和三年十月の總會の決議に依り單糸經富士絹取締に關する請願書並に生富士絹の検査施行に關する建議

### 人絹會社の第二次操短決定

日本人絹聯合會では廿八日大阪大同ビルで臨時總會を開き豫て委員會で内定した第二次操短及び義務輸出に關する細則を左の如く決定した。

各社は七月五日以降三ヶ月間左記方法に依り休鐘並に責任輸出を爲すものとす、但し場合に仍つては期間を延長する事あるべし。(イ)据付鐘數の二割を封緘する事、(ロ)毎月生産高の二割を輸出する事、(ハ)据付鐘數の二割を封緘し毎月生産高の一割を輸出する事。(五年六月)

書を主務大臣に提出せるが、更に横濱輸出絹物同業組合より申出ありたるに依り左記の通り稟請書を主務大臣に提出することとなり上甲評議員は十二月十八日出省當局に面會して委細を具陳し之を提出した。

### 不良富士絹取締に關する稟請

近來輸出絹物取締法施行規則ニ依り検査ヲ受ケザル單糸經富士絹ガ滔々トシテ輸出セララル、弊害ノ甚大ナルニ鑑ミ本會ハ總會ノ決議ニ依リ去ル十月二十二日付ヲ以テ詳細ノ理由ヲ具シ單糸經富士絹取締ニ關スル請願書並ニ生富士絹ノ検査施行ニ關スル建議書ヲ閣下ニ提出シ速ニ之ガ實行ヲ要望致置候處今同横濱輸出絹物同業組合ハ在シドニ一組組合ヨリ染色セル單糸經富士絹並ニ劣等富士絹ノ無検査輸出禁止方ニ付盡力方ノ電請ニ接シ候是レ即チ當業者ガ如何ニ其弊害ニ苦シミツ、アルカラ如實ニ證スル一例ニシテ一日モ等閑ニ付スベカラザル義ニ有之候就テハ現在輸出絹織物ノ主位ヲ占ムル富士絹ノ聲價ヲ維持シ益々輸出ノ増大致シ候様至急適切ノ御施設相成度此段重テ稟請候也

### 輸出絹布規則改正

昭和三年十二月十八日 日本輸出絹同業組合聯合會 組長 原 富太郎 商工大臣 中橋徳五郎殿

輸出絹織物の取締法施行以來、絹織物の輸出業者間に實際取引上から見て不都合を感ずる點があるから、商工省に對し之が改正方を陳情して居るが、當局では當業者側の希望を容れ大體次の點に就いて輸出絹織物取締法の規則を改正する方針を決定し、工務局で調査に着手した。

一、輸出絹織物は一度切斷するに於ては輸出不可能となつてゐるが(施行規則第十二條)實際取引上から見ると仕向先等の關係から見ればこの規則は不便なる事が多い。

一、使用絹絲の製織密度に關し規程表があるが嚴格に過ぎる傾向があるため緩和すること。

一、検査を受けたものは取締検査済商標を付す事となつて居るが、この規程は場合によつて不便であるから、此點を改善する。



四年上・下期

輸出絹織物精練及染色業の營業認可

商工省の輸出絹織物取締規則の改正に依り、昭和四年三月初旬までに主務省より輸出絹織物の精練業及染色業の營業を許可されたるものは左記の通りと云ふ。

- △精練業の部
\*印は自家製品の精練のみ
京都 \*鐘淵紡績株式会社京都支店、\*同上山科工場、京都織物株式会社、日本織物加工株式会社、本社杉本精練工場
大阪 \*大日本紡績株式会社、崎絹織工場
神奈川 \*富士瓦斯紡績株式会社、程ヶ谷工場、出口染工場、小島染工場
兵庫 日本染工株式会社長田工場
群馬 江原庄兵衛、岩崎誠藏、染布工業株式会社、\*兩毛整織株式会社
岐阜 高橋慶太郎、同上第一分工場、同上第二分工場、同上第三分工場、岐阜縣精練株式会社、名古屋 帝國撚絲織物株式会社、

- 山形 羽前絹織株式会社
石川 倉庫精練株式会社、同上小松分工場、同上羽分分工場、日本絹織株式会社二天工場
福井 福井精練株式会社、同上勝見工場、酒井伊四郎
富山 富山織物模範工場、富山縣織物利用販賣組合
△染色業の部
京都 鐘淵紡績株式会社山科絹布工場、日本織物加工株式会社、京都織物株式会社
神奈川 大和染色整理工場、伊勢屋工場、秋葉豊吉、小島常太郎、伊佐榮助、宮崎竹治郎、日向彌惣太、田中染工場、出口工場、秋山工場、宮本工場、鹽崎染工場、加藤染色合資会社、江口染色工場、伊豆庄染色工場、中屋染色工場、大岡染色工場、横濱テイ、アイ捺染工場
兵庫 日本染工株式会社、同上苧藻工場、同上長田工場、菅原捺染工場、小幡練工場、合資会社石森捺染工場、神戸染工株式会社、關西染工場、富士染色工場、須田染工場、加賀屋染工場、山手染工場、春日染色工場、神港染色工場同上第一分工場
群馬 兩毛整織株式会社、染布

濠洲に於ける本邦絹織物關稅改正

濠洲聯邦大藏大臣は昭和四年八月廿二日下院に於て前年度に於ける關稅減收に伴ふ財源不足を補ふ爲各項目に互る關稅率引上を聲明し右に次で關稅大臣より改正稅率表を提出し、右稅率は二十三日より實施を見ることとなつた。其の内本邦關係品としては絹織物に對する從來の從價二割三割に引上げ、英國品は從來通從價一割とし人絹は從來の從價二割五分を三割五分に、英國品は從來の從價二割を二割五分に引上げた。尙大藏大臣は其の演說に於て今回の増稅は贅澤品に課稅するものにして何等生活費を高めることなき様注意を拂ひたる旨を述べた。絹織物の關稅引上は、所謂 Piece Goods のみにして加工品を含まず。これに依つて最も打撃を受けた

のは富士絹であつて、富士絹の對濠輸出は左の如く激減を見た。(單位千方碼)

Table with 2 columns: Year/Period and Value. Rows include 昭和四年上期, 七月, 八月, 九月, 十月, 十一月, 十二月, 下半年計, 前年同期, 昭和五年一月, 二月, 三月, 四月, 五月, 六月, 上半年計, 前年同期.

輸出絹業振興調査會

昭和四年十月十八日より横濱に開催された第廿九回日本輸出絹同業聯合會定時總會に於ける決議に基き十一月廿九日輸出絹業振興調査會の設立に關する協議會が開催され左記の如く規則を制定設立を見るに至つた。
第一條 輸出絹業振興調査會は組

輸出絹取締規則改正

懸案の輸出絹取締法の改正案は十月十六日附を以て公布された其全文左の如し。
◎商工省令第十一號
輸出絹織物取締法施行規則中左ノ通り改正ス。
昭和四年十月十六日
商工大臣 依 孫 一

- 第二條中「絹紡績絲」ヲ下ニ「絹紡績絲」ヲ「野蠶絲」ヲ下ニ「野蠶節絲」ヲ加フ
第三條 輸出絹織物ハ之ヲ左ノ三種ニ分ツ
一、第一種 本絹絲ノミヲ以テ製織シタル輸出羽二重、輸出絹縞子、輸出縮緬及輸出壁、野蠶絲ノミヲ以テ製織シタル輸出絹縞、絹紡績絲(家蠶織維以外ノ織維ヲ混紡紡績シタルモノヲ除ク)ノミヲ以テ製織シタル輸出富士絹並ニ本絹絲及絹紡績絲(家蠶織維以外

- 長ノ諮問ニヨリ輸出絹業振興ニ關スル諸般ノ事項ヲ調査審議ス
第二條 本會ハ正副組長評議員並組長ノ推薦セル斯業ニ關シ學識經驗アル人士ヲ以テ組織ス
日本輸出絹同業聯合會所屬組合ノ代表者ハ臨時委員トシテ會議ニ參加スルコトヲ得
第三條 會長及副會長ハ委員中ヨリ互選ス
第四條 會長ハ會務ヲ總理ス會長事故アルトキハ副會長其職務ヲ代理ス
第五條 本會ノ開催ハ組長ヨリ其ノ十日以前ニ會場、日時、及會議事項ヲ各委員ニ通知スルト共ニ日本輸出絹同業聯合會所屬ノ各組合ニ通知スルモノトス
第六條 會議ノ議長ハ會長之ニ當ル
第七條 議事ハ出席委員ノ過半數ノ同意ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス
第八條 本會ニ要スル諸經費ハ左記各項ノ通り負擔スルモノトス(年額一十圓ハ組合分擔、詳細略ス)
△委員氏名
推薦委員 吉野信次(工務局長)
小島新一(工務課長) 川久保修

- 吉(商務局長) 長崎榮十郎(貿易課長) 吉岡富直(技師) 以上商工省。武富敏彦(通商局長) 原明治郎、若松虎雄(商務書記官) 以上外務省。野津高次郎(國稅課長) 飯田九州雄(關稅課長) 以上大藏省主稅局。大山清一郎(絹業試驗所長) 芳賀權四郎(生糸検査所長) 井阪孝(横濱商會議頭) 岡實(輸出絹組合聯合會名譽顧問) 大塚伸次郎(正金銀行) 中村六郎(三井) 神田啓次郎(三菱)
委員 原富太郎(聯合會組長) 松井文太郎(聯合會副組長) 福井組長 上甲信弘(横濱組長) 吉江多吉(横濱) 武部健吉(石川組長) 彦部駒雄(桐生組長) 小林吉之助(八王子組長) 油井宇八(神仁組長) 川島久三郎(足利組長) 細井恒次郎(西陣組長) 大瀧順吉、大島佐兵衛、加藤源次
越えて十二月十七日、第一回調査會を開催、會長に松井文太郎氏、副會長に上甲信弘氏選任せられ、石川組合、桐生組合及加藤源次氏提出の各議案を審議する事になつたが事重大なるので、小委員を擧げて慎重に審議する事になり、大山委員(商工省)若松委員(外務省)

製出絹物運賃引下

歐洲運賃同盟では頃來横濱、神戸兩輸出絹同業組合からの希望



紡織界の諸問題

ノ織維ヲ混綿紡績シタルモノヲ除クノミヲ以テ製織シタル輸出「スパンクレープ」

第十八條中「第六條ノ検査」ノ下ニ「染色シタル輸出富士絹及輸出「スパンクレープ」ノ検査ヲ除ク」ヲ加フ

一、品位劣等ナルモノノ原絲又ハ織物ニ増量ヲ施シタルモノ但シ左ニ掲グルモノヲ除ク

但シ錫鹽類ヲ施用シタル輸出縮緬並ニ染色シタル輸出富士絹及輸出「スパンクレープ」ニシテ錫鹽類ヲ施用シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

テ本絹絲、節絲及家蠶織維ノミヲ以テ紡績シタル絹紡績絲以外ノ絲類ヲ使用シタルモノ

士絹、輸出「スパンクレープ」錫及鹽類ヲ施用シタル輸出縮緬ヲ除ク及輸出片「パレスクレイプ」

類ヲ施用スルコトヲ妨グズ輸出縮緬ニハ糖粉及土粉ヲ施用スルコトヲ得ズ

クルコトヲ要スベキモノト爲リタル輸出絹織物ニシテ本令施行前ニ製織シタルモノハ本令施行ノ日ヨリ一月内ニ輸出絹織物検査所ノ認定ヲ受ケ本令施行ノ日ヨリ六月間第六條ノ規定ニ拘ラズ之ヲ輸出スルコトヲ得

四八

一、製織後精練ヲ要スル輸出絹織物ニシテ精練セザルモノ

第二十二條第二項ヲ左ノ如ク改ム第一種輸出絹織物中柄物ヲ除キタル輸出羽二重、輸出生絹織物

ハ、輸出富士絹及輸出「スパンクレープ」ニシテ製織上必要ナル糊料ヲ施シタリト認ムルモノ

第二十四條ノ三 輸出絹織物ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ織物ノ兩耳端ニ細絲トシテ細色絹絲四本以上ヲ織込ミタルモノ



紡織界の諸問題

二、BYノ次ニハ合格品ヲ切斷シタル者ノ氏名又ハ名稱ヲロイマ字ヲ以テ表示スルコト

- 印章様式
一、合格印章
イ、第一種輸出絹織物中柄物ヲ除キタル輸出羽二重、輸出生絹縹子、輸出絹縹及輸出富士絹(染色シタルモノヲ除ク)ノ合格印章(一等ニハ赤色ヲ、二等ニハ青色ヲ用フ)
縦二寸四分 印章省略(隋圓形)
横三寸五分

二、染色シタル輸出富士絹及輸出「スパンクレープ」ノ合格印章青色ヲ用フ

- 縦二寸二分 印章省略(長方形)
横三寸三分
二、第二十七條第二項第一號ノ印章(赤色ヲ用フ)
イ、長、幅、量目ノ印章
縦二寸三分 印章省略(長方形)
横三寸三分
ロ、長、幅ノ印章
縦一寸七分 印章省略(長方形)
横三寸三分
備考
LENGTH ノ次ニハ長(碼)
WIDTH ノ次ニハ幅(吋)
WEIGHT ノ次ニハ量目(匁)
ニ相當スル數字ヲアラビヤ文字ヲ以テ表示ス
三、匁附印章(赤色ヲ用フ)
直徑一寸五分 印章省略(圓形)
備考 圓内ニハ第二十七條第三項ニ依リ匁附ニ相當スル數字ヲアラビヤ文字ヲ以テ表示ス
四、不合格印章(黒色ヲ用フ)
縦一寸六分 印章省略(長方形)
横四寸
五、瑕疵、汚染及胴切ノ印章(黒色ヲ用フ)
イ、瑕疵印章

- 縦七分 印章省略(長方形)
横一寸 印章省略(長方形)
備考
縦一寸 印章省略(長方形)
横一寸 印章省略(長方形)
縦七分 印章省略(長方形)
横一寸 印章省略(長方形)
イ、數字取消印章(黒色ヲ用フ)
縦二分 印章省略(長方形)
横六分
ロ、其ノ他ノ取消印章
直徑一寸六分 印章省略(圓形)
備考
印章ノ色ハ織物地色ノ關係上不明瞭トナル場合ニ限り他ノ色ヲ用フ

廣幅絹織物の消費稅撤廢を叫んで廣幅絹織物消費稅撤廢期成同盟會は昭和五年四月十七日橫濱輸出絹物組合聯合會事務所に於て發會式を擧げた、四月八日京都に於て開かれたる全國輸出絹物組合聯合會議長に於て石川縣組合から緊急動議として提案されたものであつて其の理由は左の如くである。
一、經濟困難を救済する最根本的方策は輸出貿易を本位とする國際受取勘定の増加であり絹織物レヨン織物及其の交織物はわが輸出貿易上一億四千萬圓の輸出額を有して第三位を占め、更にこれが輸出振興を計つて我が國際貨債の改善に一大貢獻を爲すべき使命を有するにも拘らず廣幅絹織物に對し消費稅の撤廢を見ざる限りこれらの織物の輸出貿易振興の大道が開かれたるものと謂ひ難し。
二、わが國に於てこれらの廣幅物を使用するに至る時は年々約一億圓の無駄を省くことを得べしを爲す時は財政上直ちに三百萬圓の收入を失ふに至るべしと雖も、この犠牲は(一)及(二)の理由に基く國民利福の増進に比し

廣幅免稅運動

五年上期

福井絹織夜業休止

福井武生絹織物同業者團體は先日機業家委員總會を開き一時好況を呈してゐた輸出羽二重をはじめ絹織物暴落の善後策として十一月十六日より夜業を無期限中止すること工賃二割を値下げすることを決議した。

輸出綿布界

四年下期

輸出綿織業者關稅撤廢に猛進す

綿織業者及び莫大小業者は年來綿糸關稅撤廢を叫び猛烈な運動を續けて來たが、日本輸出綿織物同業組合聯合會及び莫大小組合聯合會は前回大阪中央公會堂に於ける全國綿織業者大會の決議に基き八月十三日關稅審議會に實情を具伸して關稅撤廢を陳情すると共に政府當局にも運動を開始すること

紡織界の諸問題

伊勢崎組合、會員一羽前組合、八王子組合、富山組合、橫濱染色組合、橫濱加工組合、南都留組合、北都留組合、北相組合、名古屋組合、岐阜絹織組合、丹後組合、岐阜絹織組合、今治組合、博多組合、東京製造組合、遠江組合、館林組合、佐野組合、米澤組合、莊内組合、青梅組合、佐野組合、所澤組合、岐阜織物組合。

となつた、陳情要旨左の如し。
重要輸出品たる綿織物も今にして綿糸關稅を撤廢せざれば今後海外市場に於て外國品との競争に堪えなくなる、一方紡績會社は基礎充實し綿糸關稅を撤廢するも何等基礎に動搖を來たすことなし。

關稅消費稅撤廢を織物中央會で決議

日本織物中央會では八月二十六日午前十時より上野精養軒に評議

輸出綿織聯合會總會

日本輸出綿織物同業組合聯合會では十一月二十七、八日の兩日東京商工獎勵館に於て總會を開き次の議案を附議決定した。
一、輸出綿織物検査規定中改正の件(委員附託可決)
一、細綿綿布検査規定中改正の件(修正可決)
一、綿朱子検査規定中改正の件(可決)

五年上期

東京問屋組合の輸出計畫

東京織物問屋同業組合では近來關西製品に壓迫され同業者の業績不振の傾向あるに加へて昨年來金解禁の影響深刻にて諸製品暴落、中間取引激減し端境期の閉散甚だしき爲め豫ての懸案たる輸出織物の取扱ひを急據實現せしめ局面を開きを計るべく二月初旬役員會を開き、先ず手近の支那、滿州、朝鮮、臺灣等を撰び其の實情調査を商工獎勵館に依頼し其の報告に依つて昨年既に行つた東京製品の海



外見本展示會を海外各地に行ふ方針を樹立した。

### 遠州輸出綿布工業組合設立

遠州綿物組合の廣幅業者は豫ねて組合から分離して新たに輸出工業組合を設立すべく屢々會合の協議を重ねてきたが、組合員二百名を得て二月二十七日創立總會を擧げた。

### 輸出綿織同業組合聯合會共販機關設立計畫

關稅引上、銀塊暴落乃至世界的不況に遭遇して輸出綿布界の前途にも一大暗影が投ぜられるに至つたが、之の難關を突破し斯業の安定を圖り一面輸出貿易の振興に資するには販賣に一大改革を行ふ必要ありとして輸出綿織物同業組合聯合會では其の方法に就て研究を重ねる事となつた、改革の根本問題は輸出綿布機業家の統制を圖る事が急務であつて先ず全國輸出綿布工業組合を打つて一九とした共同販賣機關を設立せねばならぬと云ふので研究案の骨子となつた。(四月廿日)

出品者十一部を加して百九十五名内莫大小の出品人は小杉合名以下二十七店に達し豫期以上の好績を示した。

### 東京市場の莫大小生産界動搖

深刻な金融難に陥つて居た東京莫大小界では十一月に這入つて以來本所方面の小製造家が二、三整理するに至り之れが全般に暗影を投じ金融界の警戒益々嚴重を極め最近著しく動搖を來たしてゐる。

### 四年上期

### 阪神莫大小界商標問題遂に解決

大阪輸出莫大小工業組合は三月十五日多年の懸案たりし組合規定に付き協議會を開催し規定改善を満場一致決定した、改善要點は

- 一、商標商標と個々商標の併用
- 二、輸出積立金が従來五ヶ年なりしものを三ヶ年に短縮

等であつて、其の結果商標問題に障害されて此迄に出廻り不振の中小業者の莫大小輸出は頗る緩和され、神戸筋の中小工業者に取り今後の輸出に好影響を與ふべく更に

紡織界の諸問題

### 運賃値下實施

日本郵船、大阪商船の兩社は五月一日より印度、上海、大連向綿糸布の運賃値下を實施した。

### 輸出綿布割戻規定の改訂請願運動起さる

日本輸出綿織物同業組合聯合會では綿織物の輸出不振に鑑み之れが挽回策に就て研究の結果共販制度の實施促進を圖る一方、綿布鐵道運賃の引下げ割戻規定の改訂及外國電報料金の低減に關し徹底的請願運動を開始することとなつた請願運動の内容左の如し。  
貨物鐵道運賃の引下及割戻制度は四月末以來實施されてゐるが輸出綿布運賃の割戻規定に依る指定地から直接輸出港に至り

## 莫大小界

### 三年下期

### 莫大小界約定停頓

例年なれば既に問屋對製造家の冬物商談は相當活潑に行はれて居る筈であるが、本年は遅々として

商標問題の解決は莫大小輸出に一轉機を與へたもので多大の効果を觀測されてゐる。

### 四年下期

### 東京莫大小界活況

東京の莫大小界は一般財界の不振と内閣更迭以來其の施政の極めて緊縮的なるに祟られて例年より一月も遅れて取引を開始したが昨今秋冷と共に實需期を迎へ、取引俄かに進展するに至つた、即ち九月七日から三日間開かれた東京商會秋季見本市に於ける莫大小の賣行は天候不順に拘らず第一第二會場共に來客昨年比して三割増、取引價格も六、七割増と云ふ盛況を呈した、之れは前記事情にて前賣業者が一般的に手當を見送つて居たのが此の冷氣に俄かに手當を開始したに依るもので此の儘で行けば昨年と同程度の成績を擧ぐるは至難ではないと見られて居る。

### 大阪莫大小界波動

極度の品拂底と實需旺盛の爲めに毛糸市況は九月以下躍進を續け十月中旬に至つて漸やく一服の状態であるが之の間に有りて各毛糸屋筋では巧みに互利を博して居る

で前賣界の夏物賣行が極端に不良なこと、二、従つて問屋の経過も面白くないこと、三、自然の結果として問屋も冬物に着手し得ない收が不良で冬物に着手出来ないこととの三點にある如く、結局冬物商談は大遅延を豫想されてゐる。

### 毛糸操短に莫大小業者反對

手機モスを抑制する爲めに會社はモス糸の操短を協議して居るが東西の毛糸商は獨りモス糸のみに止めず編糸及セル糸の操短も同時に實現させ度い意圖で、過般より會社側に對して之れが促進運動を開始して居たが九月に這入ると共に右の運動は愈々猛烈となつて來た、之れに對して編糸の殆んど全數量を需要する莫大小界では操短が實現すれば自然原價が高くなり不況の折柄自然取引を萎縮せしむるものとして反對的態度を示して居る。

### 商品秋季見本市開會

東京商工獎勵館主催の秋季商品見本市は例年の通り九月七、八、九の三日間商工獎勵館で開催された

者有りと傳へられて居るが、斯る折柄大阪の有力莫大小三工場が十九、二十の兩日に相前後して墜跌を來たした爲、毛糸市場は俄然動搖を來たした。各工場が墜跌を來たすに至つた原因は、先年破綻した製問屋某商店の賣掛代金回収不能に依るものと云はれてゐる。

### 紡績操短に反對し莫大小聯合會起つ

紡績聯合會は各方面の反對を押し切つて遂に十二月十二日委員會に於て操短實施を決議するに至つたが之が爲め從來必死の反對を續けて來た、日本輸出莫大小同業組合は自衛上黙視する譯に行かず、早速委員會を開いて對策を協議した結果、此際紡績側の意志を齟齬しむ可く織物中央會、日本輸出綿織物同業組合等と提携して更に一大反對運動を起すこととなつた。

### 五年上期

### 取引改善の氣運擡頭

莫大小製品の海外輸出は各地工業組合等の努力に依つて近年増加の一途を辿り、昨年度の如きは合計三千六百七十一萬一千圓に達し

一昨年に比して三百四十一萬圓即ち一割強の増加を示して居るが、取引状態は今尙舊態依然たるものがあるので最近當業者間に取引改善實施の氣運が擡頭して來た、即ち大阪方面の當業者間には改善の第一着手として規格統一最も熱心に叫ばれ出して居る。

### 春季商品見本市

東京の春季商品見本市は三月七日、八日、九日の三日間商工獎勵館内で開催された、出品者百七十名來會者通計二千六百五十三名で、昨年春季より三百九十三名増加した、賣上も昨年の約一割を増加し好績を修めた。

### 春物第一回戰昨年七掛見當

東京莫大小市場の春夏物第一回地方出張販賣は三月下旬を以つて一段落を告げたが、成績は概して大手筋は昨年の八掛半乃至七掛程度であつた、併し一方問屋の手當が昨年の六掛程度に過なかつた爲め需供關係は極めて良好で、物に依つては二、三割の品不足を來たし手當補充に多忙を呈した。



# 木綿金巾問屋

# 澤井藤助商店

本店 東京市日本橋區田所町  
支店 大阪市東區備後町三丁目

## 紡織界の商勢

### 附經濟と貿易

### 金融界

三年下期—五年上期

昭和二年春の金融恐慌の結果として、巨額の特別融通資金が日銀を通じて放出せられたのは周知のことであるが、これを動機として再來金融市場は稀有の變態的緩漫を呈し、劃期的の低金利時代を現した。即ち二年下半年から翌三年中にかけて市場利率は低落し、コール貸目歩の如きは三厘四厘といふ法外の低率物すら横行したがこの變態的低金利は容易に回復されず昭和四年にも持越されたのであった。同年二月一日、東京大阪の組合銀行が預金利率を引下げて定期預金甲種を五厘安の四分五厘としたのも之れが爲めである。が併し此の預金利下げは公社債等の確定利附證券の上には何等の好影

紡織界の商勢—附經濟と貿易

響を齎らさなかつた。折柄貿易の入超は増嵩し、海外における金利高の傾向、對内的には田中内閣の金解禁に對する態度の曖昧等の關係から爲替相場は漸落の歩調を辿り、その他種々の情勢に押されて財界の不安は深刻を加へ、有價證券市價はむしろ低落の一方であつた。加ふるに金解禁問題未解決の結果として人心の動搖から株式相場は慘落を演じ、形勢容易ならずと見たので、四年五月三十日には井上準之助、團琢磨、郷誠之助の財界三巨頭が三土藏相を訪問して金解禁の方針につき明答を求めた所、藏相は之に對して解禁時期の猶ほ接近してをらぬことを聲明したのである。

その翌六月、田中内閣は互解した。そして七月二日には濱口内閣が組織されたが、やがて同九日には徹底的の緊縮方針を以て一貫した十大政綱の發表を見た、即ちそ

れに依れば、(一)政治の公明、(二)民心の作興、(三)綱紀革正、(四)對支親善、(五)軍縮促進、(六)整理緊縮、(七)非暴債と減債主義、(八)金解禁の斷行、(九)社會政策の確立、(十)教育の更新等を強調したもので、就中金解禁問題については國家財政および民間經濟建設の上には必須の基本的要件として解禁の實現は甚だしく遲延を許さずとの理由から、政府は諸般の準備を整へ近き將來において金解禁を斷行せむことを期す」と聲明した。この聲明が昭和四年下半年の金融界に影響を及ぼしたことは云ふまでもないのである。

五五

貿易状態は前年同期に比して輸入減輸出増の傾向が明かとなつたがこれは下期の出超期の關係もあつたと云へ、大體において爲替回復見越しによる輸入手控え及び輸出廻しの結果が現はれたと見ることが出来る。また一方に爲替相場は解禁聲明以來漸騰の一途をたどり、七月初めに四十三弗八分ノ七にあつた對米相場は殆んど日毎に騰貴し、十一月中旬には四十八弗八分の五となり、さらに十一月二十一日、大藏省令第二十七號を以て金解禁が昭和五年一月十一日より實行せらるべき旨を豫告するや、益々騰勢を加へて十二月にはついに四十九弗の相場を出した。

併し乍ら金解禁準備に伴ふ緊縮節約の實行は必然的に經濟界の不況を助長し、商取引は大いに手控えられ、企業の新設増資は激減し物價は著るしく低落したので、信



用取引は目を逐ふて收縮の度を深めて行つた。諸銀行もまた解禁後の財界變調を極度に警戒して手許資金の充實を計るとともに、新規貸出を制限し長期資金の回収に努めたので、商業の資金難はさらに加重されるに至つた。證券市場においてはこれも解禁後の影響懸念から投資手が現はれたので、株式に對する人氣はまったく沮喪して公債の發行は何れも見送られ、稀有の不況裡に推移せざるを得なかつた。大體以上のような事情によつて昭和四年——ことにその下期の資金疎通状態には一つの特色が見出されるのである。つまり長短両資金の關係を含めた廣い意味での金融的情勢からいふと、四年以上期は格別の變化は無かつたが、下期は可なり著しい變化を來した、短期金融は引きつゞき變動的の緩漫を示し、従つてその市場金利は軟調一方であつたが、長期金融の方は金利の先高見越しから極力供給が抑制されて利率は昂騰した。例へば社債の發行高が、上半期には四億八千二百萬圓に及んだのに引換へ、下期は僅か一億一千五百萬圓に過ぎなかつた事實に見ても、當時における長期

金融の硬塞ぶりを察し得られよう併して又反面から兩資金の關係を見て、この長期資金の硬塞が短期資金を一層潤澤ならしめたと解するものも、確かに一見識である。斯うした市場の形勢は、勢ひ普通銀行の手許關係にも現はれずにはゐなかつた。即ち全國普通銀行勘定について之を窺へば左の通りである。(單位千圓)

縮となつた。その内譯では證書貸付、當座貸越引手形は著しく減少したが、ことに商取引不振の反影から引手形の減少には頗る顯著なるものがあつた。かくて昭和五年上期に入るや、一月十一日にはいよいよ金解禁が實施せられたが、その金融市場における影響の最も顯著なるものは(一)正貨準備の急減と(二)通貨の收縮と、而して(三)有價證券の慘落とがこれであつた。これより先き對外爲替は四年七月以來續騰して、十一月の金解禁期聲明の際には四十九弗に近かつたが、この奔騰の一半の原因は内外の爲替投機者が、我金解禁の近きを見込んで圓買思惑を行つたことにある。そこで政府は此の間に二億三千餘萬圓の在外正貨を買入れて、爲替相場を急騰を抑制したのである。しかるに此爲替投機は十一月二十一日を境として漸次衰へ、却つて其情勢は著しく割がれ始めたので、政府は解禁聲明後から解禁の實施までに、買上げた正貨を再び正金銀行に拂下げを開始し、正金は又之れを市場に賣放つて爲替相場の維持を計つた。けれども解禁實施後における爲替の

騰勢は全たなく、一方に内外銀行は解禁と同時に日銀に殺到して在外正貨の拂下を要求したが、日銀は、これを賣惜んだ。その結果として解禁當日四十九弗十六分ノ三を示した爲替は、一月十八日には反落して四十九弗となつたのである。そこで外國銀行は續々とて金貨を日銀から引出し、正貨現送を行ひ始めたが、内地銀行でも三井、三菱、住友の三行と三井信託とも亦各若干の現送を行ひ、かくて五月末までの累計によると内外銀行正貨現送總額は、二億二千餘萬圓に達した。斯うな事情の下に、一月十一日の解禁以來五年上半期中の正貨流出高は二億圓を超えたが、これに依て日本銀行の正貨準備高もこの間約二億圓の減少を來したことになる。この事實を日銀諸勘定の變化に見れば左の如くである。(單位百萬圓)

日銀勘定の變化
昭和三年 四年 五年
一月 二月 三月 四月 五月 六月 七月 八月 九月 十月 十一月 十二月 平均

即ち兌換券發行高について見ると解禁日の一月十一日現在には十二億五千三百萬圓で、前年同期に比し四千五百萬圓を減少したが、二月八日には更に少く十一億九千七百萬圓、三月八日には十一億三千四百萬圓、四月十二日には十一億二千二百萬圓、五月十日には十億六千七百萬圓、各月例外なく收縮をつづけ、かくて上半期末には十億八千萬圓となつたのである。しかし通貨の收縮は單に兌換券のみに止まらず、金屬貨幣は別として、云はゆる預金通貨——即ち當座預金の減少にも夥しいものがあつた。而してそれは當座預金の實額の減退としても現はれたが、特に銘記すべきは預金通貨流通速度の激減である。表示すれば左の如し(單位百萬圓、全國手形交換所組合銀行の統計による)

全國普通銀行預金貸出表
昭和四年 預金計 貸出計
六月 九、四四、三五九 七、三三、四四三
八月 九、八五、三三九 七、三三、七三三
十月 九、三三、二七二 七、三三、三三三
十二月 九、三三、二七二 七、三三、三三三
三年十二月 九、三三、二七二 七、三三、三三三
即ち四年末の預金總額は九十二億一千三百萬圓で、三年末のそれに較べて約二百八十萬圓の減少となつた。しかし預金の内容に至つては、當座預金、通知預金が減つて反對に特別當座と定期預金とが増えた。しかし特別當座に比して定期預金の増加が頗る大であつたのは、當座預金が定期預金に振替つた爲の多かつたことを示してゐる。他方貸出においては、四年末の總額が七十三億一千餘萬圓、前年末のそれよりも七千五百餘萬圓の收

のである。尤も過々議會の解散が行はれたために、總選舉後における財界安定見越し人氣で一時は株式も安定氣味であつたが、總選舉が民政黨の絕對多數によつて終了した後は再び市場の形勢は悪化する一方で、ことに四月五日に發表した鐵紡減給案が動機となつて大暴落を演じ、同十一日には遂に東株取引は休會を宣するの止むなきに至り、また四月卅日には立會を延期したほどである。かくの如く四年末以來の株式下落の勢は殊に甚だかつたが、これは他方において米國紐育株式の慘落、印度における綿糸輸入關稅の引上などの悪材料が輻輳したことも原因である。しかし乍ら根本においては矢張り金解禁の影響たることは争はれない事實であつた。

來低落の一路を辿つてきたが、いまその經路を日銀調製指數の推移に見ると左表の通りである。

日銀調製指數の推移
昭和三年 四年 五年
一月 二月 三月 四月 五月 六月 七月 八月 九月 十月 十一月 十二月 平均

紡織界の商勢——附經濟と貿易



それが爲めに對外爲替相場が急速に回復したこと、財界不況による購買力の減退とその主因を爲したのであつた。

しかるに七月初旬、田中内閣に代つて民政黨が濱口内閣を組織して以來、緊縮政策によつて金解禁の準備を進め、極力、消費節約を全國に亘つて宣傳しその宣傳の効果は豫想外に徹底したので、下半期の物價指數は特に月を逐つて低落割合が多くなつた。即ち七月の月中指數は二二〇であつたのが翌八月は二一八となり、九月はそのまゝ、保合つたが十月には更に二一六に落ち込み、金解禁の豫告發表をみた十一月以來その低落趨勢は遂に激化して十一月二一、十二月二〇五といふ下落ぶりを示したのである。十二月の指數を上半期の末のそれと比較すると七歩六厘の低下に當り、前年同期に比すれば一割強の下落となつた。近年においてかような急落は大正十四五年頃以外にはない。特に同年下半年の傾向として、輸出入關係品の低落在著しく、輸出入關係のない商品にそれが甚だ少かつたのは注目すべき事實であつて、日本銀行が調査した所によると、内閣の更

送した六月の物價指數を百とすれば、十一月の物價指數は左の如き低落割合を示した。

輸入關係品(木材、洋鐵、銅、小麦等) 九分三厘。  
輸出關係品(生糸、綿糸、綿布その他) 九分七厘。  
輸出入に關係なき純内地品(味噌、醬油、瓦、薪その他) 二分四厘。

以上の如く輸入關係品の低落は、濱口内閣の物價引下策としての豫算緊縮、消費節約獎勵のために爲替相場が急回復を告げたことにより、圓貨の昂騰で結局それだけ輸入品價格を下げたものであり、また輸出品の低落割合が更に大きかつたのは、ストックの持耐へが不可能となつて之を手放したことが、非常な影響を及ぼしたのである。更に又卸賣物價と小賣物價とを對比せしめると、前者の低落率よりも後者のそれが大きかつた。かく小賣物の低落割合の大きいのは財界の不況が益々深刻化して消費の第一線が下つた結果に外ならなかつた。この現象は大正九年の恐慌時代とその趣を異にし、當時卸賣物價は急落したが、一般國民の購買力はさ程減退しなかつた。

爲替

三年下期—五年上期

昭和三年上半年以來金融市場は

で、小賣物價は卸賣物價ほどに下落しなかつた。四年の物價低落は要するに、小賣物價が下落の魁をしたことになつた譯である。かくて昭和五年に入るや、物價下落の傾向は依然として續き、一月は二〇一となり、二月は二〇〇となり、三月は更らに一九六と低下し、四月一九三、五月一八九と各月とも激落を示した。一月より五月まで約六歩の下落率を現はしたが、昨年上半年期における下落率が二歩六厘強に過ぎなかつた事實に照合すると、五年上期の物價低落のいかに急速を示したか知られるのである。この原因は一面いふまでもなく、緊縮政策並びに消費節約の徹底が物價現象として現はれたのであるが、それと同時に又國際的物價低落の波動を受けたること、二月以降において銀塊相場が奔落したこと等も預つて大いに力があつたと云へるであらう。

て再び逆轉、折悪しく英銀利上げ正金在外資金の枯渇等から四十五ドル臺割れを演じ、翌三月も人氣は依然として引立たなかつた。四月中旬頃何處ともなく解禁即行説が現はれて一時四十五ドル臺へ戻したが、支那の内亂、期末電力會社送金等の圓賣りから株式相場の動搖を來したので、いはゆる三巨頭の三土蔵相訪問となり、續いて政變案は爲替相場を四十三ドル八分の五に突落した。

越えて七月初旬、濱口内閣が成立して組閣早々から緊縮政策と金解禁とを高唱した。一方には輸出季切迫の關係もあり果して爲替は逐日昂騰し、たま／＼露支國交の斷絶は支那市場の圓買思惑をさらに刺戟して、七月末には對米四十六ドル二分の一を突破した。この形勢を見て正金銀行は、爲替の急騰を緩和するためしきりに買抑を行つたが目立つた効果もなく四十七ドルに迫らうとした時、丁度紐育準備銀行の利上げがあつた。そのため爲替は四十六ドル半見當の保合をつゞけること一ヶ月、九月中旬からは爲替上伸再び四十七ドル臺に載せ、金解禁年内斷行説、銀塊崩落を材料に好調をつゞけた

紡織界の商勢——附經濟と貿易

が、英蘭銀行の利上げのため小反動は内地爲替市場を見舞つて沈靜状態が又一ヶ月許り繼續したのである。

しかし十月央からは再び漸騰歩調に轉じ、同月廿一日の英、米利下げに一層勢を得て上昇の速度を早め、十一月廿一日の解禁期豫告後はさらに確然たる足取りを示した。が外銀の利食もあり、すでに爲替上の輸入期に入つたため遂に對米爲替は四十九ドル以上には伸びなかつた。

かくて金解禁第一年を迎へた爲替市場は、年明けと共に一脈の生氣漂ひ、賣氣次第に濃厚となつたので一月八日正金は對米四十九ドル八分の一、對英二志零片十六分の三と建値引上を行ひ、そのまゝ經過していよ／＼金解禁第一日たる十一月一日には、對米四十九ドル四分の一とさらに正金の建値引上があつた。その後における爲替市場は、すでに金解禁の影響も充分織込まれた後のこととて殆んど目立つほどの變化も示さず、商談は引續き閑散状態であつた。

他方、倫敦及び紐育における各中央銀行は引つゞいて利下げを發表し、これに伴ひ世界的低金利の

傾向が馴致される事に至つたので爲替はいよ／＼順調であつたが、一方においては金解禁實施後の正貨の海外流出は漸やく日立ち始め、三月始めには日銀保有在正貨の海外流出額が一億四千圓、これに爲替賣却による在外正貨の減少約七千萬圓を併せて、解禁後の日銀保有正貨減少高は二億圓を突破すること九千萬圓に達したのである。この事情によつて對外爲替相場はやゝ軟調をたどり、正金は一月十四日すでに建値を正貨現送點の四十九ドル八分の三に引上げたが、市中相場は現送點以下の九ドル八分の一乃至四分の一の間を往來して三月上旬に至つた。しかるに同月十二日始めて市中相場が四十九ドル八分の三となり、漸次強含みに推移して五月上旬からは四十九ドル十六分の七と正金建値を半ポイント上廻つたまゝ、保合裡に六月に入り更らに同月中旬以降は九ドル二分の一と上進して五年上期を終つた。

對米爲替相場

(正金銀行調査)  
(電信爲替賣)

昭和三年 最 高 最 低

電 報 四 分 三 厘

異常なる緩慢状態を早したが、銀行はその遊資の取分方法として海外における借金返済のために絶えず送金をつゞけ、その結果爲替は頭重の感を免れなかつた。それが八月になると米國市場の急激な金利高に影響され、同月十七日には遂に四十五ドルを割り四十四分の三といふ三年度の最低値を示したが、この急落事情を動機として金解禁の輿論が次第に據頭し、三土蔵相の解禁演説を切掛けに爲替は早くも金解禁相場を現はして漸騰歩調に移つた。十月下旬に至り東西手形交換所が解禁即行決議をして政府に迫るや輿論はさらに高潮し、爲替相場は十月二十二日四十六ドル八分の三のものが、同廿九日には四十七ドル半となつた。これは正金建値であるが市場相場はその時四十八ドル四分の一まで躍騰し、まつたくの氣狂相場を現出した。がそれも結局は一人角力に終つて、對米四十六ドルで年を越えたのである。

貿易

三年下期—五年上期

わが國の對外貿易について、最近最も著しい傾向は、輸出の増進に基づく入超額の減退である。これを最近三ヶ年間の實績に徴すれば、昭和二年は輸出十九億九千二百餘萬圓に對し輸入は二十一億

Table with 2 columns: Year (同四年一月 to 同五年一月) and Exchange Rate (e.g., 四六・〇〇, 四四・八分三).



七千九百餘萬圓で、差引入超一億八千六百萬圓を示し、同三年は輸出十九億七千七百萬圓、輸入二十一億九千六百萬圓で差引入超二億二千四百萬圓であつたが、翌四年に至り形勢は一變して輸出二十一億四千八百萬圓、輸入二十二億一千六百萬圓で、これを差引き入超額は僅かに六千七百餘萬圓に過ぎなかつた。この一事によつても我國の貿易がいかに改善されたかを知らるに足るのである。

この貿易好轉は昭和三年度の貿易が殊に不成績であつた事實に對照して、一層目立つたのであるが併しその實額から云つても近年にない成績を示した。即ちわが對外貿易は大正八年以來入超に轉じたのであるが、昭和四年度は入超額において歐洲戰後十年振りの最低記録であつたといへよう。大體において我國の對外取引の實勢は、毎年上期が入超期で下期が出超期に相當するのであるが、昭和三年は一月以降下期の七月に至るまで各月とも入超が續き、八月に至つて漸やく三千三百萬圓の出超を示した。しかしこの出超傾向は頗る微弱で翌九月には早くも千二百萬圓に減り、さらに十月は八百萬

圓と減退し、十一月以後は再び入超となつて其の年を終つたのである。その爲めに三年上半期の通計は二億三千六百萬圓の入超となり同下半期は僅かに千百萬圓の出超といふ心細い状態を示した。この状態が同年の國際貨價上に悪影響を齎したのは茲にいふまでもないことである。

しかし昭和四年の貿易が好成績を示したといつても、それは一ヶ年を通じての結果であつて、年初早々から好化したわけではない。従つてそれは上半期の入超が少かつた爲めではなくて、全然、下半期における出超急増に原因したのである。表示すれば左の如し。(單位千圓、△印は出超を示す)

昭和四年		昭和三年		合	
月	輸出入	月	輸出入	月	輸出入
一	一八、六六九	一四、三三三	一、〇六六	一	一八、六六九
二	一七、四八三	一七、四八三	一、〇六六	二	一七、四八三
三	一六、四八三	一六、四八三	一、〇六六	三	一六、四八三
四	一六、四八三	一六、四八三	一、〇六六	四	一六、四八三
五	一六、四八三	一六、四八三	一、〇六六	五	一六、四八三
六	一六、四八三	一六、四八三	一、〇六六	六	一六、四八三
七	一六、四八三	一六、四八三	一、〇六六	七	一六、四八三
八	一六、四八三	一六、四八三	一、〇六六	八	一六、四八三
九	一六、四八三	一六、四八三	一、〇六六	九	一六、四八三
十	一六、四八三	一六、四八三	一、〇六六	十	一六、四八三
十一	一六、四八三	一六、四八三	一、〇六六	十一	一六、四八三
十二	一六、四八三	一六、四八三	一、〇六六	十二	一六、四八三
計	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	計	一、〇六六

の傾向が現はれてゐた。現に四年一月から五月までの各月輸入高は少い時でも二億一千百萬圓、多い月は二億四千萬圓に上り前年同期に比較すると各月一千万圓から三四千萬圓の輸入増を示したのである。それが爲めに同期の輸出入は、三年上期のそれに比べて些か見劣りがあつたことは争はれない事實である。ところが貿易好轉の萌しは四年五月末から徐々として現はれ始めた。それは云ふまでもなく輸出の促進であつて、翌六月には貿易尻の入超額が前月の三千五百萬圓から急に一千六百餘萬圓に減つたのである。かくて翌七月からは輸出著増、輸入減退の傾向によつて出超の勢はいよゝゝ顯著となり、八、九、十月の輸出最盛期には各月五六千萬圓以上の出超を示したほどである。

昭和五年上半期の状態

上述のごとく昭和四年度の貿易が結果的にみてすこぶる改善されたことに對して、金解禁實施後の貿易状態がどう變るかといふことは甚だ興味ある問題とせられた。しかし乍ら五年上半期を通じてみると、その前半と後半とに二つの

區別すべき特色が現はれてゐる。

昭和五年上半期貿易 (單位千圓) 月次 輸出入 差引入超 一月 一八、〇〇〇 一八、〇〇〇 〇、〇〇〇 二月 一八、〇〇〇 一八、〇〇〇 〇、〇〇〇 三月 一八、〇〇〇 一八、〇〇〇 〇、〇〇〇 四月 一八、〇〇〇 一八、〇〇〇 〇、〇〇〇 五月 一八、〇〇〇 一八、〇〇〇 〇、〇〇〇 六月 一八、〇〇〇 一八、〇〇〇 〇、〇〇〇

また同期間の輸入額は三億四千三百四十六萬圓で、前年同期の四億七千八百萬圓に對して二割九歩の

減退を告げたのである。従つてこの間における入超額は七千八百五十萬圓となり、前年同期の入超一億四千餘萬圓に對照して略々半額に近い激減を示したことになる。かくて一月及び二月における輸出入總額は六億八百餘萬圓、前年同期の八億七千餘萬圓に比して二割五歩を減少した。

た。即ち木材、小麦は何れも前年同期の半額以下となり、羊毛、毛織糸、豆類、生ゴム、原油重油、鐵、毛織物及び毛織交織の減り方も大きかつた。

而してわが輸入の大宗たる棉花の減少額は五百六十六萬圓に達し、その割合も三割一歩を示したのである。かように輸出入双方の大減退と入超額の激減とを以て特色づけられた。解禁實施直後の外國貿易の傾向は、その大勢において、五年上期を通じてもさしたる變化を見せなかつた。併しながら三月以降の趨勢を詳細に檢するとそこに些か變調を見逃すことかできない。即ち別表に示す通り、昭和四年にあつては一月から二月へかけて入超額が大いに増加し、その後三、四月には却つて著るしく減少したに反して、五年度のそれは三月に入ると入超額は四千六百八十餘萬圓に上り、前年同期よりも三百餘萬圓を増加したことである。所が又意外なことには四月下旬に至つて、突然、百餘萬圓の出超を示したかと思ふと、さらに同下旬には前年同期の倍額に近い入超を來すなど貿易上に頗る動搖性を加ふるに至つたのである。この三月以降



における貿易の趨勢は特に注意すべき事柄であつて、年初一二月の單純な輸出入減、入超減とは異り輸出入減といふうちにも輸出の減退率が輸入の減退率の方が多いことを示し、従つてまた前年同期來の入超減の傾向が少くなつたことを語るものである。

しからば五年上半期を通じて示された輸出入減の内容はどうかといふに、輸出の方面で著るしいのは矢張り生糸の一億七千六百萬圓減、綿織物の四千八百萬圓減、絹及び人絹織物の一千八百萬圓減などであつた。併し、その他の商品においては餘り顯著な變化がなかつた。したがつて以上の事實より推して、本年の非常なる輸出減はいはゆる重要商品の輸出減によるものであり、輸出商品一般のそれによるものではなかつたのである。故にこの原因は、單なる金解禁の影響よりも、それらの重要商品に特殊の原因が強く響いた結果と見ることが出来るであらう。之に反して輸入の方面は、殆んど全般的に個々の品目について減退を示した。尤も綿花、羊毛、毛織糸その他七八種の品目は相當激しい減少ぶりを示したが、輸出品のそれ

に比較するとさ程ではなかつた。要するに輸入については、各商品の一般的減退が示されたのであるが、これは云ふまでもなく政府民間における消費節約の徹底、一般購買力の萎縮といふ經過が、かような結果を導いたものと見ることが出来る。かくて上半期の貿易は、輸出七億三千餘萬圓で、前年より二億八千餘萬圓（二割八分）を減じたが、輸入もまた著減して九億五千餘萬圓と、前年より三億四千餘萬圓（二割六分強）を減じた。輸出の減退より輸入の減少額が大きかつたので、入超額は二億二千餘萬圓となり、前年同期よりは五千八百餘萬圓を減じたのである。

五年上半期のわが輸出貿易を甚だしく阻害したのは、前述の通り重要商品の輸出減退であつたが、その原因中特に著るしい影響を與へたものは米國における日本生糸の消費減退、銀塊未曾有の崩落による對支貿易の衰退、印度綿布關稅の引上げによるわが綿織物の輸出困難等であつたが、四年下期に實施された濠洲の絹織物關稅の引上げ、加奈陀のダンピング稅等の關稅障壁は、折から加重した世界

スリンの領域を侵さんとするに至つた事と、銘仙が好勢を續けた反面に増産傾向を招き、冬物晩期に於て一部中柄の如き二割以上の反動的崩落を來し、前業界でも銘仙一反五割前後の減退を發表するに至つた等、其の廉賣的徴候を現し影響を與へたやうだ。綿織物は變り組織の結城紬風のものが一部に愛好される傾向があつたけれど、其他の一般高級綿布としては値段に於て銘仙、モスリン、レーヨン製品等と略接近せるため格高の感じを與へ、又一般の生活程度が向上して従來綿布に満足してゐた階級も漸次、銘仙其他の稍高級品を需要する傾向が著しくなり、且つ服飾流行が實質中心から或る程度まで感覺本位に向つて來たが、綿布は發色が暗い感じから脱し切れず更に觸感も絹布其他に及ばぬやうな事情のため實需界の人氣を失ふに至り、大衆的需布に於ても男縞の如き時代の變遷から昔のやうに仕着向としての需要が殆んど無くなつた。是等の關係で綿布最も不活氣に冬物期間を終了した。要するに御大衆人氣等から婚禮衣裳を中心とした高級

### 内地織物

#### 昭和三年下期

冬物先驅品としての秩父縞、本場甲斐絹、青梅夜具地、其他の一部産物物は關西に於ける早手問屋筋の出動で既に六月中から部分的の斥候商談を見たが、其後夏物本季節に入り天候が降雨續きに終つた關係から最盛期の夏物實需を不振に導いた結果、市場の惡氣流が濃密となり、其の影響は折角の冬物轉換人氣を頓挫せしめ、取引も中絶に陥り、各産地は一齊に冬物準備を見送る情勢となつた。

然しながら冬物の中心をなすべき京吳服、關東絹織物等の新柄見本品が一順出廻るやうになつたのは八月中旬頃であり、冬物の出發期は大體前年より約廿日間の遅延となつた。是に對し一般前業界は前期の冬物が順調に消化され一般に左程持越品を存せなかつたのと御大典の期日切迫に伴ひ先行期待

の人氣に傾き、且つ不活氣の夏物に永く換まされてゐた反動は自然冬物準備を急がんとする形勢に轉じて來た。是に刺戟された東西の間屋筋が一時的に冬物取引を開始した結果、八月下旬以降、各産地に來客急増を告げ適品の争奪戦が演出されるに至つた。更に京物、關東絹布類は九月を迎へて豫期以上の好勢を續け、相場も中柄類は出鼻値から二割五分、品に據り三割内外の急騰を演ずるに至つた、殊に京吳服類の如き初秋以來、東西を通じて婚禮衣裳の多く消化されたのは異例と稱される程の盛況を續けた。尚ほ訪問着も是に準じて活況を告げ、小紋の需要も目立つて良好を示した。東京では震災後の復興人氣も加はり七五三の祝賀用として大柄の友禪縮緬が季節に好賣行を見せた、子供服がまだ充分に發達しなかつた關係も相當に影響してゐやう、婚禮衣裳の好賣行に伴ひ織丸帯も三百圓以上、五百圓程度の高級品が相當に消化されてゐた、然しながら訪問着用としては染加工、刺繡等の入つた染丸帯が勢力を示し、從來使用された織丸帯は殆んど影を秘めるの情勢となつた。主として春に需要され

た染片皮帯が四季を通じて賣れるやうになり、此の秋には特に順調の賣行を見せた、然しながら高級品でも御召は尚ほ活氣なく綾糸織は益々不振を辿つてゐた。

關東絹織物は京吳服に次ぎ活況を呈したが、就中、伊勢崎、八王子、秩父、足利、桐生等の産地組合が中心となり東西の集散地市場で大規模の宣傳賣出が行はれ其の花形製品として、銘仙が最も人氣を呼んだ。是は模様銘仙が其の柄行關係から一般に歡迎されて來たばかりでなく、他のモスリンや瓦斯織物等に比し値段が格安となつたので、大衆向製品としての立場から廣く買ひ進まれたのと中間需要の増加から、一層の活氣を添へた状態である。唯、今期に於ける足利の模様銘仙は一部に勢力の據頭を認められ程度で、人氣の中心は尚ほ伊勢崎が占めてゐた。

モスリン着尺は、當時對抗製品たる銘仙の値段が漸く低下して來たと云へ、尚ほモスリンの方が幾分格安の位置にあつたので相當の賣行を續けた、友禪も餘り變化なく或る程度の賣行を維持する状態にあつた。而かもレーヨン小紋及び友禪が漸次認められ、幾分モ

#### 昭和四年上期

昨秋全國的に高調された御大典奉祝人氣から局部的にせよ一時中間景氣を出現したが、一般實需の是に伴はぬものあり、同年末以降昭和四年初頭にかけて漸く反動的な活氣を呈するに至つた、其の結果は問屋、前賣屋兩市場を通じて手持品の一掃に主力を傾ける情勢さへあつたので、春物季節に入つても新製品の仕入れを行ふものが極めて少數のため、模様、小紋、御召を始め九寸、銘仙其他の春柄は生産を手控へられたに拘らず、活氣を呈するの機會さへなく、二月以降は相場の漸落を告げ、九寸類の如きは在荷の處分方法に當業者が狂奔するの情勢であつた。春セル



は産地、問屋方面共に少部分の特種品を除けば其の着手が例年より非常遅れたから、問屋にしても二月前の値下り損を蒙つたものは極めて少部分を出でない。且つ出鼻値は前年に比し一割以上の安値であつたから四月末までに於て大部分の商品を消化し得た、然しながら前賣界とすれば、五月の實需期に入り降雨多く天候に恵まれなかつた結果、取扱数量の三割以上を越したるさへ相當にあつた情勢とて、大局から見れば春セルの結果は面白くなかつた、斯く春向九寸及び本セルの不成績は關係業者に次期の夏物準備を見送らせる事となり、著しく染織界の氣勢を殺ぐに至つた。

夏物準備は、越年後に於ける冬物資金の回収遅延、春物經過の不振等から一層見送られた、問屋方面とすれば少數の早手筋が三月下旬から弗々特殊の夏物の手當に移り、同月末及び四月上旬を期し荷揃ひ發表したものもあるが、大勢は四月上旬から夏物準備に着手し同月中旬後には大賣出を發表するといふ程度であつた、是に對し前賣屋方面では金解禁説の流布等から警戒人氣となり、四月の夏物第一

回取込みは一般に手控へられ、尙ほ五月に夏物賣出の開始を見たが天候不順のため豫期の効果を収められなかつた。六月も活氣薄を免れなかつたが東京を中心とする中元賣出時期の七月が東西の前賣界を通じて順調を説かれたので案外好く消化された商品も尠くない。

高級品は全盛を誇つて来た小紋錦紗が此の夏物期から幾分衰兆を呈し従来羽尺、着尺の兩方面に小紋が出たに於て、今期から羽尺としては變り無地のフレツシユール等に其の地盤を置き、更に輪羽織が比較的安値に供給され民衆化して来た結果、無地小紋の着尺で満足し得ぬ階級から歓迎されるやうになつた、又小紋着尺にしても益々輪羽織小紋の流行を見るに至り、且つ前年まで不活氣を續て来た御召が本年夏物から稍恢復の機運に向つた等の情勢から其の壓迫を蒙つた、本明石は前年か好調を呈して来た伊勢崎、八王子等で生産される兩縮明石を強敵視されたが、値段の稍格安なため豫想程の脅威を與ふるに至らず且つ七月の好天候は實需關係から明石の立場を有利にした。

躍時代に入つた、一部に銘仙は漸く絶頂期を過ぎたとの批評も加へられたが、夫れは各關係業者が廉賣の目標品として取扱ひ値段競争が猛烈に行はれ、品質の低下を餘儀ながらしめられた傾向もあり且つ取扱ひに妙味を減じた等の關係から来て居らう、然しながら格安品が大量に供給されたとは云へ、當業者の努力に依り従来に於ける横玉遣ひの地厚品のみでは變化に乏しいとの見地を以て夏向には特に薄地の研究が著しくなつた、組織としては横に紅梅を入れ或はスレート應用等の變り地が好評を收め漸く銘仙界の人氣に轉機を作らんとするに至つた、銘仙の夏物は古來伊勢崎の獨占境場とされて来たのだが、其の需要増加に伴ひ八王子、桐生、足利等も相競ふて産出するに至り、尙ほ是まで冬物本位に立脚し伊勢崎と共に銘仙の二大産地として對立し來つた秩父も本年から夏物に對し積極的研究を加へ今期の夏物生産數量は前年の約二倍に達せんとした、足利の夏物も一擧に大増産を示すといふ状態だつたので、先進地たる伊勢崎は其の根柢を脅かされんとするに至つたため、其の對策として大

て消化され東京の如き大都市では殆んど手拭中形に壓倒された、然しながら其の主力をなす東京中形の如きは、本年に入り専門問屋以外に新規取扱業者が増加したのと製品も大量生産の手拭中形が大部分を占むるやうになつたので、一般に手控へを説かれながら尙ほ比較の出廻りの増加を懸念されたが五月の第一回契約品に對する荷納が一順後に於て、前賣市場の賣行が天候不良から不活潑を呈し、且つ他の一般夏物相場が續落歩調に轉じた等の關係で問屋筋も警戒を深め加工を早く切上げる方針に移つたので、天候不順に據る加工力の減退と俟つて一部方面は前年より實際に加工數量を減少したと見られてゐる、然しながら大實需期の不活潑から前賣屋筋中には契約品の引取りが著しく延引せるものもあり、尙ほ京阪方面を主とした機械中形が値頃關係から實用向に歓迎されたので、東京中形の晩期は寧ろ不成績に終つた。

となつて来た、是に反し人絹應用の男着尺は柄行、地風に於て新しい持味を見せ時代の人氣に投じたものと云へやう、其の生産に制限があるため夏物期間を通じて需給の調節を得られた關係から出鼻の値段も引下けられる事なく比較的順調の成績を得られた、兩毛地方で産出された人絹交織御召、同縮縮編も或る程度まで市場に出廻つたが立人絹のため地寄りを生じ一部から未成品との評を聞いた程で自然、東京其他の大都市には需要が尠く、地方向として大體消化された、八王子で試験的に生産された人絹應用の縮羽尺も値頃品として取引されたが、稱する程の活氣は見られなかつた。人絹帯側は一層需要を加へ、桐生の人絹應用縮同壁九寸は大量生産で値段も格安のため好賣行を呈し殊に人絹の名古屋帯は實用向と値段本位から一般に歓迎され、きぬ麻の仕立帯や人絹八寸の地盤を著しく蠶食したと云はれる。京都にも米澤で生地を製織した人絹の友禪九寸が現はれたが技術本位のため桐生品より格高となり活氣に乏しかつたやうだ、人絹八寸は紋織に於て人氣が優り、縞物は西陣に特長があると

稱された。西陣は技術が進歩してゐるに拘らず柄行の應用に於て桐生に比し新味が乏しいとの評もあり且つ數量の上から桐生品が集散地では勢力を有する状態にあつた然しながら春帯は實需の不振から五月に入り漸く在荷を一掃し得た状態に單八寸も自然見送り大勢は不活潑で生産地側も結局晩期は缺損に終局した。

縮織物の生命は夏季にありと稱されてゐるが、本年は値段關係から銘仙前後の縮布が活躍したのと組織に新味を見せた人絹交織品の進出等から一般に縮製品は不活潑を示し、唯、所澤、足利、東京近在等から産出される細糸遣ひで體裁の好い軽く見えるやうな上布とか瓦斯縮等が或る程度まで需要された、是は技術の進歩に伴ひ地風とか發色の感觸が非常に好くなつたので近代人の嗜好に合致したとも云へやう、八〇に百番程度の細糸遣ひが好評であつた、値頃品として遠州の四〇に六〇糸遣ひのものが地方へは或る程度まで出たが、東京市内では整理の未熟な點もあり順調と稱し得なかつた。

遠州縞等の平織縮布も相當に産出されたが、大部分は地方向とし

たが尙ほ多少の在荷を持越す状態であつた、而かも盛夏向品だけは他の春夏物が不振なるを眺め最初から生産を手控へられたのと實需期の七、八兩月が炎暑續きであつたから縮、綿を通じて薄物は比較的順調に消化された、其所で取扱數量の減退、商品の値下り等から前年上期に比し其の取扱金高も一割五分内外を減退したものが尠からぬ状態にあつた。

昭和四年下期

前期夏物經過が不良に終り其の資金回収も著しく滯滞する等の状態にあつたので、本年の冬物準備は先行不安から各生産者側に於て一時總見送りの形勢を呈するに至つた、然しながら京災服の如きは環境の奈何に關せず時期までに或る程度の製品を取揃へる必要があるため、早手問屋筋は既に六月上旬頃から一部の生地約定を進め、又關東の銘仙産地では値頃關係で六月下旬頃から足利の模様銘仙に對し弗々契約行はれ一割内外の相場漸騰に伴ひ伊勢崎、秩父、其他銘仙を中心とした各産地も順次冬物準備に移つて来たが、突如七月



早々の政變となり、而かも新規に出現した濱口内閣は其の重要政策として金解禁を断行し準備を目標に財政緊縮、公債整理、消費節約等を高調した結果、一般市場に警戒入氣を加へ、其後原料生糸相場は低落と相俟つて秋冬向細布は七月中旬に早くも月初めより五、六分方の安値となり取引の小頓挫を見るに至つた。然しながら時期の推移に伴ひ漸く落付模様となり且つ前賣屋市場でも七月後の酷暑続きで盛夏向品が案外順調に消化された關係から、自然、東西の早手問屋筋に對し秋冬物入氣を刺戟する事となり、即ち關東産地は八月上旬から各組合に冬物競技品評會の開催を見たが、同期の冬物生産數量は例年に比し三割内外の減産を豫想され、殊に適品不足の傾向が著しかつたので、就中、取引の目標品とされた銘仙の如きは各地に柄物の爭奪戦が演進され、八月下旬には其の値掘品、柄物を通じ前月の安値より概して一割五分方の反騰を告ぐるに至つた。

取引を見た、其他の綿製品では綿ネル、捺染緋、裏地等の各先驅品に對し七月末から八月に掛け問屋筋の地方出張取引戦が行はれたけれど暑氣の關係から一般に警戒され第一期の契約數量は前年の七掛以内と推測された、其所で問屋市場の冬物賣出は八月廿二、廿三日頃から京吳服の部分的製品等に對し新柄陳列會が弗々開始され、引續き九月上旬を迎へて京吳服、銘仙等を中心とし一齊に冬物荷開きが發表された、是に對し前賣屋方面では八月末までの暑氣續きに盛夏向の手持品を略一掃後、九月に入り氣候急轉して俄かに冷氣を感じ、中旬頃から一部秋物の好賣行を傳へられたばかりでなく、相場も漸騰歩調を示す状態に第一回の秋冬物手當を促進する事となり従つて各問屋の冬物荷開きは案外好成績を告げた、是がため産地市場は八月下旬以來東西問屋筋の一齊買進みとなり、織れば必ず賣れるといふ中間景を現出し、適品不足の聲に刺戟され生産力も漸く増進を見るに至つた。就中、同柄の早の如きは最も活氣を呈し、斯くて九月中旬頃までが産地、問屋の兩

市場を通じ本年冬物期間に於ける最好調期を作つた。而かも其後實需期の接近に伴ひ一般入氣は漸く冷靜を加へ、政府の消費節約獎勵が著々効果を見せんとして来た、且つ原料糸相場の浮動から一部冬物相場は九月末に於て早くも二、三分方の反落を告ぐるに至つた。其後十月上旬から開始された東西前賣市場の冬物大賣出も天候不順に祟られて不活氣を呈し、且つ減價問題の突發は社會に多大の衝撃を與へ、其の影響から中旬後の秋冬物實需は激減を招き、是がため帝都百貨店の十月中に於ける賣上げ金高は前年同月に比し七掛前後に減退したと傳へられる状態にあつた。斯く前賣界の實勢が最初の豫想を裏切り成績不良の歴然たるのみならず、生産方面は九月中旬前に現出した中間景氣の情勢を受け一時より増大して来たので、需給關係は著しく緩漫を告ぐるに至つた。尙ほ對外爲替の恢復と相俟つて原料糸相場の漸落歩調に轉ずるあり、茲に市況の一變を來して十月中旬から十一月上旬を中心し冬物相場の激落を演出し、九月下旬と十一月末現在に於ける目標となつた商品の市場

相場を示せば、

品 種 別	九月 下旬	十月 下旬	十一月 下旬
西陣並御召(反)	一四・五〇	一三・五〇	一三・五〇
古濱友仙並物(反)	一四・五〇	一四・〇〇	一四・〇〇
伊勢崎並大掛(正)	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇
同 珍掛並物(正)	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇
八王子節並物(正)	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇
秩父新立並物(正)	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇
甲斐絹織上物(正)	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇
遠州八〇縞物(反)	一八・五〇	一八・五〇	一八・五〇
青梅本紡(正)	二一・五〇	二一・五〇	二一・五〇
久留米並(反)	二一・五〇	二一・五〇	二一・五〇

昭和五年上期

縮緬の如きも再び子供洋服等に賣食され秋冬物の實需は前年に比し七掛見當に減退を説かれた、尙ほ從來の小紋羽尺は飽かれ、新規に勢力を得て来た變り生地ミラネーゼとか、また從來百圓臺の高級品として扱はれた縮羽羽織が四十圓前後を目標に民衆化して来たので一般に流行を示す等のため小紋羽尺は漸次壓倒され、更に小紋着尺も縮羽小紋の流行から大いに勢力を失つて来た、要するに格安品は尙ほ消化されたが中等品以上の高級呉服は不活氣に終つた、

へ現はれる等緊張入氣に同年末を終つた。銘仙が外出着ならばモスリンは常着といふ立場から相當の販路を保つてゐたが、秋冬物期に於ける銘仙の廉賣は其の對立製品たるモスリンをして格高を感ぜしむるに至り、一時銘仙と對抗しモスリンの廉賣も行はれたが、結局、銘仙の壓迫を受け不勢裡に冬物晩期を終つた。

春柄は絹布類の如き原料糸關係から前年の出鼻に比し二割近い安値で供給し得る譯で普通ならば有利の立場にあるのだが、冬物晩期の不況を受け各關係業者共に極端の警戒的態度で臨み、一部京吳服類は前年末から新柄の取揃へを行つたものもあるが、各品を通じ一般に見送られ、新映早々から春物陳列會の開催を見たに拘らず其の數量は頗る手控へられた、且つ一月下旬の議會解散と二月廿日の總選挙までには於ける期間には政變案事も加へられ、春物を早く切上げんとする人氣を促した、先づ高級品から行けば金解禁を一轉機として著しく實需を減じ、丸帯にしても昨秋は格好品として百圓前後の織帯が相當に消化されたけれど、春物期には四、五十圓前後の格安品が賣行の中心となり又染丸帯は廿圓臺から十四圓臺のものへ現はれ、織帯より格安のため好賣行を呈した状態である、更に婚禮衣裳の如きも一部階級から少數の高値品を要求される以外は、殆んど格安品のみが需要される状態で、其の中間的製品は一般から等閑視される情

勢にあつた、従つて京吳服を中心とする高級春柄は關係業者から手控へられたが展開の機會を與へられず、昨春頃から入氣を挽回せんとして来た春御召も不活潑裡に終局した、従つて夏物も其の連續たる入氣を脱し難く其の販賣方法に努力するのみで機會を經過し去つた觀さへある。

夏向男物では高級の薩摩上布等が賣行を減じ西陣、八王子、米澤方面で生産される駒捲上布、絹薩摩等に需要の移つて来たものも經濟觀の關係が大いであらう、即ち上物では駒捲上布、風通織等から普通品は變り組織の紬系統となり値安物は人絹交織の紬系統等が中心となした譯であらう、尙ほ男の訪問服として縮羽羽織、同着尺、變り袴等が益々賣行を増加し、且つ五寸とか三寸等の男帯が必要を減じ越路、銀華等、錦紗の變り生地にボカシの絞り染等を應用した趣味的な兵児帯が多く歡迎されたのは注目されたが、是等の男物も數量の問題で、餘り活氣を見られなかつたのは當然であらう。

銘仙類は春物に於て一部當業者が生産したに過ぎず、且つ前記の事情で實需期の三月前には殆んど



切上げとなつた状態から、市場では適品不足を唱へられる等、稍順調に終局を告げた、是に反し夏物は多數の産地で製織され、尙ほ實需期に向ひ原料生糸が未曾有の安値を現出した等の事情から、製品相場も漸落歩調となり、殊に一般嗜好の變遷から平織は夏物として幾分飽かれ氣味の傾向を見せ四月以降の賣行を減退するやうな情勢にあつたので、問屋、前賣屋兩市場を通じ廉賣の材料に取扱はれ綿糸の最低小賣値段は二圓四十錢といふ歐洲大戰前にもないやうな安値を出した。夏物としては強撻糸應用の變り織とか、細糸の薄地綿糸等が、値段の稍格高を思はせるにも拘らず一部階級から歡迎された外は、數量に於て値掘品が最も多く消化され、組織、其他の平凡な中間製品は最も不活氣を免れなかつた、即ち綿糸は昨年下期の冬物戦に次ぎ殆んど廉賣戦に終始したが、夫れ丈け數量を多く消化してゐるとは云へ、綿糸としての一般的人氣を一時より低下して來た事は注意すべきだ。

の事情から、春物期に入つても依然活氣を呈するの機會を與へられなかつた、且つレリオン應用製品に其の地盤を相當蠶食されたやうだが、レリオン細着尺も案外消化されモス夏柄に或る範圍の影響を及ぼしたやうだ、要するにモス着尺は綿糸の廉賣品と對抗し得るやうな値掘品を除いては殆んど賣行を見られぬ状態を呈した、然しながら高級の板上げ友仙は一部階級から要求される等、優秀柄物は寧ろ有望との人氣を見せた。

要を繋いだが從來の平織は著しく人氣を低下した、又絹布と同様に薄地で發色が明るく全體の感じの好い柄物は好評であつた、一般に値下りを受け易い年柄であつたが實需不振を説かれたながらも五月以降の天候が前年に比し順調であつた事は問屋、前賣屋筋の手持商品を割合に減少した、其他では單帶の如き一部に高級も出たが其他はレリオン應用の格安品が歡迎され其の中間に勢力を維持すべき中等製品は不振に終り、尙ほ染、織九寸が單帶の地盤を大いに蠶食して來た事は特筆すべきである。

棉花

昭和四年概況

新春早々の市況は孰れかと言へば弱保合で商談き少なかつたが、其後米棉相場の駭りで綿糸布の直約が進められた爲め原料手當も相當弾みを見せ、殊に手當薄の印棉に對して存外旺盛な商談を見た、二月に入り相場が兎角不活潑に推移したので紡績も買見送りの状態に過ぎなかつた。三月初めから米棉相場は一般の買氣旺盛に後援されて久振りに昂騰したが、中旬反動人氣の出現と共に賣物が頻出して反落した、然し廿日に發表した米國國勢局の米棉最終線新高が強氣的であつた爲め相場は引戻したが、天候良好を入れて再落した。此の間内地市場は日支交渉調印の入報で綿糸布市況は強調を辿り原料手當も米印棉とも相當進捗した四月を迎へて相場は一高一低の保合状態であつたが、中旬より棉産地の天候良好、新棉植は進捗の報に漸落歩調を辿つたので紡績は一層警戒し薄商内であつた、綿糸布

市場も五月に入り對支輸出が良好となり、折柄米棉相場が天候不良で引戻した爲め悲觀人氣は幾分緩和され原棉手當も久振りに活況を見せたが月末近くに至り相場は保合ひ商内も閑散を示した、六月となつて本國相場は虫害甚大の報で昂騰し爲替の低落で益々強調を示現したので、紡績は割安な印棉を主として手當を進め米棉の新棉にも非々商談が開始された。七月早々内閣が更迭し民政黨内閣の緊縮政策、金解禁懸念及び爲替高に阻まれて内地の一般經濟界は忽ち恐怖人氣と化し原棉手當も大方見送られた、八月八日の第一回收穫豫想は千五百五十四萬三千俵と弱氣的に發表され相場は落調を早めたが、紡績は主として割安な印棉に對し買下り方針を以て進み相當の商盛を示した。月末近くとなり作柄懸念と虫害増加に反騰したが、紡績は依然太番の好利調に刺戟されて割安の古印棉を買進んだ。第二回發表は稍々強氣的に解せられしたが其後の作柄が見直した爲め上げ足を阻止された、一方紡績も爲替高、金解禁接近懸念に馳られ原棉手當を後にして棉糸布の先賣りを急ぐ傾向となり商談も不活潑を

呈した、尤も月末近くに相場は區々であつたが米新棉印棉に相當の成功を見た、十月の第三回發表は豫想よりも多く相場急落、而も天候は摘取りに好都合であるとの報に相場は續いて落調を辿り、内地も三品綿糸二百圓割れ實現で實勢は益々悪るく、綿糸布も賣行不振となつたが、紡績は原棉手當不十分である爲め買下り方針に出で米新棉を主に相當の成功を見た。下旬に入り米國株式市場の暴落で遂にウォール街は未曾有の大混亂に陥り穀物市場も續落し、引ひて米棉相場も天候不良其他の強材料も利かず株式筋の賣物に壓せられ若強調に乗じて連日紡績の買進みにとなり相當手當を弾ました、十一月に入り本國は株式市場の軟弱と米棉増收豫想に又復下り歩調となり内地も市況不勢を保持した一月央後さし急落を演じた米國株式も漸次落着を見せ米棉相場も好轉したが、内地紡績は常用買一巡の後とて高値には買向はず、寧ろ金解禁期發表後割安の印新棉に對して買氣を孕み相當の手合せを見、愈々十二月を迎へて弱氣的最終收穫豫想の發表あり當業者も多

見送り、中旬頃紡績の操短氣構へに綿糸は好轉したが、米棉の續落に阻まれて後援續かず、紡績は一般に警戒氣分に提はれて其後の相場持ち直しにも買進む向もなく減切り閑散裡に越年した。昭和四年中に於ける棉花相場の消長は大體次の通りである。

月次	最高	最低	平均
一月	六、五〇	六、三〇	六、四〇
二月	六、五〇	六、三〇	六、四〇
三月	六、七〇	六、五〇	六、六〇
四月	六、八〇	六、六〇	六、七〇
五月	六、九〇	六、七〇	六、八〇
六月	六、九〇	六、七〇	六、八〇
七月	六、八〇	六、六〇	六、七〇
八月	六、七〇	六、五〇	六、六〇
九月	六、六〇	六、四〇	六、五〇
十月	六、五〇	六、三〇	六、四〇
十一月	六、四〇	六、二〇	六、三〇
十二月	六、三〇	六、一〇	六、二〇

押されて寸進尺退的に漸落し三月上旬には遂に十四仙で不安値に陥落した、引ひて内地市場も先行警戒人氣が先走り商談は兎角見送られて不透明に推移した、然るに其後本國政府筋の定期買策動が漸く鮮明となつたので、雷同買人氣も添加し果敢急騰、四月上旬には十六仙半の高値に躍進し引續き強保合を續けた、内地も紡績の補充手當が存外弾みを見せた。

六月に入り紐育定期七月限に對するマバラの投げが現はれそれを導因として俄然悪化し、三仙方の大崩落を演じて期末に及んだ、此間新棉は反別減少が輕微だと傳へて常に軟調を脱せず古棉に對し一時二仙に近い大逆鞘を見せたが、期末に古棉の崩落に連れてその逆鞘は著しく縮小した、印度棉相場は概ね米棉に追隨したが本邦綿業界の不況並に反英運動による印度政情不要の影響を受けて米棉に比し非常に割安に終始した、また前年末まで多分に動搖を續けた對外爲替は昨秋政府の金解禁聲明と共に漸く安定の域に達し爲替騰落に因る内地相場の變動が殆んど終止する事が出來た、斯く今期は部分的の小波瀾を繰返したが大勢とし



ては矢張り活氣薄を免れず總じて  
穩健の商情で経過した。  
昭和五年上半期中に於ける棉花  
相場の弛張は大體左の通りである  
▲大阪三品棉花當月相場  
月次 最高 最低 平均  
一月 五、〇〇 四、五〇 四、七五  
二月 五、二五 四、七五 五、〇〇  
三月 五、七五 五、二五 五、五〇  
四月 五、七五 五、〇〇 五、三〇  
五月 五、七五 五、〇〇 五、三〇  
六月 五、七五 五、〇〇 五、三〇

綿糸

昭和四年概況

清算綿糸の新市發會は三品當限  
二四九圓(杉の森二四六圓)、先限  
二三六圓五〇(杉の森二二七圓六  
〇)と孰れも平穩に立會つたが、  
其後阪神綿糸布在荷の漸減を傳へ  
て某有力買屋の玉締めが益々露骨  
となり、軟派の煎れと提灯連の煽  
動に依つて當限は驟然暴騰を演ず  
る、爲めに總二〇手は現貨に品拂  
底高を示したにも拘らず二〇手チ  
ーズを初め他糸は之に添はず一種  
變態的相場を見せた、一方輸出織

物の探算は頓に不出合となり原糸  
需要も次第に減退を來したが、輸  
出方面は弗々ながら四二擔六〇擔  
等に小口成約が行はれた、斯くし  
て一月二月を經過し三月を迎へた  
が上旬は大體に於て平穩保合に推  
移した、しかし目先の深夜業廢止  
による増産氣構へや政局の不安に  
阻まれて底意は何んとなく鈍重を  
免れなかつたが、後も濟南問題の  
解決調印が好感して手當買が始り  
相場も強調を辿り問屋の紡績直約  
も約十萬俵を算するに至つた、四  
月に入るや一巡買付後の事でもあ  
り殊に金解禁氣構への擡頭と米棉  
の續落に壓迫されて總見送りの不  
振に終つた、續て六月も尙ほ不勢  
を改めず搗て加へて紡績會社が前  
途の増産を見越してか賣腰弱く相  
場も亦鈍狀を續けた、然るに六月  
となつて三土藏相が非金解禁を聲  
明したので俄然人氣は一轉し各地  
方も旺んに買進み、現物商内は頓  
に活潑を呈した、而も軟派の豫想  
する増産壓迫や解禁恐怖相場に選  
算を生じ二〇手の適品逼迫と呼應  
して三品當限は煎れ上げの外餘儀  
なき事となり、當月限二七八圓と  
いふ突拍子もない高値で納倉する  
に至つた、杉の森市場も之に追隨

して二四三圓六〇の高値を示現し  
た、しかし此間に政局の不安は漸  
次加重し七月早々民政黨内閣が成  
立するやその緊縮政策と金解禁促  
進を見越して買氣は次第に萎縮し  
一般警戒裡に越月した、八月はま  
た清算市場買方の頑張りで期近相  
場の奔騰となり引ひて現物總二〇  
手高を招致したが、二〇手チーズ  
其他は之に添はず全體としては無  
活氣な商狀に終つた、九月に入り  
對支綿布の好都合に原糸手當を進  
める多く相當好賣行あり、またネ  
ル生地の製織時期を迎へた事とて  
之れを動機として久方振りに活況  
を呈したが後一服、十月月上旬に前  
月の生産高が二三八、〇〇〇相と  
發表されたので需給悲觀人氣が昇  
り、折柄米棉も崩落と報じた爲め  
更に嫌氣を助長し相場一齊に急落  
殊に中糸及び瓦斯糸の低落が甚大  
であつた、下旬に至り東西の清算  
が相呼應して二百圓の大關門を割  
つて本朝となり紡績會社も亦賣急  
ぎ氣味となつた、十一月も生産が  
一段と加つたので益々供超懸念を唆  
發表されたので益々供超懸念を唆  
り、而も米國の株式安、米棉安、  
爲替高等軟材が輻輳し、紡績會  
社の態度軟弱と相俟つて戻り賣人

氣が旺盛となり、三品先限は遂に  
一八九圓五〇(杉の森一九一圓四  
〇)の安値を見せ、市場凄慘の氣  
を帯びたが、後ち綿布に對し海外  
筋の買氣が添加したため、原糸の  
需要を喚起し地方も之に追隨する  
有様で中糸以上の細番が高盛を呈  
した、續いて十二月も亦生産二五  
六、〇〇〇相と新記録を見せたが  
一方紡績會社の操短實行氣運濃化  
で成行は下蓋る、然し肝腎の賣行  
が抄々しく進展しない際であるか  
ら、人氣は一般に引立たず寸進尺  
退の鈍狀歩調で閑散に越年した。  
昭和四年中に於ける清算市場及  
び現物相場の動きは大體次の通り  
▲大阪三品棉花當月相場  
月次 最高 最低 平均  
一月 五、〇〇 四、五〇 四、七五  
二月 五、二五 四、七五 五、〇〇  
三月 五、七五 五、二五 五、五〇  
四月 五、七五 五、〇〇 五、三〇  
五月 五、七五 五、〇〇 五、三〇  
六月 五、七五 五、〇〇 五、三〇

▲東京市場現物相場高低

Table with columns: 月次, 高, 安, 高, 安. Rows for months 一月 through 十二月.

昭和五年上期概況

期初の綿糸界は金輸出解禁に直  
面して内には緊縮政策による一般  
財界の不況を幸け外には銀塊の續  
落、米棉の急反落等悪材料輻輳し  
紡績の操短實施も何等反響なく、  
一月中旬の三品清算先限一九三圓  
(杉森一九〇圓九〇)を高値に残し  
てチリ貧的に軟化し遂に三月十一  
日には三品先限一六一圓二〇(杉  
森一六二圓四〇)に崩落した、其  
後米棉の反撥に後援されて十五、  
六圓方の昂騰を見たが、財界の不

振は愈々深刻となり印度綿布の輸  
入關稅引上げ並に不買同盟の決議  
は綿布の輸出を梗塞し、反面綿織  
産地の疲弊に阻まれて原糸現物の  
賣行は頓に不活潑となり市況は一  
轉後漸落歩調を辿つた、期末米棉  
の再奔落、銀塊の新安値出現、株  
式の慘落等四圍の材料交々惡化し  
糸價は落潮滔々として逐日新安値  
を示し六月廿四日清算期近物は百  
圓の大關門を割り先限三品一〇五  
圓、杉の森一〇三圓二〇と期初の  
高値に比し實に八、九十圓の惨落  
を告げ大正三年以來の安値に雪崩  
れ込んだ。  
本期中に於ける清算市場及び現  
物相場の動きは大體次の通りであ  
る。

▲大阪三品棉花當月相場

Table with columns: 月次, 最高, 最低, 平均. Rows for months 一月 through 六月.

▲東京市場現物相場高低

Table with columns: 月次, 高, 安, 高, 安. Rows for months 一月 through 六月.

輸出綿布

昭和四年概況

舊臘末の春高見越しも期待外れ  
となり年甫早々から市況沈靜、支  
那向品は更に振はず唯だ印度より  
安値ながら多少引合が齎らされた  
のみ、二月初め日支交渉の好轉を  
傳へられて俄然活況を呈し市場は  
一時商盛を見せたが、後ち交渉停  
頓するや反動を來し義の安値を下  
廻るものさへ生じた、尤も印度は  
小口刻みながら買續けてゐた、斯  
くて三月を迎へたが支那方面への  
輸出は依然として硬塞狀態を改め  
ず南洋方面も亦沈黙を續け一般に  
閑散を啣たれてゐたが、月末に日  
支交渉の調節あり日貨排斥運動の



七月早々濱口内閣の成立と共にその政策とする金策の促進を氣構へ而も爲替は漸次躍進歩調を辿つて輸出商談を阻み、一方内地筋の意氣も消沈して市場は頓に活氣を缺いたが、其後上海は漢口反日會の解散を傳へて買氣擡頭し朱子綿、四綾等の成約が出来し、又阿弗利加は季節關係から粗布級を存外大量に買付けた、續いて八月に入ると支那長江方面の排日貨が次第に緩和した爲め近來稀れな賣行を見せたが、米棉の反落に遭つて忽ち頓挫を來し印度南洋方面も依然として閉散を續けた、併し月末には内地遺屋が意外に買進み朝鮮筋もまた買添つて手堅き商狀に好轉した、九月は流石に需要期だけあつて内地加工筋への二市賣行は相當弾みを見せたが、手當一巡するや後とはダレ氣味となり金解禁氣構へで一般の警戒は益々助長し人氣殊の外沈静を續ける、十月を迎へて米國株式は俄然暴落を演じ米棉市場にも影響して軟風を捲き起す、内地も愈々金解禁期の切迫を思はしめ兩々相俟つて綿糸布市價を壓迫した此の間印度とドレータイ、細布など南洋には三巾金巾、縞三綾等稍や見るべき商

内が出来したが支那が相變らず失黙を續けて居るので大勢的には矢張り不良を免れなかつた、十一月に入るも尙ほ類勢を改めず相場は漸を追ふて新安値に低落したが政府の期限付金解禁を以て人氣は多少落付き、折柄支那滿州も久振りに買氣擡頭し五枚、細布、四綾、晒金巾等の季節品を漁り相當活況を呈した、併し内需は依然振はず引續き閉散に推移した、十二月も引續き内需梗塞して氣配芳しからず輸出にあつても印度は在荷停滯して買動かす支那も亦稀有の銀安に阻まれて商談中絶、その間に紡績會社の操短氣運が濃化したのが僅に類勢を支へたに過ぎず無味閑散裡に越年した。昭和四年中に於ける代表的銘柄の現物相場は大體次の通りである

Table with 2 columns: 租布龍 (Rent Cloth Dragon) and 三巾繪馬 (San-chin Ema). Rows list months from July to February with high and low values.

昭和五年上期概況

新春來の綿布界は綿糸の類勢も左したる影響なく内外とも相當の賣行を見たが、四月早々印度關稅の引上げ不買同盟決議の爲め非常なる打撃を受けて市況頓に悪化し而も銀塊安に基く對支輸出の杜絶内地財界の不振等に累せられて相場は一途落調を辿ひ氣配は混沌を繰返して當期を經過したのである要するに當期間を通じて世界的財界の不況に遭遇し尠らずそれに禍されて各國の綿製品市場は日増しに險惡の度を加へ、殊に我國の綿糸布は叙上の如き幾多有力なる惡材料に阻まれて不振甚だしく、その相場は絶へず原價を無視して下廻り採算また常に引合はず綿業界は異常の不安に陥入つた、期末に紡績聯合會は操短一割擴張を發表し愈々實効率二割三分二厘の決議操短に移つたが、尙ほ需給調節の効果は乏しく市價は却つて安値に

内地向綿布

昭和四年概況

Table with 2 columns: 租布龍 (Rent Cloth Dragon) and 三巾繪馬 (San-chin Ema). Rows list months from July to February with high and low values.

始した、即ち一月は休日關係も手傳ひ一般綿布界の沈静に追隨して泣かず飛ばすの閉散を繰返した二月も續いて不需要期旁々地方の實需は更に振はず文字通り半歩的の成行を辿つたが、舊正月明けと共に關西市場では中形生地商談が相當活氣を呈した、東京市場は政局の不安や地方購買力の衰微など環境の不味と中間需要の減退で商機は稍々遅れた、三月は夏物加工時期を迎へて捺染界が先づ活氣づき其他ナフトール友仙筋の手當も強みを見せる、而も月末から早や中形の荷開きが始まり補充加工筋の生地手當は間斷なく行はれた、四月に入り原糸は割合強調を辿つたが金解禁氣構へに對する不安が助長して一般に商談に力齧を入れるものは尠く中央頃までは總じて氣乗薄の閉散を續けた、後と小幅木綿の如きは愈々本季節に直向したので商勢頓に硬化し期近物は引續き品押底を啣たれて成行は逆鞘のまま堅調を示した、殊に中形向の生地は賣行頗る活潑で三〇地は極度の逼迫から各所に爭奪戦を演じた續いて五月を迎へた所材料安の影響を受けて商勢一般に振はず唯だ知多晒のみが産地の全体が利ひ

が暴騰した、斯くて六月を迎へたが知多晒は更に新規の實需が添加して荷動きも活潑となつて相場漸騰、其他小幅木綿は綿糸の頑健に刺戟されて稍々引締つたが今日まで産地の操短で辛じて下支へて居ただけに端境關係も手傳つて其の反撥力は鈍く大勢は依然として不透明を免れなかつた、下旬に入り京都の加工綿布界が裏地本位に蠢動し潰屋筋の生地手當が相當見受けられた、また小幅産地では製品規格を統一の爲め検査を行つた結果、甲詭等に量目不足が續出して適品の出廻りは一層窮屈となり相場は漸次硬轉氣構へを示した。斯くして七月を迎へ月更り早々政局が動搖して突如内閣の更迭が行はれたが、京都加工綿布界は秋冬物手當期接近で頓に色めき折柄の綿布相場の昂騰に刺戟されて追隨的買進みを餘儀なくされ三幅を中心一日平均五百圓の手合が行はれ本調子の商狀を示現した、東京市場も漸次裏地捺染界の商機に近づいたが前買界の夏物晩季の成績が思はしくなく自然秋物取込みも遷延する氣構へから加工筋の生地手當は前年より約一ヶ月遅れる模様となつた、中旬知多晒は環境

の軟化に祟られて休機前の安値に低落し月末には更に極度の採算不引合に陥り遂に全体決議を行つたが相場は依然低迷を續けた、八月に入るや流石に捺染界の生地手當が漸次増加し商談一しほ活潑となる、殊に下旬には綿布の減産が影響して金巾相場は二幅三幅を通じて次第に引締り愈々手堅い成行に好轉した、九月も引續き季節的緊張を呈し加工筋へ二幅の賣行が相當弾みを見せたが、後と金解禁氣構が濃化すると共にそれを不安視して商狀は次第弱りに軟化した殊に小幅木綿は清算綿糸の不味と數日來の天候不良に祟られて市場は殆んど休商同様の無活氣となり成行も一齊に低落した、十月に入ると漸落歩調を辿り市場の人氣も益々沈静に陥る、殊に總理は關西筋に投物現はれ五十四錢の關門を示現し知多晒も五十錢の關門を割り此鼻或る程度まで下げざれば到底好轉は難しき模様となる十一月を迎へても軟勢は更に改まらず政府の期限付金解禁聲明で人氣のみは稍々小康を得たが市況は閑散を繰返し、折柄綿糸が連續的に下押ししたので小幅は益々落調を辿り

下漚つてみた岡上も遂に六十錢の堰を切り知多晒は軟派の目標とする四十五錢丁の安値に崩落す、斯くして歲晩を迎へたが需要は益々梗塞し小幅も各産地が操短に依つて市價の維持に努めたにも拘らず依然小口の當用手當に終始し氣配鈍狀を續ける、中旬の成行は再び前月中の底値に鉢合せを演ずると云ふ有様で、目先き餘程の好材料が現はれない限り各品とも今一段の低落を豫想されつゝ不況裡に越年した。東京市場に於ける本年中の主なる小幅木綿の高低は次の通りである。(單位圓、知多晒は三等品)

Table with 4 columns: 高値 (High Value), 安値 (Low Value), 高値 (High Value), 安値 (Low Value). Rows list months from July to February.



五年上期概況

舊臘の不勢を移して市場は年市早々から人氣引立たず、却つて清算綿糸の小康に乗じて産地では換金急ぎの賣物が頻出するなど依然として不透明な商勢を續け、知多晒産地の如きは採算不引合から遂に全体を決議し嚴重に生産調節を實行した。二月も引續き此の情勢のまま推移したが、三月中旬頃から夏物加工筋の假需要が弗々擡頭し折柄の綿糸高に後援されて商談は相當活氣を呈した。併し買人は一様に自重して出來得る限度數方針を執つたので氣配は何んとな

へるや釣瓶落ちに崩れてゆく綿糸落調に押され各品を揃へて大安値を追い、その採算關係は極度に困難となり産地は再び休機斷行を餘儀なくされた。殊に下旬に至り清算綿糸が新安値を示現する有様で環境の形勢は追日悪化し市場の人氣を彌が上に脅して上期を經過した。本年上期に於ける主なる小巾木綿の成行高低は次の通り通總じて次第弱りに軟化して居る。

Table with columns for months (一月 to 六月) and values for '高値' (High Value) and '安値' (Low Value). Includes a sub-table for '生理' (Physiology) with '知多晒' (Chitose) and '三多晒' (San-tase) categories.

三年下期の商勢

瑞境期の六月から七月にかけて清算先限百廿圓六十錢、當限百廿圓廿錢現物最優千二百二十圓と云

三年度の概況

九俵と云ふ記録をつくり、二、三月は對米爲替の軟調と、米國消費の依然良好に三月の横濱正味在荷九千四百廿七捆に激減すると云ふ状態で糸價も千四百三十圓に奔騰し五、六月に至つて新滿増産氣概で稍軟調に轉じたが、ともかく好勢裡に上期を送つた。

激増すると共に年末換金急ぎとなり、十二月十三日には千五百五十五圓の安値を示現し不勢裡に越年した。

五年上期の商況

強制保管も糸價の維持には實効なく生糸は下落の一途を辿り、三月八日には糸價浦價法が發令されたが蘭家の期待と、先安見越による製糸家の繁きが絶えず、安値は安値を追ふて六月には清算先物七十四圓五十錢と云ふ明治二十八年五月の新値七十一圓三十錢を下廻ると云ふ珍値を出すに至つた。春の高値百十八圓に比して實に三十七圓七十錢安昨年新糸以來の高値百三十五圓七十錢に比較すると六十圓四十錢の安値である。アメリカの消費はたいして減少を見なかつたが四月頃から漸減するに至つた。

四年下期の商況

濱口内閣の成立によつて金解禁斷行氣概に氣配は軟調に赴いたが米國の消費は依然旺盛で八月には五萬九千七百四俵と云ふ記録を示し、一方解禁見越による假需要をも喚起して九月には最優千三百五十圓と云ふ新糸以來の高値を示現したが九月の後半より爲替昂騰著しく高値買込み風情となり、十月末には紙育株式の大慘落があり、十一月には清算先限百十八圓十錢の安値を示現し、こゝに糸價維持策の決議を見るに至り、金解禁期日の發表、連日の薄商内で在荷が

紡織界の商勢——附經濟と貿易

四年度の概況

昭和四年度に於けるアメリカの消費は必ずしも悪しくはなかつた然し五年に入つてからの消費は減退を辿り結局に於て二千俵足らずの増加に過ぎない事となつた。前

Table showing monthly comparison of '本年' (Current Year) and '前年' (Previous Year) for '輸入高' (Import High) and '消費高' (Consumption High) from January to December.

Table showing monthly comparison of '本年' (Current Year) and '前年' (Previous Year) for '輸入高' (Import High) and '消費高' (Consumption High) from January to December, with a total summary at the bottom.



内地の集積状況
收買額は一億二百九萬三千貫に上り前年に比して八歩八厘の増産となつた。春蠶二歩一厘、夏秋蠶一割六分二厘の増加であつて過去数年の趨勢は次の如くである。單位千貫)

Table with columns for years (1931-1935) and categories (Spring, Summer, Autumn, Total). It lists various numerical values for different periods.

製糸の採算其他
蠶の相場は春蠶六十七掛、夏秋蠶六十六掛、平均六十六掛半と云ふ所であつた。農林省調査の自蠶の掛目を示せば次の如し。

Table showing exchange rates for silk (春, 夏, 秋, 晩秋) and other related data for various years.

二百九十圓以下は損失となる。然るに十月の平均は千二百八十八圓であつたが十一月には千二百二十一圓となり。十二月千六百六十九圓と漸落を示したので製糸家が騒いだのは當然とすべく、補償法の發布に際し千二百五十圓を主張した根拠もそこにあつた。然しかるに不合理な値は維持さるべくもなく新滿氣分となるに従つて惨落し未曾有とも稱すべき不振なる生糸年度を迎える事になつたのも止むを得ぬ事である。相場の趨勢を示せば次の如し。單位現物百斤一圓清算十斤一十錢、紐育一封度一仙)

Table with columns for 'High/Low' (高/低) and 'Current/Previous' (現物/清算) for different years, showing price fluctuations.

絹紡糸

昭和三年の概観

昭和三年の絹紡界は健實推移の一語に盡きる。春の生れ値三銘五百六十圓、年末が五百廿五圓、一年を通じての高値六百圓、安値五百三十圓と云ふ確鑿きであつた。つまり五百五、六十圓を中心として上下三十圓乃至四十圓幅で動いた譯である。昭和二年六月から十一月までと決定されし操短は、同

年拾月の總會で昭和三年五月迄延長せられ(三千鍾以下及織布原糸除外して一割二分)新に糸糸二割を加えたが三月の總會に於て一萬鍾以下は除外する事にして十一月迄の操短を決し秋の總會で夜業廢止せるものは操短を免除する事にした。但糸糸は二割の内一割四分の免除と決したのである。昭和三年度に於ける生産高は九萬八千七百七十俵、輸出高は十萬九千三百斤(千二百一十一俵)、富士絹検査高百二萬二千九百五十一疋輸出高百四萬二千八百廿二疋である。内需推定三十萬疋(生産推定百三十四萬三千疋)商工省の生産統計は百廿二萬二千九百五十九疋である。本社推定の消費は輸出を加え九萬九千六十俵で需給は健實であつた。

四年上期の概観

年初五百三十圓に生れた三銘は一高一低を辿りつゝ五百四十五圓を高位に二十圓を安値として健實に推移したが、解禁不安で五月五百五圓まで惨落したが解禁未だ遠しとの人氣と、實需擡頭で六月末には三銘五百六十五圓迄持ち上げた。上期の絹紡界も前年の跡を受

けて概して健實を辿り値幅は至つて狭かつた。絹紡工業會では愈々生産高の公表を決し、懸案であつた日本絹綿の整理會社たる昭和絹糸も生れ新業は下期の活躍を期待してゐた。上期に於ける採算は甚だ有利で毎月初の調査に依る差益は五十一圓乃至二十六圓、平均三十九圓廿錢の差益である上期の生産五萬三千四百八十四俵で、福井、金澤、江への入荷一萬三千九百九俵、伊勢崎、足利、桐生の入荷一萬三千九十二俵、之れに八王子、岐阜を加えた入荷は三萬四千五百四十四俵に達し富士絹は検査高六十七萬一千五百五十一疋、輸出高五十七萬二千二百四疋に上つた。試に上期輸出高を對比すれば次の如くである

Table comparing production and export figures for various years (1931-1935) under the heading '四年下期の推移'.

操業短縮の實施

濱口内閣の誤れる經濟政策が未曾有の不況を招致し、絹紡界も其の餘波を受けて製品市價の暴落を見送るに操短の止むなきに至つたと云ふ事は確に一の觀方たるを失は

ぬが、一面深夜業の對案による各社の増産計畫に依つて生産過剩に陥つた事も否み難い一因である。絹紡工業會の調査に依る生産高に見るに一月の生産八、三六一俵が深夜業廢止の直前には九、五四四俵に増加したが七月には八、六九三俵に減じた。それでも一月よりは三百俵以下の増加であるが十一月に至つては九、六三八俵と將に一萬俵に垂んとしてゐるではないか。詳細は絹紡糸の項、絹紡月別統計表を参照)かゝる數量はよし極端な不況を見ない迄も需要旺盛期に非ざれば消化され得るものでない。試に昭和四年中の十一産地に於ける最大入荷數を執るも八千九百俵である。而もこれは各地に於ける最多の月を拾ひ集めた理想數字であつて最も入荷の旺盛であつた六月に於ては六千六百十六俵である。此九割を實際消費として五千九百五十俵、自家用原糸二千七百俵、其他の消費五百俵としても九千五百五十俵である。絹紡が月平均一萬俵も消化されると云ふ事は當時の事情に在つては不可能なことである(月別統計表参照)果然採算は八月以來漸次悪化し十一月には二十六圓方の缺損を見る



に至つた。左表の如し(月別統計表参照)——單位圓 賣値 損益 月原料工費 原價 賣價 損益

昭和四年の概観

昭和四年中の斯業を計数的に一瞥すると年初五百三十圓で生れた三銘は年末四百圓となり、百三十圓方の値下に當り、高値五百六十圓安値三百九十八圓で此値中百六十二圓、生産高絹紡十萬八千四百三十圓、絹糸一萬八千七百七十二圓半、本社推定消費高十萬六千七百圓(詳細は絹紡業の統計参照、以下之れに準ず)富士絹生産高は絹

紡工業調査に依ると百六十五萬四千七百四十二疋、本社推定は百四十四萬三千疋、検査高百三十八萬二千二百八十八疋、輸出高百八萬三千六百六十六疋、伊勢崎、足利、秩父、八王子及桐生の銘仙生産高五百七十八萬九千五百五十四疋、これを前年度と對比すれば次の如し。

五年上期の推移

四百圓で生れた三銘は春ボケで解禁實施までに三百八十五圓迄引緩んだが操短擴張説と賣過ぎの反動生糸高、富士絹の踏等を材料に四百二十五圓まで引締り一月末四百二十四圓を往來したが二月に至つて操短擴張の具體化に上旬四百三十五圓の高値を示現したが、生糸の不味から漸落傾向を辿り、三月には濠洲關稅の引上説なども起り三百八十四圓の新安値を示現し、四月も三百六十五圓の安値を示し小幅往來ではあるがチリチリと新値を切つて漸落歩調を辿り、五月には八十五圓の高値を出したが、六月末には三百四十五圓となり、六月に至つては生糸の惨落と絹糸の暴落、環境の不味に漸落の一途を辿り、三銘二百八十五圓と云ふ實に大正三年一月以來の安値を出して上期を了つた。

絹紡會社の業績

七月に入つては更に悪しく三銘二百四十圓と云ふ大正元年以降の安値二百六十五圓を下廻る記録値を示現したのである三品絹糸(六月)先限の安値百四十五圓は前年八月の安値百四十四圓十錢以來の安値生糸(七月)先限の六十二圓四錢十錢は明治二十七年七月取引所創始以來の安値六十四圓十錢を下廻り記録値を示してゐるのである。

Table with 2 columns: Company Name (e.g., 關東紡績, 日本絹糸), and values for 1933 and 1934.

五年上期の概観

絹紡三銘は四百圓で生れ二百八十五圓まで下げた。百十五圓、三割方の暴落である。高値四百三十五圓、安値二百八十五圓、値幅百五十圓、絹紡生産高五萬二千四百九十圓、前期に比し二千四百五十六圓、前年同期に比し九百九十四圓の減少、富士絹輸出高は三十八萬八千四百二十五疋で大正十五年上期と大差なき數量となり前年同期に比し十八萬三千七百二十九疋三割二歩の激減に當る。實に濠洲關稅引上げは著しい打撃を與えたものである、但需給は比較的順調であつて兩毛及北陸の入荷は左表の如く二、三千俵の減少を示してはるが而も後で述べる如く需給は悪しくないのである(鯖江五年六月は四十俵と推定)

Table with 2 columns: Location (e.g., 八王子, 小計), and values for 1934 and 1935.

羊毛

自四年至五年上期

一九二九年二月以降濠洲羊毛市況は漸落歩調を辿り日本向モスリ用中堅タイプ六四一七〇番手は二月初三十八片を示したが五月末の観市終了時には三十三片に低落を演じた、これは作柄良好なるためと世界的不況の影響を受けて各國筋の買控へによるものである、斯く低落を演じては牧場の生産原價を割ることになるので元地牧羊者買付商、問屋共にこれを以て底値と見なした、然るは世界的不況と共に各國毛織工業界は益々不振に陥り各國共製品の生産過剩に悩

Table with 2 columns: Date (e.g., 九月九日, 十月廿三日), and wool yield values (e.g., 二九,〇〇片).







原料相場の推移を見るにシヨデイヤノイは知るを得ないが毛糸及び雑種羊毛相物を示せば次の通りである。

Table showing raw material market trends for wool and cotton yarn from 1933 to 1935, including categories like '毛糸相場高低表' and '生地糸P六二二'.

原料相場の推移

昭和四年度の生産状況を見るに、昭和四年度は大増産を示したために輸入の激減をカバーして市場への総供給量は前年と殆んど大差なき状態を示した最近数年間に於ける會員會社及び尾州機業家の生産趨勢を示せば次の通りである。

Table showing production and import status for various wool types from 1933 to 1935, including '昭和三十四年度' and '愛知縣本毛及毛縮服地産額'.

生産及び輸入状況

縮服地の月別生産状況を示せば次の如くである。

Table showing monthly production of shrunken clothing from 1933 to 1935, including '愛知縣縮服地月別生産'.

セルヂス等の近年の輸入趨勢を示せば次の如くである。

Table showing import trends for Selchis and other materials from 1933 to 1935, including 'セルヂス輸入表'.

羅紗市場の推移

冒頭に一部述べし如く昭和四年下期以降金解禁問題、官吏減俸消費節約等の材料に圍繞せられて市場は頗る警戒を嚴にした、京濱羅紗商同盟會では昨夏全會員に解禁対策をたらしむべく警告を發する等前途に對して極力警戒をなしたに拘らず、事實に於ては潰し商及び切賣商の冬物手當は前年より總じて二割方多かつた、然るに賣行は環境不良のため前年の八掛見當

紡織界の商勢——附經濟と貿易

にしに達しなかつた、差引四割見當をストツクとして繰越すの餘儀なきに至つた、斯かる状態のため年末に至つて薄資既成品商間には整理頻出を見るに至り一般に警戒を濃厚ならしめた、従つて問屋方面の同收成績も圓滑を缺きつゝ越年した、春夏物は短期間のこととして殆んど問題とならず問屋筋も端緒季に於ける繋ぎの程度で氣乗薄に終始した、然るに此間前年冬物遣り過ぎの影響は非々現はれ一割二割の値下りを演じたので切賣高問には遂に整理を行ふに立至つた向を生じた、斯くて問屋は六月末會社との約定品の値極めを終へて愈よ七月より冬物戦に轉ずる譯であるが會社市場を通じて總體的に手持は少くないやうである即ち昨年五月末以降毎月末の全國倉庫毛織物在庫を示せば一貫して前年より増加を示してゐる。

Table showing the shift in the worsted market from 1933 to 1935, including '全國倉庫毛織物在庫'.

尾州羅紗界の推移

昭和三年度下期から昭和五年上期に至る尾州羅紗界は劃期的進展をとげた。年産一千五百萬碼、其他毛織物を換算すると原料毛糸年消費額一千六百萬封度の實力を保有するに至つた。尾州羅紗は今や國産愛用の時代的寵兒として輝かしい將來をもつ、梳毛絨、紡毛絨、何れにも得意の境地を開き、價格の低落を唯一の強味として會社物に對抗、舶來品驅逐に偉大な國家的貢獻をなしつゝあり。然し乍ら大體に裾物級羅紗は完成の域に達してゐるが高級羅紗の製品は極めて僅少、絕對至難と觀られてゐる製品さへある。例へばカシミア系統の薄羅紗、防寒用高級コートオーバ地、スコツチ系統の高級品ホームスパン系、アルパカ等である此等製品の完成により尾州羅紗界は名實共に東洋のブラツトフオードとして内外市場に君臨し得るのであるが設備の不完全、原糸の選擇難等により完成は前途遠慮である。大體に産地は短期間の發達であ



り端的に言へば膨脹したと観るが  
妥當である。それだけ幾多の缺陷  
がある。先づ第一に指摘すべきは  
資金難である。第二には各工場製  
品に個性がない。千篇一律の恨み  
がある。原糸使用にしても六〇生  
地糸使用にのみ偏重し合番手、特  
殊原糸に對する研究心に乏しい。  
だから各工場製品が何れも同一傾  
向に墮し同業者の販賣競争が猛烈  
に陥れる愚を繰返す價格の競争  
は使用原糸の低下となり品質の低  
下を招來するは必然的結果である  
最近尾州羅紗は粗製品なりの悪名  
を蒙り東西市場抜業者から批難を  
蒙るに至つた。縣當局としても  
此が改善策として羅紗の縣管検査  
斷行により規格の統一、品質の向  
上を策することになり目下實行案  
につき具體的調査をとりあげてゐるが  
遅くも昭和五年度内には此の實現  
を告げる筈である。現在粗製品の  
汚名を蒙つてゐる尾州羅紗界も嚴  
重なる縣管検査の適用を受けて近  
き將來に於て優良國産の域に達す  
べく期待せられる。身は國産であ  
り乍ら舶來品のマークを附して横  
行したは過去の夢、縣管検査斷行  
の後には各批商人によつて國産羅紗

の原名により活躍するであらう。  
尾州羅紗界の將來、それは紡績  
から織布に至る工程設備の完成を  
まつてこそ、輝かしい毛織物王國が  
内外に重要視される日である。現  
在では單なる國産羅紗の美名に陶  
酔してゐる時期ではない。文字通  
り努力精進、原糸、織布、整理各  
方面に一段の研究を切望して止ま  
ぬ。

編糸

三年下期の趨勢

三月に這入つて愈々實需期節を  
迎へ市況は減切り駈り状態を呈し  
八月九月は所謂實需最盛期として  
旺盛なる買氣にあふられて市況は  
一段高潮し相場も次第に昇騰を辿  
り極めて順調に推移した。然るに  
十月以來市況高潮に刺戟されて會  
社筋が生産能率の増加を計つたの  
と、東西莫大小業者の思惑外れに  
市況は俄然一變し相場は著しく慘  
落し、其れが爲めに糸屋は何れも  
大損失を蒙つたが十二月から弗々  
安定に向つて来た。兎に角頗る活  
氣と波瀾に富んだ半年であつたと

Table with 2 columns: 月別 (Monthly) and 安値 (Low Price). Rows for years 1-6.

四年上期の趨勢

昨年末から弗々不安に向つて居  
るとは云へ、各糸屋は東西莫大小  
業者の思惑の爲めに可成りの痛手  
を蒙り、四年に入つて以來も内部  
的に尙ほ不始末を出す者が續出す  
有様で、依然恐慌の下に商賈と  
云ふよりも寧ろ之れが後始末に狂  
奔すると共に、今後の防止策に就  
て業者一同種々協議を重ね或は販  
賣價格を協定、或は信用取引を廢  
して現金取引を實施する等、種々  
の案件を確立して極端な警戒方針  
を樹てに至つたのである。斯く  
て市況は漸次安定し上期末には漸  
やく常態に復したのである。  
上半期間の三二懸高低を示せば  
左の如くである。(單位一封度建

Table with 2 columns: 月別 (Monthly) and 安値 (Low Price). Rows for years 1-6.

四年下期の趨勢

上期末に至つて漸やく常態に復  
した細糸市場は下期に入るとも  
に莫大小業者も金解禁氣概の漸次  
濃厚なるに鑑みて、無謀なる思惑  
を行ふ者等殆んどなく、加ふるに  
何れも需要不振を豫想して生産手  
控へを行つたので茲に糸屋の消極  
策と合致し、各目的には多少の變  
動はあつたが大勢は至極平凡裡に  
推移した。其の間相場は消極策の  
爲めに漸落歩調を辿り、十月中央  
に至つて計らずも會社筋の極端な  
生産手控に遭過し、折柄の實需末  
期と相俟つて品枯れに依る大反撥  
を演じたが、結局十一月始めの二  
圓六十錢を最高として、十一月中  
旬には需要の期待外れと輸入糸入  
荷等の爲めに連日慘落し、十二月  
末には反撥前の安値を更に二、三  
十錢方下廻る安値に低落した。  
蓋し一般市況の大勢から見ても

然の成行とされて居る。當期中  
〇二三懸各月相場を示せば左の如  
し。(單位一封度建圓)

Table with 2 columns: 月別 (Monthly) and 安値 (Low Price). Rows for years 1-6.

五年上期の趨勢

昨年來の市況不振は迎春後一層  
加重し十一日の金解禁後數日を出  
ずして〇〇は遂に二圓を割り同月  
十七八日頃には一圓九十六七錢に  
慘落した。不需要期に加ふるに漆  
毛は一途軟勢を辿つて居り、舶來  
糸は入電毎に安値を報ずる始末に  
一層嫌氣を増し、市況は連日落調  
を續け一月末には〇〇一圓九十五  
錢に下押し、二月に入つて更に一  
段悪化した。二月七日には原毛の  
暴落、本國毛糸の急落と悲觀材料  
鬱積せる中へ、日本毛織が五百俵  
に餘る玉を投げ出した爲めに一舉  
に〇〇一圓七八錢と實に十二錢  
方の大暴落を演じ、中品樹物等何  
れも七錢乃至十錢方の大惨落を告  
げた。其の後も連日續落を演じ二

月下旬には〇〇一圓六十八錢に迄  
で低落した。茲に於て會社筋では  
大いに狼狽し寄り寄り協議を重ね  
た結果、三月四日毛、伊丹、中  
央の三社は四六物に對して價格の  
協定を行ふに至つた。即ち四月物  
は現物より七錢高五、六物は各月  
三錢累進高を決定し、其の旨各特  
約店へ發表した。然るに現物相場  
は依然として低迷を續けたが、一  
面三月初旬より漆毛も漸次騰勢に  
轉じ、尾州のモス糸、生地糸も著  
しく持ち直し、本國毛糸も駈り狀  
態となり、三月下旬には編糸も活  
れ等環境の好轉に依つて漸やく活  
氣を帯び、相場も著しく持ち直し  
氣遣はれて居た四月物の協定値も  
どうにか通る様になつた。漆毛並  
に本國毛糸は入報毎に駈りを傳へ  
會社の實需も次第に頑強となり、  
四月中旬には〇〇一圓七十四錢唱  
へとなり、五月に入つて愈々季節  
の接連と共に尾州織糸の續騰、漆  
毛高、本國毛糸高等環境益々良化  
し、相場はチリ高歩調を辿り、初  
旬には〇〇一圓七十五錢となり、  
同月十日には名古屋市場生地糸の  
大暴騰と著しき減産に依つて三錢  
方昂騰を演じた。之の昂騰振りを  
眺めて今迄で見送つて居た需要家

も妙なからず狼狽し、急に買氣づ  
き加ふるに糸屋は何れも手持薄な  
る爲め極端に賣渡り、市況頗る硬  
化し十二、三日頃には市場全たく  
賣物押底の狀態となつた。之れよ  
り先糸屋側は會社に對し七九物の  
賣約を頼りに迫つたが、會社側容  
易に之れに應ぜず、大いに困惑し  
て居た處、俄然十五日に至り日毛  
では他社に率先して七、九物約二  
十五萬封度を一圓八十錢にて賣約  
開始を發表した。糸屋では意外な  
高値に聊しか面喰つたが、先高氣  
配濃厚なる際とて、此の法外な高  
値に飛つき市況は急變大硬化を呈  
した。十六日には〇〇現物一月八  
十二錢出來値八十二錢五厘唱へに  
跳上り月中一錢高六月物更に一錢  
高七九物八十八錢出來値九錢唱へ  
となり、需要家の狼狽頗る旺盛  
となり、市場は稀有の大活況を呈  
した。殊に七、九物の買氣猛烈に  
して、八十九錢乃至九十二錢の出  
來値を以つて十八日には早やくも  
賣切れと傳へられ、唱へは九十五  
錢に達した。

然るに六月に入るや需要家筋の  
急ぎ物一巡と共に、市況漸次軟化  
し加ふるにモス安を入れて八日に  
は〇〇一圓八十一錢に崩落し、更  
に生糸安其他環境不味の爲め、連  
日相場下押しを續け、二十日市場に  
於ては〇〇一圓七十四錢と大低落  
を告げた。斯くの如く月始め以來  
打續く不勢に七、九を相當高く買  
つて居る糸屋では氣が氣でなく、  
十五日頃より寄り寄り協議中であ  
つたが、廿日市場に於ける〇〇一  
圓七十四錢を眺めて遂に廿一日夕  
刻大阪に於て松本、松鐵、安宅、  
平松、丸紅、吉川、藤井、高島屋  
の八店が會合し市價安定策として  
左の如き協定をなした。  
〇〇一月七十六錢、一八五號一  
圓七十二錢、五〇〇號一圓六十  
五錢、二〇三號一圓六十一錢  
然るに環境不味は一尙改まらず  
協定團以外の一部糸屋から時々安  
物現れ協定の威力舉がらず唯だ市  
價を支へてゐる丈けで更に商談を  
見なかつた。斯くて廿七日に至り  
前記特約店中、吉川、高島屋を除く  
六店が再度大阪に會合し日毛、伊  
丹、中央三社の出席を求め七九物  
に對して左の如き申合せをなした  
一、信任金五千圓積立、協定  
を破つた場合は沒收する。  
二、會社は七、九物を絶対に賣  
止め賣約開始の必要に迫られ  
た場合には協定團に交渉し會



社單獨に賣約せざる事。三、此の協定は大阪のみに止めず名古屋は大阪にて支持する事とし、東京の支店出張所に命じて直ちに協定なきしめ全

モスリン

自四下期至五上期

市價の推移

昭和四上期のモスリン界は財界不況、加工品賣行不振、在荷の過増等環境一齊不良なるため低

弊せる東京市場はモスリン界全般の不振によつて打撃は尠少でなかつた、偶々五月王子染色株式會社

十一月 五、二 四、〇 三、七 五、七 十二月 五、〇 四、七 四、五

二期の毛織會社の損害は莫大でありモスリン市價をも暴落せしめた

四月 八日 三、五 一八、五 同 廿八日 三、〇 一九、〇 五月 五日 三、五 一九、五

即ち東洋モスリンは昭和四年六月大倉組が若尾系の持株三萬株を肩

理を行ふべく債権者方面との折衝を續けてゐるが結局近い内に整理

加工品の状況 九月以降漸次減産して來たのは東洋モス、合同毛織の二社整理に

モス會社大波瀾

紡織界の商勢——附經濟と貿易



に示す如く生地消化は七千俵乃至八千六百俵であるが數年前に比較するときは一割方の減少となつてゐる、昨年七月以降各月十五日の加工モスリン相場を示せば次の通りである。

年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
四年	150.00	140.00	140.00	140.00	140.00	140.00	140.00	140.00	140.00	140.00	140.00	140.00
三年	130.00	130.00	130.00	130.00	130.00	130.00	130.00	130.00	130.00	130.00	130.00	130.00
二年	120.00	120.00	120.00	120.00	120.00	120.00	120.00	120.00	120.00	120.00	120.00	120.00
一年	110.00	110.00	110.00	110.00	110.00	110.00	110.00	110.00	110.00	110.00	110.00	110.00

### 人絹

#### 昭和四年概況

回顧するにも痛ましいほど昭和四年の人間界は全く恵まれなかつた、多事多難な此の一年は、文字通りの受難を繰返し遂に龍頭蛇尾に終つたのである、之は過去に於ける不合理なる相場の咎めが、偶々金解禁氣構へてふ大きな脅威に見舞はれて忽ち馬脚を現はし、不自然から自然へと還元運動を起した爲めに外ならない。

過し氣配程健裡に新春を迎へたのである。所が、一月は各産地とも殆んど休業状態を繰返し總じて鳴かず飛ばずの凡調に推移した。二月も舊正關係が手傳つて實需は更に振はず芳々供超氣運も弗々崩して東西市場に投物が現はれ相場は次第に下放れる。三月に入り織物賣行が漸次活潑となり産地の金融難も稍々緩和して機屋の手當氣分の緊張と共に相場も若干引締つたが、四月下旬に至り突如金解禁不安が昂りそれに怯へて人氣は尠らず弛緩を來し品薄の細番を除いて一般買氣は細まる。五月は更に人氣萎縮し相場は遂に二百圓の大關門を割る。月末二五〇番の煎れ上げてふ餘興を演じたが頻勢に押しされて元の李阿彌に歸る、斯くして端境不需要期の六月を迎へ賣行は益々梗塞して打續く肺患的商狀も全く癒えずして上半期を經過したのである。

昭和四年の終幕を閉ぢたのである此の一年間に於ける市價の消長を月別に摘記すれば大體次の通りである。(單位圓帝人品)

月	高値	安値	高値	安値
一月	148	138	137	130
二月	144	134	133	126
三月	140	130	129	122
四月	136	126	125	118
五月	132	122	121	114
六月	128	118	117	110
七月	124	114	113	106
八月	120	110	109	102
九月	116	106	105	98
十月	112	102	101	94
十一月	108	98	97	90
十二月	104	94	93	86

#### 昭和五年上期概況

新春早々から四圍の状態が一齊不良に陥入つて居るに引替へ人絹のみは超然と獨歩高の成行を示し常るべからざる硬勢を辿る、従て人氣には好材料が多分に響き易く轉く間に十圓見當躍進したが、高値には利喰が現はれ疲れも加はつて相場はザリ／＼と軟化し帝人一二〇B百六十四圓の安値に崩れる、後と暫く素地鍛練を續ける裡

紡織界の商勢——附經濟と貿易

に第一次受渡日が迫り賣屋の踏急ぎに馳られて市況は果敢硬勢に移る、所がそれも一時的現象となり月末芳々舊正を迎へて商内氣乗らず新春當時の安値に銜合せを演じた、斯く鈍重を續けて二月に入るや舊正休機關係で鳴りを靜めてゐた産地は漸く織物の目鼻がついて來た、相場はそれに連れて漸次好勢に轉じ東西仲間の買掘りも手傳つて人氣先走り中月末には終に二百圓の關門を奪取した、引ひて月末となるや妙味次第に薄らぎ成行は頭打ちの姿となる、引續き三月も大した波瀾はなく一般に「賣るべし、買ふべし、休むべし」の休養主義を取り出したので相場は底堅い乍らにも一高一低の保合を續けた、所が中旬頃から現物拂し寸退尺進的に其素地を固めて行く、四月は月初めから賣買とも譲らず強調裡に脱合を續け唯だ品調れの現物に物色買が續き割合高値で嵌つて行く、月央となるや六月物に對する思惑筋の策動が開始されて成行は硬勢に轉じ、會社の巧妙なる策動が效を奏し直約は同値で出來ず、斯くて月末受渡の當日

を迎へるや福井地方に於ける空賣買の決済が果敢苦澁に陥り市場を擧げてその整理に狂奔した結果二一〇圓で解け合ふ事となつた、人氣の熱狂で二一三圓と云ふ突拍子もない高値に狂騰した反動として五月は相當の深押しを見せるのであるまゝいかと危まれてゐた所、六月早々印度の船積中止問題が勃發した爲め忽ち悲觀人氣が先走り投物の鎖出に連れ相場は亂調子の裡に下げ足を早め、市場は環境不良芳々買物影を潜め月末には遂に現物一七〇圓まで崩落した、斯くて六月に入りや桐生の某弱氣屋が福井と呼應して旺んに賣進み出したので、腰のない相場はそれに牽制されて更に落調を辿り氣配混沌として一抹の暗雲を孕むに至つた引ひて各地とも新規商内は全く見送られ經濟界の不況深刻化と相俟つて人氣は唯だ手を拱ねて頹勢を傍觀するばかり、其の結果問題のオツバ取引を全然中止するやら六月物の受渡を延期するなど各地の不況對策は愈々眞剣となつたが、相場は更に落潮滔々として遂に一〇〇圓の記録的新安値に陥落する其處で會社も大勢の非なるを見定めて敢然二割操短及び責任輸出を

決議し頹勢挽回に努めた、しかし完全に龜裂の入つた相場は僅に十圓掘みの綾戻しを行つて後再び漸落歩調に移り結局一一八圓見當を示し總不安人氣に圍繞されて上期の終幕を閉ぢた。

### 麻糸(亞麻)

#### 自四年下期至五年上期

亞麻及び大亞麻の生産會社は帝國製麻大正製麻の二社のみである然して二社の生産割合は帝國製麻八割五分に對して大正製麻一割五分であるから、完全なる獨占といへないが斯界の實權を握るものは勿論帝國製麻である、市場に取







五〇錢高白甘番一〇圓五〇錢以上高、加工糸八〇番標準九〇番三圓高百番六圓五〇錢高百十番八圓五〇高百廿番一二圓五〇錢以上高

爾後毎月始めに一回例會を開催し時事の對策を協議する事となり其の修繕々順調に推移した然るに十月初旬頃より支那麻の相場次第に強張り同月末には協定成立當時に比して百斤に付き約三圓高となり協定値では到底豫期の収益を修め得ずと云ふので協定値段の引上げ説が擡頭し十一月五日の例會に於て議題となりしも一般財界の事情並に各原糸の市況等より見て直ちに引上を行ふは時機を得た策に非ずとなして機を窮ふ事となり消極策として二割五分の操短を三割迄自由採短する事に決定した

五年上期趨勢

前期末より製品消化難の爲めに

次第に窮迫に陥つて来たラミー界は一月十一日金解禁の實施に依つて一層悪化し、更に過急の對策を確立する必要に迫られ一月の例會に於ては海外市場開拓を協議し、朝鮮移出、支那南洋輸出に注力する事となつたが、之れに依つて直ちに効果を収める事は不可能であり、次いで二月の例會には根本的對策として共同販賣機關を設立し金融を圓滑に流通ならしめる可く協議を見るに至つた。然し其れには尠なくも二百萬圓の基金を必要とするも、現況に於ては到底捻出の途なく唯だ、極力實現に努力する事を申合せ以後三、四、五と毎月實現に腐心せるも結局金融の途なく立消の形となつた

莫大小

三年下期概要

至極平凡に推移した夏物の跡を受けて五月に道入ると殆んど一齊に冬物に着手したが、其の時の相場は九割度半のZ〇コトツンヤツ一打四十四圓で之れに對する毛糸の相場はZ〇三四圓見當であつた市況は六月中旬迄大した變動を見ず順調を辿つて居たが、七月初旬より毛糸相場がジリ安歩調に轉じた爲め製品相場も稍々軟弱を傳へ九月中旬より下旬迄は前賣方面の實需で稍々好調を辿り、毛糸製品共に小反撥を演じたが、十月初旬より再度下押しとなり、爾後製品は漸落して初期の相場より一割強の値下りを呈した

四年上期趨勢

前年來の下押し調は越年後も依然持續し加ふるに金解禁の氣構へ漸く濃厚となり、年初から不安人氣が熾烈であつた。従つて春物に對しては極端に生産手控へを行なひ専ら警戒に努めざるを得ず、此の警戒が頗る效を奏し、季節に入

四年下期趨勢

夏物で慘憺たる不成績に陥つた業者は冬物に對しては再び春物以上の大警戒をとつた。政府の金解禁準備は愈々本舞臺に這入り、緊縮氣分至る所に横溢し獨り莫大小に限らず全商品を通じて生産の制限、手當手控は當然行はざるを得ぬ状態と化したのであり、莫大小界に於ては前年に比して殆んど半減に近い生産制限を行つた。一方原糸界殊に毛糸は會社筋に於て早くも一般市況並に莫大小界の實情を看取して、更に高率なる生産調節を行つて相場の低落防止に努めたのである。其の結果愈々八、九、十月の實需期に這入るや、原糸は近年稀れに見る品枯れを呈し、出廻り品皆無の状態となり、俄然毛糸の大暴騰を演じたので莫大小の生産遅々として進まず、各門屋共品押底に陥り、相場は連日昂騰し遂に需要最終期たる十月下旬に至るまで強調を止り全然一般市況に逆行するの現象を呈したのである

五年上期趨勢

一月十一日金解禁は斷行された昨年未だ諸物價の低落は著しきもあり、莫大小類の如きも羊毛、毛糸、棉花、綿糸の暴落に依つて著しく下落し、金解禁後更に其の度を深からしめたが、幸ひ當業者の大警戒に依つて思つた程の打撃を蒙らず、デパート並に前賣界の成績も量に於て昨年の七掛け、金額に於て五掛半乃至六掛程度に減退したが、殆んど持越なき迄に消化し盡した。春夏物に對しては毛糸、綿糸の落勢甚だしく、原糸の先安懸念と市況先行不安から何れ

染料

自三年下期至五年上期

染料市況は三年上期末より下期末に懸けて若干活氣ある商狀を呈せしも、爾來財界の悪化殊に最大需要先たる一般織物界の深刻なる不振に依つて需要不振を告げ、市價は一本調子のジリ安歩調を辿り左表に就て見るも明な如く、昭和二年二月以降重要輸入染料五十七種類中若干騰貴せるものは、イントキン・ブルーBBX一〇〇%九〇一種に過ぎず之れとて品質改善の結果値上りを見たのであつて其他保合つて居るものも同様僅かに一種で、残り五十五種は五圓乃至二十錢の暴落となつて居り、即ち全部と云つていゝ位暴落して居るのであつて之れは前述の如く財界不況に依る需要の萎縮に原因す



るもので、四年下期以後は殊に此の感を深くするものがある。低落中二四以上のものは六種に達して居るが、之れは内地品の發達に依つて代用可能となつて來た爲め

ある。獨逸アイジイ染料合同會社馬獅子工場製品五十七種に就て昭和三年二月以降の相場を示せば左の如し(單位一片建)

Table with columns for '品目' (Items) and '昭和三年' (March 1932), '昭和四年' (April 1933), '昭和五年' (May 1934). Lists various dye products and their prices.

Table with columns for '品目' (Items) and '昭和三年' (March 1932), '昭和四年' (April 1933), '昭和五年' (May 1934). Lists various dye products and their prices.

モングント・エローグ  
コトシン・ブラウン RVN  
ベスピン・30 エキストラ  
ビスマーク・ブラウン・エキストラ

以上の如く四年六月以降は可成の暴落であつて、之れは一面政府の極端なる輸入品排撃國産品の向上に依る處も亦看過し難き原因となつて居る。即ち輸入染料は、昭和三年中には、四百四十九萬七千斤、九百九十二萬四千圓であつたが、四年には四百三十六萬八千八百九十四萬二千圓となり、數量十二萬九千九百九十八萬二千圓の共に減退であつた、一方國産染料の生産額は三年度に於て八百廿八萬九千九百七十五萬六千圓で、四年度には七百七十八萬八千九百七十七萬八千圓となつて居り、數量に於ては五十萬圓を減じて居るが、金額では却つて十六萬七千圓を増加して居るのであつ

て、之れは從來輸入獨占の高級染料が内地品に依つて漸次代用を見つゝある爲め以外ならない。併し内地品にしても生産數量の減退が物語つて居る如く、四年初期以降は需要界の不振に依つて著るしき不況を辿り、生産手控に依つて市價維持に努めつゝあるも輸入品の値下りに釣ひ込まれて相場は輸入品同様の値下り率であつて、製造家方面に於ては可成の苦境に陥り金解禁實施以來主務省に對して何等かの保護政策を實施され度き旨屢々交渉を行つた。併し之等の運動は一向効果を修め得ぬのみか季節到來せるも冬物用染料の荷動き極めて閑散不振裡に上期を経過した。

様の延長から尙ほ市松模様に相當の生命を認められたが、大體は染吳服の如き江戸時模様が其の中心をなしてゐた、殊に婚禮衣裳は全國的需要を増加し又大都市に於ける花柳界の着替模様が好賣行を見せたのは、國民の奉祝人氣が反映したと見られやう、東京では震災後、友誼縮緬が子供服に壓迫されて不活氣を唱へられたが、本年は七五三の祝着用として大柄友誼の需要が増加し大いに復興氣分を見せた、小紋縮緬は益々一般階級に迎へられ、訪問着も好賣行を續けた、唯着尺では御召が活氣を見せるに至らず、綾糸織も賣行は減退の傾向にあつた、丸帯も婚禮物として三百圓以上五百圓程度の比較的高級品が相當に需要され、又訪問着用の丸帯としては織物の賣行が減退し染、刺繡入り等の加工品が擡頭して來た、更に染加工の九寸は從來、春季にのみ主として使用されたが本年から四季を通じて需

染織流行界の大勢

昭和三年秋冬物

般に古典趣味が高調され色調は紫系統が多く使用された、柄行も前年まで歓迎されたクロスワード模

實用向染織品としては銘仙、モスリンを通じ色調は紫、柄は細線

應用の模様が流行した、本セルにも模様が現はれた、實用品として流行の中心をなしたものは伊勢崎が最も勢力を示し、足利は漸く擡頭時代にすぎなかつた、縞銘仙は需要界から飽かれ氣味となり従つて縞物に中心を置いた秩父の如き男向筋物の地盤を縮緬に置き替へる等不利の位置に立つた、モスリンも友誼の優秀柄物は或る程度の賣行を維持し、捺染着尺は値頃本位で相當に消化されたが全般の人氣は一時より低下して來た、綿布では結城紬風の變り織が一部に需要を加へたが、一般需要者の嗜好が向上したのと絹布、モスリン等の値段が低下した關係から縮緬物は格高を感ずるに至り殊に値安品の賣行は激減した。

昭和四年春夏物

高級染吳服では前年まで流行した大柄の江戸時模様が既に其の時期を過ぎ小柄を集めて派手に付けた御殿模様のものが迎へられて來た、昨秋活氣を呈した友誼縮緬は其の反動を更に洋服の流行から再び沈靜となり前年の七掛見當に賣行を減じた、尙ほ大衆的流行を



見た小紋も今夏から漸く衰調を現はし殊に羽尺の如きフレツシュー

見られた、是に反し單衣御召は大きい其の人氣を恢復し又明石も縮まぬ加工等に依り一時より需要

昭和四年秋冬物

唐織の丸帯は愈よ高級品の賣行を減じ百圓前後の製品が弗々出廻

從來の小紋は一時、着尺、羽尺を通じて勢力を示したのであるが前

當の打撃を蒙つた、是に反し繪羽と同時に御召も今春以來捲頭人氣

銘仙階級は數量の上から模様物が最も多量に動いた、組織は春夏

昭和五年春夏物

高級品は金解禁後の打撃を受け益々不活氣となり値安品を物色さ

けれど、是は染物が格安なのと柄の應用が自由で感じが好い結果

銘仙は原料糸相場の崩落で未曾有の安値を見せ、前會界でも縞物

の上下等、薄地が歡迎され、中柄もボイル、紗のやうな薄地が一般

流行に關する諸會

三越の逸品會

三越の染織研究機關としては早くから大阪支店内に關係店員及び

更に三彩會だけでは不満足なりとし東京本店の意匠考案部は舊くか

感覺本位薄地物が好人氣を示し普通生地物は不活氣に終つた。

松屋の松美會

松屋は大正十四年に銀座へ出動したのを機會とし染織流行發表機

や繪巻の中に現れた古雅優美な色彩のみを選定してゐる。

松坂屋の流行會

松坂屋は染織流行研究機關として十數年前から久保田金徳氏を中



會を組織し同會員の作品及び一般から形式に捉はれぬ優秀圖案を募集厳重審査の上、結果を廣く發表し是を標準として關係業者に製織せしめた新製品を陳列發表し流行界の注目を集めて来た。

尙ほ上野、銀座、名古屋、大阪各店内に意匠部を置き、商事課が其の統一機關となり、各季節の流行色、構圖の傾向等を選定、大正十五年以來、標準圖案を各産地に携行、是が主題徹底を圖り、是を基本として毎年春秋二季に京都及び關東の有力染織家に製作せしめた優秀品を集め、東京店では染織品特選會の名義で松坂屋主張の流行新製品を陳列發表して来た、昭和四年四月、上野店の新館開業を機會として名稱を流行會と改め四年には近代感覺模様を提唱し尖端的新思潮風と比較的穩和な新古典風の兩方面を網羅した、五年の春夏物は新復古模様と近代感覺模様を提唱し同年秋冬物にまで是を延長した、秋の復古模様は寛文年代の浮世繪、菱川師宣の繪巻物に取扱はれた人物の小袖模様に見られたものを現代化したとか、版畫的印象的な手法や情緒的な色調を新しい觀點から透過し日本の服飾

に移さんとするもので、新感覺模様は線の多い建築美を主とした主體模様の方面にまで其の範圍を進めて来た、尙ほ五年秋冬向流行標準色としては第一部吳服部、第二部雜貨を中心とした各五種宛を選定發表した。

▲第一部 黒羽色、笹葉色、濃紫、橙茶、紅椿。  
▲第二部 ネビイブリュー、ミストグレー、パイン、ブロンド、セノリタ。

### 白木屋の白美會

白木屋では染織流行の研究機關として大正九年に志呂伎會を組織し毎年季節の流行新製品を考案製作して同店内に陳列會を催し是が販賣まで行ふ事となつて居り最初は天平式とか新江戸模様等の純日本趣味を中心に研究されたが殊に音曲から題材を取つた音曲模様とか震災直前に發表の高山植物から取材したアルペン模様は新味あるものとして人氣を呼び同會は大正十二年春季まで續けられた。

十二年春季まで續けられた。尙ほ關東大震災後の復興を轉機とし大正十三年春、同店意匠部を中心とし染織流行研究を目的とする白美會を組織した。同年秋に第

一回新製品陳列會を開き、爾來毎年春秋二季に新製品陳列會を開催して来た、白美會では最初調和模様を發表し模様、帯、半襟は固より履物の模様に至るまで全體の調和を圖らんとしたもので各方面の注意を呼んだ。其後日本趣味として桃山、江戸時代模様、洋風として新更紗模様を提唱した、昭和三年は音楽模様、四年から五年の春夏物は掛け新興日本模様を主張したが、更に五年秋冬向流行として新江戸調を發表した、近代科學に依り生れた建築等に見られる曲線美と江戸時代の粋を調和せしめんとするもので、尙ほ典雅向に諸曲模様、粹向には江戸趣味を唱へてゐる、尙ほ五年秋冬向流行標準色は左の六種を選定した。

御所櫻、千代田、不忍。

### 高島屋の百選會

百選會は高島屋呉服店の主催する我國最初の服飾流行に關する研究團體であつて、從來アラモードと稱してゐたものを大正十二年百選會と改稱して以來今秋で廿九回を重ねて来た(夏季を加へたのは昭和二年から)百選會は事務所を

調、第二科モダニズム。  
標準色(春)つゝじ、れんぎやうまつ、ねこやなぎ、ぐんじやう、(夏)のゆり、レモン、あさびしんばし、あじさい、あを提唱した、而も之等の作品を通じて見て亞細亞民族の持つ工藝染織美術の内容が所謂サラセン調支那調日本の揮然として融合した懐古的傳統的の醸化されたものであること、一方モダニズムの表現する近代感覺の服飾藝術が、所謂民衆運動と結びついて、新時代の流行を建設するに相應しい作品を生んだ尙今秋冬物としても春夏物の主張を踏襲して之が一層の完成を圖る筈である。

### 同四年秋季(廿六回)

模様の様式—第一科新光悅模様の大成、第二科新埃及模様。着尺ムーヴイー調。

流行色—村雨茶、露菊色、若櫻色、紫雲、秋山紅。

昭和五年春季(廿七回)

模様の様式—第一科近代版畫花鳥、第二科新コロコロ模様。着尺ビバン調。

流行色—大空色、蓮華草、たんぼ、早蕨、黛色。

### 同五年夏季(廿八回)

模様の様式—第一科夏の近代版畫花鳥、第二科夏の新コロコロ模様。着尺夏のビバン調。

流行色—黒揚羽、翡翠、松葉牡丹、珠光色、水無月色。

### 同五年秋季(廿九回)

模様の様式—第一科近世版畫模様、第二科近代形象模様、着尺サンクルーム調。

流行色—木の實茶、明眸色、小公主紅、夕明り、影紫、ゆかり葉。

### 大丸の研彩會

研彩會はオール大丸(京都大阪神戸金澤)の主催するもので大正十二年春の創立になる。之が沿革

紡織界の商勢——附經濟と貿易

京都店に置き、村松善次郎氏幹事の元に京都大阪東京三店の意匠宣傳、仕入各部關係者を以て幹事及委員を設け之が毎回の流行意匠を選める。即ち模様の様式標準圖案並に流行色を定めて發表し、一般染織業者から作品を募集する應募した製品は各店別の幹事及委員で嚴密なる鑑査を行ひ更に代表幹事及顧問が入選と優選を決定して夫々授賞するが毎回京都を初め全國各機業地からの應募出品は一萬四千點を超ゆ。

因に昭和四年春季以降(それ以前)のは昭和四年版紡織年鑑採録参照)の流行主張は次の如くである。

### 昭和四年春季(廿四回)

模様の様式—第一科新光悅模様、第二科近代詩風模様、着尺春のクレパス調。

流行色—常春紅、花あやめ、春光色初音みどり、瑪瑙茶。

### 同四年夏季(廿五回)

模様の様式—第一科新光悅模様(夏の自然の光悅化)第二科近代詩風模様着尺夏のクレパス調。

流行色—夕立、朝露色、雜羅果冷泉色。

### 昭和二年秋に同會員全部が丸栴商店を中心として新規に柳選會を組織し毎年春秋二季に各會員の創作品發表會を開催して来てゐる、昭和五年秋季には第七回の作品發表會を催した、從つて柳選會の流行品發表は縦に丸栴の大體意匠を中心とされるが、横から見れば各會員は何等其の束縛を受けない個性美と藝術感を満足せしめた自由創作品を發表される譯だ。

昭和五年秋季の流行主張としては江戸新興模様を提唱した、是は明和、安永から寛政改革前に於ける特殊性多き時代に流行した衣裳美を現代に活かさんと試みたもので基調色、むさしの茶、沖の山、秋のかげろふ、落椿、森かげ、鳴潮の六種を選定し、尙ほ錦木清方和田三造、森守明、山鹿清華、杉浦非水、皆川月華、伊東深水、田村春曉の諸畫伯に其の標準圖案の製作を乞ひ是を參考として一層優秀品を出すべく努力した。

### 丸紅の吳羽會

大阪丸紅商店が大正五年本町に洋館を新築せる紀念として設立したもの、機業家を指導鞭撻することを目的とし、春秋二季に全國染



織造技大を催し、大正八年から日刊「くれ羽」を發行した。會員に一定の制限なく、くれ羽の發行は約一千部と稱せられた。

昭和三年七月吳羽會の組織を變更し、會員を有力な機業家及關係業者に限定し、一般機業家は間接的に指導すると云ふ手段に出で、會員は徹底的に指導鞭撻すると云ふことにし三百廿九名と定めた。

菱山相互會の曙會

明治四十五年二月十一日稻西合名會社を中心とする取引關係者相互の親睦と業務の發展を目的として設立されしもの、大正八年業界指導機關として月刊「染織の流行」を發行し流行の指導、製品の改善審査、宣傳販賣、講演を催し、現在では會員約一千名を有してゐる。

菱山相互會の會員が研究した創作品の發表機關として大正八年に全國染織品展覧會を催し、爾來春秋二季に開催してゐたが、大正十三年秋、是を曙會創作品陳列會と改め、昭和十三年秋十三回と改め、全國各地の新製品を集めて斯業の誘導につとめて居る。

京都丸紅の染織美術研究會

本會は昭和二年九月丸紅商店京都支店新築紀念染織逸品會開催の成績に鑑み、斯業界の親善と且つ服飾界の指導改善を目的として翌三年一月會員約七十名を以て創立せられたるもので、爾來春秋乃至夏物毎に染織美術展覧會を（京都店及東京店に於て）開催し且つ之が圖録を發行して服飾流行界に重きをなしてゐる。會員は染織美術に造詣深く技術優秀なるものを丸紅商店で推薦することとし、現在京都七十名、桐生十名、東京八名、博多三名、合計九十一名を擁し、而して伊藤忠三氏會長となり名譽幹事に岡田基助、矢守治太郎兩氏幹事に澤渡源兵衛、梶田忠三郎、水木兵太郎、鈴木孝治郎、北村嘉平の諸氏會務を掌り、別に島田佳

矣（東美）鹿島英二（東高工）霜島正三郎（京高工）向井寛三郎（同七）千熊宇平（京美）淺井修吉（京染試）菅沼三省（京一工）の諸氏が顧問として同會を指導してゐる。又展覽會は白生地、女仙、染着尺、紋付模様訪問服及同羽織、染織丸帯、御召、男物染織物、染片側帯織片側帯の十部に分ち各部所屬會員は同會の發表する流行主張に準據して獨創試作品を出品し出品されたものは豫め幹事に於て出陳品を豫選する。而して出陳されたるものに就ては會員相互、顧問、有力デパート等の投票審査と幹事の再選に依り嚴重公平なる鑑査を行ひ特選優選佳作を決定して夫々授賞し又場合により特に表彰の價值あるものに就ては美展賞を附することになつてゐる、因に第一回以來同會の主張した流行模様の左の如くである。

大嘉の眞美會

眞美會は大正十三年三月、京都大嘉商店後援の下に市内有力染織業者に依つて組織設立せられたるもので、京染の學理と實際との融合完成を目的とし又所謂眞美運動として京染美術の民衆化と技法の表現自由主義等をスローガンとし常に京染の尖端的運動に其功績を確認せられ、又獨り國內已ならず廣く歐米の流行界に對し我が染織文化の宣揚に與つて功績がある。

眞美會の事業としては毎年春夏秋冬の三回、會員の試作品展覧會を開催し又其都度美術雑誌「眞美」を發行してゐる。昭和五年秋の展覧會は二十回に相當し、眞美は七卷三號に達した。展覧會毎に意匠の流行主張標準色の選定を行つてゐる。

紡織經濟日誌

昭和四年

七月

- 一日 工場法規定工場深夜業愈々實施さる
二日 田中内閣辭職、濱口内閣成立
三日 東京實業聯合會商品券禁止決議
七日 東久通宮殿下京都染色工場に臺灣銀塊新安値
九日 東京市内四十七小賣組合の聯繫で商品券撤廢同盟成る
十日 東京裏地見本職開始
十一日 邑樂組合紛糾組長辭表提出
十三日 西陣組長細井氏に決定
十五日 東株短期新東株百圓割割
十六日 清算糸大暴騰

紡織經濟日誌

八月

- ト株暴落、足利織物型付職工罷業開始
十九日 露支國交斷絶
二十日 緊縮宣傳に交織品の研究旺盛となる
廿一日 モス共販正式調印終了
廿四日 爲替高に生糸續落
廿五日 金澤丸三組合盟休決議
廿八日 名古屋糸取引所チーズ上場を認可
三十日 内務大藏兩省公私經濟節約委員會組織決定
二日 大阪モス市場俄然硬化
三日 清算生糸崩落、糸反撥
六日 深夜業廢止に違反工場現はる
九日 綠色耳糸撤廢に對し絹紡富士絹側から異議申立つ
十日 關稅審議會で生糸人絹染料輸入關稅審議
十一日 伊勢崎絹訪問屋が手形期

九月

- 十四日 世界生糸格付會議の日本案決定
十六日 熊本市モス同盟會設立
十七日 秩父銘仙の取引高三萬疋の新記録
十八日 泉北機業地綿糸關稅撤廢を叫ぶ
十九日 紡織聯合會特別委員會綿糸輸入關稅撤廢反對協議
廿四日 桐生組合海外常置員設置決定
廿七日 綿糸關稅並に消費稅撤廢を織物中央會決議
廿九日 東京セル聯盟成る
卅一日 糸價安定融資補償法施行規則に付農林省令公布
一日 關東大震災六週年記念日
七日 足利輸出織物振興會設立
十三日 共立モス館林工場操業開始
十四日 東京問屋組合の事務所竣

十月

- 十五日 大阪問屋が足利、桐生、伊勢崎へ警告を發す
十七日 農林省公表昭和四年度春蠶收購高五千九百九十四萬二千七百七十五貫（前年に比し百三萬二千五百三十二貫、割合二分一厘増收）
二十日 東京問屋組合の秋季見本市開催
廿五日 爲替四十八弗に騰る
廿六日 冬物獎金は七掛見當に收縮
廿七日 羊毛工業二部會よりモス消費稅引下陳情
廿八日 福井羽二量に不徳問題起る
一日 日本紡織通信創刊十周年
二日 第五十八回御選宮式
七日 大阪互進會後援で秩父銘仙進展大會開催
八日 福井人絹織取締縣令設定
九日 百貨店の不當廉賣に大阪の足袋商抗爭
十日 名古屋織物見本市
十二日 知多晒九十年臺割れ

101



十五日 商工省輸出絹織物取締法施行規則改正、明年一月一日より實施に決定  
 十九日 東京絹織物問屋組合新館落成  
 二十日 綿糸二百圓を割る  
 廿四日 毛織稅撤廢と全商工會議所員から當局へ建議  
 廿六日 三品取引所に毛糸上場運動開始

十一月  
 二日 紐育準備銀行利下げ六分より五分に  
 三日 明治節  
 四日 萬國工業會議東京に開催  
 六日 問屋市場新値發表賣出し  
 七日 關東側絹織物社操短提議に一致  
 八日 生糸共同保管問題委員會價格及數量決定  
 十四日 清算生糸は大正九年來の安値  
 十六日 紐育準備銀行更に利下げ  
 十八日 蠶糸中央會第三部會生糸市價維持對策協議  
 十九日 蠶糸中央會生糸市價維持對策實行委員會共同保管三萬圓擴張(五萬圓)十二月十五日以降末日迄全國的操短實行及び明年

二月一日以降五月末迄釜數二割封印決定、名古屋稅務監督局査定價格引下ぐ、美濃織年内全休決議  
 廿一日 桐生全休  
 廿二日 東京歳の市、絹紡工業會委員會一割二分操短決議  
 廿五日 帝國蠶糸組合總會生糸共同保管資金貸出條件決定  
 廿六日 日本人絹聯合會五分操短五分共同輸出決議、清算生糸當限百二十圓割れ

十二月  
 一日 歲晚賣出始まる  
 五日 絹紡工業會總會十二月十六日以降半年間一割二分操短決定、ラミー三割操短  
 六日 絹織生地は向ふ六日間五割操短  
 八日 東京に百貨卸市場生る  
 九日 商工省産業合理化指導に付一局設置内定  
 十一日 人絹聯合會の輸出計畫成り貿易組合を設立、輸出毛織組合創立に決定  
 十二日 紡績操短決定、細目は明春協議、輸出綿布工業組合に染色三組合加入、南阿輸入本邦綿布課稅引上げ

十三日 生糸最新安値  
 十五日 生糸の操短開始  
 十七日 英國米棉部紡績操短入報  
 二十日 中甸貿易入超に轉換  
 廿一日 紡績操短反對に名古屋綿製品業者大會を開く  
 廿二日 歲暮賣出し白熱化  
 廿五日 東京問屋代議員會で手形申受に一決す  
 廿六日 第五十七議會開院式  
 廿七日 綿糸、生糸清算市場大納會

昭和五年  
 一月  
 四日 各市場初立會財界雲行險惡にて一齊軟調、手形初交換高も減退、正金對英爲替八分一方引上  
 六日 東京中形協會初會合、製品改善協議  
 七日 米國上院絹物關稅引上案(從價五割五分より六割に)を否決  
 八日 倫敦銀塊二〇ペンス十六分ノ五の新安値  
 十日 春セル職機動く、▲東南機業家綿ネルの共同起毛工場計劃  
 十一日 金解禁愈々實施さる財界各方面共建設、尙ほ濱口首相并

上蔵相より解禁實施につき國民一致善處を要望  
 十三日 全國綿製品大會は綿糸操短反對並に輸入關稅撤廢を決議  
 十五日 東京問屋組合手形取引實施  
 十六日 蠶、蠶金合併、關稅調査委員會綿糸其他の關稅改正案を決定  
 十七日 帝國蠶糸組合第七回總會、大阪で全國羅紗商大會開催、全國蠶糸業大會支那蠶糸輸入稅減廢反對及糸價維持に關する決議案可決、昭和四年産額發表

二十日 鐘紡總會、武藤氏引退新社長に長尾氏當選副社長津田信吾氏拔擢さる  
 廿一日 小賣制度改善並に百貨店商品券撤廢期成同盟  
 廿二日 突如議會解散さる、織物界政局の前途を懸念  
 廿三日 紡績委員會操短決定  
 廿四日 産業合理局設置決定、日本輸出絹聯合會不況對策協議、石川羽二重操短決定  
 廿五日 織物中央會臨時總會織物合理化營業收益稅減免を決議  
 廿七日 米國上院レイヨン關稅引上案否決、尾州セル商現金問屋

活躍  
 廿八日 紡績聯合會總會操短案可決同時に未加盟會社取込を策す、商工省の廣幅補助金内定、大阪モス捺染問屋不況對策協議、西陣織物會社重役連袂辭職、冊日 蠶糸中央會生糸五萬圓共同保管案決定、東棉社長小兒一造氏逝く、中小商工業者間に營業收益稅減額運動起る

二月  
 一日 極端な春物悲觀人氣の中に反動的の樂觀人氣萌す、京都見本市協會春の見本市日取決定  
 六日 邑樂組合館林組合と改稱  
 八日 絹紡工業會は操短擴張三月より實行に決定、輸出絹織物の全國的生産統制案成る  
 十二日 織物中央會第一回産業合理化調査會を開く、東京春季見本市日取決定  
 十三日 金原合同毛織專務責任横領で起訴さる  
 十五日 東洋モス龜戸第二工場閉鎖  
 十六日 天津の米國系實成紡績八時間三交代制發せ  
 十八日 帝國蠶糸組合緊急總會は強制共保資金運用方法決定、東

京市内小賣商團體たる十一日會は小賣制度改善に就き商工審議會に陳情  
 廿日 生糸相場落大正九年來の新安値示現、印棉最終收獲豫想五百五十三萬三千俵と發表  
 廿一日 尾州毛糸急反騰六〇生地糸二圓廿錢示現  
 廿二日 總選舉開票終了紡績關係議員二十名當選  
 廿四日 インド綿布關稅引上反對運動  
 廿六日 新興毛織第一回拂込  
 廿八日 東洋モス爭議解決、印度綿布關稅引上げ三月一日より實施の旨入電

三月  
 三日 大藏省中小商工業者に預金部資金五千圓融通内定、綿業團體印度綿布關稅引上反對聲明書發表、生糸暴落町田農相糸價補償法の發動を決意  
 六日 織物中央會織物單行法制定建議案決定、濠州絹物關稅一割引上げの旨商工省に入電  
 七日 帝國製麻大津工場閉鎖決定  
 十日 日本毛布敷布工業組合四月一日迄全休申合  
 十一日 東京羅紗見本市成績良好

▽知多輸出綿布工業組合設立、印度議會に綿布關稅修正案提出さる  
 十九日 名古屋織物國產セル見本市開會  
 廿日 米棉最終操上四千四百八十二萬二千俵前年比較三十七萬一千俵増と發表  
 廿四日 天皇陛下復興帝都を御巡幸遊ばさる  
 廿六日 帝都復興式、天皇陛下御臨幸勅語を給ふ  
 卅一日 印度綿布關稅案通過四月一日より實施

四月  
 一日 全國銘仙聯盟會設立さる  
 二日 播州織工業組合五月一日以降二ヶ月間休機決議、孟買捺染綿布組合外國加工綿布の非買を決議  
 四日 大阪市場吳服とモス聯合陳列會  
 五日 鐘紡減給を發表、京都見本市開幕(二日間)  
 七日 日の出紡績給料引下げ發表、關稅調査會染料及バルブ關稅現行率據置き決定  
 十日 鐘紡減給問題で淀川兵庫兩支店罷業開始、三越銀座開業

縮まぬ明石に特許權問題起る  
 十四日 全國蠶糸業者大會、糸價保證法を新糸に適用方決議、米國の絹及入絹輸入稅案兩院を通過  
 十七日 全國富士絹聯盟組織さる  
 十九日 大阪府泉北郡小幡木綿織布八八ヶ工場一齊休業  
 廿日 東京織物見本市開く(三日間)  
 廿五日 日本人絹聯合會義務輸出及休鐘を六月四日滿期後打ち切り決定  
 廿八日 織物中央會總會に於て單行法制定其他につき決議、議會へ運動開始

五月  
 一日 前賣界一齊夏物賣出、印度支那向輸出綿糸布運賃引下げ實施  
 六日 日支關稅協定正式に調印さる  
 九日 春蠶掃立豫想八百三十二萬餘枚前年比較二分八厘増と農林省より發表  
 十二日 銘仙聯盟東京を振出しに四大集散地歴訪  
 十五日 日本棉花整理案發表



廿日 沼津商初取引、出廻り千九百七貫相場は平均黄蘭五圓卅八錢白蘭五圓十六錢

六月

一日 廣幅織物陳列會は本日より七日間百貨店協會加盟の京濱八店が開始

十四日 大阪府東北郡織物組合三割短決定

十五日 知多組合休機 十七日 智利に於て富士絹關稅半減決定

法令

織物消費稅法 (明治四十三年三月法律第七號)

改正 大正八年第三三號一一年第一七號大正一五年第二二號

第一條 織物ニハ本法ニ依リ消費稅ヲ課ス但シ綿織物ニ付テハ此ノ限リニアラス

スル織物 一 製造者カ自己又ハ其ノ家族ノ用ニ供スル爲自ラ製造シタル織物

第六條 消費稅ヲ納付シ又ハ消費稅額ニ相當スル擔保ヲ提供シタル者ハ其ノ織物ニ納稅濟證印ノ捺捺ヲ受ケ又ハ納稅濟證ノ貼付ヲ受ケルコトヲ得

第九條 第四條第一項但書及第七條ノ場合ヲ除クノ外、製造場、稅關又ハ保税倉庫ヨリ織物ヲ引取ル者ハ引取ノ際織物ノ價格ヲ政府ニ申告スヘシ

織物消費稅法



織物消費税法

倉庫ヨリ織物ヲ引取ルコトヲ得
第十一條 織物製造者ハ第五條又ハ第七條ニ該當スル場合ヲ除ク...

トヲ得
收税官吏ハ監督上必要ト認ムルトキハ前項ノ物件ニ封印ヲ施ス...

物ヲ其ノ定メラレタル場所ニ移入セサルトキ
第五條又ハ第十一條ノ規定ニ違反シタルトキ...

禁止産者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ本法人ニ適用ス...

造シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

附則

本法ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
非常特別稅法中織物消費稅ニ關スル規定ハ之ヲ廢止ス...

附則

則(大正八年第三三號)
本法ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則

則(大正一一年三月法律第一七號)
本法ハ大正一一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則

則(大正十五年第二二號)
本法ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一 本法施行前消費稅ヲ課スヘカリシモノ
二 本法施行前外國輸出若ハ朝鮮移出ノ目的ヲ以テ又ハ織物消費稅法第七條ノ規定ニ依リテ消費稅ヲ納付セスシテ製造場又ハ保稅地域ヨリ引取リタルモノ...

織物消費税法施行細則

豫シタルモノ
四 本法施行前消費稅ヲ納付シテ外國ニ輸出シ又ハ朝鮮ニ移出シタルモノ

織物消費税法施行細則(明治四十三年三月勅令第一八五號)

改正 大正八年第四五號、九年第五八五號、一一年第五〇號、大正一五年勅令第三八號

第一條 本令ニ於テ製造者又ハ製造セムトスル者ト稱スルハ自己又ハ其ノ家族ノ用ニ供スル織物ノミヲ製造シ又ハ製造セムトスル者ヲ包含セス

第二條 織物ヲ製造セムトスル者ハ製造場及製造スヘキ種類ヲ定メ其ノ製造場所轉稅務署ニ申告スヘシ但シ綿織物ニ付テハ組成原料(織物消費稅法第一條ノ第二項)ノ綿織物中綿ト綿以外ノ原料トヲ以テ組成スルモノハ本令第三十一條第十四條ノ原料ノミヲ以テ組成スル織物ニ付テハ組成原料及其ノ重量割合ヲ併セ申告スヘシ

第三條 製造場ハ其ノ敷地ノ連續セサル場合ニ於テモ之ヲ製造場ト認ムルコトヲ得

第四條 所轄稅務署ハ必要ト認ムルトキハ織物製造者ハ織物製造場ノ圖面又ハ製造用ノ器具、機械ノ目錄ヲ提出セシムルコトヲ得

第五條 織物製造者製造場ヲ移轉セムトスルトキハ其ノ製造場ヲ定メ移轉先ノ所轄稅務署ニ申告スヘシ織物販賣者ニシテ販賣場ヲ有スル者販賣場ヲ移轉セムトスルトキハ其ノ販賣場ヲ定メ移轉先ノ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第七條 第二條若ハ前條ノ規定ニ依リテ製造シタル物品ヲ本法施行後外國ニ輸出シ又ハ朝鮮ニ移出スルモノ織物消費稅法第三條第二項ノ規定ヲ適用セス

トスル者ハ販賣場ヲ定メ販賣場所轄稅務署ニ申告スヘシ
販賣場ヲ有セスシテ織物ヲ販賣セムトスル者ハ其ノ居所所轄稅務署ニ其ノ旨ヲ申告スヘシ
第三條 製造場ハ其ノ敷地ノ連續セサル場合ニ於テモ之ヲ製造場ト認ムルコトヲ得
第四條 所轄稅務署ハ必要ト認ムルトキハ織物製造者ハ織物製造場ノ圖面又ハ製造用ノ器具、機械ノ目錄ヲ提出セシムルコトヲ得
第五條 織物製造者製造場ヲ移轉セムトスルトキハ其ノ製造場ヲ定メ移轉先ノ所轄稅務署ニ申告スヘシ織物販賣者ニシテ販賣場ヲ有スル者販賣場ヲ移轉セムトスルトキハ其ノ販賣場ヲ定メ移轉先ノ所轄稅務署ニ申告スヘシ



織物消費税法施行細則

前項の場合ニ於テ所轄稅務署カ織物又ハ其ノ製品ノ運搬、藏置其ノ他ノ事項ニ付條件ヲ指定シタルトキハ其ノ條件ニ從フニ非サレハ消費稅ノ免除ヲ受ケルコトヲ得ス

第十一條 消費稅ヲ納付シタル織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ヲ外國ニ輸出シ其ノ消費稅ニ相當スル金額ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ消費稅ヲ納付シタルコトノ證據ヲ具シ輸出港稅關ニ、其ノ郵便ニ依リ輸出シタル場合ニ於テハ所轄稅務署ニ之ヲ申請スヘシ

前項ノ規定ニ依リ交付金ヲ受ケムトスル者ハ輸出ノ際豫メ輸出港稅關ニ其ノ旨申告スヘシ但シ郵便ニ依リ輸出スルモノハ所轄稅務署ノ承認ヲ受ケヘシ此ノ場合ニ於テハ前條ノ規定ヲ準用ス

織物消費税法施行細則

前條第二項ノ規定ハ前項ノ消費稅ノ免除ニ關シ之ヲ準用ス

第十四條 織物消費税法第七條ノ規定ニ依リ織物ヲ引取ラムトスルトキハ其ノ旨所轄稅務署ニ申告シ承認ヲ受ケヘシ

第十六條 織物消費税法第四條第一項但書ノ規定ニ依リ織物ニ印紙ヲ貼用シテ消費稅ノ納付ニ代ヘムトスル者ハ其ノ旨所轄稅務署ニ申告シ承認ヲ受ケヘシ

織物消費税法施行細則

第十八條 消費稅ヲ納付シ又ハ消費稅額ニ相當スル擔保ヲ提供シタル者其ノ織物ニ納稅濟證印ノ捺捺ヲ受ケ又ハ納稅濟證印ノ貼付ヲ受ケムトスル者ハ其ノ旨所轄稅務署ニ申告スヘシ此ノ場合ニ於テハ所轄稅務署ハ織物又ハ織物ニ縫著シタル紙片ニ納稅濟證印ノ捺捺ヲ受ケ又ハ納稅濟證印ノ貼付ヲ受ケタル織物ニ加工セムトスル場合ニ於テ所轄稅務署ノ承認ヲ受ケタルトキハ加工後更ニ納稅濟證印ノ捺捺又ハ納稅濟證印ノ貼付ヲ請求スルコトヲ得

第十九條 金庫所在地以外又ハ金庫閉鎖後ニ於テハ收稅官吏ハ消費稅金ノ領收ヲ爲スコトヲ得

第二十二條 擔保物ヲ提供シタル場合ニ於テ消費稅納付濟ニ至リタルトキ又ハ消費稅免除ノ確定シタルトキハ所轄稅務署ハ擔保物返付ノ手續ヲ爲スヘシ

織物消費税法施行細則

第二十條 織物消費税法第二十二條ノ規定ニ依リ納稅濟證印ノ捺捺ヲ受ケ又ハ納稅濟證印ノ貼付ヲ受ケムトスル者ハ其ノ旨所轄稅務署ニ申告シ承認ヲ受ケヘシ

第二十三條 消費稅ヲ徵收スヘキ場合ニ於テ擔保物アルトキハ擔保物ヲ以テ稅金ニ充ツ

第二十四條 織物製造者又ハ織物消費税法第十三條但書ニ該當スル製品ノ製造者ハ少クモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

量及其ノ使用ノ日

三 製造シタル種類、數量及製造ノ日

四 他ニ引渡シタル種類、數量、價額、引渡ノ日及其ノ引取人ノ住所、氏名又ハ名稱

第二十五條 織物販賣者ハ少クモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一 引取リタル種類、數量、價格、引取ノ日及其ノ引渡人ノ住所、氏名又ハ名稱

二 販賣シタル種類、數量、價額、販賣ノ日及其ノ買受人ノ住所、氏名又ハ名稱

小賣人ノ場合ニ於テハ前項第二號買受人ノ住所氏名又ハ名稱ヲ記載スルコトヲ要セス

第二十六條 本令ニ依リ所轄稅務署ニ申告シ又ハ其ノ承認ヲ受ケタル收稅官吏ニ申告シ又ハ其ノ承認ヲ受ケタルトキハ稅務署ニ申告シ又ハ承認ヲ受ケタルモノト看做ス

第二十七條 收稅官吏ハ織物ノ製造者、販賣者、又ハ織物消費税法第十三條但書ニ該當スル製品ノ製造者ノ營業ニ關シ職務上知得シタル事項ヲ他ニ漏洩スルコトヲ得ス

織物消費税法施行細則

第二十八條

本令中稅務署ニ關スル事務ハ稅關又ハ保税倉庫ヨリ引取ラルル織物ニ關シテハ稅關之ヲ行フ

第二十九條 織物消費税法第二十二條第一項ノ規定ニ依リ稅務署長ハ織物組合ニ對シ徵收上必要ナル設備ヲ爲シ又ハ徵收事務ノ補助ヲ爲スヘキコトヲ命スルコトヲ得

前項ノ織物組合ニ對シテハ左ノ二期ニ分チ毎期間内ニ於テ左ノ取扱ヒタル織物中消費稅ヲ賦課シタル織物ノ課稅價格ノ千分ノ一ニ相當スル金額及其ノ點數毎五百點ニ付一圓ノ割合ヲ以テ計算シタル金額ノ交付金ヲ交付ス

此ノ場合ニ於テ五百點未滿ノ點數アルトキハ之ヲ五百點トシテ計算ス

前期 其ノ年四月ヨリ同九月迄

後期 其ノ年十月ヨリ翌年三月迄

前項ノ規定ニ依ル點數ノ計算方法ニ付テハ幅及長サノ長短ニ拘ラス一個又ハ一續ノ織物ニシテ之ニ納稅濟證印ノ捺捺又ハ納稅濟證印ノ貼付ヲ受ケルモノヲ一點トス但シ數個又ハ數續ノ織物ヲ

織物消費税法施行細則

一括シ納稅濟證印ノ捺捺又ハ納稅濟證印ノ貼付ヲ受ケタル場合ニ於テハ其ノ一括每ニ之ヲ一點トス

織物組合カ一集合査定場ニ於テ一年度間毎月少クトモ六回以上織物消費稅査定ノ爲査定場ノ開設ヲ爲シタル場合ニ於テ當該査定場ノ取扱ヒ係ル織物ニ付第二項ノ規定ニ依リ計算シタル一年度ノ交付金額カ百圓ニ滿タサルトキハ該査定場ニ對シテ後期交付金トシテ前期交付金ト合シテ百圓ニ滿ツル迄ノ金額ヲ交付ス

第三十條 前條ノ織物組合同條第一項ノ命令ニ違反シタルトキハ交付金ノ全部又ハ一部ヲ交付セサルコトヲ得

第三十一條 左ニ掲クル原料ノミヲ以テ組成スル織物ハ織物消費税法第一條ノ第二項ノ規定ニ依リ納稅濟證印ノ捺捺又ハ納稅濟證印ノ貼付ヲ受ケタルモノト看做ス

一、英式番手二十八號ヲ越エサル絹紡絲、二、芭蕉絲、三、黃麻、四、葛、五、藤、六、樺、七、楮、八、鳳梨、九、科、十、竹、十一、紙、十二、襪、十三、前各號ノ一種又ハ數種ト綿、十四、前各號ノ一種又ハ數種ト全重量百分中五未滿ノ毛又ハ黃麻以外ノ麻

織物消費税法施行細則

附則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則(大正九年第五八五號) 本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前提供シタル國債以外ノ有價證券ハ本令施行ノ日ヨリ五年ヲ限リ本令ノ規定ニ拘ラス仍其效力ヲ有ス

前項ノ有價證券ノ價格減少シタルトキハ所轄稅務署ハ更ニ擔保物ノ提供ヲ命スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ擔保物ノ提供ヲ命セラレタル者之ヲ提供セサルトキハ所轄稅務署ハ直ニ消費稅ヲ徵收ス

附則(大正十一年三月勅令第五〇號) 本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則(大正十五年勅令第三八號) 本令ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ヨリ引續キ織物ヲ製造スル者ハ本令施行後一月以内ニ組成原料(織物消費税法第一條ノ第二項)ノ綿織物中綿ト綿以外ノ原料トヲ以テ組成スルモノ又ハ

織物消費税法施行細則



本令第三十一條第十四號ノ原料ノミヲ以テ組成スル織物ニ付テハ組

成原料及其ノ重量割合ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ

工場法

(明治四十四年三月法律第四六號) (改正) 大正十二年法律第四三號

第一條 本法ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル工場ニ之ヲ適用ス

一 當時十人以上ノ職工ヲ使用スル者

二 事業ノ性質危險ナルモノ又ハ衛生上有害ノ虞アルモノ

本法ノ適用ヲ必要トセサル工場ハ勅令ヲ以テ之ヲ除外スルコトヲ得

第二條 (削除)

第三條 工業主ハ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ一日ニ付十一時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得

主務大臣ハ業務ノ種類ニ依リ本法施行後十五年間ニ限り前項ノ就業時間ヲ二時間以内ニ延長スルコトヲ得

第四條 工場主ハ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ午後十時ヨリ午前五時ニ至ル間ニ於テ就業セシム

ルコトヲ得ス

但シ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ午後十一時迄就業セシムルコトヲ得

第五條 (削除)

第六條 (削除)

第七條 工場主ハ十六歳未満ノ者及女子ニ對シ毎月少クトモ二回ノ休日ヲ設ケ、一日ノ就業時間カ六時間ヲ超ユルトキハ少クトモ三十分、十時間ヲ超ユルトキハ少クトモ一時間ノ休憩時間ヲ就業時間中ニ於テ設ケハシ

前項ノ休憩時間ハ一齊ニ之ヲ與フヘシ但シ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

夏季ニ於テ一時間ヲ超ユル休憩時間ヲ設ケル場合ニ於テハ工業主ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ其ノ超ユル時間以内就業時間ヲ延長スルコトヲ得但シ其ノ延長時間ハ一時間ヲ超ユルコトヲ得ス

第八條 天災事變ノ爲又ハ事變ノ虞アル爲必要アル場合ニ於テハ

主務大臣ハ事業ノ種類及地域ヲ限リ第三條第四條及前條ノ規定ノ適用ヲ停止スルコトヲ得

避ケヘカラサル事由ニ因リ臨時必要アル場合ニ於テハ工業主ハ行政官廳ノ許可ヲ得テ期間ヲ限リ第三條ノ規定ニ拘ラス就業時間ヲ延長シ第四條ノ規定ニ拘ラズ十六歳以上ノ女子ヲ就業セシメ又ハ前條ノ休日ヲ廢スルコトヲ得但シ急速ニ腐敗シ又ハ變質スル虞アル原料又ハ材料ノ損失ヲ防ク爲必要ナル場合ニ於テハ繼續四日以上ニ亘ラス且ツ一月ニ付七日ヲ超ユル限リ行政官廳ノ許可ヲ受ケルコトヲ要セス

臨時必要アル場合ニ於テハ工業主ハ其ノ都度豫メ行政官廳ニ届出テ一月ニ付七日ヲ超ユル期間就業時間ヲ二時延日以内長スルコトヲ得

季節ニ依リ繁忙ナル事業ニ付テハ工業主ハ一定ノ期間ニ付豫メ行政官廳ノ認可ヲ受ケ其ノ期間中一年ニ付百二十日ノ割合ヲ超ユル限リ就業時間ヲ一時間以内延長スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ認可ヲ受ケタル期間内ハ前項ノ規定ヲ適用セス

第九條 工場主ハ十六歳未満ノ者

及女子ヲシテ運輸中ノ機械若ハ動力傳導裝置ノ危險ナル部分ノ掃除、注油、検査若ハ修繕ヲ爲サシメ又ハ運輸中ノ機械又ハ動力傳導裝置ニ調整、調整ノ取附ケ若ハ取外シヲ爲サシメ其ノ他危險ナル業務ニ就カシムルコトヲ得

第十條 工業主ハ十六歳未満ノ者ヲシテ毒藥、劇藥其ノ他有害料品又ハ爆發性、發火性若ハ引火性ノ料品ヲ取扱フ業務及著シク埃塵粉末ヲ飛散シ又ハ有毒瓦斯ヲ發散スル場所ニ於ケル業務其ノ他危險又ハ衛生上有害ナル場所ニ於ケル業務ニ就カシムルコトヲ得

第十一條 前二條ニ掲ケタル業務ノ範圍ハ主務大臣之ヲ定ム前條ノ規定ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ十六歳以下ノ女子ニ付之ヲ適用スルコトヲ得

第十二條 主務大臣ハ病氣又ハ産前産後若ハ生兒哺育中ノ女子ノ就業ニ付制限又ハ禁止ノ規定ヲ設ケルコトヲ得

第十三條 行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工場及附屬建築物並設備カ危害ヲ生シ又ハ衛生、風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト

第二十條 工業主又ハ前條ニ依リ工業主ニ代ル者若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條 正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ職務ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ職工若ハ徒弟ノ檢診ヲ妨ケタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條 工業主又ハ第十九條ニ依リ工業主ニ代ル者若ハ其ノ代理人、戶主、家族同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得但シ工場ノ管理ニ付相當ノ注意ヲ爲シタルトキハ此ノ限リニ在ラス

工業主又ハ第十九條ニ依リ工業主ニ代ル者ハ職工ノ年齢ヲ知ラサルノ故ヲ以テ本法ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得但シ工業主又ハ第十九條ニ依リ工業主ニ代ル者及取扱者ニ過失ナカリシ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十三條 本法ニ依リ行政官廳ノ處分ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起シ違法ニ權利ヲ侵害セラレタリトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第二十四條 主務大臣ハ第一條ニ該當セサル工場ニシテ原動力ヲ用フルモノニ付テハ第九條、第十一條、第十三條、第十四條、第十六條及第十八條乃至第二十條ノ規定ヲ適用スルコトヲ得

第二十五條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ハ工場管理人ニ關スル規定及罰則ヲ除クノ外官立又ハ公立ノ工場ニ之ヲ適用ス

本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ行政官廳ニ屬スル職務ヲ行フ

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法中十六歳トアルハ本法施行後三年間ハ之ヲ十五歳トシ職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムル場合ニ於テハ本法施行後三年間ハ第四條ノ規定ヲ適用セス

前項ノ規定ニ依リ十五歳未満ノ者及女子ヲシテ就業セシムル場

第十七條 職工ノ雇入、解雇、周

得

シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ

管掌スル者又ハ其ノ代辦者ニ對

スル者ノ戸籍ニ關シ戶籍事務ヲ

職工徒弟又ハ職工徒弟タラズト

ノ法定代理人若ハ工場管理人ハ

ノ能力ヲ有セサル未成年者若ハ

禁治產者ナル場合又ハ法人ナル

場合ニ於テ工場管理人ナキトキ

ハ其ノ法定代理人又ハ理事、業

務ヲ執行スル社員、會社ヲ代表

スル社員、取締役、事務擔當社

員其ノ他法令ノ規定ニ依リ法人

ヲ代表スル者ニ付亦前項ニ同シ

旋取締及徒弟ニ關スル事項ハ勅

令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條 工業主ハ工場ニ付一切

ノ權限ヲ有スル工場管理人ヲ選

任スルコトヲ得

工業主本法施行區域内ニ居住セ

サル時ハ工場管理人ヲ選任スル

事項ヲ要ス

工場管理人ノ選任ハ行政官廳ノ

許可ヲ受ケヘシ但シ法人ノ理事

會社ノ業務ヲ執行スル社員、會

社ヲ代表スル社員、取締役、業

務擔當社員其ノ他法令ノ規定ニ

依リ法人ヲ代表スル者及支配人

ノ中ヨリ選任スル場合ハ此ノ限

リニ在ラス

第十九條 前條ノ工場管理人ハ本

法及本法ニ基キテ發スル命令ノ

適用ニ付テハ工業主ニ代ルモノ

トス但シ第十五條ニ付テハ此ノ

限リニ在ラス

工業主營業ニ關シ成年者ト同一

ノ能力ヲ有セサル未成年者若ハ

禁治產者ナル場合又ハ法人ナル

場合ニ於テ工場管理人ナキトキ

ハ其ノ法定代理人又ハ理事、業

務ヲ執行スル社員、會社ヲ代表

スル社員、取締役、事務擔當社

員其ノ他法令ノ規定ニ依リ法人

ヲ代表スル者ニ付亦前項ニ同シ

第二十條 工業主又ハ前條ニ依リ

工業主ニ代ル者若ハ本法ニ

基キテ發スル命令又ハ之ニ基キ

テ爲ス處分ニ違反シタルトキハ

千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條 正當ノ理由ナクシテ

當該官吏ノ職務ヲ拒ミ、妨ケ若

ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答

辯ヲ爲サス若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲

シ又ハ職工若ハ徒弟ノ檢診ヲ妨

ケタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ

處ス

第二十二條 工業主又ハ第十九條

ニ依リ工業主ニ代ル者若ハ其ノ代

理人、戶主、家族同居者、雇人

其ノ他ノ從業者ニシテ本法若ハ

本法ニ基キテ發スル命令又ハ之

ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタル

トキ自己ノ指揮ニ出テサルノ故

ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ

得但シ工場ノ管理ニ付相當ノ

注意ヲ爲シタルトキハ此ノ限リ

ニ在ラス

工業主又ハ第十九條ニ依リ工業

主ニ代ル者ハ職工ノ年齢ヲ知ラ

サルノ故ヲ以テ本法ノ處罰ヲ免

ルルコトヲ得但シ工業主又ハ

第十九條ニ依リ工業主ニ代ル者

及取扱者ニ過失ナカリシ場合ハ

此ノ限ニ在ラス

第二十三條 本法ニ依リ行政官廳

ノ處分ニ不服アル者ハ訴願ヲ提

起シ違法ニ權利ヲ侵害セラレタ

リトスルトキハ行政訴訟ヲ提起

スルコトヲ得

第二十四條 主務大臣ハ第一條ニ

該當セサル工場ニシテ原動力ヲ

用フルモノニ付テハ第九條、第

十一條、第十三條、第十四條、

第十六條及第十八條乃至第二十

條ノ規定ヲ適用スルコトヲ得

第二十五條 本法又ハ本法ニ基キ

テ發スル命令ハ工場管理人ニ關

スル規定及罰則ヲ除クノ外官立

又ハ公立ノ工場ニ之ヲ適用ス

本法又ハ本法ニ基キテ發スル命

令ニ依リ行政官廳ニ屬スル職務

ヲ行フ

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之

ヲ定ム

本法中十六歳トアルハ本法施行

後三年間ハ之ヲ十五歳トシ職工

ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セ

シムル場合ニ於テハ本法施行後

三年間ハ第四條ノ規定ヲ適用セ

ス

前項ノ規定ニ依リ十五歳未満ノ

者及女子ヲシテ就業セシムル場

所ニ依リ行政官廳ハ命令ノ定ム

ル所ニ依リ工場及附屬建築物並

設備カ危害ヲ生シ又ハ衛生、風

紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト

ト得

第十一條 前二條ニ掲ケタル業務

ノ範圍ハ主務大臣之ヲ定ム前條

ノ規定ハ主務大臣ノ定ムル所ニ

依リ十六歳以下ノ女子ニ付之ヲ

適用スルコトヲ得

第十二條 主務大臣ハ病氣又ハ産

前産後若ハ生兒哺育中ノ女子ノ

就業ニ付制限又ハ禁止ノ規定ヲ

設ケルコトヲ得

第十三條 行政官廳ハ命令ノ定ム

ル所ニ依リ工場及附屬建築物並

設備カ危害ヲ生シ又ハ衛生、風

紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト

ト得

第十條 工業主ハ十六歳未満ノ者

ヲシテ毒藥、劇藥其ノ他有害料

品又ハ爆發性、發火性若ハ引火

性ノ料品ヲ取扱フ業務及著シク

埃塵粉末ヲ飛散シ又ハ有毒瓦斯

ヲ發散スル場所ニ於ケル業務其

ノ他危險又ハ衛生上有害ナル場

所ニ於ケル業務ニ就カシムルコ

トヲ得

第十一條 前二條ニ掲ケタル業務

ノ範圍ハ主務大臣之ヲ定ム前條

ノ規定ハ主務大臣ノ定ムル所ニ

依リ十六歳以下ノ女子ニ付之ヲ

適用スルコトヲ得

第十二條 主務大臣ハ病氣又ハ産

前産後若ハ生兒哺育中ノ女子ノ

就業ニ付制限又ハ禁止ノ規定ヲ

設ケルコトヲ得

第十三條 行政官廳ハ命令ノ定ム

ル所ニ依リ工場及附屬建築物並

設備カ危害ヲ生シ又ハ衛生、風

紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト

ト得

第十條 工業主ハ十六歳未満ノ者

ヲシテ毒藥、劇藥其ノ他有害料

品又ハ爆發性、發火性若ハ引火

性ノ料品ヲ取扱フ業務及著シク

埃塵粉末ヲ飛散シ又ハ有毒瓦斯

ヲ發散スル場所ニ於ケル業務其

ノ他危險又ハ衛生上有害ナル場

所ニ於ケル業務ニ就カシムルコ

トヲ得

第十一條 前二條ニ掲ケタル業務

ノ範圍ハ主務大臣之ヲ定ム前條

ノ規定ハ主務大臣ノ定ムル所ニ

依リ十六歳以下ノ女子ニ付之ヲ

適用スルコトヲ得

第十二條 主務大臣ハ病氣又ハ産

前産後若ハ生兒哺育中ノ女子ノ

就業ニ付制限又ハ禁止ノ規定ヲ

設ケルコトヲ得

第十三條 行政官廳ハ命令ノ定ム

ル所ニ依リ工場及附屬建築物並

設備カ危害ヲ生シ又ハ衛生、風

紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト

ト得

第十條 工業主ハ十六歳未満ノ者

ヲシテ毒藥、劇藥其ノ他有害料

品又ハ爆發性、發火性若ハ引火

性ノ料品ヲ取扱フ業務及著シク

埃塵粉末ヲ飛散シ又ハ有毒瓦斯

ヲ發散スル場所ニ於ケル業務其

ノ他危險又ハ衛生上有害ナル場

所ニ於ケル業務ニ就カシムルコ

トヲ得

第十一條 前二條ニ掲ケタル業務

ノ範圍ハ主務大臣之ヲ定ム前條

ノ規定ハ主務大臣ノ定ムル所ニ

依リ十六歳以下ノ女子ニ付之ヲ

適用スルコトヲ得

第十二條 主務大臣ハ病氣又ハ産

前産後若ハ生兒哺育中ノ女子ノ

就業ニ付制限又ハ禁止ノ規定ヲ

設ケルコトヲ得

第十三條 行政官廳ハ命令ノ定ム

ル所ニ依リ工場及附屬建築物並

設備カ危害ヲ生シ又ハ衛生、風

紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト

ト得

第十條 工業主ハ十六歳未満ノ者

ヲシテ毒藥、劇藥其ノ他有害料

品又ハ爆發性、發火性若ハ引火

性ノ料品ヲ取扱フ業務及著シク

埃塵粉末ヲ飛散シ又ハ有毒瓦斯

ヲ發散スル場所ニ於ケル業務其

ノ他危險又ハ衛生上有害ナル場

所ニ於ケル業務ニ就カシムルコ

トヲ得

第十一條 前二條ニ掲ケタル業務

ノ範圍ハ主務大臣之ヲ定ム前條

ノ規定ハ主務大臣ノ定ムル所ニ

依リ十六歳以下ノ女子ニ付之ヲ

適用スルコトヲ得

第十二條 主務大臣ハ病氣又ハ産

前産後若ハ生兒哺育中ノ女子ノ

就業ニ付制限又ハ禁止ノ規定ヲ

設ケルコトヲ得

第十三條 行政官



工業労働者最低年齢法抄  
合ニ於テハ毎月少クトモ四回ノ  
休日ヲ設ケ十日ヲ超エサル期間

毎ニ其ノ就業時間ヲ轉換スヘシ

### 工業労働者最低年齢法抄 (大正十二年三月) 法律第三十四號

- 第一條 本法ニ於テ工業ト稱スルハ左ニ掲ケル事業ヲ謂フ  
一、鑛業、砂鑛業、石切業其他土地ヨリ鑛物ヲ採取スル事業  
二、物品ノ製造、改造、淨洗、修理、裝飾、仕上、販賣ノ爲ニスル仕立、破壊若ハ解体ヲ爲シ又ハ材料ノ變造ヲ爲ス事業(造船業及電氣又ハ各種動力ノ發生變更及傳導ヲ爲ス事業ヲ含ム)  
三、土木建築其他工作物ノ建設改造、保存、修理、變更、解體又ハ其準備若ハ基礎工事  
四、道路、鐵道、軌道又ハ平水航路ニ於ケル旅客又ハ貨物ノ運送但シ主トシテ人力ニ依ル運送ヲ除ク  
五、船渠、岸壁、波止場又ハ倉庫ニ於ケル貨物ノ取扱  
第二條 十四歳未満ノ者ハ工業ニ之ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ十二歳以上ノ者ニシテ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタルモノニ付テハ此限ニ在ラス

爲サス若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス  
第八條 使用者營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セサル未成年者若ハ禁治産者ナル場合又ハ法

### 蠶絲業法

(明治四十四年三月法律第四十七號)  
改正 大正六年七月第一六號

- 第一條 本法ニ於テ蠶絲業者ト稱スルハ養蠶、蠶種製造、生絲製造、眞綿製造、殺蛹乾繭又ハ蠶種、繭、生絲、屑物類ノ賣買、仲立若クハ保管ヲ業トスル者ヲ謂フ  
第二條 本法ニ於テ蠶種製造者ト稱スルハ他人ニ讓渡ノ目的ヲ以テ蠶種ヲ製造スル者ヲ謂フ  
第三條 本法ニ於テ蠶病ト稱スルハ微粒子病、軟化病、硬化病、濃病及雙蛆病ヲ謂フ  
第四條 蠶兒ノ飼育又ハ生繭ノ取投ヲ爲ス者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ病蠶及雙蛆ノ病原微生物並他蠶病豫防ノ爲メ必要アル施設ヲ爲スヘシ  
主務大臣ハ學術研究ノ爲メ蠶兒ノ飼育又ハ生繭ノ取扱ヲ爲ス者ニ對シ前項ノ規定ヲ適用セサルコトヲ得  
第五條 蠶種製造者タラムトスル者ハ地方長官ノ免許ヲ受クヘシ  
第六條 蠶種製造者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ蠶室及蠶具ノ消毒ヲ行フヘシ  
第七條 蠶種製造者ハ原蠶種ヨリ産出シタル繭ヲ用フルニ非サレハ蠶種ヲ製造スルコトヲ得ズ  
第八條 (削除)  
第九條 蠶種製造者ハ現ニ普通蠶種ノ蠶兒ノ掃立又ハ其ノ飼育ヲ爲ス建物内ニ於テ蠶種製造用蠶兒ノ掃立ヨリ蠶種ノ製造ヲ終ル迄ノ作業ヲ爲スコトヲ得ズ  
蠶種製造業者ハ現ニ普通蠶種製造用蠶兒ノ飼育ヲナス室内ニ於テ原蠶種製造用蠶兒ノ掃立ヨリ蠶種ノ製造ヲ終ル迄ノ作業ヲ爲スコトヲ得ズ  
第十條 蠶種製造者原蠶種ヲ製造

- セムトスルトキハ蠶兒ノ飼育ハ一蠶別ニ之ヲ爲スヘシ但シ本法ヲ施行セサル地若ハ外國ヨリ移入若ハ輸入シタル蠶種ニシテ一蠶別ト爲スコト能ハサルモノ又ハ主務大臣ノ指定シタル蠶種ニ付テハ此ノ限ニ在ラス  
原蠶種ハ椎製又ハ袋製ト爲スヘシ  
第十一條 蠶種製造者ハ原蠶種ト爲サムトスル蠶種ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ蠶兒、繭及母蛾ニ付検査ヲ受クヘシ  
蠶種製造者ハ普通蠶種ト爲サムトスル蠶種ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ掃立口毎ニ其ノ母蛾ニ付歩合検査ヲ受クヘシ  
蠶種製造者ハ前項ノ歩合検査ニ合格セサル蠶種ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ母蛾又ハ卵ニ付検査ヲ受クルコトヲ得但シ第十三條但書ノ期間内ニ検査ノ請求ヲ爲スコトヲ得  
第十二條 主務大臣ハ前條ノ規定ニ拘ラス原蠶種製造所、學校、講習所、試験場ニ於テ製造シタル蠶種及第十七條ノ検査ニ合格シタル蠶種ヲ原蠶種又ハ普通蠶種ト指定スルコトヲ得  
第十三條 地方長官ハ第十三條及

- 第十七條ノ検査ニ合格シタル蠶種ニハ證明ヲ捺捺シ其ノ検査ニ合格セサル蠶種ハ之ヲ燒棄スヘシ  
但シ第十一條第二項ノ歩合検査ニ合格セサル蠶種ニ付テハ地方長官ノ定ムル期間内ニ同條第三項ノ規定ニ依リ検査ノ請求ヲキトキハ其ノ期間ヲ經過シタル後之ヲ燒棄スヘシ  
第十四條 検査合格ノ證明ナキ蠶種及其ノ蠶兒ハ之ヲ讓渡シ又ハ飼育スルコトヲ得ズ但シ第十二條ノ規定ニ依リ指定セラレタル特別蠶種及其ノ蠶兒ヲ讓渡シ若ハ飼育シ又ハ第十七條但書ノ規定ニ依リ移入若ハ輸入シタル蠶種ノ蠶兒ヲ飼育スルコトヲ妨ケス  
但シ第十二條ノ規定ニ依リ指定セラレタル蠶種及其ノ蠶兒ハ此ノ限ニ在ラス  
第十五條 地方長官ハ錯誤ニ依リ又ハ不法ニ捺捺セラレタル検査合格ノ證明ヲ發見シタルトキハ遲滞ナク之ヲ抹消スヘシ  
第十六條 蠶種製造者ニ非サル者ハ蠶種ヲ製造スルコトヲ得ズ學術研究ノ爲ニスル場合ニ於テハ主務大臣ノ許可ヲ受ケ第十四

- 條及前記ノ規定ニ拘ラス蠶種ノ製造又ハ蠶兒ノ飼育ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法中蠶種製造者ニ關スル規定ノ全部又ハ一部ヲ準用スルコトヲ得  
第十七條 本法ヲ施行セサル地又ハ外國ニ於テ製造シタル蠶種ヲ移入又ハ輸入シタル者ハ其ノ蠶種ニ對シ母蛾又ハ卵ニ付検査ヲ受クヘシ但シ前條第二項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者ハ此ノ限ニ在ラス  
第十八條 主務大臣必要ト認ムルトキハ原蠶種ノ製造若ハ其ノ讓渡、讓受又ハ原蠶種ノ種類ヲ制限スルコトヲ得  
主務大臣ハ地方特別ノ狀況ニ依リ地方長官ヲシテ前項ノ制限ヲ爲サシムルコトヲ得  
第十九條 主務大臣又ハ地方長官ハ桑苗ノ仕立、蠶絲類ノ検査又ハ桑苗、蠶種若ハ繭ノ賣買若ハ取引市場ニ關シ取締上必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得、但シ地方長官ハ主務大臣ノ認可ヲ受ク

- ルコトヲ得  
第二十條 各種ノ臺紙又ハ容器ニ關シ取締上必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
第二十一條 (削除)  
第二十二條 府縣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第十一條及第十七條ノ検査其ノ他蠶病豫防ノ必要ナル吏員ヲ置クヘシ  
第二十三條 (削除)  
第二十四條 第五條、第七條、第九條乃至第十一條、第十七條及第三十八條乃至第四十一條ノ規定ハ府縣ニ之ヲ適用セズ  
第二十五條 地方長官必要ト認ムルトキハ野蠶ノ飼育、採種又ハ野蠶生繭ノ取扱ヲ業トスル者ニ第四條第一項ノ規定ヲ準用スルコトヲ得  
第二十六條 第十一條及第十七條ノ検査其ノ他蠶病豫防ニ關シ必要ナル費用ハ府縣ノ負擔トス但シ國庫ハ其ノ半額以内ヲ補助スルコトヲ得  
第二十七條 府縣ハ第十一條第一項ノ検査ヲ受ケタル蠶種ニ對シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ原蠶種ニ供用シタルコトノ證明ナキモノニ限り検査手数料ヲ徴收スヘシ

### 蠶絲業法



蠶絲業法

府縣第十一條第三項ノ検査ヲ受ケタル蠶種ニ對シテ命令ノ定ムル所ニ依リ検査手数料ヲ徴收スルコトヲ得

及前條第二項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指定シタル同業組合ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款ヲ議定シ主務大臣ノ認可ヲ受ケヘシ

第三十五條 當該官吏員ハ蠶病若ハ桑ノ病蟲害ノ豫防又ハ蠶絲類ノ検査ニ關シ蠶種、生絲、桑苗又ハ蠶絲類ノ取扱ヲ爲ス者ノ

前項ノ處分ニ不服アル者ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得其ノ違法ニ權利ヲ侵害セラレタリトスル者ハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第四十一條 第三十八條、第三十九條第一號第三號又ハ前條第二號ノ犯罪ニ係ル蠶種、蠶兒、又ハ繭ハ之ヲ沒收シ既ニ讓渡シタル場合ニ於テハ其ノ價額ヲ追徴ス

第四十五條 明治三十三年法律第五十二號ハ本法又ハ本法ニ基キテ發シタル命令ニ依リ犯罪ニ之ヲ準用ス

查合格ノ證印ト看做ス 第五十條 蠶病豫防法ニ依リ検査ニ合格シタル原種ハ之ヲ特別蠶種ト看做ス

八ノ割合ニ達セシムヘキ金額トス前項ノ利益及補助金額ノ算出ニ付イテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

染料醫藥品製造獎勵法

第四十三條 蠶絲業者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本法ニ基キテ發シタル命令ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス、但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第一條 本法ニ於テ染料ト稱スルハ「アニリンソルト」「アニリン」染料「アリザリン」染料及人造藍ヲ謂ヒ醫藥品ト稱スルハ勅令ヲ以テ指定スル醫藥品ヲ謂フ

臣民ニ屬スルモノ命令ノ定ムル所ニ依リ帝國ニ於テ染料又ハ醫藥品ノ製造業ヲ營ムトキハ本法施行ノ日ヨリ十年ヲ限リ之ニ補助金ヲ交付スルコトヲ得

第八條 染料又ハ醫藥品ノ製造ニ附隨シ勅令ヲ以テ指定スル石灰乾溜副生物原料トシテ藥品又ハ香料ヲ製造スル場合ニ於テハ之ヲ染料又ハ醫藥品ノ製造ト看做ス



輸出絹織物取締法

爆薬ノ原料藥品ノ製造ハ之ヲ染料又ハ醫藥品ノ製造ト看做ス

ヲ定ム (大正四年勅令第百八十二號ヲ以テ同年十月十五日ヨリ施行)

輸出絹織物取締法 (昭和二年三月法律第二十七號)

第一條 輸出絹織物ハ命令ノ定ムル所ニ依リ輸出絹織物検査所ノ検査ニ合格シタルモノニ非サラレハ營利ノ目的ヲ以テ之ヲ輸出スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限りニ在ラス

第五條 輸出絹織物ノ精練業者其ノ業務ニ關シ本法若クハ本法ニ基キテ發シタル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ又ハ公益ヲ害スヘキ行爲ヲ爲シタルトキハ主務大臣ハ第三條ノ許可ヲ取消スルコトヲ得

ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付イテハ此ノ限りニ在ラス

第一條又ハ前條第二項ノ規定ニ違反シ輸出絹織物ヲ輸出シ又ハ輸出セントスル所爲ヲ爲シタルモノ

本法は昭和三年三月三十一日を以テ發布されたが更に同年十二月二十四日附を以テ施行期日を昭和三年一月十五日とするの件及輸出絹織物の検査手数料を一匹に付金二錢とするの件と共に本法の施行規則が發布された。

紡織關係品關稅定率

第八類 糸類

本類の物品が二種以上の纖維を以て組織せらるゝ場合に於て全重量の百分の五を越えざる纖維は絹及人造絹を除くの外分類上之を交へざるものと見做す

Table with columns for item names (e.g., 實棉及縲棉, 單捻及双子), unit (e.g., 每百斤), and tax rate (e.g., 無稅, 三・七五).

從價 三〇%

Table with columns for item names (e.g., 亞麻・苧麻・拉米・大麻・黃麻), unit (e.g., 每百斤), and tax rate (e.g., 無稅, 四・〇).



紡織關係品關稅定率

同(佛協定)同	三七・〇〇
其他	同
同(佛協定)同	三三・〇〇
紡毛のもの	同
以上に二圓五拾	三三・〇〇
錢を加ふ	同上
毎百斤一七・五〇	同上
以上に三圓を加	同上
ふ	同上
染及捺染せぬもの	無税
其他	無税
二五 繭	無税
二六 眞綿及ベニ	無税
二七 生 絲	無税
野蠶絲	無税
其他	無税
野蠶製	無税
其他	無税
二八 紡績絹織絲	無税
野蠶製	無税
其他	無税
二九 絹 絲	無税
人造絹	無税
絹入・人造絹入	無税
絹入・人造絹入・金屬入	無税
其他	無税
二五 別號に掲げざる糸	無税
二六 テグス	無税
二四 綿粉・毛粉・絹粉及人造絹粉	無税

二五 層又は故の織維層織絲及層絲	無税
二六 別號に掲げざる線・繩索・組紐及組繩	無税
綿 製	無税
亞麻・苧麻・ラミー大麻・黄麻・マニラ・ヘンプ	無税
其他	無税
二七 故の線・繩索・組紐及組繩	無税

第九類 布帛及布帛製品

- 一、本類中布帛なる名稱はフェルト及編物を包含するものとす
- 二、本類中絹なる名稱は人造絹を包含するものとす
- 三、本類の布帛が二種以上の織維を以て組成せらるゝ場合に於て全重量の百分の五を超えざる織維は絹及人造絹を除くの外分類上之を交へざるものと看做す
- 四、織物の絲數は其の絲數の最も多き部分に於ける單撚絲に依りて之を計算す
- 五、紋織布とは經緯各二十を超えたる絲を以て一意匠を組織したるものを謂ふ

二八 綿織物 天鵝絨・ブラツシユ・其他バイル織物	標準 稅率
生地のもの	毎百斤 八三・〇〇
其他	同 八三・〇〇
シユニル絲布帛	從價 三〇%
フランネル其他起毛布	從價 二九・五〇
縮	從價 三〇%
摺織布	同 三〇%

レース布帛  
平織布

同	三〇%
生地のもの	同
百方米五疋五耗平方に於ける經緯の	同
絲數	同
十九迄	每百斤 三三・〇〇
二十七迄	同 三〇・〇〇
三十五迄	同 二五・〇〇
四十三迄	同 二〇・〇〇
其他	同 一七・〇〇
百方米十疋五耗平方に於ける經緯の	同 一七・〇〇
絲數	同
十九迄	每百斤 二〇・〇〇
二十七迄	同 一七・〇〇
三十五迄	同 一四・〇〇
四十三迄	同 一〇・〇〇
其他	同 八・〇〇
百方米二十疋五耗平方に於ける	同 八・〇〇
經緯の絲數	同
十九迄	每百斤 一三・〇〇
二十七迄	同 一〇・〇〇
三十五迄	同 八・〇〇
四十三迄	同 六・〇〇
其他	同 五・〇〇
百方米三十疋五耗平方に於ける	同 五・〇〇
經緯の絲數	同

紋織布及縮織布

十九迄	每百斤 二〇・〇〇
二十七迄	同 一七・〇〇
三十五迄	同 一四・〇〇
四十三迄	同 一〇・〇〇
其他	同 八・〇〇
百方米十疋五耗平方に於ける	同 八・〇〇
經緯の絲數	同
十九迄	每百斤 一四・〇〇
二十七迄	同 一〇・〇〇
三十五迄	同 八・〇〇
四十三迄	同 六・〇〇
其他	同 五・〇〇
百方米二十五疋五耗平方に於ける	同 五・〇〇
經緯の糸數	同
二十七迄	每百斤 一四・〇〇
三十五迄	同 一〇・〇〇

紡織關係品關稅定率











紡織關係品關稅定率

三八 金剛砂布	每百斤	七・五	絹製、絹入、金屬絲入、刺繡	從價	五〇%
三九 防水布	絹製又は絹入	從價	四〇%	其他	同
三〇 護謄入布及護謄紐類	幅八厘米以上	每百斤	五・三	絹、絹入、金屬絲、刺繡	同
	其他	同	同	其他	同
三四 手巾	綿製	每百斤	一四・〇〇	リボン、レース、小縁、平紐、丸紐、組紐類	從價
	亞麻製のもの	同	二八・〇〇	絹製、絹入、貴金屬、貴石等を加へし物	從價
	亞麻綿製	同	四〇%	模造貴石等を加へし物	從價
	絹製絹入	同	四〇%	其他	同
	其他	同	四〇%	其他	同
三五 浴巾	綿製	每百打	四・七〇	其他	同
	其他	同	三・七〇	其他	同
三六 旅靴(單製)	絹製絹入	每百斤	三三・〇〇	其他	同
	其他	同	二五・〇〇	其他	同
三九 テーブルクロス	綿、綿大麻製	每百斤	一四・〇〇	其他	同
	亞麻製	同	八・〇〇	其他	同
	毛、毛綿製	同	一三・〇〇	其他	同

第十類 衣類及同附屬品

本類中絹なる名稱は人造絹を包含するものとす

三七 ホース及機械用ベルチング	羽毛填充	每百斤	二四・〇〇	其他	同
	綿製	同	七・一〇	其他	同
	其他	同	同	其他	同
三八 濾過囊	其他	每百斤	四・五〇	其他	同
三九 瓦斯填充用囊	從價	從價	二〇%	其他	同
四〇 ガンニール囊	同	同	二〇%	其他	同
四一 故ガンニール囊	每百斤	二・五	無稅	其他	同
四二 襪	從價	同	同	其他	同
四三 別號に掲げざる布帛	從價	同	同	其他	同
四四 別號に掲げざる布帛製品	從價	同	同	其他	同
四五 別號に掲げざる布帛製品	從價	同	同	其他	同
四六 絹製絹入、貴金屬、貴石、刺繡	從價	同	同	其他	同
四七 其他	同	同	同	其他	同
四八 雨衣	絹、絹入	標準	稅率	其他	同
	其他	從價	五〇%	其他	同
四九 シャーツ、フロント、カラー、カフス	每百斤	三二・〇〇	同	其他	同
五〇 肌衣	同	一四・〇〇	同	其他	同
	メリヤス製	同	一六・〇〇	其他	同
	綿製	同	一六・〇〇	其他	同
	毛、毛綿	從價	二五%	其他	同
	絹、絹入	同	五%	其他	同
五三 襟飾	絹、絹入	同	同	其他	同
五四 肩掛及襟卷	絹製	每百斤	八五・〇〇	其他	同
	其他	同	五三・〇〇	其他	同
五五 手袋	革製	每百斤	四〇・〇〇	其他	同
	其他	同	一七・〇〇	其他	同
五六 足袋	綿、毛、毛綿	每百斤	三三・〇〇	其他	同
	亞麻、綿亞麻	同	一六・〇〇	其他	同
	絹、絹入	同	五〇%	其他	同
	其他	同	四〇%	其他	同
五七 飾	絹、絹入	每百斤	二・四〇	其他	同







東京市麴町區丸ノ内二ノ八

新洋朱子  
瓦斯毛朱子  
ポプリン  
四ツ綾

製造  
販賣

# 原町紡織株式會社

電話丸ノ内 (23)

一六二七番  
二八〇三番

## 世界の紡織諸團體

### 綿業關係

本稿は外電 綿業情報の參考を主眼とせるため本邦の綿業と關係の薄いものは省略した。

### 萬國紡織聯合會

英國マンチエスター ローヤル、エキスチエンヂ街に在り加盟國英獨・佛・伊・日・印・支を初め二十二ヶ國 米國は加盟して居らぬ。二年に一回棉花會議を 臨時委員會を開催 年二回世界棉花消費 紡績手持高を發表 日本代表は三井物産支店

### 英吉利紡績聯合會

所在地 會長萬紡共通 十四組合が加盟してゐる。

### 英國紡織同業會

マンチエスター エキスチエンヂ街 十六組合 七百名の會員を有す所屬鐘數五百萬鐘

### 李浦棉花取引所

世界の紡織諸團體

リバプール コットンエキスチエンヂビル内に在り 一九七三年創立 會員六百名以内 定期及現物取引を行ひ 米棉及埃及棉上場

### 英吉利綿糸同盟會

綿糸組合と稱せしもの 一九二七年創立 會員二二三名二千六十九萬鐘 米棉使用紡績の七六%を占む マンチエスターに在り

### 英國商務省

團體ではないが毎月綿糸布の輸出統計を發表する 當業者は有力な參考資料としてゐる

### 紐育棉花取引所

紐育にあり 設立一八七〇年九月法律で認められたのは一八七一年四月四日 會員四五〇席 日本側は日綿二 東綿二 江商一の席を有してゐる 取引は午前十時より午後三時迄 一ヶ年先の取引をする 但限月は毎月渡でなく左の例による  
一二月 3 5 7 10 12 月物

三四月	5 7 10 12 1 月物
五六月	7 10 12 1 3 月物
七九月	10 12 1 3 5 月物
一二月	12 1 3 5 7 月物
一二月	1 3 5 7 10 月物

定期取引のみで 一ヶ年の出来高は八、九千萬俵に上る  
現物相場は現物委員があつてサブナ・ニューオールレアンス・メンヒュス・ダラス・ヒューストン・モートウ・オース・ノーフォーク・モービー等を加へた十ヶ所の現物市場平均と紐育取引所の期近の値段を參照して決定す

毎週金曜日に集散統計を發表

### ニユーオールレアンス棉花取引所

一九一七年九月一九日認可株數二百非券五百株 取引員は一株以上を所有する者に限る 取引は午前九時より午後二時迄 時差の關係で紐育と同時刻 定期と現物を上場 一年の出来高四千萬俵内外 (ヘスター氏(書記長)の持越發表は著名であるが個人としての責任を負ふものである)

### チカゴ棉花取引所

一九二五年十二月一日認可 十二

月二十六日より正月限から開市 プレイメン及大阪三品と共に最近出来たものである。定期取引のみを上場してゐる

### 米國農務省

植付反別を七月八日 放棄反別及更正を九月と十二月に發表作柄割合を八月以降發表し更に收穫豫想を八月以降十二月まで毎月一日現在を八日に發表する實際の收穫豫想は十二月の物を云ふのでそれ以前の分は豫想の豫想である

### 米國商務省國勢調查局

八月より十二月まで毎月二回一月及三月一回新棉の繰上高を發表ランニングペールで最終繰上の時五百封度換算を發表す 毎月集散統計を發表 消費及輸出にはリントンを含み 紡績及荷造所の手持及運轉鐘數も發表する 八月中旬棉花年度の米棉需給統計を發表する

### 東印度棉花組合

(孟買棉花取引所)  
孟買棉花取引組合(白人經營)と孟買棉花取引所(土人經營のサツタ市場)の合併せるもの 午後五時



から開市 委員の席に限りはあるが四千八百留を納めると委員になれる 定期と現物を上場し 毎月印棉の孟買集統計を發表する

印度政府

七月下旬(又は八月中旬)第一回作付 十月中旬第二回作付 十二月中旬作付反別及收穫豫想 三月中旬最終の收穫豫想を發表する

亞歷山棉花取引所

會員組織 定期取引のみを上場限月は一ヶ年先 但連月制でなくサケルは九・十一・一・三・五・七の奇数月・アシニモは 十・十二・二・四・六・八の偶数月を受渡限月とする

亞歷山一般取引所

棉花のみならず外の商品も上場する現物取引所であるが 主として棉花の現物を上場してゐる 毎週集統計を發表する

埃及政府

埃及棉の作柄 收穫豫想を發表する

ブレイメン棉花取引所

戦前あつたが一時閉鎖 一九二三年頃から開市してゐる

上海紗布交易所

支那上海に在り 綿糸布の取引をする

華商紗廠聯合會

支那の紡績聯合會であつて邦人側は別に在華紡績聯合會を組織してゐる

右の外各國に紡績業 織物業 棉花 綿糸布商 従業員の組合や團體はあるが最初に述べた要項で省略する

大日本紡績聯合會

月報(月一回) 紡績事情参考書(年二回) 綿糸 綿布輸出旬報 綿糸生産 綿布生産 原棉消費 綿糸布輸出月報

棉花同業會

旬報 棉花輸入を主とせるもの 綿糸布輸出表も掲ぐ

商工省

綿織物生産高月報

蠶糸關係

米國生糸取引所

米國生糸取引所(ナショナル・ローシルク・エクスチェンヂ)は一九二八年五月創立され同年六月一日より紐育市ウォーター街六十番地グレース・ナショナル・バンク・ビルディングに事務所を設け同年五月十一日より愈々生糸の定期取引を開始した。取引所の要項左の如し

上場糸 全部日本生糸で品種は白十四中及白黄二十一中

取引限月 先物六ヶ月間

取引單位 買賣單位は五俵(内二十総を檢査糸として抽出すること)

格 黄 白十四中は六格、白黄二十一中は各二格

米國絹糸業協會

米國絹糸業協會は世界蠶糸界に於て最も有力なる斯業の研究調査機關にして毎月發表する米國の生糸集

散統計は頗る權威あり横濱市場の糸價を左右するに足るものにして米國內に於ける蠶糸絹物關係の調査機關完備し又斯界の宣傳機關としても有名である 毎年世界生糸の需給高を發表する

里昂蠶糸商組合

佛國里昂に在る里昂蠶糸商組合は世界蠶糸統計機關として毎年發表する世界蠶糸生産高は斯界の權威である

國際絹業聯合會

佛國巴里に在る國際絹業聯合會は佛國、伊國、瑞西、英國、西班牙、洪牙利、致須國等加名し毎年一回巴里に於て總會を開き蠶糸及絹物に關する諸問題を審議する

伊國蠶業國民調査機關

伊國未蘭に在る伊國蠶業國民調査機關は伊國蠶糸業の助長機關として活躍し農民に桑苗乃至蠶種を配付するなど斯業の發展向上に貢獻してゐる

支那の蠶糸團體

支那に於ける蠶糸團體としては上海の上海外人絹業協會及廣東の廣

東外人絹業協會あり何れも上海を中心とせる南支の蠶糸及絹物に關する調査研究機關である

商工省

絹織物及人絹織物の生産高を毎月一回發表する 絹織物を始め各織物 原料糸の生産高を毎年發表する

羊毛工業關係

本邦は日本羊毛工業會がある様に英・米・佛其他の國にも羊毛工業關係の團體はあるが 殆んど本邦の斯業と關係が無い。毛糸の公定水分にしても 羅紗の傷引にしても 本國の慣例を輸入業者を通じて適要して居ると云ふに過ぎぬ 本邦の斯業と關係の深いのは濠洲及英國の羊毛競賣市場であらう

濠洲羊毛競賣市場

(オークションと云つて居る) シドニーを主としブリスベン、アデレードの外各地にある、シドニーが最も大きく 他も大同小異であるからシドニーの状態を略述すると

ウールバイアリス、アツッセッション(買方組合)とウール、プロロー

世界の紡織諸團體

日本羊毛工業會

月一回羊毛工業關係統計を發表し年報を出し 隨時調査を發表してゐる

絹紡工業會

絹紡糸の生産高 富士絹紡糸等の輸出高を毎月一回發表

人絹關係

歐洲人絹カルテル

歐洲人絹カルテルは一九二五年末に於ける英國コートルツ社及獨逸گرانツストフ社の提携を動機として生れ 一九二七年一月二十六日に伊國スニヤ社がこの二社聯盟に加名し茲に歐洲三大會社のカルテルが締結されることとなつた其後間もなく白國アエービツツ社及佛國人絹團も之に加盟しエンカ社はコートルツ社と提携して間接にこの聯盟に加ふることとなつた世界的大會社が漸く國際的に提携するに至つた機運は既に人絹業が或程度の發達に到達して來たことを意味するものであらう

米國人絹協會

一九二九年十二月末米國人絹界の大頭株たるアメリカン・ウイスコイソ社の發起にてデューボン・レイオン社、インダストリアル・レイオン社、チユービツツ社及アメリカン・セラニース社等五大人絹會社の協會が成立した、本協會の目的は人絹工業全體を有機化せしめ單に生産販賣方面のみならず有ゆる部門に亘つて同業者の協力一致を圖らんとするにある

佛國のシンチケート

佛國內にある二十有餘の人絹會社はラ・ソア・アーツイフイツシエル社とド・ラ・ウイスコイソ社の統帥する二個のシンチケート團に依つて管理されてゐる

獨逸のトラスト

獨逸では一九二六年春以來最大人絹會社たるگرانツストフ社が生耳を執つてベンベルグ社、ケルン、ロツトワイル社及其他有力社と協力してトラストを組織し技術の交換、販賣の協定海外販路の開拓等を行つてゐる

日本人絹聯合會

毎月生産統計 貿易統計を發表してゐる



ブドーセル—英ネル—羅紗

# 山直毛織工場

愛知縣起町

年産壹千五百萬圓

# 尾州織物同業組合

愛知縣木曾川町

電話木曾川一番

## 綿業

### 大日本紡績聯合會

事務所 大阪市北區中ノ島江商ビル六階

委員長 阿部房次郎

委員 菊池 恭三  
津田 信吾  
持田 巽  
宮島清次郎  
大原孫三郎  
南 楠太郎  
寺田甚與茂  
文平  
利吉  
廣太  
八代祐太郎  
神坂靜太郎  
井上 篤之

理事 東京丸の内日本工業俱樂部内

主事 在華紡績聯合會

本部 支那上海黃浦灘路二四

委員長 武居 綾藏

總務 船津辰一郎

支部委員

青島 內外綿株式會社

滿州 滿州紡績株式會社

東京 富士瓦斯紡績株式會社

日清紡績株式會社

大阪 會 員 全 部

### 日本綿糸商組合聯合會

事務所 大阪市東區唐物町壹ノ四

委員長 伊藤竹之助

主任書記 瀧美 松榮

加盟團體 大阪綿糸商同盟會、東京綿糸商組合、名古屋綿糸商組合、京都綿糸商互盟會、濱松綿糸商組合、輸出綿糸布同業會

大阪綿糸商同盟會

事務所 東區唐物町一ノ四

幹事 伊藤忠商事株式會社

同 株式會社豐島商店

同 株式會社丸永商店

主任書記 瀧美 松榮

會長 日本棉花會社 山田 穆

理事 同 武内 尙一

同 東洋棉花會社 尾上 金吉

同 江商株式會社 永井幸太郎

同 日商株式會社 山村義市郎

理事 タタ 商會 高島 敏造

同 日瑞貿易會社 高島 敏造

同 ジャーデン、マゼン 商會

主任書記 エー・イー・ターバー 入江 鼎

又一株式會社 株式會社丸永商店 江商株式會社 宇治田英一

主任書記

東京綿糸商組合

事務所 東京市日本橋區堀江町三丁目一番地

幹事 伊藤忠商事株式會社東京支店 東洋棉花株式會社東京支店 株式會社日比谷商店 野澤 三郎

書記長

東京綿布商同盟會

事務所 東京市日本橋區堀江町三丁目一番地

幹事 伊藤忠商事株式會社東京支店 東洋棉花株式會社東京支店 株式會社八木商店東京出張所 株式會社日比谷商店

書記長 綿糸商組合書記長(兼)

京都綿布商同盟會

綿業



所在地 室町姉小路南  
設立 大正八年九月  
幹事長 伊吹合名會社  
副幹事 株式會社中田商店  
會計 株式會社藤瀨商店

名古屋綿糸商組合

幹事 遠山 孝三  
水野利三郎  
同 中區南吳服町名古屋織物  
卸賣同業組合内

名古屋綿布商同盟會

事務所 名古屋中區南吳服町一ノ

組合數 六  
役員 宮本物産合名會社

關東棉花聯合會

事務所 東京日本橋堀江町三ノ一  
幹事 西川庄六商店、合名會社  
小津商店棉花部、吉川仙  
藏商店、株式會社宗川商  
店、日比谷商店棉花部  
會計及會計監督 日比谷商店棉花  
部  
會員 三十一名

阪神棉花商一覽 (棉花同業會員)

大阪之部  
店名 所在地 代表者  
岩田保太郎商店 東區北久太郎町二丁目一八 岩田保太郎  
伊藤忠商事會社棉花部 同安土町二丁目五十一番地 伊藤忠兵衛  
株式會社半田輪行 西區本町二丁目八十番屋敷 半田寅之助  
日本棉花株式會社 北區中之島二丁目十番地 喜多又藏  
日商株式會社 同 同江商ビル四階 永井幸太郎  
日商貿易株式會社 東區北濱四丁目二六 小川トライヤ  
西川ブラザース 西區土佐堀大同ビル六階 山崎一保  
東洋棉花株式會社 東區高麗橋三丁目一番地 小津清左衛門  
小津武林起業株式會社 西區靱南通三丁目三七ノ一 玉木誠次郎  
大倉商事株式會社支店 東區釣鐘町二丁目一七八 武居綾藏  
内外綿株式會社 北區堂島北町四一番地 山本重藏  
山本重藏商店 西區立賣堀南通四丁目一

合名會社萬屋商店 東區橫堀一丁目一二 萬谷久右衛門  
江商株式會社 北區中之島二丁目二五 野瀨七郎平  
小石平次郎商店 西區京町堀通一丁目四七 小石平次郎  
小西喜三郎商店 北區中之島二丁目五六 小西喜三郎  
淺野物産株式會社支店 東區瓦町二丁目五五山口ビル 淺野總一郎  
株式會社雨宮商店 西區土佐堀船町二七 雨宮  
三商合資會社 東區備後町二丁目野村ビル 櫻井好一丸  
合資會社櫻井好一商店 北區堂島濱通一丁目一 藤田政治郎  
三進社藤田政治郎 西區土佐堀通一丁目三五 芝長五郎  
株式會社芝棉行 北區中之島二丁目江商ビル内 ゼ・ミユラ  
昭和棉花株式會社 西區土佐堀船町三八 上松悦郎  
日比谷商店支店 東區北久太郎町二丁目黒川ビル 河瀬魁  
神戸之部  
湯淺棉花株式會社 明石町明海ビル内 湯淺竹之助  
ジ・ドツサ商會(印) 京町七十六番館 シー・ビー・シヤマニイ  
エヌ・ジイ 伊藤町一〇六 デー・エヌ・ラダヤ  
ネザランド・ソサ商會(印) 東町百十三番館 湯淺卯三郎  
エジプト・ソサ商會(和) 三宮町三丁目六十五番 エー・エヌ・フテハリ  
エヌ・フテハリ・サンス(印) 地ノ一  
フクミチヤンド・ソサ(印) 中山手通三丁目十四番邸 プランラル・カビ  
ラムバガツツ商會(印) イ・フエズラ 三宮町三丁目二十六番地 イ・フエズラボーイ  
イ・フエズラ ボーイ(印) 仲町八十八番館 ビー・エル・スペンス  
合名會社 コーンス商會(英) 磯上通八丁目一三〇番地 エム・デイ・パニア  
ボーイ・カランシヤ 株式會社神戸支店(印) 江戸町九十三番地 アール・ビー・ダウエ  
ビル・マホメツド 合名會社(印) 有限責任ジャイデン 京町八十三番地 エー・イー・スミス  
マゼンソン商會(英)

東京の棉花商

店名 所在地 代表者  
日本棉花會社東京支店 日本橋通旅籠町傳馬ビル内 武富國太郎  
日商貿易會社東京出張所 麹町區丸之内有樂館内 近藤 亮  
東洋棉花會社東京支店 日本橋區新村木町二〇 仲谷芳藏  
江商株式會社東京出張所 日本橋區堀江町三丁目十番館内 山本猪平  
淺野物産會社棉花部 麹町區丸之内海上ビル内 野澤一平  
昭和棉花會社東京出張所 京橋區木挽町二ノ一二 牧 榮二  
日比谷商店棉花部 日本橋區新乘物町六 淺田 稠松

東京綿糸問屋

商店名 所在地 代表者  
伊藤忠商事東京支店 日、堀留町二ノ一 淵田 太郎  
株式會社岩崎商店 日、大傳馬町二ノ一八 岩崎治三郎  
株式會社長谷川商店 日、大傳馬町一ノ九 長谷川治郎兵衛  
日本棉花株式會社支店 日、通旅籠町傳馬ビル 武富國太郎  
東洋棉花株式會社支店 日、新村木町二〇 三矢勝次郎  
株式會社八木商店出張所 日、堀江町四ノ二 岡野良吉  
齊藤辨之助商店 日、堀江町一ノ七 齊藤辨之助  
株式會社三輪商店支店 日、大傳馬町一ノ六 伊藤 鐘三  
株式會社日比谷商店 日、新乘物町六 日比谷 新次郎  
合資會社野口商店出張所 京、鹽町二二 野口寅次郎

大阪綿糸問屋

店名 所在地 代表者  
伊藤忠商事株式會社 東區安土町二丁目 伊藤忠兵衛  
株式會社岩田常商店 同 北久太郎町二丁目 岩田常右衛門  
岩田商事株式會社 同 同 三丁目 岩田惣三郎  
日本棉花船場支店 同 南久太郎町二丁目 喜多又藏  
株式會社豐島商店 同 南本町二丁目 豐島 久七  
東洋棉花船場出張員 同 南本町二丁目 田崎 一保  
株式會社田附商店 同 東區南本町二丁目 田附政次郎  
株式會社竹村商店 同 北久太郎町一丁目 竹中 源助  
株式會社竹村商店 同 南本町一丁目 竹村 清太郎  
株式會社八木商店 同 南久太郎町二丁目 八木與三郎

京都綿糸問屋

店名 所在地 代表者  
今井六次郎商店 京都松原島九西 今井六次郎  
林駒次郎商店 京都寺ノ内小川西 林駒次郎  
大泰保之助商店 京都柳馬場高辻北 大泰保之助  
川村佐兵衛商店 京都大宮元誓願寺南 川村佐兵衛  
横田長左衛門商店 京都油小路松原北 横田長左衛門  
谷田清右衛門商店 京都大宮今出川南 谷田清右衛門  
株式會社長瀬商店 京都千本一條南 長瀬半次郎  
山本又藏商店 京都堺町五條東 山本 又藏  
山脇才松商店 京都一條大宮東 山脇才松  
前田平八商店 京都新町五條南 前田 平八



麻田半兵衛商店 京都立賣淨福寺西  
 青木周七商店 京都五條烏丸西  
 青木忠次郎商店 京都四條堀町西  
 合資會社旭商會 京都堀川今出川北  
 人見常五郎商店 京都綾小路烏丸西  
 森島源三郎商店 京都烏丸揚梅南  
 竹内辰吉商店 京都五條新町東  
 川越久吉商店 京都元誓願寺堀川西

名古屋綿糸商

糸彦合名會社 名古屋市中區末廣町一  
 伊藤忠商事株式會社支店 同 中區仲ノ町三  
 合名會社伊藤長七商店支店 同 西區傳馬町四  
 株式會社服部商店 同 東區宮町一  
 日本棉花株式會社支店 同 東區七間町五丁  
 合名會社遠山商店支店 同 西區下長者町二丁  
 東洋棉花株式會社支店 同 西區傳馬町六丁  
 株式會社山一商店支店 同 西區烏田町四丁  
 株式會社八木商店出張所 同 名古屋市中區西區之町三  
 株式會社丸永商店出張所 同 西區下長者町一丁  
 小島太左衛門支店 同 西區下長者町三丁  
 株式會社三綿商店 同 西區車町二丁目  
 水野合名會社 同 西區下長者町二丁  
 株式會社信友商店 同 西區傳馬町六丁目  
 鈴木善七商店 同 西區下長者町四丁目  
 丹下壽之助商店 同 西區傳馬町七丁目

濱松綿糸商

伊藤忠商事株式會社 同 二丁目  
 伊藤新商店合名會社 同 本町三丁目  
 岩友商店大阪支店(株) 同 北久太郎町二丁目  
 株式會社岩尾商店 同 北久太郎町二丁目  
 岩井商店株式會社 同 北久太郎町三丁目  
 市田喜商店合名會社 同 北久太郎町三丁目  
 伊藤秀商店 同 東區瓦町四丁目  
 伊吹合名大阪支店 同 北久太郎町三丁目  
 服部商店大阪支店 同 本町三丁目  
 合資會社濱口商店 同 淡路町一丁目  
 合資會社服部金商店 同 本町四丁目  
 日本棉花船場支店 同 備後町三丁目  
 西澤八三郎商店 同 備後町三丁目  
 株式會社富永商店 同 備後町二丁目  
 株式會社豐島商店 同 備後町二丁目  
 株式會社戶田猶商店 同 南本町三丁目  
 東洋棉花株式會社 同 高瀬橋三丁目  
 千嶋安兵衛商店 同 南本町四丁目  
 株式會社尾崎商店 同 南本町四丁目  
 岡田商店 同 北區老松町二丁目  
 株式會社帶谷商店支店 同 東區北久太郎町二丁目  
 和田哲夫商店 同 同 三丁目  
 株式會社和井田商店 同 同 三丁目  
 河崎助太郎商店 同 備後町四丁目  
 河田合名會社 同 備後町四丁目  
 河崎經吉商店 同 本町四丁目  
 河合合名會社大阪店 同 東區南本町三丁目  
 株式會社大五商店 同 備後町四丁目  
 株式會社竹村商店 同 南本町一丁目

綿業

麻田半兵衛 京都立賣淨福寺西  
 青木周七 京都五條烏丸西  
 青木忠次郎 京都四條堀町西  
 石田孝太郎 京都堀川今出川北  
 人見常五郎 京都綾小路烏丸西  
 森島源三郎 京都烏丸揚梅南  
 竹内辰吉 京都五條新町東  
 川越久吉 京都元誓願寺堀川西

株式會社服部商店濱松支店 濱松市田町  
 合名會社遠山商店濱松支店 同 板屋町  
 垣見商店 同 板屋町  
 株式會社山一商店濱松支店 同 板屋町  
 小島太左衛門濱松支店 同 板屋町  
 近藤商店 同 板屋町  
 株式會社三綿商店濱松支店 同 池町  
 水野合名會社濱松支店 同 池町  
 清水源四郎商店出張所 同 板屋町  
 株式會社信友商店濱松支店 同 板屋町  
 柴谷商店 同 板屋町  
 株式會社日比谷商店濱松出張所 同 田町

兩毛綿糸商(足利及佐野)

津久居商店 栃木縣佐野町  
 小島商店 同 同  
 合名會社寺岡商店 足利市通三丁目  
 川島商店 同 同  
 坂上商店 同 二丁目  
 石關商店 同 同  
 初谷商店 同 同  
 合資會社小泉商店 同 同  
 海老原商店 同 同  
 原田商店 同 同  
 株式會社伊藤萬商店 同 同  
 東區安土町四丁目

大阪綿布商一覽(大阪綿布同盟會會員)

伊藤忠商事株式會社 竹中源助  
 伊藤新商店合名會社 田附政次郎  
 岩友商店大阪支店(株) 田村駒次郎  
 株式會社岩尾商店 瀧義郎  
 岩井商店株式會社 高宮虎太郎  
 市田喜商店合名會社 高岡大吉  
 伊藤秀商店 多田和三郎  
 伊吹合名大阪支店 高瀬平治郎  
 服部商店大阪支店 高木靜太郎  
 合資會社濱口商店 根津清太郎  
 合資會社服部金商店 中村尙造  
 日本棉花船場支店 中山定次郎  
 西澤八三郎商店 宇佐見辰次郎  
 株式會社富永商店 野呂克藏  
 株式會社豐島商店 八木與三郎  
 株式會社戶田猶商店 山崎作次郎  
 東洋棉花株式會社 植木金松  
 千嶋安兵衛商店 阿部讀次郎  
 株式會社尾崎商店 不破榮次郎  
 岡田商店 松田清市  
 株式會社帶谷商店支店 奥村佐久三  
 和田哲夫商店 前川善助  
 株式會社和井田商店 野瀬七郎平  
 河崎助太郎商店 寺村庄三郎  
 河田合名會社 精谷武節  
 河崎經吉商店 北川惣三郎

株式會社竹中商店支店 同 北久太郎町一丁目  
 株式會社田附商店 同 南本町二丁目  
 株式會社田村駒商店 同 安土町四丁目  
 瀧合名會社支店 同 二丁目  
 株式會社高宮商店 同 一丁目  
 合名會社高岡商店 同 四丁目  
 合資會社多田利商店 同 東區本町三丁目  
 高瀬合名會社支店 同 瓦町四丁目  
 合名會社高木靜商店 同 本町四丁目  
 株式會社根津清商店 同 同 三丁目  
 合名會社中村尙商店 同 同 三丁目  
 中山織布大阪出張所 同 瓦町三丁目  
 株式會社佐見商店 同 南本町三丁目  
 野村圓治商店 同 谷町二丁目  
 合名會社野呂克商店 同 唐物町二丁目  
 株式會社八木商店 同 安土町四丁目  
 合名會社山作商店 同 南久太郎町二丁目  
 合資會社山本顯彌太商店 同 南久太郎町二丁目  
 株式會社山口商店 同 備後町四丁目  
 又一株式會社 同 南久太郎町二丁目  
 前田泰藏商店 同 瓦町五丁目  
 株式會社丸永商店 同 瓦町五丁目  
 松田清商店 同 南久太郎町二丁目  
 株式會社丸紅商店 同 備後町三丁目  
 前川織布株式會社 同 備後町三丁目  
 福井彌助商店 同 備後町三丁目  
 江商株式會社 同 谷町三丁目  
 合名會社寺庄商店 同 北區中ノ島三丁目  
 淺野物産大阪支店 同 東區安土町四丁目  
 北川株式會社 同 瓦町二丁目  
 同 備後町二丁目



株式會社三露商店	同	北久太郎町二丁目	三露久兵衛
株式會社芝川商店	同	高麗橋三丁目	芝川榮助
株式會社島商店	同	同 四丁目	小島省三
株式會社日比谷商店	同	西區土佐堀船町	上松悦郎
合資會社杉村商店	同	東區瓦町四丁目	杉村喜一

東京の綿布商 (東京綿布商同業會加盟)

商店名	所在地	代表者
伊藤忠商事東京支店	日、堀留町二ノ一	淵田太郎
日本棉花東京支店	日、通旅籠町傳馬ビル	武富國太郎
東洋棉花東京支店	日、新村木町二〇	三矢勝次郎
株式會社塚本商店	日、伊勢町八	塚本定右衛門
北村太次郎商店	日、新和泉町五	日比谷 新次郎
株式會社日比谷商店	日、新乘物町六	杉村友次郎
株式會社杉村商店	日、新村木町一	

京都綿布問屋

店名	營業所	代表者	支配人
細辻伊兵衛商店	京都三條烏丸東	細辻伊兵衛	諏訪源藏
株式會社中田商店	京都蛸薬師高倉角	中田與兵衛	中田佐久造
株式會社藤瀬商店	京都室町高辻北	藤瀬兵三郎	高田兵吉
瀧定合名會社商店	京都室町蛸薬師南		村瀬知彦
伊吹合名會社	京都烏丸佛光寺北	伊吹 平助	伊吹傳四郎
合名會社野村商店	京都松原室町東	野村久兵衛	
竹花嘉兵衛商店	京都不明門松原東	竹花嘉兵衛	篠内吉太郎
河合合名會社	京都烏丸四條北	河合忠二郎	
北村留吉商店	京都柳馬場三條南	北村 留吉	
森島源三郎商店	京都烏丸五條南	森島源三郎	
安森政造商店	京都佛光寺室町東	安森 政造	

紡績會社一覽

(昭和四年度の實績は)

社名	所在地	創立年月	公稱	本拂込	諸積	工場	職工數	リングミニール	撚糸	織機	綿糸生産高	綿布生産高
大日本紡績	兵庫縣	明治三六	三、〇〇〇	三、〇〇〇	四、四〇〇	三	三、七〇〇	七〇、三三三	一、九、六三三	八、四三三	二六、六〇〇	一五、一三三
東洋紡績	大阪市	大正三六	五、八五〇	五、八五〇	四、四九九	三	三、七〇〇	七〇、三三三	一、九、六三三	八、四三三	二六、六〇〇	一五、一三三
大阪合同紡	同	明治三一	一八、七〇〇	一八、七〇〇	一七、七〇〇	三	一四、三三三	四六、一八〇	三、九七九	四、五七九	三〇、〇八七	二八、〇三三
福島紡績	同	明治三五	八、〇〇〇	八、〇〇〇	三、七〇〇	九	三、三三三	三三、一〇〇	一、九、六三三	一、九、六三三	一五、一三三	一〇、〇三三
天滿紡績	同	明治三〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	二、三〇〇	二	二、五〇〇	九七、七七一	一、九、六三三	一、九、六三三	一五、一三三	一〇、〇三三
天滿紡績	同	大正九六	二、七〇〇	二、七〇〇	三、六	一	五、四三三	一五、九三三	一、九、六三三	一、九、六三三	一五、一三三	一〇、〇三三
山本紡績所	同	大正五〇	一〇〇	一〇〇	一	一	三、八八〇	一、九、六三三	一、九、六三三	一、九、六三三	一五、一三三	一〇、〇三三
大阪莫大小	同	明治四四	五、〇〇〇	五、〇〇〇	二、七〇〇	三	二、五〇〇	九、二二四	一、九、六三三	一、九、六三三	一五、一三三	一〇、〇三三
小津武林起業	同	明治三〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一七、七三三	二	八、九	三、三三〇	一、九、六三三	一、九、六三三	一五、一三三	一〇、〇三三
大和田紡績	同	大正五〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	五	一	四、六	二〇、四九六	一、九、六三三	一、九、六三三	一五、一三三	一〇、〇三三
大阪織物	堺市	明治三六	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三三	二	六、五	三三、七三三	一、九、六三三	一、九、六三三	一五、一三三	一〇、〇三三
錦華紡績	金澤市	大正一五	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、一〇〇	四	九、六	四九、八八〇	一、九、六三三	一、九、六三三	一五、一三三	一〇、〇三三
北泉紡績所	大阪府	大正三六	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	七、八七五	二	三、六〇〇	一七、九四〇	一、九、六三三	一、九、六三三	一五、一三三	一〇、〇三三
和泉紡績	同	明治四四	六、〇〇〇	六、〇〇〇	四、〇〇〇	二	七、七	一〇、〇〇〇	一、九、六三三	一、九、六三三	一五、一三三	一〇、〇三三
和泉紡績	同	大正元九	一、五〇〇	一、五〇〇	一、七〇〇	二	二、三	六、七七一	一、九、六三三	一、九、六三三	一五、一三三	一〇、〇三三
岸和田紡績	岸和田	明治三二	九、七〇〇	九、七〇〇	七、七〇〇	四	五、四九九	三〇、九四四	一、九、六三三	一、九、六三三	一五、一三三	一〇、〇三三
泉州織物	同	明治四一	二、〇〇〇	二、〇〇〇	七、七〇〇	四	一、二二二	二四、七〇〇	一、九、六三三	一、九、六三三	一五、一三三	一〇、〇三三
寺田紡績廠	大阪府	大正元二	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、七〇〇	一	七、三	三、六六六	一、九、六三三	一、九、六三三	一五、一三三	一〇、〇三三
貝塚紡績	同	明治四二	一、〇〇〇	一、〇〇〇	五〇〇	一	六、八	一〇、四八八	一、九、六三三	一、九、六三三	一五、一三三	一〇、〇三三
佐野紡績	同	大正九二	五、〇〇〇	五、〇〇〇	一、三三三	一	六、四	三〇、九三三	一、九、六三三	一、九、六三三	一五、一三三	一〇、〇三三
吉見紡績	同	大正三一	五、〇〇〇	五、〇〇〇	九〇〇	一	一、四	四、〇三三	一、九、六三三	一、九、六三三	一五、一三三	一〇、〇三三
大阪紡績	同	大正八九	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	一	八、七〇	三三、三〇〇	一、九、六三三	一、九、六三三	一五、一三三	一〇、〇三三
和歌山紡績	和歌山	明治三三	五、〇〇〇	五、〇〇〇	一、〇〇〇	八	四、一〇〇	二六、四七三	一、九、六三三	一、九、六三三	一五、一三三	一〇、〇三三
和歌山染工	同	大正六〇	一、五〇〇	一、五〇〇	五三	一	五、七	九、二二六	一、九、六三三	一、九、六三三	一五、一三三	一〇、〇三三
松田綿布	同	大正六二	一、〇〇〇	一、〇〇〇	五三	一	七、一	一六、二六四	一、九、六三三	一、九、六三三	一五、一三三	一〇、〇三三
紀陽織布	同	明治四三	四、八七五	四、八七五	一、〇〇〇	二	一、一	三、三三三	一、九、六三三	一、九、六三三	一五、一三三	一〇、〇三三
内海紡績	同	大正二九	二、五〇〇	二、五〇〇	〇	三	二、四九九	八、七、三三六	一、九、六三三	一、九、六三三	一五、一三三	一〇、〇三三
日出紡績	同	大正元六	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、九二六	四	三、三三三	一〇、五五六	一、九、六三三	一、九、六三三	一五、一三三	一〇、〇三三
日高紡績	同	大正九二	一、〇〇〇	一、〇〇〇	八九	一	七、〇	一、二、〇〇〇	一、九、六三三	一、九、六三三	一五、一三三	一〇、〇三三
辻紡績	京都市	大正〇三	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一三〇	三	三、〇	三九、八四四	一、九、六三三	一、九、六三三	一五、一三三	一〇、〇三三
正紡績	岡山縣	明治三五	一、〇〇〇	一、〇〇〇	四〇	一	六、九	四、八八〇	一、九、六三三	一、九、六三三	一五、一三三	一〇、〇三三







明治	資本	立金	工場	設備	織機	製糸	兼營
元	七、五六一	一四七	二、七六四	二、八五二	一、五三三	三、五七五	一、二七三
二	八、八〇〇	一五三	三、四四九	三、四四一	一、五七九	四、一七三	一、三三三
三	八、八〇〇	一五三	三、四四九	三、四四一	一、五七九	四、一七三	一、三三三
四	八、八〇〇	一五三	三、四四九	三、四四一	一、五七九	四、一七三	一、三三三
五	九、六〇〇	一六二	三、八〇〇	三、八〇〇	一、六〇〇	四、五〇〇	一、三三三

全國綿絲紡績會社資本及錘數一覽表

(大正元年以降) (大日本紡績聯合會調査)

期次	會社數	總額	拂込金	諸積立金	工場	錘	擔糸錘數	織機臺數
明治四十五年上期末現在	三	八、四四五、五〇〇	六、三三四、四三三	二、五五五、三〇〇	一	二、一〇五、七〇〇	三、四〇三	二〇、九三三
大正元年下期末現在	四	一〇、五〇〇、〇〇〇	七、八六六、四九五	三、六六六、三三四	一	二、二五〇、〇〇〇	三、七三四	二二、八九三
二年上期末現在	四	一〇、五〇〇、〇〇〇	八、五三三、九九九	三、二七六、九九九	一	二、三三七、九九九	三、八六三	二二、八九三
二年下期末現在	四	一〇、五〇〇、〇〇〇	八、五三三、九九九	三、二七六、九九九	一	二、三三七、九九九	三、八六三	二二、八九三

大正	資本	立金	工場	設備	織機	製糸	兼營
元	九、三三三、三三三	一四七	三、四四九	三、四四一	一、五七九	四、一七三	一、三三三
一	九、三三三、三三三	一四七	三、四四九	三、四四一	一、五七九	四、一七三	一、三三三
二	九、三三三、三三三	一四七	三、四四九	三、四四一	一、五七九	四、一七三	一、三三三
三	九、三三三、三三三	一四七	三、四四九	三、四四一	一、五七九	四、一七三	一、三三三
四	九、三三三、三三三	一四七	三、四四九	三、四四一	一、五七九	四、一七三	一、三三三

期次	會社數	總額	拂込金	諸積立金	工場	錘	擔糸錘數	織機臺數
三年上期末現在	四	一四、〇〇〇、〇〇〇	八、八七〇、七三三	五、四四四、二六八	一	二、五五五、三〇〇	三、五七五	二五、三三三
三年下期末現在	四	一四、〇〇〇、〇〇〇	八、八七〇、七三三	五、四四四、二六八	一	二、五五五、三〇〇	三、五七五	二五、三三三
四年上期末現在	四	一四、〇〇〇、〇〇〇	八、八七〇、七三三	五、四四四、二六八	一	二、五五五、三〇〇	三、五七五	二五、三三三
四年下期末現在	四	一四、〇〇〇、〇〇〇	八、八七〇、七三三	五、四四四、二六八	一	二、五五五、三〇〇	三、五七五	二五、三三三
五年上期末現在	四	一四、〇〇〇、〇〇〇	八、八七〇、七三三	五、四四四、二六八	一	二、五五五、三〇〇	三、五七五	二五、三三三
五年下期末現在	四	一四、〇〇〇、〇〇〇	八、八七〇、七三三	五、四四四、二六八	一	二、五五五、三〇〇	三、五七五	二五、三三三
六年上期末現在	四	一四、〇〇〇、〇〇〇	八、八七〇、七三三	五、四四四、二六八	一	二、五五五、三〇〇	三、五七五	二五、三三三
六年下期末現在	四	一四、〇〇〇、〇〇〇	八、八七〇、七三三	五、四四四、二六八	一	二、五五五、三〇〇	三、五七五	二五、三三三
七年上期末現在	四	一四、〇〇〇、〇〇〇	八、八七〇、七三三	五、四四四、二六八	一	二、五五五、三〇〇	三、五七五	二五、三三三
七年下期末現在	四	一四、〇〇〇、〇〇〇	八、八七〇、七三三	五、四四四、二六八	一	二、五五五、三〇〇	三、五七五	二五、三三三
八年上期末現在	四	一四、〇〇〇、〇〇〇	八、八七〇、七三三	五、四四四、二六八	一	二、五五五、三〇〇	三、五七五	二五、三三三
八年下期末現在	四	一四、〇〇〇、〇〇〇	八、八七〇、七三三	五、四四四、二六八	一	二、五五五、三〇〇	三、五七五	二五、三三三
九年上期末現在	四	一四、〇〇〇、〇〇〇	八、八七〇、七三三	五、四四四、二六八	一	二、五五五、三〇〇	三、五七五	二五、三三三
九年下期末現在	四	一四、〇〇〇、〇〇〇	八、八七〇、七三三	五、四四四、二六八	一	二、五五五、三〇〇	三、五七五	二五、三三三
十年上期末現在	四	一四、〇〇〇、〇〇〇	八、八七〇、七三三	五、四四四、二六八	一	二、五五五、三〇〇	三、五七五	二五、三三三
十年下期末現在	四	一四、〇〇〇、〇〇〇	八、八七〇、七三三	五、四四四、二六八	一	二、五五五、三〇〇	三、五七五	二五、三三三
十一年上期末現在	四	一四、〇〇〇、〇〇〇	八、八七〇、七三三	五、四四四、二六八	一	二、五五五、三〇〇	三、五七五	二五、三三三
十一年下期末現在	四	一四、〇〇〇、〇〇〇	八、八七〇、七三三	五、四四四、二六八	一	二、五五五、三〇〇	三、五七五	二五、三三三
十二年上期末現在	四	一四、〇〇〇、〇〇〇	八、八七〇、七三三	五、四四四、二六八	一	二、五五五、三〇〇	三、五七五	二五、三三三
十二年下期末現在	四	一四、〇〇〇、〇〇〇	八、八七〇、七三三	五、四四四、二六八	一	二、五五五、三〇〇	三、五七五	二五、三三三
十三年上期末現在	四	一四、〇〇〇、〇〇〇	八、八七〇、七三三	五、四四四、二六八	一	二、五五五、三〇〇	三、五七五	二五、三三三
十三年下期末現在	四	一四、〇〇〇、〇〇〇	八、八七〇、七三三	五、四四四、二六八	一	二、五五五、三〇〇	三、五七五	二五、三三三
十四年上期末現在	四	一四、〇〇〇、〇〇〇	八、八七〇、七三三	五、四四四、二六八	一	二、五五五、三〇〇	三、五七五	二五、三三三
十四年下期末現在	四	一四、〇〇〇、〇〇〇	八、八七〇、七三三	五、四四四、二六八	一	二、五五五、三〇〇	三、五七五	二五、三三三



期	末	會社數	資本金		諸積立金	工場	錠數		擦糸錠數	織機臺數
			總額	拂込高			リント	ミール		
同	十五年上期末現在	六	五五八、四六〇	五九四、四八二	三六、八七九	二四七	五、五七一	三、四〇〇	七〇、四〇〇	七四、九三三
同	昭和元年下期末現在	六	五九一、三七〇	三九一、三三〇	三三、一四九	二四七	五、六四四	三、〇〇〇	七九、六六八	七七、〇四三
同	二年上期末現在	六	五九一、三七〇	三九一、三三〇	三三、一四九	二四七	五、六四四	三、〇〇〇	七九、六六八	七七、〇四三
同	二年下期末現在	六	五九一、三七〇	三九一、三三〇	三三、一四九	二四七	五、六四四	三、〇〇〇	七九、六六八	七七、〇四三
同	三年上期末現在	六	五九一、三七〇	三九一、三三〇	三三、一四九	二四七	五、六四四	三、〇〇〇	七九、六六八	七七、〇四三
同	三年下期末現在	六	五九一、三七〇	三九一、三三〇	三三、一四九	二四七	五、六四四	三、〇〇〇	七九、六六八	七七、〇四三
同	四年上期末現在	七	五八八、六六六	四三〇、〇九八	三五七、四六六	二五九	六、四四五	四、六七四	八〇、九三三	八二、〇〇九
同	四年下期末現在	七	五八八、六六六	四三〇、〇九八	三五七、四六六	二五九	六、四四五	四、六七四	八〇、九三三	八二、〇〇九
同	四年下期末現在	七	五八八、六六六	四三〇、〇九八	三五七、四六六	二五九	六、四四五	四、六七四	八〇、九三三	八二、〇〇九

備考 大正十二年下期末現在以降の會社數には紡績聯合會未加盟紡績を含む

全國紡績會社營業成績表

(單位千圓、配當年率制) (大日本紡績聯合會調査)

期次及會社數	資本金	拂込高	立積	社債及借入金	固定資本	前線越金	當期純益金	當期配當金	當期積立金	後期繰越金	配當年率
明治四十年上半期(三五會社)	八三、三六四	五〇、九三三	一、九二〇	三、一六〇	四、七三三	一、五三三	二、〇〇六	八、六四八	五、〇〇〇	三、一五五	一、九七
同 四十年下半期(二七會社)	七五、一三一	五三、七五四	二、七六	五、〇八二	四、四七	一、五九	七、六九〇	五、六八	一、九二〇	三、六六	二、一五
同 四十一年上半期(二八會社)	八六、〇七六	五七、一九三	三、一〇〇	八、一〇一	五、二六	三、三三	三、三三	六、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一、一五
同 四十一年下半期(二七會社)	八五、六六六	五七、九五五	三、六四六	二、一〇七	五、二六	三、三三	三、三三	六、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一、一五
同 四十二年上半期(二七會社)	八五、八八六	五八、〇四一	三、〇七五	一、七三六	六、八三	一、七三	三、三三	三、三三	六、〇〇〇	三、〇〇〇	一、一五
同 四十二年下半期(二七會社)	九三、五五六	六〇、三三四	三、九〇〇	三、七六八	八、四五一	二、〇五	三、三三	三、三三	六、〇〇〇	三、〇〇〇	一、一五
同 四十三年上半期(二六會社)	九三、五五六	六〇、三三四	三、九〇〇	三、七六八	八、四五一	二、〇五	三、三三	三、三三	六、〇〇〇	三、〇〇〇	一、一五
同 四十三年下半期(二六會社)	八七、一八七	六二、四四一	三、八八七	二、四四五	九、九八〇	一、七〇	三、三三	三、三三	六、〇〇〇	三、〇〇〇	一、一五
同 四十四年上半期(二五會社)	八八、五八七	六三、四〇八	三、九一一	二、二三五	九、六二二	一、七〇	三、三三	三、三三	六、〇〇〇	三、〇〇〇	一、一五

同 四十五年上半期(二四會社)	八五、九七	六、八三九	三、七五二	三、〇七	九、六七四	二、〇八	三、三三	三、三三	六、〇〇〇	三、〇〇〇	一、一五
大正 元年下半期(二五會社)	九二、六八	六、四四九	三、八三四	三、〇八	九、四〇九	四、一三	八、三四	四、七五八	三、三三	五、〇六	一、一五
同 二年上半期(二六會社)	一〇〇、七五	七、七三三	三、〇〇九	三、〇五五	九、六三六	五、〇四	九、六三三	五、四三九	三、六三三	六、六三三	一、四四
同 二年下半期(二三會社)	一一〇、五八	八、三八二	三、三三四	二、四九四	一〇、四四	二、六六	六、六二七	九、四九一	六、〇八四	七、〇〇四	一、四四
同 三年上半期(二三會社)	一一三、三六	八、五八六	三、四八四	三、六四五	一一、三三〇	七、八八	八、六三三	六、九七三	一、三三	八、三三〇	一、三三
同 三年下半期(三一會社)	一二〇、〇六	八、三三三	三、五七四	二、六二七	一一、三〇七	八、八四	五、五六〇	六、三三三	一、七八	八、六七七	一、五五
同 四年上半期(三三會社)	一二七、四八	八、三三三	三、六三三	三、三九一	一二、三二五	七、三六	六、三三三	六、三三三	一、七八	八、六七七	一、五五
同 四年下半期(三三會社)	一〇六、九九	八、九三三	三、七三三	二、六二〇	一二、〇七	八、三〇	八、三〇	八、三〇	二、〇七	一〇、〇三七	一、九八
同 五年上半期(三二會社)	一一三、九三	九、七六	四、〇七	三、九三	一二、〇七	一〇、〇〇	三、六三三	二、三三	八、八〇七	一一、八四四	二、三三
同 五年下半期(三二會社)	一一五、〇五	一〇、〇〇九	四、一三三	三、七五	一二、〇七	九、三三	三、六三三	二、三三	八、八〇七	一一、八四四	二、三三
同 六年上半期(三二會社)	一二六、五三	一一、五九	四、一〇	三、七五	一二、〇七	九、三三	三、六三三	二、三三	八、八〇七	一一、八四四	二、三三
同 六年下半期(三三會社)	一三七、五三	一二、四四五	四、七〇	三、七五	一二、〇七	九、三三	三、六三三	二、三三	八、八〇七	一一、八四四	二、三三
同 七年上半期(三三會社)	一八九、九九	一三、五九	五、〇三	三、七五	一二、〇七	九、三三	三、六三三	二、三三	八、八〇七	一一、八四四	二、三三
同 七年下半期(三五會社)	一九七、七七	一四、三七	五、五九	三、七五	一二、〇七	九、三三	三、六三三	二、三三	八、八〇七	一一、八四四	二、三三
同 八年上半期(三八會社)	二一七、五七	一六、八六	六、一〇	三、七五	一二、〇七	九、三三	三、六三三	二、三三	八、八〇七	一一、八四四	二、三三
同 八年下半期(四六會社)	二二七、五七	一七、八六	六、一〇	三、七五	一二、〇七	九、三三	三、六三三	二、三三	八、八〇七	一一、八四四	二、三三
同 九 年上半期(五一會社)	二三三、三七	一八、〇〇	六、一〇	三、七五	一二、〇七	九、三三	三、六三三	二、三三	八、八〇七	一一、八四四	二、三三
同 九 年下半期(五一會社)	二三三、三七	一八、〇〇	六、一〇	三、七五	一二、〇七	九、三三	三、六三三	二、三三	八、八〇七	一一、八四四	二、三三
同 十年上半期(五七會社)	二四〇、七七	一九、六八	六、一〇	三、七五	一二、〇七	九、三三	三、六三三	二、三三	八、八〇七	一一、八四四	二、三三
同 十年下半期(五七會社)	二四〇、七七	一九、六八	六、一〇	三、七五	一二、〇七	九、三三	三、六三三	二、三三	八、八〇七	一一、八四四	二、三三
同 十一年上半期(六三會社)	二四六、一〇	二〇、九二	六、一〇	三、七五	一二、〇七	九、三三	三、六三三	二、三三	八、八〇七	一一、八四四	二、三三
同 十一年下半期(六〇會社)	二四三、四七	二〇、七三	六、一〇	三、七五	一二、〇七	九、三三	三、六三三	二、三三	八、八〇七	一一、八四四	二、三三
同 十二年上半期(五五會社)	二四〇、七七	二〇、九二	六、一〇	三、七五	一二、〇七	九、三三	三、六三三	二、三三	八、八〇七	一一、八四四	二、三三
同 十二年下半期(五五會社)	二四〇、七七	二〇、九二	六、一〇	三、七五	一二、〇七	九、三三	三、六三三	二、三三	八、八〇七	一一、八四四	二、三三



期次	會社數	資本金	拂込済資本金	諸積立金	社債及借入金	固定資本	固定資本	前期繰越金	当期純益金	当期配當金	当期積立金	後期繰越金	配當年率
同	十三年上半期(五〇會社)	四三、六五〇	三九、五七〇	三〇〇、七三三	六、〇六六	三五、八三三	五、六七	七、八八	三、八〇六	三、七五	五、八四九	三、〇三八	一、六三
同	十三年下半期(五二會社)	五〇、六三三	四四、六〇〇	三〇六、五九〇	四、三三三	三五、九九五	六、八三	七、五八	三、七六三	三、二〇三	六、四三〇	三、七九四	一、六三
同	十四年上半期(五一會社)	五〇、五五二	四四、六〇〇	三二一、二五一	五、〇五五	三五、〇五五	八、三六	七、七三	三、九〇五	三、九〇五	六、四七六	四、五八二	一、六四
同	十四年下半期(五一會社)	五〇、五五二	四四、六〇〇	三二一、二五一	五、〇五五	三五、〇五五	八、三六	七、七三	三、九〇五	三、九〇五	六、四七六	四、五八二	一、六四
同	十五年上半期(五〇會社)	五〇、八五二	四四、六〇〇	三三二、一七〇	七、一九八	三五、〇五五	五、五五九	七、六二六	三、七〇〇	三、七〇〇	五、八三三	三、八四五	一、五三
大正	十五年下半期(五〇會社)	四九、三六七	四三、七四五	三三四、〇三七	七、四九	三五、〇五五	四、四二	四、六六一	三、九七	三、九七	四、八五	四、三四五	一、四八
昭和	二年上半期(四九會社)	四七、三五五	四三、七四五	三三〇、三三五	七、八八	三五、〇五五	四、四二	四、六六一	三、九七	三、九七	四、八五	四、三四五	一、四八
同	二年下半期(五一會社)	四六、六〇五	四三、七四五	三三〇、三三五	七、八八	三五、〇五五	四、四二	四、六六一	三、九七	三、九七	四、八五	四、三四五	一、四八
同	三年上半期(五五會社)	五〇、九〇二	四六、六〇五	三三〇、三三五	七、八八	三五、〇五五	四、四二	四、六六一	三、九七	三、九七	四、八五	四、三四五	一、四八
同	三年下半期(五六會社)	四九、六四六	四六、六〇五	三三〇、三三五	七、八八	三五、〇五五	四、四二	四、六六一	三、九七	三、九七	四、八五	四、三四五	一、四八
同	四年上半期(五六會社)	五〇、三六六	四六、六〇五	三三〇、三三五	七、八八	三五、〇五五	四、四二	四、六六一	三、九七	三、九七	四、八五	四、三四五	一、四八
同	四年下半期(五六會社)	五〇、七二四	四六、六〇五	三三〇、三三五	七、八八	三五、〇五五	四、四二	四、六六一	三、九七	三、九七	四、八五	四、三四五	一、四八

紡績會社操業狀況 (大日本紡績聯合會調)

表中RはリングMはミュール、一馬力一時間石炭消費高は一付度單位

期次	社數	運轉鐘數		管糸出來高		一鐘量	綠棉	落風	石炭	使用實馬力	一馬力一時間	職工數
		R	M	R	M							
三、上	三、三五六	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇
三、下	三、三九六	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇
八、上	三、〇七三	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇

全國紡績會社兼營織布營業實況一覽表 (大日本紡績聯合會調査)

期次	社數	運轉鐘數		管糸出來高		一鐘量	綠棉	落風	石炭	使用實馬力	一馬力一時間	職工數
		R	M	R	M							
八、下	三、一八九	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇
九、上	三、三九四	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇
九、下	三、三〇四	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇
十、上	三、三〇三	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇
十、下	三、三〇三	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇
十一、上	三、三〇三	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇
十一、下	三、三〇三	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇
十二、上	三、三〇三	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇
十二、下	三、三〇三	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇
十三、上	三、三〇三	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇
十三、下	三、三〇三	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇
十四、上	三、三〇三	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇
十四、下	三、三〇三	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇
十五、上	三、三〇三	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇
十五、下	三、三〇三	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇	四、四七〇



期次	會社數	運轉臺數	織布出來高	原絲需要高	屑絲出來高
明治四十四年上半期	社	臺	一五,七七一	四,三〇九,八八八	一,三三四,九三三
大正元年下半期	社	臺	二〇,六三三	四,二八五,八二九	一,三三七,四六六
同 二年上半期	社	臺	二五,九七五	四,三三八,〇三四	一,五九,〇〇四
同 二年下半期	社	臺	三三,六三三	五,八二二,五三二	一,六四四,八七一
同 三年上半期	社	臺	四一,〇〇〇	六,一七〇,〇三三	一,六二一,八八二
同 三年下半期	社	臺	四七,七三三	六,一六〇,九三四	一,三三九,三五六
同 四年上半期	社	臺	五三,九五四	六,一七二,三三五	一,八八八,六八八
同 四年下半期	社	臺	六〇,四〇〇	六,三〇四,三三六	一,八八八,六八八
同 五年上半期	社	臺	六八,三三三	六,九一四,五五六	一,八八八,六八八
同 五年下半期	社	臺	七六,二六六	七,〇〇〇,〇〇〇	一,八八八,六八八
同 六年上半期	社	臺	八四,二〇〇	七,〇〇〇,〇〇〇	一,八八八,六八八
同 六年下半期	社	臺	九二,一三三	七,〇〇〇,〇〇〇	一,八八八,六八八
同 七年上半期	社	臺	一〇〇,〇六六	七,〇〇〇,〇〇〇	一,八八八,六八八
同 七年下半期	社	臺	一〇七,九九九	七,〇〇〇,〇〇〇	一,八八八,六八八
同 八年上半期	社	臺	一一五,九三二	七,〇〇〇,〇〇〇	一,八八八,六八八
同 八年下半期	社	臺	一二三,八六五	七,〇〇〇,〇〇〇	一,八八八,六八八
同 九年上半期	社	臺	一三一,七九八	七,〇〇〇,〇〇〇	一,八八八,六八八
同 九年下半年	社	臺	一三九,七三一	七,〇〇〇,〇〇〇	一,八八八,六八八

紡績會社製糸番手別相數一覽表 (最近五ヶ年) (大日本紡績聯合會調査) (單位: 相) (日本紡績通信社補訂)

番手	昭和四年 下半年	昭和四年 上半年	昭和三年 下半年	昭和三年 上半年	昭和二年 下半年	昭和二年 上半年	昭和元年 下半年	大正十五年 上半年	大正十四年 下半年	大正十四年 上半年
十手	一〇,七三三	一〇,七三三	一一,三五三	九,六七九	二,四九二	一八,六六七	二,八八二	一六,三五七	一七,三三四	一〇,六四七
十一手	一〇,七三三	一〇,七三三	一一,三五三	九,六七九	二,四九二	一八,六六七	二,八八二	一六,三五七	一七,三三四	一〇,六四七
十二手	一〇,七三三	一〇,七三三	一一,三五三	九,六七九	二,四九二	一八,六六七	二,八八二	一六,三五七	一七,三三四	一〇,六四七
十三手	一〇,七三三	一〇,七三三	一一,三五三	九,六七九	二,四九二	一八,六六七	二,八八二	一六,三五七	一七,三三四	一〇,六四七
十四手	一〇,七三三	一〇,七三三	一一,三五三	九,六七九	二,四九二	一八,六六七	二,八八二	一六,三五七	一七,三三四	一〇,六四七
十五手	一〇,七三三	一〇,七三三	一一,三五三	九,六七九	二,四九二	一八,六六七	二,八八二	一六,三五七	一七,三三四	一〇,六四七
十六手	一〇,七三三	一〇,七三三	一一,三五三	九,六七九	二,四九二	一八,六六七	二,八八二	一六,三五七	一七,三三四	一〇,六四七
十七手	一〇,七三三	一〇,七三三	一一,三五三	九,六七九	二,四九二	一八,六六七	二,八八二	一六,三五七	一七,三三四	一〇,六四七
十八手	一〇,七三三	一〇,七三三	一一,三五三	九,六七九	二,四九二	一八,六六七	二,八八二	一六,三五七	一七,三三四	一〇,六四七
十九手	一〇,七三三	一〇,七三三	一一,三五三	九,六七九	二,四九二	一八,六六七	二,八八二	一六,三五七	一七,三三四	一〇,六四七
二十手	一〇,七三三	一〇,七三三	一一,三五三	九,六七九	二,四九二	一八,六六七	二,八八二	一六,三五七	一七,三三四	一〇,六四七

番手	昭和四年 下半年	昭和四年 上半年	昭和三年 下半年	昭和三年 上半年	昭和二年 下半年	昭和二年 上半年	昭和元年 下半年	大正十五年 上半年	大正十四年 下半年	大正十四年 上半年
十手	一〇,七三三	一〇,七三三	一一,三五三	九,六七九	二,四九二	一八,六六七	二,八八二	一六,三五七	一七,三三四	一〇,六四七
十一手	一〇,七三三	一〇,七三三	一一,三五三	九,六七九	二,四九二	一八,六六七	二,八八二	一六,三五七	一七,三三四	一〇,六四七
十二手	一〇,七三三	一〇,七三三	一一,三五三	九,六七九	二,四九二	一八,六六七	二,八八二	一六,三五七	一七,三三四	一〇,六四七
十三手	一〇,七三三	一〇,七三三	一一,三五三	九,六七九	二,四九二	一八,六六七	二,八八二	一六,三五七	一七,三三四	一〇,六四七
十四手	一〇,七三三	一〇,七三三	一一,三五三	九,六七九	二,四九二	一八,六六七	二,八八二	一六,三五七	一七,三三四	一〇,六四七
十五手	一〇,七三三	一〇,七三三	一一,三五三	九,六七九	二,四九二	一八,六六七	二,八八二	一六,三五七	一七,三三四	一〇,六四七
十六手	一〇,七三三	一〇,七三三	一一,三五三	九,六七九	二,四九二	一八,六六七	二,八八二	一六,三五七	一七,三三四	一〇,六四七
十七手	一〇,七三三	一〇,七三三	一一,三五三	九,六七九	二,四九二	一八,六六七	二,八八二	一六,三五七	一七,三三四	一〇,六四七
十八手	一〇,七三三	一〇,七三三	一一,三五三	九,六七九	二,四九二	一八,六六七	二,八八二	一六,三五七	一七,三三四	一〇,六四七
十九手	一〇,七三三	一〇,七三三	一一,三五三	九,六七九	二,四九二	一八,六六七	二,八八二	一六,三五七	一七,三三四	一〇,六四七
二十手	一〇,七三三	一〇,七三三	一一,三五三	九,六七九	二,四九二	一八,六六七	二,八八二	一六,三五七	一七,三三四	一〇,六四七



種類別	昭和四年		昭和三年		昭和二年		昭和元年		大正十五年	
	下半年	上半年	下半年	上半年	下半年	上半年	下半年	上半年	下半年	
天竺布	五,〇〇,〇〇〇	八,〇〇,〇〇〇	四,〇〇,〇〇〇	六,〇〇,〇〇〇	五,〇〇,〇〇〇	八,〇〇,〇〇〇	四,〇〇,〇〇〇	六,〇〇,〇〇〇	五,〇〇,〇〇〇	八,〇〇,〇〇〇
粗布	八〇,七九,八七八	七六,六七,二六六	六〇,四七,八〇〇	七〇,七四,〇〇〇	五,八九,三三三	九,五九,〇〇〇	四,〇〇,〇〇〇	六,〇〇,〇〇〇	五,〇〇,〇〇〇	八,〇〇,〇〇〇
金巾	一,二五〇,〇〇〇	八八〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	四,〇〇,〇〇〇	五,七五,〇〇〇	一〇,〇〇,〇〇〇	六,〇〇,〇〇〇	八,〇〇,〇〇〇	五,〇〇,〇〇〇	七,〇〇,〇〇〇
並厚	六,五五七,八七二	八七,八〇,〇〇〇	八,〇〇,〇〇〇	七,〇〇,〇〇〇	五,三〇,〇〇〇	九,〇〇,〇〇〇	六,〇〇,〇〇〇	八,〇〇,〇〇〇	五,〇〇,〇〇〇	七,〇〇,〇〇〇
二並	三,三九〇,五五九	二七,〇〇,〇〇〇	二,〇〇,〇〇〇	三,〇〇,〇〇〇	二,〇〇,〇〇〇	三,〇〇,〇〇〇	二,〇〇,〇〇〇	三,〇〇,〇〇〇	二,〇〇,〇〇〇	三,〇〇,〇〇〇
三並	一,九二四,六五五	一七,五〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	二,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	二,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	二,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	二,〇〇,〇〇〇
片綾	三九,七四八,五〇〇	三〇,八三三,六四〇	三〇,三三三,七五〇	三九,〇〇〇,〇〇〇	三九,〇〇〇,〇〇〇	三九,〇〇〇,〇〇〇	三九,〇〇〇,〇〇〇	三九,〇〇〇,〇〇〇	三九,〇〇〇,〇〇〇	三九,〇〇〇,〇〇〇
細綾	五三,八七五,四九九	五三,八九九,六三三	五三,八七一,一〇〇	五三,八七一,一〇〇	五三,八七一,一〇〇	五三,八七一,一〇〇	五三,八七一,一〇〇	五三,八七一,一〇〇	五三,八七一,一〇〇	五三,八七一,一〇〇
雲齋	一,四〇二,三三三	二,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
鼠雲齋	一〇九,九二〇	一五三,〇六六	一〇九,九二〇	一五三,〇六六	一〇九,九二〇	一五三,〇六六	一〇九,九二〇	一五三,〇六六	一〇九,九二〇	一五三,〇六六
葛城織	一〇九,九二〇	一五三,〇六六	一〇九,九二〇	一五三,〇六六	一〇九,九二〇	一五三,〇六六	一〇九,九二〇	一五三,〇六六	一〇九,九二〇	一五三,〇六六
生薄織	六二,三三六	一〇九,七五三	六二,三三六	一〇九,七五三	六二,三三六	一〇九,七五三	六二,三三六	一〇九,七五三	六二,三三六	一〇九,七五三
薄織	一〇九,九二〇	一五三,〇六六	一〇九,九二〇	一五三,〇六六	一〇九,九二〇	一五三,〇六六	一〇九,九二〇	一五三,〇六六	一〇九,九二〇	一五三,〇六六
綿糸	三三,二七六,八一	一,三三九,四三〇	三三,二七六,八一	一,三三九,四三〇	三三,二七六,八一	一,三三九,四三〇	三三,二七六,八一	一,三三九,四三〇	三三,二七六,八一	一,三三九,四三〇
厚木生	一,七三二,一七四	一,三三九,四三〇	一,七三二,一七四	一,三三九,四三〇	一,七三二,一七四	一,三三九,四三〇	一,七三二,一七四	一,三三九,四三〇	一,七三二,一七四	一,三三九,四三〇
小織	三九,一八六	三,七〇七,〇七〇	三九,一八六	三,七〇七,〇七〇	三九,一八六	三,七〇七,〇七〇	三九,一八六	三,七〇七,〇七〇	三九,一八六	三,七〇七,〇七〇

一五一

番手	昭和四年		昭和三年		昭和二年		昭和元年		大正十五年		大正十四年		大正十三年	
	下半年	上半年	下半年	上半年	下半年	上半年	下半年	上半年	下半年	上半年	下半年	上半年	下半年	
十四手	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇
十三手	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇
十二手	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇
十一手	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇
十手	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇
九手	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇
八手	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇
七手	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇
六手	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇
五手	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇
四手	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇
三手	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇
二手	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇
一手	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇
計	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇	一,三三三	一,〇〇〇

一五〇